

官報

昭和六十三年十一月十六日

○第百十三回 衆議院會議録 第十六号

昭和六十三年十一月十六日(水曜日)

議事日程 第十三号

昭和六十三年十一月十六日

午前一時開議

第一 地方自治法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第二 昭和六十年度一般会計歳入歳出決算
昭和六十年度特別会計歳入歳出決算
昭和六十年度国税収納金整理資金受払
計算書

第三 昭和六十年度政府関係機関決算書
昭和六十年度国有財産増減及び現在額
總計算書

第四 昭和六十年度国有財産無償貸付状況總
計算書

第五 畜産物の価格安定等に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出)

第六 肉用子牛生産安定等特別措置法案(内
閣提出)

第七 遊漁船業の適正化に関する法律案(農
林水産委員長提出)

第八 行政機関の保有する電子計算機処理に
係る個人情報保護の保護に関する法律案
(第百十二回国会、内閣提出)

第九 統計法及び統計報告調整法の一部を改
正する法律案(第百十二回国会、内閣
提出)

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号

税制改革法案外五案

第十 行政機関の休日に関する法律案(内閣
提出)
第十一 一般職の職員の給与等に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)
第十二 税制改革法案(内閣提出)
第十三 所得税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)
第十四 消費税法案(内閣提出)
第十五 地方税法の一部を改正する法律案(内
閣提出)
第十六 消費税法案(内閣提出)
第十七 地方交付税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第十二 税制改革法案(内閣提出)
日程第十三 所得税法等の一部を改正する法律
案(内閣提出)
日程第十四 消費税法案(内閣提出)
日程第十五 地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)
日程第十六 消費税法案(内閣提出)
日程第十七 地方交付税法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

午後一時三十七分開議

○議長(原健三郎君) これより會議を開きます。

○自見庄三郎君 日程第一ないし第十一は延期さ
れることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異
議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、日程第一ないし第十一は延期するに決し
ました。

日程第十二 税制改革法案(内閣提出)

日程第十三 所得税法等の一部を改正する法
律案(内閣提出)

日程第十四 消費税法案(内閣提出)

日程第十五 地方税法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

日程第十六 消費税法案(内閣提出)

日程第十七 地方交付税法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君)

日程第十二、税制改革法案、
日程第十三、所得税法等の一部を改正する法律案、
日程第十四、消費税法案、日程第十五、地方税法
の一部を改正する法律案、日程第十六、消費税法
案、日程第十七、地方交付税法の一部を改正
する法律案、右六案を一括して議題といたしま
す。

委員長の報告を求めます。税制問題等に関する
調査特別委員会理事海部俊樹君。

税制改革法案及び同報告書

所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告
書

消費税法案及び同報告書

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書
消費税法案及び同報告書
地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報
告書

〔本号末尾に掲載〕

〔海部俊樹君登壇〕

○海部俊樹君 ただいま議題となりました六法律
案につきまして、税制問題等に関する調査特別委
員会における審査の経過及び結果を御報告申し上
げます。

今回の六法律案の提出の前提となる税制改革の
目指すものは、現行税制が昭和二十四年のシャウ
プ勧告にその基礎を置き、著しく変化した現在の
経済社会に適合してないため、来るべき二十一
世紀の展望を踏まえながら、国民の税に対する不
公平感を払拭し、所得、消費、資産等に対する課
税を適切に組み合わせることに伴って均衡がとれ
た税体系を新たに構築するための抜本的改革なの
であります。

初めに、六法律案の概要について申し上げます。

まず、税制改革法案は、今次改革の趣旨、基本
理念及び方針を明らかにし、かつ、簡潔にその全
体像を示すことなどを主な内容としております。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案は、
第一に、所得税では中堅所得者、特に給与所得
者に対して思い切った税負担の軽減を行うとともに

に、中低所得者の税負担の軽減を図る見地や福祉
政策等の見地から必要な措置を講ずることとして
おります。そして、株式等のキャピタルゲイン課
税は原則課税とするなど、税負担の公平を確保す
るため必要な措置を講ずることとしております。

第二に、法人税は、国際的視点に立つて経済の
活性化を図るため、税率の引き下げを行うとともに
に、税負担回避の防止などの観点から必要な改正
を行うこととしております。

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 税制改革法案外五案

第三に、相続税は、最近の地価高騰の状況などを踏まえ、減税を行うほか、税負担の回避を防止するため必要な改正を行うこととしております。また、贈与税について、税率の緩和を行うこととしております。

第四に、酒税は、従価税率、級別制度を廃止するなど酒税制度の簡素合理化を図るとともに、各種酒類の税負担水準を見直し、その格差を縮小した上、消費税相当分の引き下げを行うこととしております。

第五に、その他の間接税等につきましては、まず、たばこ消費税は、現行の税負担水準を維持しつつ消費税との負担の調整を行うこととし、石油税、取引所税、有価証券取引税、印紙税につきまして所要の改正を行うこととしております。

次に、消費税法は、今次税制改革の一環として消費税を創設しようとするものでありまして、第一に、納税義務者は、国内の場合は課税資産の譲渡等を行った事業者、課税貨物の場合はその貨物を保税地域から引き取る者としております。

第二に、非課税取引は、消費税の性質上課税することが適当でないもの、例えば土地の売買、金利支払いなどのほか、消費に広く負担を求めるといふこの税の性格から、社会保険医療、教育、社会福祉の一部のみとしております。

第三に、税率は、百分の三としております。第四に、課税の累積を排除するための仕入れ税額控除は、納税義務の負担を負う事業者の便宜に配慮して、帳簿上の記録や請求書等に基づき計算する方式を採用しております。

第五に、中小零細事業者の事務負担等に配慮し、年間課税売上高が三千万円以下の事業者について納税義務を免除するほか、年間課税売上高が六千万円未満の事業者については、免税業者とのバランスを考慮し、納付税額の一部を軽減する限界控除制度を、年間課税売上高が五億円以下の事業者については、売り上げのみから納付税額を計算する簡易課税制度の選択を認めることとしております。

第六に、消費税の申告、納付等は原則として、個人事業者にあつては暦年、法人にあつては事業年度を課税期間とし、課税期間終了後二ヶ月以内に申告し、納付することとしております。また、中間申告及び納付の制度を設けております。

第七に、消費税導入に伴い、砂糖消費税、物品税、トランプ類税、入場税、通行税の五税目は廃止することとしております。

第八に、消費税が円滑、適正に転嫁されるための環境づくりの一環として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正を行うこととしております。

次に、地方税法の一部を改正する法律案は、まず、個人住民税につきまして、所得税の改正と同様の趣旨から所要の改正を行うこととしております。また、消費税の創設に伴い、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税について所要の調整を行うほか、不動産取得税について負担の軽減措置を講ずることとしております。さらに、消費税の創設に伴い、電気税、ガス税及び木材引取税の三税目は廃止することとしております。

次に、消費税と税法案については、地方公共団体の財源の安定的な確保に資するため、消費税と税を創設しようとするものであります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案は、消費税を地方交付税の対象税目とするため所要の改正を行うとするものであります。

以上の各案につきましては、九月二十二日宮澤大蔵大臣及び堀山自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、十月六日から質疑に入り、不公平税制に係る質疑、リクルート問題に係る質疑、税制に関する基本構想に係る質疑、総括質疑など順次質疑を進め、十一月十日質疑を終了いたしました。

この間、十月十二日には参考人に対する病床質問を行い、十一月八日には公聴会を、また十一月九日にはいわゆる地方公聴会を開催し、慎重な審査を行いました。当特別委員会が設置されて以来、開会回数は二十一回に、その総審査時間は約九十六時間半に達しております。

その主な質疑内容を申し上げますと、税制改革に当たっての基本理念、改正の手法、方法、現行税制における各種不公平の是正、消費税の税率の歯どめ、逆進性、課税ベース、簡易課税制度・帳簿方式採用については是非、円滑、適正な転嫁の実現など消費税に関する諸問題、石油関係諸税の単純併課の問題、生活保護世帯等真に手を差し伸べるべき方々に対する配慮、地方財政に対する配慮、所得税及び法人税の減税の必要性、現行間接税の抜本的改革の必要性、行財政改革の推進の必要性、福祉ビジョンの確立の必要性、リクルート問題の解明などでありました。

かくして、質疑は終了いたしましたのであります。が、税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案、消費税法案、地方税法の一部を改正する法律案に對しまして、加藤六月君外一名から自由民主党提案に係る修正案がそれぞれ提出されました。修正案の内容は、上場等の日以前に取得した株式等に係る譲渡所得課税の強化などを行うとするものでありまして、その詳細は委員會議録等に譲ることといたします。

次いで、各案について採決いたしましたところ、修正案の提出された四案については、いずれも修正議決すべきものと決し、消費税と税法案及び地方交付税法の一部を改正する法律案は、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 六案中、日程第十二、第十三及び第十五の三案に對しては、それぞれ渡辺美智雄君外一名から、成規により修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨弁明を許します。野田毅君。

税制改革法案に対する修正案

所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

〔野田毅君登壇〕

○野田毅君 ただいま議題となりました税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案、以上三案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨とその内容を御説明申し上げます。

まず、税制改革法案に対する修正案について申し上げます。

第一に、消費税の転嫁に関する規定について、消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する事業者の義務を明確化するとともに、国は事業者が取引に際し課せられる消費税の額が明らかとなる措置を講ずる場合をも踏まえ必要な施策を講ずるものとするなど、国の義務を明確化することとしたしております。

第二に、消費税になじみの薄い我が国の現状を踏まえ、国税当局においては、昭和六十四年九月三十日まで、その執行に当たり、広報、相談及び指導を中心として弾力的運営を行うものとする旨の規定を設けることとしたしております。

第三に、消費税の中小事業者の事務負担等に配慮した小規模事業者に係る免税措置、簡易課税制度等の諸措置については、納税者の事務負担、消費税の転嫁の状況、納税者の税負担の公平の確保の必要性等を踏まえ、消費税の仕組みの定着状況等を勘案しつつ、その見直しを行うものとする規定を設けることとしたしております。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案について申し上げますと、

第一に、年齢七十歳以上の障害者である控除対象配偶者または扶養親族を老人控除対象配偶者または老人扶養親族に含めることとするほか、同居特別障害者の特別控除額について、政府案の二十万円を三十万円に改めることとしたしております。この結果、寝たきり老親を在宅で介護している場合の老人に係る控除額は現行八十万円、政府案九十万円が百二十万円と大幅に引き上げられることとなります。

第二に、退職所得に係る退職所得控除額について、勤続年数二十年以下である場合の一年当たりの控除額を四十万円に、勤続年数二十年を超える場合のその超える一年当たりの控除額を七十万円に改めることとしたしております。この結果、勤続三十年の勤労者の退職金の非課税限度額は、現行千円から千五百万円へと、大幅に引き上げられることとなります。

その他、所要の整備を行うこととしたしております。

なお、この修正による所得税の減税規模は約千四百億円と見込まれております。

最後に、地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案について申し上げますと、この修正案は、さきに述べました所得税法等の一部を改正する法律案の修正に伴い、所要の規定の整備を行うものとなっております。

以上が各修正案の概要であります。

何とぞ、御賛成賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 質疑の通告があります。順次これを許します。宮地正介君。

〔宮地正介君登壇〕

○宮地正介君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となっております消費税法案を初めとした税制改革六法案並びに同修正案について、総理並びに関係大臣に質問を行うものであります。

総理は、今回の税制改革の目的について、均衡のとれた税体系を二十一世紀に向かって構築することにあると述べられ、再三にわたり国民の理解を求められてまいりました。ところが、各種の世論調査等に見られる国民の声は、消費税導入には強い反対を示しております。リクルート疑惑の問題が明るみに出て以来、この傾向はさらに強まっているのであります。

去る十日に政府・自民党が衆議院税制問題等調査特別委員会において行った税制改革六法案の単独強行採決は、総理が国民に理解を求めた姿勢とはおおよそかけ離れたものであり、まさに議会制民主主義を踏みにじる暴挙であります。

私たちは、混乱を深めるリクルート疑惑を解明するために、証人喚問と資料公開を強く要求いたしました。この二つの要件は疑惑解明のためのかぎであるからであります。私たちの粘り強い要求によって二十一日に証人喚問が実施することが決定し、また、すべてのリクルート株の譲渡先が資料として提出されたのであります。この二つの実現は、リクルート疑惑解明の大きな突破口を切り開いたものと言ってよく、大きな意義があり、引き続き徹底的に究明していく決意であります。

そこで、法務大臣に伺いますが、リクルート疑惑真相解明のために指揮権を発動しないと国会で再々答弁をしておりますが、その決意は今後とも変わらないのか。このたびの資料の信憑性についてはどのように受けとめておられるのか。また、近い将来国政調査権に協力し全容解明に協力するとの発言が昨夜ありましたが、その決意を伺いたないのであります。

さて、具体的な質問に入りますが、第一は、消費税にかかわる問題であります。

言うまでもなく、私たちはあくまでも消費税の導入については反対であります。それは、総理自身

身が七つの懸念を示されたように、消費税には多くの問題があるからであります。

私が強く懸念を持っているのは、消費税の税率の引き上げであります。大蔵省が法律案決定直前まで五％の税率に固執していたことは周知のとおりであります。また、高齢化社会への移行を考え合わせると、近い将来における税率の引き上げは必至であると思わなければなりません。税率の引き上げについて、総理は国会の議決を得ると答弁しているのではありませんか、これは法律に基づくという当然のことを述べているにすぎないのであります。

総理、具体的に税率の引き上げはやらないことを明確に断言すべきであります。決意を伺いたないのであります。

また、総理は、所得税のかわらない人に過重な負担になると懸念を示されました。我々も、この点に強い懸念を持っております。

本日、公明党の主張により、寝たきり老人にかかわる扶養控除が、現行八十万円から百二十万円に大幅に引き上げられることが決定いたしました。このことは、寝たきり老人を抱える家庭に大きく寄与できるものだと思います。

さらに、私たちは、今後特に大きな課題となる寝たきり老人対策について、国会質疑を通じてその実施を迫ってまいりました。ここで、次の各点について具体的に伺いたいと思います。

第一番目は、寝たきり老人対策総合プランの策定であります。この寝たきり老人対策総合プランの策定によって寝たきり老人対策を総合的、体系的に展開すべきだと思いますが、策定の用意があるのかどうか。

第二番目は、在宅介護体制強化であります。今後三年間の緊急措置として、ホームヘルパー現行二万七千人を五万人に増員、ショートステイ二千五百ベッドを一万ベッドに増大、デイサービス二千五百カ所をそれぞれ実現すると自民党幹事長は先ほど公明党に確約をされました。これは画期的

なことであり、政府の決意を明確に示していただきたいのであります。

第三番目は、特別養護老人ホームの拡充についてどのように取り組まれるのかでございます。

第四番目に、老人介護手当の支給についてであります。来年度予算において、年収三百万円以下の世帯の寝たきり老人に対して月額五万円の老人介護手当を支給する確約を自民党幹事長は公明党に確約されましたが、政府の決意を伺いたないのであります。

以上の各点につき、総理の明確な答弁を求めるのであります。

総理の示された七つの懸念は、以上述べたほか、地方財政への負担の問題、物価上昇、インフレ懸念の問題、中小企業等の事務負担の増大の問題等々、今なおそのままだに存在しているのではありません。それぞれについての総理の懸念を解消するための具体策を明確に示していただきたいのであります。

私は、この解消は困難と見ざるを得ません。そこで、百歩譲っても、消費税導入の時期について大幅に延期し、消費税の持つ懸念を解消するためあらゆる努力を払うべきであると思います。総理の決断を求めるものであります。

第二は、不公平税制の是正、中でも資産課税の適正化についてであります。

政府は、今回の税制改革について、所得、消費、資産の間で均衡のとれた安定的な税体系を構築すると称しておりますが、実際は、資産課税の適正化にはほとんど手がつけられていないのが実情であります。

特に、私たちは今日まで、地価高騰によって発生する含み益について、社会的公正を確保する見地から、土地増価税を創設し、社会へ還元するよう主張してまいりました。しかし、これまで政府は、税務上の技術的な問題のみを取り上げ、我々の提案に耳を傾けようとしてこなかったものであり

昭和六十二年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 税制改革法案外五案

二二八

ます。資産課税の適正化を図るという以上、この問題を放置することはできないはずであります。総理は、大企業の地価高騰に伴う含み益についてどのように対処されようとしているのか、具体的に答えていただきたいのであります。

第三は、総合課税の再構築についてであります。

我が国の所得税制は、総合課税の建前をとっているものの、資産所得課税、事業所得課税に対する優遇措置が拡大され、労働所得課税に過重の負担がしわ寄せされてきたのであります。税率構造を緩和する一方で、所得税の課税ベースを拡大し、総合課税の徹底を図り、この矛盾を解消していくべきであります。

所得税法案の修正によって、有価証券譲渡益を含め総合課税への移行が明らかにされたのであります。この問題に対する今後の取り組みについて、総理の決意を伺うものであります。

さらに、納税者番号制についても導入の方向が示されております。この具体的なスケジュールについてお答えいただきたいのであります。

本日の本会議で我が党の主張により退職金減税の実施が決まり、三十年勤務で現行一千万円から一千五百万円まで非課税となります。これに要する所要財源は、一千三百億円です。今回の措置は、サラリーマンにとって大きな夢を与えるものと思えます。

この際、サラリーマンの税負担の軽減のために今後どのように取り組まれるのか、方針を示されたいのであります。

第四は、行政改革の徹底についてであります。行政改革については、中長期の中央省庁の統廃合を含め、行政改革実施計画を改めて作成し、これに従って機構減らし、人減らし、金減らしの行政改革を推進すべきであります。総理の行政改革についての具体的方針を伺いたいのであります。また、公的規制の緩和については、中小企業等に十分配慮しつつ、また、これまで規制がとられ

てきた経緯を尊重しつつ、前向きに対処すべきだと考えます。総理の方針を伺うものであります。第五に、石油増徴税、いわゆるタックス・オン・タックスは余りにも不合理であり、この軽減を先ほど約束されましたが、政府の見解を伺いたい。

また、軽自動車税の軽減も確約されておりますが、政府の方針を明確にされたいのであります。最後に、リクルート問題についてであります。

政府・自民党が、我々の要求を受け入れ、証人喚問の決定並びに資料公開に踏み切り、さらに衆議院にリクルート問題調査特別委員会の設置を行ったことは高く評価するものであります。

総理、リクルート問題によって政治への不信はここにきわまっております。政治に携わる者の政治的、道義的責任として、リクルート疑惑の解明に全力を尽くし、そのけじめをつけるべきであります。それなくして国民の合意を得られる税制改革を行うことは不可能と言わなければなりません。この際、総理にリクルート問題の真相究明の決意を伺うものであります。

総理の明確なる答弁を要求するとともに、改めて、消費税の導入については公明党は断固反対であることを表明して、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(竹下登) 宮地議員にお答えをいたします。〕

まず最初に、今日の国会運営の問題についてお触れになりました。

今回の採決のあり方につきましては、これは国会自身の問題でございますので、行政府としてとかく申し上げるべきではなからうと思えます。

さて、次の、消費税導入について国民の合意が形成されておるかどうか、こういうお尋ねでございます。

これにつきましては、そもそも税制というものは、完全合意ということには事の性格上なじみにくいものであると私も思っております。しかしな

がら、熱心に御協議をいただき、そして国会においても熱心に御審議いただきましたその中において、私は国民の合意も逐次進みつつあるものと期待し、また確信をいたしておるものであります。(拍手)

次には、税率問題にお触れになりました。おっしゃる通りに、これは租税法主義でござい。しかし、今回の税率を決定しますに当たりましては、所得、消費、資産、この段階にいかんにかかわらず税率を構築していくか、国会の議論もあり、また政府税制調査会あるいはまた党税制調査会、それから各党協議等、ぎりぎりの議論をいただいた上に出した結論でございます。安易に変えるべきものでない、いや、今変えるなどということは毛頭考えていないことを、この際明らか

にしておく次第であります。

さて、次の問題は、福祉問題につきまして、与党と公明党との間でそれぞれ意見交換があり、そしてまた合意に達したものとあるというところは、十分私は承知いたしておるところであります。

まず、基本的なお考え方の方向に立って寝たきり老人対策等総合的に進めていきたいと考えております。その中における在宅三本柱等の具体的問題につきましては、大蔵大臣からお答えを申し上げることになります。いずれにせよ、与党と公明党との合意につきまして十分承知いたしておることを、この際重ねて申し上げるわけでござい

ます。

さて、次の問題でございますが、私が懸念を申し上げました。この懸念は、まさに今御指摘がありましたように、税制全体の構築の中で対応するもの、そして歳入をもつてこれに対応するもの等々、これは、各般にわたるこれらの懸念というものは審議しつつ理解を深め、今後とも懸念の解消ということについて国会の議論等を通じてお

さらに深めてまいりたい、このように考えておるところであります。

そこで、それについては大幅に延期したらどうだ、こういう実施時期についてもお触れになりました。

税制というのは、習熟することによって新税もまた良税となると昔から言われておるものであります。したがって、今日、時期そのものは、既に委員長報告にもございましたとおり、これを延期するとう考え方はございせん。

さらに、不公平税制の中のでいわゆる資産関係、なかんずく土地問題についてお触れになりました。

かねて貴党の土地増価税、私どもも十分承知いたしております。が、いつも申し上げるようでございますが、いわゆる未実現の所得に対する課税、これは固定資産税等あらゆる土地対策の基

本問題から検討すべき課題でございますので、ただいまの御提言について、直ちにそれに私どもが賛同するわけにはまいりません。

さて、次の問題は総合課税の再構築についてであります。

これはかねてから貴党の主張でありまして、昨年の国会におきまして、いわゆる利子課税の問題等につきましても、これが将来にわたる総合化の方向についての御議論がありましたことは十分承知いたしておるところでございます。したがって、やはり総合課税という理念の中で、そして源泉徴収等の方法を十分考慮しながら、適切な対応で逐次その方向に進めていかなければならぬということについては、私も同感でございます。

納税者番号につきましては、今政府税調等においても種々御議論をいただいておりますところでございます。これについて、近い将来、政府税調あるいは各党協議等の場において議論が熱していくであろうということを、私も期待をいたしておるところであります。

さて、次は、サラリーマン減税の今後の問題についてもお触れになりました。

やはり今回の所得減税というのは、いわゆるサラリーマンの皆様方に対する減税の基礎がこれによって私は構築されたではなからうか、このように考えるものでございます。

さて、次には行政改革にお触れになりました。行政改革というものは、本当に一遍手を放しますと、まさに坂の上をガラガラとおりてくる荷車のようなことになってはなりません。私も、今具体的に機構減らし、人減らし、金減らしという言葉をお使いになりましたが、行革審の答申等を基礎といたしまして、国会の論議を踏まえながら、あるいは総定員法あるいは行政組織法、そういう原点に返った議論を通じて、この問題、寸時たりともなおざりになってはならない、このように考えておるところであります。

さて、最後にリクルート問題にお触れになったところであります。

本院におきましても、このリクルート問題に関する特別委員会が設置されたところであります。国政調査権に對して最大限の協力をするにとりまるとのことでございますが、政治家たるものまさに政治倫理綱領を奉々服膺していくべきものであり、私個人をも含めまして、この真相究明に對しては極力力をいたすことをお誓いいたす次第でございます。

以上で答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 二、三の点につきまして、総理の答弁を補足させていただきます。

第一は、寝たきり老人対策として、今後三年間に総合緊急対策を講ずべきではないかという御提案が自由民主党に對してございまして、自由民主党として、この問題については我が党としても誠意を持って政府と協議させていただきたいとお答えをいたしました。

既に政府は自由民主党から協議を受けておりまして、本件につきましては、三年間の対策を具体的に考えつつございます。すなわち、御指摘のよ

うな三本柱、ホームヘルパー、ショートステイ、デイサービスでございますが、それから施設対策、それらを含めまして、規模についてもあるいは箇所数についても御指摘があったと伺っておりますが、御趣旨を十分実現いたしますように、具体的に思い切った対策を樹立して実現をいたしてまいりたいと思っております。

それから、老人介護手当につきましても自由民主党との間の御協議がございましたと承知をしております。

自由民主党から、今申し上げました三年間のいわゆる緊急対策、これとの関連がございまして、その予算化との関連を見つつ、実施方法を含めて予算編成までに両党間で御協議をさせていたしたいとお答えいたしておるところでございます。政府もよく承知しております。これを踏まえまして政府としても対応をいたすつもりでございます。

それから、石油増税につきましても最後にお触れになりました、いわゆるタックス・オン・タックスがほぼ一千億あるということにつきまして、政府としても承知をいたしております。具体的にどういう対応をいたしますか、これは六十四年度予算編成、税制改正の中で検討をいたしまして、適切に対処をいたさなければならぬと考えております。

それからもう一つ、軽自動車につきましても御指摘がございましたが、今後、この規格の問題あるいは税制等の問題を含めまして、どのような対応が可能か、検討させていただきたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣林田悠紀夫君登壇〕

○国務大臣(林田悠紀夫君) リクルート問題に關しまして法務大臣が指揮権を行使することはないかという御質問でございますが、私は、かねてから申し上げておりますように、検察を信頼しております。具体的事件の捜査や処理に關しましては、検察権の行使に不当な制約を加えるようなことはいたさないと存でございます。

また、昨日リクルート特別委員会に提出をされた資料の信憑性につきまして、今私が申し上げる立場にはございません。検察は関心を持ちまして拝見をしているものと存じております。

次に、国会におきまする国政調査権につきましまして、私といたしましては、法令の許す範囲内でできる限りの協力をいたす所存でございます。

(拍手)

○議長(原健三郎君) 安倍基雄君。

〔安倍基雄君登壇〕

○安倍基雄君 私は、民社党・民主連合を代表し、去る十一月十日税制特別委員会において自民党単独で強行採決された消費増税等関連六法案及び同修正案について補充質問をするものであります。

まず最初に、私は、国民生活のすべての分野に大きな影響を及ぼす、またシャープ以来の大改正と言われる税制改正法案が、総括質問を終え、公聴会を開いた直後に、野党の強硬な反対にもかかわらず強行採決されたことに大きな憤りを感じるものであります。国民は、同法案の徹底審議を望んでいたのでありますが、この審議がわずか三日間の審議で断ち切られたことに大きな驚きと憤りを感じております。これは、自民党の側における審議拒否と言っても過言ではありません。

総理、あなたは、強行採決の前に十分審議がなされていたと主張されておりますが、六法案について審議入りしたのは十一月四日でありまして、それでも、総理は六法案について十分審議が行われているとお考えになりますか。この強行採決を正しいとお考えか、その御見解を承りたい。

六法案のうち最も重要なものは、消費増税法であります。これは、欧州においては一般的となつていて税とはいえ、我が国にとっては全く新しい税であります。この税が、果たして我が国の産業構造に適しているのか否かを検討すべきであります。第一に、これが中小企業者にとって第二の企業税になるのではないかの問題があります。

名称は消費税であっても、市場が買い手市場の場合、売り手は税相当分を上乗せして売ることが困難であります。我が国は、生産、流通ともに多段階的であり、その間に大小さまざまな業者が介在しており、お互いに競争し合っているのではありません。この大企業と中小企業との二重構造が、我が国経済の特色であります。その結果、それぞれの段階において力の弱い業者は、勢い価格への転嫁が行えず、みずから税を負担することとなります。

大蔵大臣、あなたは、独禁法の緩和でこれに對処しようとしておられますが、消費者に接する小売段階のみならず、下請業者の間で、あるいは卸、仲卸等の段階で果たしてカルテルを結ぶとお考えですか。独禁法の緩和は、価格形成力のある業界でしか通用しないのであります。ましてや帳簿方式をとった今回の消費増税は、売上税の場合よりも転嫁が困難と考えます。大臣、今回の消費増税が、独禁法の緩和や行政指導でその転嫁が可能とお考えか。そしてまた、中小企業が税を価格に転嫁できない場合にはどのような措置を講ずるのであるかをお答え願いたい。

次に、第二の企業税となった場合、これがどのように産業構造に影響を与えるかの問題であります。

我が国の場合、製造業、卸売業、小売業にそれぞれ一千万、四百万、一千万の勤労者が従事しており、その八〇ないし九〇％が中小企業で働いております。英国、西独等では、中小企業で働いている人々の比率が四〇ないし五〇％となっております。言うなれば、我が国は、先端産業を幅広の下請企業で支え、また、その収益を分かち合っていると言えらるべきであります。なるほど西欧においては付加価値税が定着しておりますが、これは、長い間の取引高税等の間接税で中小企業者が自然淘汰された結果と見られます。

総理及び通産大臣にお伺いいたしますが、今回の消費増税の導入は、企業の垂直的統合を促し、中

小企業者の自然淘汰の方向に作用するのではないかと考えますが、この消費税の産業構造に与える影響をどのように考えておられるのか。本来、こうした想定される産業構造への変化を十分検討した上で消費税を検討すべきであると考えますが、果たしてこのような検討が事前に行われてきたのかどうか、お伺いしたいのであります。

第三に、簡易課税制度に伴う問題を指摘したいと思ひます。

それぞれの産業は、その付加価値率において千差万別であります。特に流通業界においては、マージン率が非常に低いものが数多く存在しております。これに対し二段階のマージン率を想定する簡易課税方式は、新たな不公平を生じることになります。価格転嫁がスムーズに行われればともかく、マージン率の低い業界は、換言すれば、売り手が弱く買い手が強い業界であります。私は、大企業と中小企業との力関係をさきに問題といたしましたが、転嫁の困難な消費税が業界間の不公平を増大する事実を否定できません。大蔵大臣、あなたは、不公平税制の是正を行うとされておりますが、新たに生じ得る不公平についてどう考えられるのでありますか。

第四に、委員会でも十分討議されなかった問題として、激変緩和と産業間の資金シフトの問題が存在します。

従来、物品税の不公平の問題が広く取り上げられてまいりました。確かに、現在の物品税が少数の物品に集中していることは事実であります。しかし、税は一つの環境であり、現在の税体系のもとでそれぞれの企業は投資を行い、企業として採算を維持しているものであります。したがって、外見上は不公平に見える物品税も、実質上は、その企業が利益を上げています以上、価格転嫁がスムーズに行われていると言つてよいのであります。

ある日突然、一方の製品についての物品税が大幅に下がり、これと競争関係にある製品に物品税が新たに課せられるとすれば、企業にとっての採

算は一挙に大きな変動を来すこととなります。したがって、物品税の変化には、一定期間の激変緩和措置が必要なのであります。諸外国においても、税体系の変更には必ずこのような産業政策的な配慮がなされております。今回の改正においては、このような配慮が全くと言ってよいほどなされておられません。この点、総理、大蔵大臣、こうした産業政策的配慮がなされているとお考えでありますか。

第五に、今後三つの税率がどの程度の期間維持されるか問題があります。

西欧諸国においては、付加価値税の税率は押しなべて二けたの率になっております。既に述べた価格への転嫁の問題も、三つ程度であればともかく、二けたともなれば買い手市場の業界においては深刻な問題となります。国民は、この消費税が、小さく産んで大きく育てる税金になりはしないかと大きな不安を抱いております。この三つの税率を、総理は自分の在任中に変更しないと言っておられますが、果たしてどのくらいの期間これを据え置くことと考えておられるのか。防衛費にGNP一割という歯どめがあるように、国民が納得する明確な歯どめを国民の前に提出する用意があるかどうか、総理にお伺いしたい。

以上が消費税を中心とした問題点であります。が、これとともに、国民が大きな関心を抱いているのは不公平税制の是正であり、また、国の歳入の面もさることながら、歳出の面についてであります。

我々は、消費税審議の前提として、不公平税制の是正、行政改革の徹底、福祉ビジョンの提示を要求いたしました。これらについてある程度の論議が行われましたが、これらが不十分のままに強行採決が行われたことはまことに残念であります。

不公平税制の是正について、ある程度の論議が行われたのは事実であります。しかし、そのいずれも十分の成果を得るには至りませんでした。特

に、消費税がその性格上逆進性を有し、低所得者に不利であることの反面として、資産所得に対する課税が十分行われてこそ税の公平が保ち得るのであります。株式のキャピタルゲインについての課税については、ある程度の前進が見られたのは事実であります。また十分ではなく、また、それにも増して土地所有者についての課税が大きな問題となつてきております。毎年GNPに近い価値増を示している土地についての課税を、我々は真剣に検討すべきときに至つておられると考えます。総理はこの問題についてどのように考えられますか。一生の給料をもつてしてもみずから家を持つてない人々が多くなつてくる現状をどうお考えでありますか。

また、多くの国民は、我が国歳出がどのように使われているかについて大きな関心を示し始めております。ある程度の税の負担は覚悟するにしても、これがむだに使われているのではないかとこのう声が高くなつております。

我々の要求に対し、政府は行政改革の方向を示した回答を用意いたしました。これは、我々をして言わしめれば単なる作文の域を出ておりません。総理、あなたは行政改革について、五カ年計画といった具体的なプログラムを我々に示す用意がありますか。企業の債務が累積したとき、企業は、まず余剰財産を処分し、経費を節約し、思い切った合理化を行います。総理に、単に中央のみならず、地方を通じて行政改革のプログラムの提出を要望するものであります。

また、これとともに、より具体的な福祉ビジョンの提出の用意があるかどうかをお伺いいたします。

我々は、本国会において、税制の基本を十分論議した上で消費税という各論に移ることを期待しておりました。国民に一方的な負担を課する税は、国民の協力なくして実行することは無理であり、政府や自民党のみによる形式的な地方公聴会ではなく、野党と共同した公聴会を全国各地で長

期間にわたり行い、長い年月をかけて是非を検討すべきであると考えます。総理は、我々は十分人々の意見を聞いたと言われますが、六五割以上の人々がこれに反対しているという現実をどう考えられますか。これは単に政府のPR不足ではなく、国民が十分実体のわからない税を課せられると感じているからではありませんか。総理の御見解をお伺いしたい。

最後に、我々は消費税の実施を一年延期するよう要請いたしました。これは、審議の十分なされないままの消費税導入には一定の期間が必要であると考えるとともに、少なくとも参議院議員選挙という国民にその意思を問う機会を得てからこれが実施されるべきであるという考えに基づいてあります。総理、なぜ消費税の実施が参議院議員選挙の後であつてはならないのか、一刻も早く実施しなければならぬ理由はどこにあるのか、国民の意思を問うことを避けておられるのか、はつきりとお答え願ひたい。

最後に、政治に対する信頼回復のため、リクルート問題の徹底的究明についての口先だけでは総理の御決意をお伺いして、私の補充質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(竹下登)〕 まず最初のお尋ねは、法案審議に対する私に対する感想をお尋ねになります。

私は行政でございまして、国会についての論議は差し控えたいと存じますが、大法案が議題にされ濃密な御議論をちょうだいしたと、私の方は大変感謝を申し上げておるところでござい

ます。

さて、次の問題は、消費税は第二企業税とならないか、こういうお話でございました。消費税は、消費一般に広く薄く負担を求めるもので、消費者がその最終的な負担者となることが予定されておる間接税であることは申すまでもありません。したがって、その意味においては、事業

者に負担を求めるというふうなものではない。しかし、新しい税金でございますから、なじみの薄い税金でございますから、いろいろな懸念がございます。適正な賦課が実現するよう、各方面からの努力をすべき課題であると思うわけであります。

次が、消費税と産業への影響についてお触れになりました。

これは、製造、流通の各段階において仕入れに係ります税額を控除して課税の累積を排除しながら、売り上げに係る税額が商品やサービスの価格に上乗せして賦課されて、最終的には消費者に広く薄く公平に負担を求める税でございますから、その意味におきまして、元来中立的なものであるというふうにお考えのところであります。

さて、産業部門における利益率の差と簡易納税制度等についてもお触れになりました。

簡易納税制度につきましては、若干制度の精密さを損なう要素はございます。しかし、それ以上に、消費税の納付に関する中小事業者の事務負担の増を極力少なくするという政策的な観点から認められるものでございますので、その意味でこの制度の必要性を御理解を賜りたい、このように考える次第でございます。

それから、物品税の廃止と新税の創設に伴う、いわゆる品目ごとにおけるアンバランスとか企業間格差等についての、御意見を交えての御質問がございました。

確かに、ゼロのものが三割あるいは多いものが引き下がる、その間の企業にいろいろな負担の、企業能力の差、そうしたものがあつたことは事実でございます。しかし、そもそものが、やはり物品税等の諸問題を根本的に解決するため消費税を創設したことでございますので、私は、これらに對して漸進的な配慮、これを例えば軽自動車等におきましても行つてきておるといふふうに考えておるところであります。

さて、税率アップの問題にお触れになりました。小さく産んで大きく育てるというお言葉もお使いになったところであります。

しかし、この問題は、確かに、私はいつも申しますが、国会こそが税率引き上げについての最大の歯どめでありまして。しかし、それでは他人任せであります。したがって、私もお互い国会の議論を通じてながら懸念することは、実際問題として私もそれが提案する環境にあるとお思ひになりますか、私はいつもそのように考えておるものでございます。

さて、次が不公平税制についてお触れになりました。

歳出問題について、今後極力今日までの財政改革の路線を貫いていかなければなりません。そして行革問題につきましましては、まさに御指摘がございましたように、中央地方を通じての行政改革、こうしたことに思いをいたして、行革の答申等を絶えず念頭に置きながら、まさに総定員法とか行政組織法とかそのような原点議論に立つて、この問題はいささかも寸時たりともないがしろにしてはいけない問題であるといふふうに考えておるところでございます。PR不足等だけで糊塗しようとは思つておりません。しかし、幸いに今のような国会で御議論をいただくことが国民の理解を一層増すものであることを確信もし、期待もいたしておるところであります。

最後に、リクルート問題にお触れになりました。

国政調査権については、政府として最大限の協力を行うことは申すまでもないことであります。

以上でお答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 二点につきまして補足をさせていただきます。

第一点は、賦課に関するものでございまして、これがうまくいかないときには第二の企業税となる心配があるとの御指摘がございました。

この点は、私も十分注意をいたしておるつもりでございますが、法案の中におきましても、御承知のように、消費税の賦課の方法あるいは表示の方法等についての共同行為を独禁法の特例として認めておるところでございます。また、ただいま関係各省庁、業界に對していろいろ御相談に應じましたり、あるいは必要があればお求めによつて指導をいたしたたりいたしまして、この賦課のことを大変に大切に今私も努力をいたしつつございます。

なお、これにつきまして、先ほど修正につきましてのお話がございました。政府は、この税制改革法案の十一條でこの点を述べておるのでございますが、もっと端的に「消費税を円滑かつ適正に賦課するものとする。」このように修正することが適當である、また、政府としてもその「周知徹底を図る等必要な施策を講ずるものとする。」ということが適切であるというお話を承りました。このようになりますれば、この点はさらに明確になるものと存じます。

次に、いわゆる簡易納税制度についてお尋ねがございました。確かに、この簡易納税制度をいたしますとマージン率の高い事業者はいわば有利であるといふことは、そういう場合があるであらうといふことは、私は否定をいたしません。そういう意味では、できるだけ簡易な、簡素な税制にいたしたために、若干制度の精密さを損なうといふ点は、私はこれはあらうと思ひます。あらうと思ひますが、やはりなるべく事業者の事務負担を簡素にしておきたいといふことを配慮しておりますことを御理解をいただきたいと思います。

なお、しかし、これにつきましていろいろ御議論がございまして、こういう問題についてはやはり新しい条文を設けておくべきである、それは、消費税の仕組みが定着した場合に、いろいろこういう問題については見直しを必要とするのではなないかという意味での修正の御意見と承りました。が、この点も、そうなりますれば、さらに将来に

おきまして見直しをすることがあるいは適当ではないかといふふうに考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣田村元君登壇〕

○国務大臣(田村元君) 先ほどの安倍基雄議員のお尋ねは、消費税が産業構造、特に中小企業に對してどういふ影響を与えるのかという御趣旨であつたと思ひます。

消費税というものは、あらゆる課税物品、サービスの取引の各段階に課せられるものでございまして、価格を通して消費者に賦課されていく税でございます。この点からいたしますと、消費税は、特定の産業分野に對してのみ高い税負担を求める場合とは異なりまして、産業構造についておむね中立的と考えられます。

しかしながら、我が国におきましては、流通業者を初めといたしまして零細な中小企業が多い、これは我が国の特徴でございます。その経営基盤も脆弱でございますために、間接税導入に伴います納税事務負担の軽減合理化や賦課の円滑化がなされなければ、経営上大きな負担となるおそれがあることもまた懸念されるわけでございます。

こうした我が国中小企業の実態を十分勘案いたしまして、今般の消費税につきましましては、免税点を設定するとともに、帳簿方式、簡易課税制度の採用等を行うこととしておるところでございます。これによりまして、消費税の仕組みの簡素化が図られまして、中小企業の納税事務負担が相当程度軽減されるものと考えております。

しかしながら、これらの消費税の仕組みの工夫によつても依然として増大することの避けられない納税事務負担の軽減合理化を図りますとともに、消費税の確実な賦課の実現を図るために、各面での所要の措置を講じることが不可欠と考えております。(拍手)

○議長(原健三郎君) これにて質疑は終局いたしました。

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 税制改革法案外五案

○議長(原健三郎君) この際、国会法第五十七条の三の規定により、日程第十三に対する渡辺美智雄君外一名提出の修正案について、内閣の意見を聴取いたします。大蔵大臣宮澤喜一君。

〔宮澤大臣宮澤喜一君登壇〕

○國務大臣(宮澤喜一君) この修正案につきましては、政府といたしましては、諸般の事情に照らし、異存ございません。(拍手)

○議長(原健三郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。小谷輝二君。

〔小谷輝二君登壇〕

○小谷輝二君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました税制改革六法案に対して反対、修正部分に対して賛成の討論を行うものであります。(拍手)

まず初めに、税制問題等に関する調査特別委員会で行った単独強行採決は、政府・自民党の暴挙であり、議会制民主主義を踏みにじるものであり、断じて許すべきものではございません。

政府・自民党は、六十一年の選挙公約、六十年二月の政府統一見解及び五十四年十二月の国会決議などをとどろき、さらに、現行税制の中にある不公平税制の是正を放てきした上で、大型間接税の導入に關する一連の動きは、国家百年の大計とは似ても似つかぬものであり、数々の力に頼った政府・自民党のごりであり、まさに国民不在、国民無視の税制改革と言わなければなりません。

リクルート疑惑は、今や疑惑から疑獄への傾斜を進めており、これを徹底的に国会自身が解明することが、今真に国民が政治に求めているところであり、国民の政治不信を払拭するものであります。

私ども公明党は、江副リクルート社前会長、加藤前労働事務次官、高石前文部事務次官ら三氏の国会の証人喚問を初め、リクルートコスモス社株譲渡にかかわった政治家のリスト、譲渡された株

数など、全資料の公開を政府・自民党に強く要求し、これに応じない場合にはその後の審議に責任を持つことができないと申し入れたのであります。政府・自民党は我々の要求に対し、二十一日に証人喚問に応じ、また政治家にかかわる全リストの公表をしたことは、リクルート疑惑解明に大きな突破口を開いたと高く評価するものであり、我が党は、より一層リクルート疑惑解明のため全力を傾注する決意であることを明確に表明するものであります。

さて、税制改革六法案、なかんずく、消費税法案は、ぬぐい切れぬ問題点を持つております。以下、税制改革六法案の主な問題点を挙げ、具体的に反対の理由を申し上げます。

反対の第一の理由は、今回の税制改革が初めに消費税導入ありきであり、したがって、税制改革の趣旨はあいまいで、その手順も国民合意の形成という視点が欠落している点であります。

政府・自民党は、今回の税制改革について、資産、所得、消費のバランスのとれた税制を確立すると高齡化社会への対応ということを称しておりますが、しかし、消費税導入によってどのようなバランスのとれた税制が確立されるのか明らかにされておられません。さらには、高齡化社会に消費税がどのように対応するのか、全く不明であります。

政府は「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」と題する福祉ビジョンを提出しましたが、高齡化社会ビジョンというには余りにもほど遠い内容であり、ここに示された施策と消費税との関係は全く説明されていらないのであります。

私どもは、長期的展望に立って国民合意の税制改革を進めるために、その趣旨、手順等を示した税制改革基本法を提示いたしました。この中では、まず不公平税制の是正に取り組み、しかる後に年金、医療制度等を含む高齡化社会のビジョンを策定し、それに基づいて財源問題は論じらるべきであると主張してまいりましたのであります。

高齡化社会の支え方についての検討もせず、歳出需要が増大するだろうという一般論だけで消費税の導入を図ろうというのは、まさに財源ありであり、このような税制改革法案は断じて認めることはできません。

反対する第二の理由は、税制改革法案は、不公平税制の是正が極めて不十分であり、国民の税に対する不公平感が払拭し切れていないことでもあります。

特に、資産課税の適正化に至っては、その方向すら示しておりません。有価証券譲渡所得については、原則課税としたものの、わずかの売却額の一割という分離課税の選択を認めており、新たな不公平を生じさせる内容となっております。資産課税についても、今日まで懸案になってきた土地税制の改革には一向に手がつけられておらず、このままでは、消費税導入によって所得、資産格差を一層増大させる結果を招くことは必至であります。

不公平税制について、公明党は、社会、民社、社民連の四党共同で、主要な不公平税制十項目に絞って、その具体的改正案及び改革の方向性を政府に提示し、その是正を図るよう主張してまいりました。しかし、先送りされたもの、全く手をつけなかった状態のものなど、課題は依然として積み残されたままであり、まことに遺憾であります。

引き続き衆議院において正々堂々の徹底審議を行い、これらの課題解決のため全力を尽くす決意でございます。

委員会段階で法案修正された総合課税への移行や有価証券譲渡所得課税の強化などは、公明党の強い要求を受け入れたものであり、当然の措置であります。

第三の反対理由は、今回の税制改革法案の柱である消費税法案が極めて多くの問題を持つていることでもあります。総理は消費税について八つの懸念を表明されましたが、この懸念は現在もおおむね残されているのであります。

逆進性の問題について、総理は、税体系全体で見ればであるとし、解消策を示しておられます。逆進性によって低所得者の生活が圧迫され、重圧がかかることは目に見えております。

税率の引き上げについても、国会の議決を得るという答弁は、法律に基づくという当然のことを述べたものであり、引き続きこの問題は、公明党として、断固として完全を期す決意であります。

さらに、事務負担については、事務負担軽減のために簡易課税制度を採用したというも、昨年の売上税に比すればであり、現在の所得税、法人税、事業税などの納税事務に加えて新たに事務負担がふえることには変わりはありません。

転嫁の問題に関しては、転嫁カルテルを認めたり、中小企業に対する価格転嫁対策などを講じても、実際の取引上の力関係や競争が激しい業界では、依然として転嫁は困難であることが予想されます。

公明党は、政府・自民党に対し、消費税法案を初めとする政府原案に反対するとともに、公明党が国民の立場に立って要求してきた退職金現行一千万円を一千五百万円に引き上げによる減税、寝たきり老人扶養控除現行八十万円を百二十万円に引き上げによる減税など、修正部分に賛成することを申し上げ、かつ、先ほどの我が党が議員が指摘した三年間でホームヘルパー五万人への倍増、ショートステイベッド一万個への四倍増、デイサービス施設二千五百カ所への四倍増の完全実施、並びに来年度予算における寝たきり老人に対して月額五万円の老人介護手当の支給についての政府・自民党の我が党への確約の実施、及び石油税制のタックス・オン・タックスの軽減、軽自動車税の軽減、それぞの実現を強く要求し、討論を終ります。(拍手)

○議長(原健三郎君) 羽田孜君。

〔羽田孜君登壇〕

○羽田孜君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました税制改革法案六法案につき、賛成の意見を申し上げます。

逆進性の問題について、総理は、税体系全体で見ればであるとし、解消策を示しておられます。逆進性によって低所得者の生活が圧迫され、重圧がかかることは目に見えております。

税率の引き上げについても、国会の議決を得るという答弁は、法律に基づくという当然のことを述べたものであり、引き続きこの問題は、公明党として、断固として完全を期す決意であります。

戦後、我が国の経済社会の変化、発展は著しいものがありました。産業、就業構造が変化し、国民の所得水準が上昇するとともに、消費が多様化し、サービスのウェイトが高まり、経済が著しく国際化しております。

過去数十年間の所得水準の上昇、平準化の結果、我が国は、フローで見れば世界有数の高水準の所得を得る中で、最も貧富の差の小さい社会を形成するに至っております。これは、戦後一貫して政権を担当してきた我が自由民主党の政策と額に汗する勤勉なる国民の努力のためものであります。(拍手)

しかし、急速な円高や国際化が進む近年の経済社会の著しい変化に対応するためには、現行の諸制度を総合的に見直し、勇気を持って大改革を行うことが必要であります。殊に、我が国の現行税制は、昭和二十四年のシャープ勧告に基づく枠組みを基本的に維持してきたものであります。このため、近年各面でもさまざまなゆがみ、ひずみが指摘されております。

すなわち、税収の大宗を占める所得税、住民税が累進性の強い制度であることなどから、給与所得者に負担が偏り、サラリーマンの重税感、不公平感が募ってきております。

また、土地、株式等のいわゆるキャピタルゲイン課税が不十分という不満が高まる一方、相続税の負担軽減を求める声が強まっております。

間接税では、全税収に占めるウエイト、いわゆる直間比率が著しく低下する中で、現行の個別消費税の課税品目や税負担にアンバランスが目立ち、最近における消費性向の多様化やサービスの進展に対応し切れず、ひいては所得、消費、資産等の間で課税の不均衡が生ずる結果となっております。

企業の活力維持という面からは、法人税の税率が国際的に見て極めて高い水準であることも問題となっておりまして。

これらの税制のゆがみ、ひずみを放置することは、国民の税制、ひいては国家への信頼を危うくするものであります。税制は国民が社会共通の費用を広く公平に分ち合うためのものであるという基本的認識に立ち返れば、まさに単なる減税策ではなくて、二十一世紀を展望し、国民が納得できる公平で簡素な、活力を生み出す新しい税体系の再構築が求められておると申せましょう。

私は、このような観点から、中長期的視点に立脚して所得、消費、資産等の間で均衡がとれた望ましい税体系を再構築しようとする今回の税制改革を高く評価するものであります。

抜本的な改革の趣旨、基本理念、方針とその全体像につき、以下、具体的な内容について申し上げます。

第一に、所得税、住民税負担の軽減合理化についてであります。

所得税については、最高税率を引き下げるとともに、その累進度を一層緩和し、また、税率の段階を現行の十二段階から五段階に簡素化することとされております。個人住民税についても、同様に、現行の七段階から三段階に簡素化する措置がとられております。

また、所得税、住民税ともに、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除、さらに障害者、特別障害者、寡婦及び勤労学生に対する控除を一律に引き上げるとともに、配偶者特別控除を引き上げることとされております。さらに、十六歳から二十二歳までの育ち盛りの子供を持つ家庭に対する扶養控除の割り増し制度を創設することとされております。

これらの措置は、働き盛りの中堅所得者層の負担軽減を中心とした、過去に例を見ない思い切った軽減合理化策として、大きな評価を与えられるべきものと考えます。

第二に、税制の大原則の一つである負担の公平の確保についてであります。

その一つは、株式のキャピタルゲイン課税についてであり、非課税の原則を原則課税に改めることとされております。株式等の譲渡益については、申告分離課税方式を原則とし、上場株式等の譲渡益については、納税者の選択により源泉分離課税にすることができるとされております。

その二は、社会保険診療報酬の課税の特例についてであり、その年の報酬が五千万円を超える者には、この特例を適用しないこととされております。

その三は、法人の一定の土地取得に係る借入金利子の損金算入を、企業の土地転がしによる地価高騰を防ぐ意味も含め、制限する措置であります。

これらの措置は、いずれも適正公平な課税を実現しており、極めて有意義なものであると考えます。

第三は、相続税等についてであります。相続税については、遺産についての課税最低限を現行の二倍に引き上げ、また、税率構造の見直しを行うとともに、配偶者の負担を民法に合わせたさらに軽減する等の負担の軽減合理化のための措置がとられております。

さらに、事業用及び居住用の小規模宅地等についての課税の特例については、例えば相続税のために事業の継続や長年住みなれた土地での生活が不可能になることのないよう、その減額の割合を引き上げることとされておるのであります。

これらの措置は、経済情勢の変化及び最近の地価高騰の状況を考慮した、極めて適切な対応であります。

新しい消費税は、非課税対象を土地の売買、金融等その性格上対象となり得ないもののほか、医療、教育、社会福祉の一部などに限定して、原則としてすべての物品やサービスの売り上げを課税対象とし、消費一般に負担を求める税であり、その税率は三％と極めて低いものとされ、また、納税者の事務負担等に配慮して事業者免税点制度あるいは簡易課税制度を認めた簡素な仕組みであります。

消費税の創設に伴い、物品税、トラップ類税、砂糖消費税、入場税、通行税、電気税、ガス税及び木材引取税は廃止し、酒税及びたばこ消費税については税負担調整の上、消費税をあわせて課すとともに、料理飲食等消費税及び娯楽施設利用税については抜本的に改正し、それぞれ特別地方消費税、ゴルフ場利用税に名称を改めた上、消費税を併課することとし、石油諸税の対象物品については消費税を併課することとされております。

さらに、消費税の配分については、その収入額の一定割合を地方公共団体に譲与するとともに、地方交付税の対象税目とする措置を講じ、地方財政の運営に支障を来さないよう配慮されることとなっております。

近年、税収全体に占める間接税の割合が大きく低下している状況の中で、高齢化社会の進展、経済の国際化に対応していくため、所得税、住民税の思い切った減税を実施する一方、消費に広く薄く負担を求める消費税の導入は、我が国にとって必要不可欠な措置であると確信をいたしております。

第五に、国際的視点に立った法人税制の確立であります。法人税の税率については、基本税率を段階的に三七・五％にまで引き下げ、中小法人に対する軽減税率等についても所要の措置を講ずることとされております。

法人税については、我が国の負担水準は今回の引き下げ後でも国際的に見てなお相当高いレベル

にあり、いわゆる経済の空洞化を生じさせないためにも、今回の法人税率の引き下げ等はぜひとも必要な措置であると考えます。

以上述べてまいりました今回の税制改革による減税規模は、平年度で所得税、住民税、法人税、相続税合わせて五兆六千億円、既存間接税の廃止等を加えると九兆円もの未曾有の減税であり、これに消費税の創設等による増収を合わせましても、差し引き二兆四千億円の大幅な減税となっております。(拍手)

私は、総理が所信表明で述べられたように、これからの日本のあるべき姿として、公平でしかも活力のある社会、勤勉な人々が報われる社会、そしてゆとりと希望に満ちた人間尊重の社会の建設を目指すことが大切であると信ずるものであります。

なお、税制問題等に関する調査特別委員会において提出されました上場等の日以前に取得した株式等に対する譲渡益課税の強化、株式等に対する譲渡益課税の見直し規定の創設及び施行期日等を改める修正案並びに先ほど提出されました消費税の転嫁に係る規定の明確化、消費税導入当初の執行の弾力的運営、中小事業者の事務負担等に配慮した諸措置の見直し規定の創設、寝たきり老人に係る扶養控除額の引き上げ及び退職所得控除額の引き上げを内容とする修正案については、いずれも妥当な措置と考えます。

ここで、税制問題に関する調査特別委員会の運営について触れさせていただきます。

特別委員会における金丸委員長は、与野党の対立の中で、野党の要求のほとんどを受け入れるという公平無私の姿勢で委員会の運営に当たられま

したが、一部野党はこのような公正な委員長の采配をも無視し、結果として審議拒否の暴挙に出たことは、厳しい環境下の審議であるにもかかわらず円滑な話し合いをしてきた委員会運営に傷をつけ、議会政治のルールに照らししても遺憾なことであると言わざるを得ません。(拍手)

最後に、この税制改革に関連して、政府に対する若干の要望を申し上げます。

その一つは、政府は今後も課税の公平、簡素、活力の原則にのっとり不断の努力を行う必要があり、現段階では国民的合意を得ていない納税者番号制度のあり方等を含め、特に課税の公平の確保のためにおお検討すべき課題は残されております。

その二つとして、新しい税制が国民の理解を得るためには、税の使途、すなわち行財政が効率的に運営されることが必要であり、あわせて、巨額の公債発行残高を抱える厳しい財政事情に思いをいたすとき、行財政改革を引き続き強力に推進することが不可欠であります。

その三つは、消費税の円滑で適正な転嫁についてであります。政府は、消費税の性格に深く配慮の上、その円滑な転嫁が行われるよう、その環境づくりに努めるとともに、便乗値上げがなされることのないよう適切に対応する必要があります。その四つは、現在所得課税の対象となっていない人々など、真に手を差し伸べるべき人々に引き続ききめ細かな配慮が行われる必要があることとあります。

私は、政府がこれらの諸点について最大限の努力を払うことを確信し、以上申し上げた理由により、税制改革関連六法案の各案に対し賛成の意見

を表明し、討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎君) 米沢隆君。

(米沢隆君登壇)

○米沢隆君 私は、民社党・民主連合を代表し、ただいま議題となりました政府提案の税制改革関連六法案についての委員長報告に反対、公明、民社のそれぞれの修正合意にかかわる本会議修正案に賛成の立場から討論を行うものであります。

本来、その国の税制は、その国民の共通の社会的な財産であり、その税制改革に当たっては、何人といえども、どのような政治の形態であろうとも、厳然として租税民主主義の原則が貫かれ、あくまで国民合意を図りつつ行われなければならないことは、常識以前の常識だと言っても過言ではありません。

しかるに、シャウブ税制以来の抜本的改革と称される竹下税制改革法案が、今日までの自民党の暴挙から暴挙に次ぐかかる異常事態の中で、このような衆議院段階における結末を迎えようとしていることは、まことに遺憾のきわみであり、かつ、まことに悲しいことと言わなければなりません。

私も民社党は、今次税制改革の審議に当たり、特に消費税という、弱者を直撃する我が国にとっては初めての大衆課税が導入されようとする事態にかんがみ、政府は、慎重な上にも慎重に、手順を踏みつつ、国民合意の形成を図るべきことを終始一貫主張してまいりました。

その中で、塚本三条件なるものを国民に提示し、まずは六十三年度の大増収所得減税を実現させ、国民の不満の根源である不公平税制は正により、国民の税に対する信頼を確保し、消費税が高齢化社会に対応する措置であると言われるなら

ば、国民にあるべき高齢化社会における福祉ビジョンを提示して、真摯な理解を求め、安易な大衆課税に走る前に、まず政府みずから行財政改革に汗を流すべきことを訴えつつ、まじめに審議を深めてまいったと自負いたしております。しかし、そのやさきのかかる数々の不正常な審議のあり方は、幾ら弁明、弁解されたといいたしましても、断じて国民の容認するところではありません。

言うまでもなく、竹下内閣がこのような無定見とも言える暴行を強いられたゆえんのもの、つとに私が税制改革委員会に指摘しておりますように、何といいたしても竹下税制の全体像が矛盾と欠陥に満ちたものであるにもかかわらず、その理念なき欠陥税制法案を自民党が多数の威をかりて強行成立させようとしているところにあることは、だれの目にも明らかであります。本来ならばこのような欠陥税制は撤回して出直すぐらいの勇氣と決断が竹下内閣に問われていることを、改めて強く指摘したいと存じます。

しかし、今日の国会情勢では、残念ながら我々は衆寡敵せず、多数決の原理に従えば、欠陥商品も成立のやむなきに至ることもまた明らかであります。成立すれば、天下の悪法も法は法なり。我々は、無為に欠陥税法を通すことを選ぶのか、それとも一歩でもいいから国民のために改善の策を求めて修正交渉に踏み切るか、その選択を迫られましたが、我々は、議会制民主主義の立憲の精神に立ち、勇氣を持って後者の立場を選択したわけであります。(拍手)

我々が要求した消費税法案本体の修正、実施時期の延期の問題、税率の歯どめ措置の問題、見直し条文の新設、転嫁の円滑化対策、転嫁できない

場合の第二事業税とならないための措置の確立、激変緩和措置、石油諸税の消費税率併課の是正、退職金の控除額の引き上げ、実額控除制度の改正、通勤費限度額の撤廃、土地税制の確立、弱者対策としての年金、医療、福祉政策の充実策の具体化の問題等々、真剣な修正交渉の中で、既にたゞいま修正案として提出されておりますお手元にありますような成果を得たものもありました。成果を六十四年度税制改正に譲ったものもありました。不十分なものもあります。残念ながら失敗に終わった問題もありますが、いろいろとありますが、今後引き続き国民の皆さんのための改正に全力を挙げて闘うことを誓うものであります。しかし、我々の修正の力の及ばざるところもあり、いまだ竹下税制改革の全容は依然として欠陥税制であることは間違いないと見えます。

まず第一に、国民が切実に求めております不公平税制の是正が不徹底になっている点であります。

何回も何回も言われておりますように、現在、株や土地の異常な高騰が社会にさまざまな不みをもたらしいております。額に汗して働いてもマイホームを買うことができない人がいる反面、資産を転がすことによって働かずとも優雅に暮らしている人々がおります。持つ者と持たざる者の格差は放置できない状況にあります。このような資産格差の拡大現象は、ひとえに資産課税に対してなまぬい現行税体系にあるのではないのか。にもかかわらず、政府案における資産課税の強化は小手先のものととどまっており、遺憾にたえまません。

リクルート事件が明らかになる中で、国民は株売却課税に対する今日までの政府の無策に強い怒りをあらわしております。改革案では、原則課税への移行、さらに我々の提案した創業者利益への課税、公開後の短期売り抜けに対する重課税等が盛り込まれてはおりますが、結局ほとんどの場合は一歩のみなし課税を奨励するものであり、断じて容認はできません。早急に捕捉体制を確立し、原則総合課税への移行の準備を始めるべきであります。

また、土地税制についても、抜本改革は完全に見送られております。個人、法人の居住権、営業権を阻害しないよう配慮しつつ、固定資産税及び相続税についての課税評価額を一本化する方向で土地税制を見直すよう、我々は強く求めてまいりましたが、竹下内閣はのれんに腕押し状況に推移いたしました。

第三に、減税が不十分な点であります。

我々の強い要求を受け入れ、所得税率の累進緩和、人的控除の引き上げなど、中堅サラリーマンに重点を置いた減税が盛り込まれていることは評価をいたします。しかし、これでも減税はまだ十分ではありません。物価調整減税の創設、実効あるサラリーマンの申告制度などの改革が欠落しているうちは、勤労者の税に対する不満は消えることではないということを銘記すべきであります。また第四に、消費税の持つさまざまな欠陥については、今さら指摘するまでもありません。老人、母子家庭、生活保護世帯など、社会的に弱い人に容赦なく襲いかかる逆進的消費税を導入するにもかかわらず、その対策は全くもってお粗末であります。

また、消費税は転嫁がうまくいかず、結局のところ第二事業税となるのは明白であります。今回、私どもの修正の中で、転嫁円滑化対策としての予算措置や、転嫁できない場合の見直し措置の条文の追加など努力はいたしました。が、いまだ不安は残ります。帳簿方式、簡易課税制度、限界控除制度などを採用したために、極めていいかげんな税金となりました。独占禁止法の適用除外を行っても、競争力の弱い会社は、場合によっては赤字法人課税となり、倒産するケースもあり得ましよう。

また、消費税は来年の四月から適用されることになっておりますが、こんなに短い準備期間しか与えない政府首脳の方針を疑いたくもありません。ヨーロッパ諸国のように付加価値税を導入する前に取引高税を実施していた国ならいざ知らず、我が国のように大型間接税の経験がほとんどない国で直ちに消費税を四月から導入するとはあきれた話であります。

数を挙げれば切りがないほど、疲れるほどたくさんございませうけれども、願わくはこの消費税が戦後導入されたが短期間でつぶれた第二の取引高税にならないよう心から祈念を申し上げます。私の討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(原健三郎君) これより採決に入ります。まず、日程第十二に対する渡辺美智雄君外一名提出の修正案につき採決いたします。渡辺美智雄君外一名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、渡辺美智雄君外一名提出の修正案は可決されました。

次に、たゞいま議決されました部分を除く他の部分につき採決いたします。

この部分を委員長報告のとおり修正議決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、さきに議決された部分を除く他の部分は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

次に、日程第十三に対する渡辺美智雄君外一名提出の修正案につき採決いたします。

渡辺美智雄君外一名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、渡辺美智雄君外一名提出の修正案は可決されました。

次に、たゞいま議決されました部分を除く他の部分につき採決いたします。

この部分を委員長報告のとおり修正議決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、さきに議決された部分を除く他の部分は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

なお、たゞいまの議決の結果、附則中に条項の整理を要するものがありますので、衆議院規則第百二十条により、この整理を議長に一任されたいと思ひます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 税制改革法案外五案 朗読を省略した議長の報告 税制改革法案及び同報告書

二三六

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

次に、日程第十四につき採決いたします。

本委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第十五に対する渡辺美智雄君外一名提出の修正案につき採決いたします。

渡辺美智雄君外一名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、渡辺美智雄君外一名提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま議決されました部分を除く他の部分につき採決いたします。

この部分を委員長報告のとおり修正議決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、さきに議決された部分を除く他の部分は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

次に、日程第十六及び第十七の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十九分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 竹下 登君
大蔵大臣 宮澤 喜一君
法務大臣 林田悠紀夫君
通商産業大臣 田村 元君
自治大臣 梶山 静六君
出席政府委員
大蔵省主税局長 水野 勝君

○朗読を省略した議長報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

石渡 照久君 片岡 武司君
木下敬之助君 林 保夫君
片岡 武司君 石渡 照久君
林 保夫君 木下敬之助君

(特別委員選任)

一、昨十五日、議長において、次のとおり特別委員を指名した。

リクルート問題に関する調査特別委員

甘利 明君 今枝 敬雄君
上村千一郎君 衛藤征士郎君
小里 貞利君 大石 千八君

大塚 雄司君

奥田 幹生君

北川 正恭君

小泉純一郎君

鈴木 宗男君

玉生 孝久君

戸塚 進也君

中村正三郎君

林 義郎君

堀内 光雄君

松田 九郎君

与謝野 馨君

貝沼 次郎君

坂井 弘一君

冬柴 鉄三君

阿部 昭吾君

神田 厚君

太田 誠一君

亀井 静香君

熊谷 弘君

佐藤 文生君

谷垣 禎一君

玉沢徳一郎君

中島 衛君

中山 利生君

原田 憲君

堀之内久男君

山下 徳夫君

綿貫 民輔君

草川 昭三君

橋本 文彦君

宮地 正介君

川端 達夫君

(特別委員互選)

一、昨十五日、リクルート問題に関する調査特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

委員長 原田 憲君

(理事互選)

一、昨十五日、リクルート問題に関する調査特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事

熊谷 弘君 中村正三郎君
堀内 光雄君 山下 徳夫君
与謝野 馨君 貝沼 次郎君
神田 厚君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

リクルート問題に関する調査特別委員

辞任

補欠

阿部 昭吾君

岡田 正勝君

阿部 昭吾君

岡田 正勝君

阿部 昭吾君

岡田 正勝君

阿部 昭吾君

岡田 正勝君

阿部 昭吾君

岡田 正勝君

阿部 昭吾君

岡田 正勝君

阿部 昭吾君

岡田 正勝君

阿部 昭吾君

岡田 正勝君

阿部 昭吾君

岡田 正勝君

阿部 昭吾君

岡田 正勝君

阿部 昭吾君

岡田 正勝君

阿部 昭吾君

岡田 正勝君

阿部 昭吾君

岡田 正勝君

阿部 昭吾君

条

税制改革法案

右 国会に提出する。

昭和六十三年七月二十九日

内閣総理大臣 竹下 登

税制改革法

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 国税及び地方税に関する改革等

第一節 改革の実施(第六条)

第二節 国税に関する改革(第七条—第十二条)

第三節 地方税に関する改革等(第十三条—第十六条)

第四節 実施の時期(第十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、昭和六十三年六月十五日に行われた税制調査会の答申の趣旨にのっとりて行われる税制の抜本的な改革(以下「今次の税制改革」という。)の趣旨、基本理念及び方針を明らかにし、かつ、簡潔にその全体像を示すことにより、今次の税制改革についての国民の理解を深めるとともに、今次の税制改革が、整合性をもつて、包括的かつ一体的に行われることに資するほか、今次の税制改革が我が国の経済社会に及ぼす影響に堪がみ、国等の配慮すべき事項について定めることを目的とする。

(今次の税制改革の趣旨)

第二条 今次の税制改革は、現行の税制が、産業構造及び就業構造の変化、所得の水準の上昇及び平準化、消費の多様化及び消費におけるサービス比重の増加、経済取引の国際化等を反映して著しく変化してきた現在の経済社会との間に不整合を生じている事態に対処して、将来の展望を踏まえつつ、国民の租税に対する不公平感を払しょくするとともに、所得、消費、資産等に対する課税を適切に組み合わせることににより均衡のとれた税体系を構築することが、国民生活及び国民経済の安定及び向上を図る上で緊要な課題であることにかんがみ、これに即応した税制を確立するために行われるものとする。

(今次の税制改革の基本理念)

第三条 今次の税制改革は、租税は国民が社会共通の費用を広く公平に分ち合うためのものであるという基本的認識の下に、税負担の公平を確保し、税制の経済に対する中立性を保持し、及び税制の簡素化を図ることを基本原則として行われるものとする。

(今次の税制改革の方針)

第四条 今次の税制改革は、所得課税において税負担の公平の確保を図るための措置を講ずるとともに、税体系全体として税負担の公平に資するため、所得課税を軽減し、消費に広く薄く負担を求め、資産に対する負担を適正化すること等により、国民が公平感をもつて納税し得る税体系の構築を目指して行われるものとする。

2 今次の税制改革は、全体として税負担の軽減を図るとともに、国及び地方公共団体の財政運営に基本的影響を与えることのないよう配慮して行われるものとする。

(今次の税制改革に際しての国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、今次の税制改革の趣旨及び方針にかんがみ、福祉の充実に配慮しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、今次の税制改革に際し、行政及び財政の改革の一層の推進に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、国民に今次の税制改革の趣旨及び内容の周知徹底を図り、その理解と協力を得るように努める等今次の税制改革の円滑な推進に資するための環境の整備に配慮しなければならない。

第二章 国税及び地方税に関する改革等

第一節 改革の実施

第六条 今次の税制改革の趣旨、基本理念及び方針に従い、国税及び地方税並びに国と地方公共団体との間の財源の配分について、別に所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)その他の法律で定めるところにより、この章に定める措置を中心とする改革を行うものとする。

第二節 国税に関する改革

(所得税の負担の軽減及び合理化等)

第七条 次の措置を講ずることにより所得税の負担の軽減及び合理化を図る。

一 中堅所得者を中心として、税負担の累増感の解消を図り、所得税の負担を軽減するため、最低税率を百分の十とし、その適用範囲を大幅に拡大する等税率の累進度を緩和するとともに、簡素な税率構造とすること。

二 税体系全体を通ずる低所得者及び中堅所得者の税負担等に配慮し、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除を引き上げるとともに、配偶者特別控除を大幅に引き上げること。

2 所得税の負担の公平の確保を図るため、株式等の譲渡による所得について他の所得と分離して所得税を課する制度を設けるとともに、社会保険診療報酬の所得計算の特例制度についてその簡便化を行う。

(法人税の負担の軽減及び合理化等)

第八条 国際的視点に立つた法人税制の確立を目指し、法人税の基本税率を引き下げ、配当等に充てた所得に対する軽減税率を廃止するとともに、受取配当等の益金不算入制度についてその

軽減を図ることにより、法人税の負担の軽減及び合理化を図る。

2 法人税の負担の公平の確保等を図るため、法人が新たに取得した土地等に係る負債の利子について損金算入を繰り延べる措置を講ずる。

(相続税及び贈与税の負担の軽減及び合理化等)

第九条 次の措置を講ずることにより相続税の負担の軽減及び合理化を図る。

一 健全な資産の形成と国民生活の安定等に配慮し、遺産に係る基礎控除等を二倍に引き上げるとともに、税率区分の幅を拡大するほか、最高税率を引き下げること。

二 配偶者の生活の安定に資するため、配偶者が相続により取得した財産について非課税とする範囲を拡大すること。

2 相続税の負担の公平の確保を図るため、遺産に係る基礎控除等の算定の基礎となる相続人の数に含まれる養子の数を制限する措置を講ずる。

3 相続税の改正との関連において、贈与税の税率区分の幅を拡大する等の措置を講ずる。

(消費税の創設)

第十条 現行の個別間接税制度が直面している諸問題を根本的に解決し、税体系全体を通ずる税負担の公平を図るとともに、国民福祉の充実に必要な歳入構造の安定化に資するため、消費に広く薄く負担を求める消費税を創設する。

2 消費税は、事業者による商品の販売、役務の提供等の各段階において課税し、経済に対する中立性を確保するため、課税の累積を排除する方式によるものとし、その税率は、百分の三とする。この場合において、その仕組みについて

は、我が国における取引慣行及び納税者の事務負担に極力配慮したものとす。

3 消費税の創設に伴い、砂糖消費税、物品税、トランプ類税、入場税及び通行税を廃止する。
(消費税の円滑かつ適正な転嫁)

第十一条 事業者は、消費に広く薄く負担を求めるといふ消費税の性格にかんがみ、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう努めるものとし、必要と認めるときは、取引の相手方である他の事業者又は消費者にその取引に課せられる消費税の額が明らかとなる措置を講ずるものとする。

2 国は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、消費税の仕組み等の周知徹底を図る等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
(酒税等に関する改正)

第十二条 近年における酒類の消費態様の変化及び酒税の国際的な調和並びに消費税の創設を考慮し、従価税率及び級別制度の廃止等を行い、各種酒類間の税負担格差の縮小を図るとともに、消費税との負担の調整を行う。

2 たばこ消費税及び石油税について課税方式を従量税方式に改める等の改正を行い、取引所税、有価証券取引税及び印紙税について一部の税率の引下げ等の措置を講ずる。

第三節 地方税に関する改革等

(個人住民税の負担の軽減及び合理化等)

第十三条 次の措置を講ずることにより個人の道府県民税及び市町村民税(以下「個人住民税」という。)の負担の軽減及び合理化を図る。

一 中堅所得者を中心として、税負担の累増感の解消を図り、個人住民税の負担を軽減する

ため、最低税率の適用範囲を拡大する等税率の累進度を緩和するとともに、簡素な税率構造とすること。

二 税体系全体を通ずる低所得者及び中堅所得者の税負担等に配慮し、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除を引き上げるとともに、配偶者特別控除を大幅に引き上げること。

2 個人住民税の負担の公平の確保を図るため、株式等の譲渡による所得について所得税における課税の仕組みを踏まえつつ個人住民税を課する制度を設ける。
(消費税の創設に伴う地方税に関する改正)

第十四条 消費税の創設に伴い、娯楽施設利用税及び料理飲食等消費税について税率を引き下げるとともに、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税について課税方式を従量税方式に改める等の改正を行うほか、不動産取得税について負担の軽減措置を講ずる。

2 消費税の創設に伴い、電気税、ガス税及び木材引取税を廃止する。
(消費税と税の創設)

第十五条 消費税の創設に伴い、地方公共団体の財源の安定的な確保に資するため、消費税の収入額のうち一定割合の額を地方公共団体に譲与する消費譲与税を創設する。

(地方交付税の対象税目の追加)

第十六条 消費税を地方交付税の対象税目に加える。

第四節 実施の時期

第十七条 今次の税制改革は、その趣旨、基本理念及び方針からみて、整合性をもつて、包括的かつ一体的に行われるものであることにかんが

み、その実施の時期は、各税の改革等の内容及び事前手続に要する期間並びに各税の有する性質に依りて、国税に係るものについては昭和六十三年十月一日、昭和六十四年一月一日及び同年四月一日とし、地方税等に係るものについては同日及び昭和六十五年四月一日として、別に法律で適切に定めるものとする。この場合において、相続税及び贈与税の負担の軽減及び合理化に係る改正については、昭和六十三年一月一日にさかのぼって適用することとする。

附 則

この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。

理 由

今次の税制改革の趣旨、基本理念及び方針を明らかにし、かつ、簡潔にその全体像を示すことにより、今次の税制改革についての国民の理解を深めるとともに、今次の税制改革が、整合性をもつて、包括的かつ一体的に行われることに資することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

税制改革法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、昭和六十三年六月十五日に行われた税制調査会の答申の趣旨にのっとり行われる税制の抜本的な改革の趣旨、基本理念及び方針を明らかにし、かつ、簡潔にその全体像を示すことにより、今次の税制改革についての国民の理解を深めるとともに、今次の税制改革が、整合性をもつて、包括的かつ一体的に行われるこ

とに資するほか、今次の税制改革が我が国の経済社会に及ぼす影響にかんがみ、国等の配慮すべき事項について定めるものである。

二 議案の修正議決理由

本案は、今後の高齢化社会の到来、経済社会の一層の国際化を展望し、税制の抜本的改革を行うことにより、国民の税に対する不公平感を払拭するとともに所得・消費・資産等の間で均衡がとれた安定的な税体系を構築する観点から、時宜に適するものと認めるが、なお、実施時期を施行の日及び施行の日の翌日に改めるとともに、施行期日を公布の日に改める必要があるため、別紙のとおり、修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十三年十一月十日

税制問題等に関する調査特別委員会代理 理事 海部 俊樹

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第十七条 今次の税制改革は、その趣旨、基本理念及び方針からみて、整合性をもつて、包括的かつ一体的に行われるものであることにかんがみ、その実施の時期は、各税の改革等の内容及び事前手続に要する期間並びに各税の有する性質に依りて、国税に係るものについては昭和六十三年十月一日、昭和六十四年一月一日及び同年四月一日とし、地方税等に係るものについては同日及び昭和六十五年四月一日として、別に法律で適切に定めるものとする。この場合にお

いて、相続税及び贈与税の負担の軽減及び合理化に係る改正については、昭和六十三年一月一日にさかのぼって適用することとする。

附 則

この法律は、^{公布の日}昭和六十三年十月一日から施行する。

税制改革法案に対する修正案
右の議案を提出する。

昭和六十三年十一月十五日

提出者

渡辺美智雄

野田 毅

賛成者

安倍晋太郎外六十名

税制改革法案に対する修正

税制改革法案の一部を次のように修正する。

目次中「実施の時期」を「実施の時期等」に改める。

第十一条第一項中「消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう努めるものとし」を「消費税を円滑かつ適正に転嫁するものとする。その際、事業者は」に改め、同条第二項中「寄与するため」の下に、「前項の規定を踏まえ」を加え、「講ずるよう努める」を「講ずる」に改める。

第四節の節名を次のように改める。

第四節 実施の時期等

第十七条に次の二項を加える。

2 国税当局においては、昭和六十四年九月三十日までは、消費税になじみの薄い我が国の現状を踏まえ、その執行に当たり、広報、相談及び

指導を中心として弾力的運営を行うものとする。

3 消費税の中小事業者の事務負担等に配慮した諸措置については、納税者の事務負担、消費税の円滑かつ適正な転嫁の実現の状況、納税者の税負担の公平の確保の必要性等を踏まえ、消費税の仕組みの定着状況等を勘案しつつ、その見直しを行うものとする。

所得税法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和六十三年七月二十九日

内閣総理大臣 竹下 登

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中 第四章 税額の計算の特例

第一節 世帯員が資産所得を有する

第二節 その他の税額の計算の特例

場合の税額の計算の特例(第九十六条―第一百条(第九十二条・第九十三条))

一条)を「第四章 税額の計算の特例(第九十六条―第一百条(第九十二条・第九十三条))」に改める。

第二条第一項第三十二号中「この条」を「この号」に、「五十八万円」を「六十二万円」に改め、同項第三十三号中「次に掲げる」を「合計所得金額が三十五万円以下である」に改め、同号イからニまでを削り、同項第三十四号中「第三十三号

イからニまでに掲げる」を「合計所得金額が三十五万円以下である」に改め、同項第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 特定扶養親族 扶養親族のうち、年齢十六歳以上二十三歳未満の者をいう。

第九条第一項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十六号までを削り、第十七号を第十二号とし、第十八号から第二十二号までを五号ずつ繰り上げ、同条第二項第三号から第七号までを削る。

第十一条第一項中(公社債又は貸付信託若しくは公社債投資信託(以下この条において「公社債等」という。))の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。を削り、「料金」の下に「(公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託(以下この条において「公社債等」という。))の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。」を加える。

第十三条第一項中「法人税法」の下に「(昭和四十年法律第三十四号)」を加える。

第二十四条第二項中「第九条第一項第十一号イ又はハ(有価証券の継続的取引等に係る所得)に掲げる所得」を「事業所得又は雑所得」に改める。

第二十八条第四項中「別表第七の付表」を「別表第五」に改める。

第五十七条第三項第一号中「掲げる金額」を「定める金額」に、「六十万円」を「八十万円」に、「四十五万円」を「四十七万円」に改める。

第七十九条第一項及び第二項中「二十五万円」を「二十七万円」に、「三十三万円」を「三十五万円」に改める。

第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「二十五万円」を「二十七万円」に改める。

第八十三条第一項中「三十三万円」を「三十五万円」に、「三十九万円」を「四十五万円」に改める。

第八十三条の二第一項各号列記以外の部分中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項各号を次のように改める。

一 控除対象配偶者 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 第二条第一項第三十号(定義)に規定する合計所得金額(以下この項及び次項において「合計所得金額」という。)が五万円未満である者 三十五万円

ロ 合計所得金額が五万円以上である者 三十五万円からその者の合計所得金額(当該合計所得金額が五万円の整数倍でないときは、当該合計所得金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とする。)を控除した金額

二 控除対象配偶者以外の配偶者 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 合計所得金額が四十万円未満である者 三十五万円

ロ 合計所得金額が四十万円以上である者 三十五万円からその者の合計所得金額のうち三十五万円を超える部分の金額(当該超える部分の金額が三十五万円未満であり、かつ、五万円の整数倍でないときは、当該超える部分の金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とし、当該超える部分の金額が三十五万円を超えるときは、三十五万円とする。)を控除した金額

第八十三条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項を前項に、八百万円を千万円に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。」

第八十四条第一項中「三十三万円」を「三十五万円に改め、その者がの下に特定扶養親族又はを加え、三十九万円を四十五万円に改める。」

第八十五条第三項中「又は」の下に「特定扶養親族」を加える。

第八十六条第一項中「三十三万円」を「三十五万円に改める。」

第八十九条第二項の表を次のように改める。

三百万円以下の金額	百分の十
三百万円を超え六百万円以下の金額	百分の二十
六百万円を超え千万円以下の金額	百分の三十
千万円を超え二千万円以下の金額	百分の四十
二千万円を超える金額	百分の五十

第九十条第二項中「とし、調整所得金額が四百万円以下である場合には、その調整所得金額に応じ別表第二に定める割合によるもの」を削る。

第九十一条を次のように改める。

第九十二条第一項中「第九条第一項第十二号」を「第九条第二項第十一号に、掲げる金額を定める金額に、これを超えるに改める。」第九十五条第二項中「これを超えるに、前年以前五年内」を「前年以前三年内」に、前

五年以内」を「前三年内」に改め、同条第三項中「前五年以内」を「前三年内」に改める。

第九十六条から第九十一条までを次のように改める。

第九十六条から第九十一条まで 削除

第九十六条から第九十一条まで 削除

第九十二条中「及び前節(世帯員が資産所得を有する場合の税額の計算の特例)を削る。」

第九十三条中「前節(世帯員が資産所得を有する場合の税額の計算の特例)を削る。」

第九十四条第一項中「これを超えるに改め、及び第九十一条(簡易税額表)を削る。」

第九十五条第二項第二号中「及び第九十一条(簡易税額表)を削る。」

第九十六条第二号中「第三号まで及び第四章第二節」を「第四章まで」に改める。

第九十七条第一号中「行なつた」を「行つた」に、

「第八十九条(税率)及び第九十一条(簡易税額表)」を「及び第八十九条(税率)」に改める。

第九十五条第一項各号列記以外の部分中「掲げる税額」を「定める税額に改め、同項各号中「次に掲げる税額」を「次に定める税額」に、別表第四を「別表第二に、別表第五を「別表第三」に改める。

第九十六条第一項各号列記以外の部分中「掲げる税額」を「定める税額」に改め、同項各号中「次に掲げる税額」を「次に定める税額」に、別表第六を「別表第四に、別表第七を「別表第三」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「掲げる税額」を「定める税額」に改め、同項各号中「別表第四」を「別表第二に改める。

第九十七条第一項中「別表第四」を「別表第二」に改める。

第九十八条第二号中「別表第七の付表」を「別表第五」に、

「次に掲げる別表第七に掲げる」を「(当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)を課税総所得金額とみなして第八十九条第一項(税率)の規定を適用して計算した場合の」に、「八百万円

円」を「千万円」に改める。

第九十九条第一項第五号中「のうちに」の下に「特定扶養親族又はを加える。」

第二百一条第一項各号列記以外の部分中「掲げる税額」を「定める税額」に改め、同項第一号中「次に掲げる別表第八に掲げる」を「の二分の一に相当する金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号において同じ。)を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項(税率)の規定を適用して計算した場合の」に改め、同項第二号中「次に掲げる別表第八に掲げる税額を求め、そのを」の二分の一に相当する金額を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項の規定を適用して計算した場合の」に改め、同条第二項中「別表第八の付表」を「別表第六」に改める。

第二百二条の三各号列記以外の部分中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同条第一号イ中「八万円」を「九万円」に、「五万五千円」を「六万円」に、「十三万円」を「十四万円」に、「八万円」を「八万五千円」に改め、同号ハ中「二万円」を「二万二千五百円」に改め、同号ニ中「四万円」を「三万円」に改め、同号ニ中「四万円」を「六万円」に、「四万五千円」を「六万七千五百円」に改め、同号ホ中「二万七千五百円」を「三万円」に、「老人扶養親族」を「特定扶養親族又は老人扶養親族」に改め、同号ヘ中「二万円」を「二万二千五百円」に、「二万七千五百円」を「三万円」に改める。

第二百二条の五第一項第四号中「のうちに」の下に「特定扶養親族又は」を加える。

第二百二十四条の二の次に次の一条を加える。

(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)
第二百二十四条の三 株式等の譲渡をした者(法人税法別表第一(公共法人の表)に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。)で国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時まで、その者の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、大蔵省令で定める場所とする。以下この項において同じ。)を当該各号に掲げる者(以下この項において「支払者」という。)に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者の住所にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならぬものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならぬものとする。

一 その株式等の譲渡を受けた法人(次号に掲げる者を通じてその譲渡を受けたものを除く。)

二 その株式等の譲渡について売委託を受けた証券業者(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十九条(定義)に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号(定義)に規定する外国証券会社をいう。)又は銀行

二 前項に規定する株式等とは、次に掲げるもの(外国法人に係るものを含む。)をいう。

一 株式(株式の引受けによる権利及び新株引受権を含む。)

二 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は有限会社(定義)に規定する協同組合等の組合員又は会員の持分その他の法人の出資者の持分

三 転換社債及び新株引受権付社債

第二百二十五条第一項に次の一号を加える。
十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条第二項に規定する株式等の譲渡の対価の支払をする同条第一項各号に掲げる者
別表第二から別表第四までを次のように改める。

別表第二 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係）

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円 78,000	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額の7%に相 当する金額
78,000	79,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000
79,000	80,000	280	0	0	0	0	0	0	0	0	6,100
80,000	81,000	380	0	0	0	0	0	0	0	0	6,100
81,000	82,000	480	0	0	0	0	0	0	0	0	6,100
82,000	83,000	580	0	0	0	0	0	0	0	0	6,200
83,000	84,000	680	0	0	0	0	0	0	0	0	6,200
84,000	85,000	780	0	0	0	0	0	0	0	0	6,200
85,000	86,000	880	0	0	0	0	0	0	0	0	6,300
86,000	87,000	980	0	0	0	0	0	0	0	0	6,300
87,000	88,000	1,080	0	0	0	0	0	0	0	0	6,300
88,000	89,000	1,180	0	0	0	0	0	0	0	0	6,400
89,000	90,000	1,280	0	0	0	0	0	0	0	0	6,400
90,000	91,000	1,380	0	0	0	0	0	0	0	0	6,400
91,000	92,000	1,480	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500
92,000	93,000	1,580	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500
93,000	94,000	1,680	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500
94,000	95,000	1,780	0	0	0	0	0	0	0	0	6,600
95,000	96,000	1,880	0	0	0	0	0	0	0	0	6,600
96,000	97,000	1,980	0	0	0	0	0	0	0	0	6,600
97,000	98,000	2,080	0	0	0	0	0	0	0	0	6,700
98,000	99,000	2,180	0	0	0	0	0	0	0	0	6,700
99,000	101,000	2,330	0	0	0	0	0	0	0	0	6,700
101,000	103,000	2,530	0	0	0	0	0	0	0	0	7,100
103,000	105,000	2,730	0	0	0	0	0	0	0	0	7,200
105,000	107,000	2,930	0	0	0	0	0	0	0	0	7,400
107,000	109,000	3,130	220	0	0	0	0	0	0	0	7,500
109,000	111,000	3,330	420	0	0	0	0	0	0	0	7,600
111,000	113,000	3,530	620	0	0	0	0	0	0	0	7,800
113,000	115,000	3,730	820	0	0	0	0	0	0	0	8,000
115,000	117,000	3,930	1,020	0	0	0	0	0	0	0	8,200
117,000	119,000	4,130	1,220	0	0	0	0	0	0	0	8,400
119,000	121,000	4,280	1,370	0	0	0	0	0	0	0	8,600
121,000	123,000	4,400	1,490	0	0	0	0	0	0	0	8,700
123,000	125,000	4,520	1,610	0	0	0	0	0	0	0	8,900
125,000	127,000	4,640	1,730	0	0	0	0	0	0	0	9,100
127,000	129,000	4,760	1,850	0	0	0	0	0	0	0	9,300
129,000	131,000	4,880	1,970	0	0	0	0	0	0	0	9,500
131,000	133,000	5,000	2,090	0	0	0	0	0	0	0	9,700
133,000	135,000	5,120	2,210	0	0	0	0	0	0	0	9,900
135,000	137,000	5,240	2,330	0	0	0	0	0	0	0	10,100
137,000	139,000	5,370	2,450	0	0	0	0	0	0	0	10,300
139,000	141,000	5,510	2,590	0	0	0	0	0	0	0	10,500
141,000	143,000	5,650	2,730	0	0	0	0	0	0	0	10,600
143,000	145,000	5,790	2,870	0	0	0	0	0	0	0	10,800
145,000	147,000	5,930	3,010	0	0	0	0	0	0	0	11,000

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
147,000	149,000	6,070	3,150	230	0	0	0	0	0	11,200	
149,000	151,000	6,210	3,290	370	0	0	0	0	0	11,400	
151,000	153,000	6,350	3,430	510	0	0	0	0	0	11,600	
153,000	155,000	6,490	3,570	650	0	0	0	0	0	11,800	
155,000	157,000	6,630	3,710	790	0	0	0	0	0	12,000	
157,000	159,000	6,770	3,850	930	0	0	0	0	0	12,200	
159,000	161,000	6,910	3,990	1,070	0	0	0	0	0	12,400	
161,000	163,000	7,050	4,130	1,210	0	0	0	0	0	12,700	
163,000	165,000	7,190	4,270	1,350	0	0	0	0	0	13,300	
165,000	167,000	7,330	4,410	1,490	0	0	0	0	0	13,900	
167,000	169,000	7,470	4,550	1,630	0	0	0	0	0	14,500	
169,000	171,000	7,610	4,690	1,770	0	0	0	0	0	15,100	
171,000	173,000	7,750	4,830	1,910	0	0	0	0	0	15,700	
173,000	175,000	7,890	4,970	2,050	0	0	0	0	0	16,200	
175,000	177,000	8,030	5,110	2,190	0	0	0	0	0	16,800	
177,000	179,000	8,170	5,250	2,330	0	0	0	0	0	17,400	
179,000	181,000	8,310	5,390	2,470	0	0	0	0	0	18,000	
181,000	183,000	8,450	5,530	2,610	0	0	0	0	0	18,600	
183,000	185,000	8,590	5,670	2,750	0	0	0	0	0	19,200	
185,000	187,000	8,730	5,810	2,890	0	0	0	0	0	19,800	
187,000	189,000	8,870	5,950	3,030	120	0	0	0	0	20,300	
189,000	191,000	9,010	6,090	3,170	260	0	0	0	0	20,900	
191,000	193,000	9,150	6,230	3,310	400	0	0	0	0	21,400	
193,000	195,000	9,290	6,370	3,450	540	0	0	0	0	22,000	
195,000	197,000	9,430	6,510	3,590	680	0	0	0	0	22,600	
197,000	199,000	9,570	6,650	3,730	820	0	0	0	0	23,100	
199,000	201,000	9,710	6,790	3,870	960	0	0	0	0	23,700	
201,000	203,000	9,850	6,930	4,010	1,100	0	0	0	0	24,300	
203,000	205,000	9,990	7,070	4,150	1,240	0	0	0	0	24,900	
205,000	207,000	10,130	7,210	4,290	1,380	0	0	0	0	25,600	
207,000	209,000	10,270	7,350	4,430	1,520	0	0	0	0	26,300	
209,000	211,000	10,410	7,490	4,570	1,660	0	0	0	0	26,900	
211,000	213,000	10,550	7,630	4,710	1,800	0	0	0	0	27,600	
213,000	215,000	10,690	7,770	4,850	1,940	0	0	0	0	28,200	
215,000	217,000	10,830	7,910	4,990	2,080	0	0	0	0	28,900	
217,000	219,000	10,970	8,050	5,130	2,220	0	0	0	0	29,600	
219,000	221,000	11,110	8,190	5,270	2,360	0	0	0	0	30,200	
221,000	224,000	11,280	8,370	5,450	2,538	0	0	0	0	30,900	
224,000	227,000	11,490	8,580	5,660	2,740	0	0	0	0	31,900	
227,000	230,000	11,700	8,790	5,870	2,950	0	0	0	0	32,900	
230,000	233,000	11,910	9,000	6,080	3,160	250	0	0	0	33,900	
233,000	236,000	12,120	9,210	6,290	3,370	460	0	0	0	34,800	
236,000	239,000	12,330	9,420	6,500	3,580	670	0	0	0	35,800	
239,000	242,000	12,540	9,630	6,710	3,790	880	0	0	0	36,800	
242,000	245,000	12,750	9,840	6,920	4,000	1,090	0	0	0	37,800	
245,000	248,000	12,960	10,050	7,130	4,210	1,300	0	0	0	38,800	
248,000	251,000	13,170	10,260	7,340	4,420	1,510	0	0	0	39,800	
251,000	254,000	13,380	10,470	7,550	4,630	1,720	0	0	0	40,800	
254,000	257,000	13,590	10,680	7,760	4,840	1,930	0	0	0	41,800	
257,000	260,000	13,800	10,890	7,970	5,050	2,140	0	0	0	42,800	

昭和六十三年十一月十六日 衆議院会議録第十六号 所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
260,000	263,000	14,010	11,100	8,180	5,260	2,350	0	0	0	43,800	
263,000	266,000	14,220	11,310	8,390	5,470	2,560	0	0	0	44,700	
266,000	269,000	14,430	11,520	8,600	5,680	2,770	0	0	0	45,700	
269,000	272,000	14,640	11,730	8,810	5,890	2,980	0	0	0	46,500	
272,000	275,000	14,850	11,940	9,020	6,100	3,190	270	0	0	47,100	
275,000	278,000	15,080	12,160	9,240	6,330	3,410	490	0	0	47,800	
278,000	281,000	15,320	12,400	9,480	6,570	3,650	730	0	0	48,900	
281,000	284,000	15,560	12,640	9,720	6,810	3,890	970	0	0	50,200	
284,000	287,000	15,800	12,880	9,960	7,050	4,130	1,210	0	0	51,500	
287,000	290,000	16,040	13,120	10,200	7,290	4,370	1,450	0	0	52,800	
290,000	293,000	16,280	13,360	10,440	7,530	4,610	1,690	0	0	54,100	
293,000	296,000	16,520	13,600	10,680	7,770	4,850	1,930	0	0	55,400	
296,000	299,000	16,760	13,840	10,920	8,010	5,090	2,170	0	0	56,700	
299,000	302,000	17,000	14,080	11,160	8,250	5,330	2,410	0	0	58,000	
302,000	305,000	17,240	14,320	11,400	8,490	5,570	2,650	0	0	59,300	
305,000	308,000	17,480	14,560	11,640	8,730	5,810	2,890	0	0	60,600	
308,000	311,000	17,720	14,800	11,880	8,970	6,050	3,130	220	0	61,900	
311,000	314,000	17,960	15,040	12,120	9,210	6,290	3,370	460	0	63,200	
314,000	317,000	18,200	15,280	12,360	9,450	6,530	3,610	700	0	64,500	
317,000	320,000	18,440	15,520	12,600	9,690	6,770	3,850	940	0	65,900	
320,000	323,000	18,680	15,760	12,840	9,930	7,010	4,090	1,180	0	67,200	
323,000	326,000	18,920	16,000	13,080	10,170	7,250	4,330	1,420	0	68,500	
326,000	329,000	19,160	16,240	13,320	10,410	7,490	4,570	1,660	0	69,800	
329,000	332,000	19,400	16,480	13,560	10,650	7,730	4,810	1,900	0	71,100	
332,000	335,000	19,640	16,720	13,800	10,890	7,970	5,050	2,140	0	72,400	
335,000	338,000	19,880	16,960	14,040	11,130	8,210	5,290	2,380	0	73,700	
338,000	341,000	20,120	17,200	14,280	11,370	8,450	5,530	2,620	0	75,000	
341,000	344,000	20,360	17,440	14,520	11,610	8,690	5,770	2,860	0	76,400	
344,000	347,000	20,600	17,680	14,760	11,850	8,930	6,010	3,100	180	77,700	
347,000	350,000	20,840	17,920	15,000	12,090	9,170	6,250	3,340	420	79,000	
350,000	353,000	21,080	18,160	15,240	12,330	9,410	6,490	3,580	660	80,300	
353,000	356,000	21,320	18,400	15,480	12,570	9,650	6,730	3,820	900	81,700	
356,000	359,000	21,560	18,640	15,720	12,810	9,890	6,970	4,060	1,140	83,000	
359,000	362,000	21,800	18,880	15,960	13,050	10,130	7,210	4,300	1,380	84,300	
362,000	365,000	22,040	19,120	16,200	13,290	10,370	7,450	4,540	1,620	85,600	
365,000	368,000	22,280	19,360	16,440	13,530	10,610	7,690	4,780	1,860	87,000	
368,000	371,000	22,520	19,600	16,680	13,770	10,850	7,930	5,020	2,100	88,300	
371,000	374,000	22,760	19,840	16,920	14,010	11,090	8,170	5,260	2,340	89,600	
374,000	377,000	23,000	20,080	17,160	14,250	11,330	8,410	5,500	2,580	91,000	
377,000	380,000	23,240	20,320	17,400	14,490	11,570	8,650	5,740	2,820	92,300	
380,000	383,000	23,480	20,560	17,640	14,730	11,810	8,890	5,980	3,060	93,600	
383,000	386,000	23,720	20,800	17,880	14,970	12,050	9,130	6,220	3,300	94,900	
386,000	389,000	23,960	21,040	18,120	15,210	12,290	9,370	6,460	3,540	96,300	
389,000	392,000	24,200	21,280	18,360	15,450	12,530	9,610	6,700	3,780	97,600	
392,000	395,000	24,440	21,520	18,600	15,690	12,770	9,850	6,940	4,020	98,900	
395,000	398,000	24,680	21,760	18,840	15,930	13,010	10,090	7,180	4,260	100,200	
398,000	401,000	24,920	22,000	19,080	16,170	13,250	10,330	7,420	4,500	101,600	
401,000	404,000	25,320	22,240	19,320	16,410	13,490	10,570	7,660	4,740	102,900	
404,000	407,000	25,800	22,480	19,560	16,650	13,730	10,810	7,900	4,980	104,200	
407,000	410,000	26,280	22,720	19,800	16,890	13,970	11,050	8,140	5,220	105,600	

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
410,000	413,000	26,760	22,960	20,040	17,130	14,210	11,290	8,380	5,460	106,900	
413,000	416,000	27,240	23,200	20,280	17,370	14,450	11,530	8,620	5,700	108,200	
416,000	419,000	27,720	23,440	20,520	17,610	14,690	11,770	8,860	5,940	109,500	
419,000	422,000	28,200	23,680	20,760	17,850	14,930	12,010	9,100	6,180	110,900	
422,000	425,000	28,680	23,920	21,000	18,090	15,170	12,250	9,340	6,420	112,900	
425,000	428,000	29,160	24,160	21,240	18,330	15,410	12,490	9,580	6,660	114,900	
428,000	431,000	29,640	24,400	21,480	18,570	15,650	12,730	9,820	6,900	117,000	
431,000	434,000	30,120	24,640	21,720	18,810	15,890	12,970	10,060	7,140	119,000	
434,000	437,000	30,600	24,880	21,960	19,050	16,130	13,210	10,300	7,380	121,000	
437,000	440,000	31,080	25,240	22,200	19,290	16,370	13,450	10,540	7,620	123,100	
440,000	443,000	31,560	25,720	22,440	19,530	16,610	13,690	10,780	7,860	125,100	
443,000	446,000	32,040	26,200	22,680	19,770	16,850	13,930	11,020	8,100	127,200	
446,000	449,000	32,520	26,680	22,920	20,010	17,090	14,170	11,260	8,340	129,200	
449,000	452,000	33,000	27,160	23,160	20,250	17,330	14,410	11,500	8,580	131,200	
452,000	455,000	33,480	27,640	23,400	20,490	17,570	14,650	11,740	8,820	133,300	
455,000	458,000	33,960	28,120	23,640	20,730	17,810	14,890	11,980	9,060	135,300	
458,000	461,000	34,440	28,600	23,880	20,970	18,050	15,130	12,220	9,300	137,400	
461,000	464,000	34,920	29,080	24,120	21,210	18,290	15,370	12,460	9,540	139,200	
464,000	467,000	35,400	29,560	24,360	21,450	18,530	15,610	12,700	9,780	140,800	
467,000	470,000	35,880	30,040	24,600	21,690	18,770	15,850	12,940	10,020	142,500	
470,000	473,000	36,360	30,520	24,840	21,930	19,010	16,090	13,180	10,260	144,100	
473,000	476,000	36,840	31,000	25,170	22,170	19,250	16,330	13,420	10,500	145,700	
476,000	479,000	37,320	31,480	25,650	22,410	19,490	16,570	13,660	10,740	147,400	
479,000	482,000	37,800	31,960	26,130	22,650	19,730	16,810	13,900	10,980	149,000	
482,000	485,000	38,280	32,440	26,610	22,890	19,970	17,050	14,140	11,220	150,600	
485,000	488,000	38,760	32,920	27,090	23,130	20,210	17,290	14,380	11,460	152,300	
488,000	491,000	39,240	33,400	27,570	23,370	20,450	17,530	14,620	11,700	153,900	
491,000	494,000	39,720	33,880	28,050	23,610	20,690	17,770	14,860	11,940	155,600	
494,000	497,000	40,200	34,360	28,530	23,850	20,930	18,010	15,100	12,180	157,200	
497,000	500,000	40,680	34,840	29,010	24,090	21,170	18,250	15,340	12,420	158,800	
500,000円		40,920	35,080	29,250	24,210	21,290	18,370	15,460	12,540	160,500	
500,000円を超え 690,000円に満た ない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額								160,500円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与等の 金額のうち 500,000円を 超える金額の 47%に相当す る金額を加算 した金額	
690,000円		円 75,120	円 69,280	円 63,450	円 58,410	円 55,490	円 52,570	円 49,660	円 46,740		
690,000円を超え 830,000円に満た ない金額		690,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 690,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額									

昭和六十三年十一月十六日 衆議院会議録第十六号 所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(五)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙
	扶 養 親 族 等 の 数								
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上 未 満	税 額								税 額
830,000円	円 112,920	円 107,080	円 101,250	円 96,210	円 93,290	円 90,370	円 87,460	円 84,540	
830,000円を超え 1,050,000円に満た ない金額	830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 830,000円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額								
1,050,000円	円 175,620	円 169,780	円 163,950	円 158,910	円 155,990	円 153,070	円 150,160	円 147,240	
1,050,000円を超え 1,930,000円に満た ない金額	1,050,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,050,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								
1,930,000円	円 510,020	円 504,180	円 498,350	円 493,310	円 490,390	円 487,470	円 484,560	円 481,640	
1,930,000円を超え る金額	1,930,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,930,000円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超え る1人ごとに2,920円を控除した金額									従たる給与に ついての扶養 控除等申告書 が提出されて いる場合には、当該申告 書に記載され た扶養親族等 の数に応じ、 扶養親族等 1人ごとに 2,920円を、上 の各欄によつ て求めた税額 から控除した 金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに2,920円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除

等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,920円を控除した金額)が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（第百八十五条関係）

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額									税 額	税 額
円 2,600	円未 満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 その日の社 会保険料 控除後の 金額の7 %に相当 する金額	円 0
2,600	2,650	5	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,650	2,700	10	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,700	2,750	15	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,750	2,800	20	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,800	2,850	25	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,850	2,900	30	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,900	2,950	35	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,950	3,000	40	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,000	3,050	45	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,050	3,100	50	0	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,100	3,150	55	0	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,150	3,200	60	0	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,200	3,250	65	0	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,250	3,300	70	0	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,300	3,400	80	0	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,400	3,500	90	0	0	0	0	0	0	0	0	240	0
3,500	3,600	100	0	0	0	0	0	0	0	0	250	0
3,600	3,700	110	10	0	0	0	0	0	0	0	250	0
3,700	3,800	120	20	0	0	0	0	0	0	0	260	0
3,800	3,900	130	30	0	0	0	0	0	0	0	270	0
3,900	4,000	140	40	0	0	0	0	0	0	0	280	0
4,000	4,100	145	50	0	0	0	0	0	0	0	290	0
4,100	4,200	150	55	0	0	0	0	0	0	0	300	0
4,200	4,300	155	60	0	0	0	0	0	0	0	310	0
4,300	4,400	165	65	0	0	0	0	0	0	0	320	0
4,400	4,500	170	70	0	0	0	0	0	0	0	330	0
4,500	4,600	175	80	0	0	0	0	0	0	0	340	0
4,600	4,700	180	85	0	0	0	0	0	0	0	350	0
4,700	4,800	190	90	0	0	0	0	0	0	0	360	0
4,800	4,900	195	100	0	0	0	0	0	0	0	370	0
4,900	5,000	205	105	10	0	0	0	0	0	0	370	0
5,000	5,100	210	115	15	0	0	0	0	0	0	380	0
5,100	5,200	215	120	20	0	0	0	0	0	0	390	0
5,200	5,300	225	125	30	0	0	0	0	0	0	400	0
5,300	5,400	230	135	35	0	0	0	0	0	0	410	0
5,400	5,500	240	140	45	0	0	0	0	0	0	430	0
5,500	5,600	245	150	50	0	0	0	0	0	0	460	0
5,600	5,700	250	155	55	0	0	0	0	0	0	490	0
5,700	5,800	260	160	65	0	0	0	0	0	0	520	0
5,800	5,900	265	170	70	0	0	0	0	0	0	550	0
5,900	6,000	275	175	80	0	0	0	0	0	0	580	0
6,000	6,100	280	185	85	0	0	0	0	0	0	610	0
6,100	6,200	285	190	90	0	0	0	0	0	0	640	0
6,200	6,300	295	195	100	0	0	0	0	0	0	670	0
6,300	6,400	300	205	105	10	0	0	0	0	0	700	0

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,400	6,500	310	210	115	15	0	0	0	0	720	0
6,500	6,600	315	220	120	25	0	0	0	0	750	0
6,600	6,700	320	225	125	30	0	0	0	0	780	0
6,700	6,800	330	230	135	35	0	0	0	0	810	0
6,800	6,900	335	240	140	45	0	0	0	0	840	0
6,900	7,000	345	245	150	50	0	0	0	0	880	0
7,000	7,100	350	255	155	60	0	0	0	0	910	0
7,100	7,200	355	260	160	65	0	0	0	0	940	0
7,200	7,300	365	265	170	70	0	0	0	0	970	0
7,300	7,400	370	275	175	80	0	0	0	0	1,010	0
7,400	7,500	380	280	185	85	0	0	0	0	1,040	0
7,500	7,600	385	290	190	95	0	0	0	0	1,070	0
7,600	7,700	390	295	195	100	5	0	0	0	1,110	0
7,700	7,800	400	300	205	105	10	0	0	0	1,140	0
7,800	7,900	405	310	210	115	15	0	0	0	1,170	0
7,900	8,000	415	315	220	120	25	0	0	0	1,210	0
8,000	8,100	420	325	225	130	30	0	0	0	1,240	0
8,100	8,200	425	330	230	135	40	0	0	0	1,270	0
8,200	8,300	435	335	240	140	45	0	0	0	1,300	0
8,300	8,400	440	345	245	150	50	0	0	0	1,340	0
8,400	8,500	450	350	255	155	60	0	0	0	1,370	0
8,500	8,600	455	360	260	165	65	0	0	0	1,400	2
8,600	8,700	460	365	265	170	75	0	0	0	1,440	9
8,700	8,800	470	370	275	175	80	0	0	0	1,470	16
8,800	8,900	475	380	280	185	85	0	0	0	1,500	23
8,900	9,000	485	385	290	190	95	0	0	0	1,540	30
9,000	9,100	490	395	295	200	100	5	0	0	1,560	37
9,100	9,200	495	400	300	205	110	10	0	0	1,580	44
9,200	9,300	505	405	310	215	115	20	0	0	1,600	51
9,300	9,400	515	415	320	220	125	25	0	0	1,650	58
9,400	9,500	520	425	325	230	130	35	0	0	1,690	65
9,500	9,600	530	430	335	235	140	40	0	0	1,730	72
9,600	9,700	535	440	340	245	150	50	0	0	1,780	79
9,700	9,800	545	445	350	255	155	60	0	0	1,820	86
9,800	9,900	555	455	360	260	165	65	0	0	1,860	93
9,900	10,000	560	465	365	270	170	75	0	0	1,910	100
10,000	10,100	570	470	375	275	180	80	0	0	1,950	107
10,100	10,200	575	480	380	285	190	90	0	0	1,990	114
10,200	10,300	585	485	390	295	195	100	0	0	2,040	121
10,300	10,400	595	495	400	300	205	105	10	0	2,080	128
10,400	10,500	600	505	405	310	210	115	15	0	2,120	135
10,500	10,600	610	510	415	315	220	120	25	0	2,170	142
10,600	10,700	615	520	420	325	230	130	35	0	2,210	149
10,700	10,800	625	525	430	335	235	140	40	0	2,250	156
10,800	10,900	635	535	440	340	245	145	50	0	2,300	163
10,900	11,000	640	545	445	350	250	155	55	0	2,340	170
11,000	11,100	650	550	455	355	260	160	65	0	2,380	177
11,100	11,200	655	560	460	365	270	170	75	0	2,430	184
11,200	11,300	665	565	470	375	275	180	80	0	2,470	191
11,300	11,400	675	575	480	380	285	185	90	0	2,520	198

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
11,400	11,500	680	585	485	390	290	195	95	0	2,560	205
11,500	11,600	690	590	495	395	300	200	105	10	2,600	212
11,600	11,700	695	600	500	405	310	210	115	15	2,650	219
11,700	11,800	705	605	510	415	315	220	120	25	2,690	226
11,800	11,900	715	615	520	420	325	225	130	30	2,740	233
11,900	12,000	720	625	525	430	330	235	135	40	2,780	240
12,000	12,100	730	630	535	435	340	240	145	50	2,830	247
12,100	12,200	735	640	540	445	350	250	155	55	2,870	254
12,200	12,300	745	645	550	455	355	260	160	65	2,910	261
12,300	12,400	755	655	560	460	365	265	170	70	2,960	268
12,400	12,500	760	665	565	470	370	275	175	80	3,000	275
12,500	12,600	770	670	575	475	380	280	185	90	3,050	282
12,600	12,700	775	680	580	485	390	290	195	95	3,090	290
12,700	12,800	785	685	590	495	395	300	200	105	3,140	298
12,800	12,900	795	695	600	500	405	305	210	110	3,180	306
12,900	13,000	800	705	605	510	410	315	215	120	3,220	314
13,000	13,100	810	710	615	515	420	320	225	130	3,270	322
13,100	13,200	815	720	620	525	430	330	235	135	3,310	330
13,200	13,300	825	725	630	535	435	340	240	145	3,360	338
13,300	13,400	835	735	640	540	445	345	250	150	3,400	346
13,400	13,500	850	745	645	550	450	355	255	160	3,450	354
13,500	13,600	865	750	655	555	460	360	265	170	3,490	362
13,600	13,700	880	760	660	565	470	370	275	175	3,530	370
13,700	13,800	895	765	670	575	475	380	280	185	3,580	378
13,800	13,900	910	775	680	580	485	385	290	190	3,620	386
13,900	14,000	930	785	685	590	490	395	295	200	3,670	394
14,000	14,100	945	790	695	595	500	400	305	210	3,720	402
14,100	14,200	960	800	700	605	510	410	315	215	3,790	410
14,200	14,300	975	805	710	615	515	420	320	225	3,850	418
14,300	14,400	990	815	720	620	525	425	330	230	3,920	426
14,400	14,500	1,010	825	725	630	530	435	335	240	3,990	434
14,500	14,600	1,025	830	735	635	540	440	345	250	4,060	442
14,600	14,700	1,040	845	740	645	550	450	355	255	4,130	450
14,700	14,800	1,055	860	750	655	555	460	360	265	4,190	458
14,800	14,900	1,070	875	760	660	565	465	370	270	4,260	466
14,900	15,000	1,090	895	765	670	570	475	375	280	4,330	474
15,000	15,100	1,105	910	775	675	580	480	385	290	4,400	482
15,100	15,200	1,120	925	780	685	590	490	395	295	4,470	490
15,200	15,300	1,135	940	790	695	595	500	400	305	4,530	498
15,300	15,400	1,150	955	800	700	605	505	410	310	4,600	506
15,400	15,500	1,170	975	805	710	610	515	415	320	4,660	514
15,500	15,600	1,185	990	815	715	620	520	425	330	4,710	522
15,600	15,700	1,200	1,005	820	725	630	530	435	335	4,770	530
15,700	15,800	1,215	1,020	830	735	635	540	440	345	4,820	538
15,800	15,900	1,230	1,035	845	740	645	545	450	350	4,880	546
15,900	16,000	1,250	1,055	860	750	650	555	455	360	4,930	554
16,000	16,100	1,265	1,070	875	755	660	560	465	370	4,990	562
16,100	16,200	1,280	1,085	890	765	670	570	475	375	5,040	570
16,200	16,300	1,295	1,100	905	775	675	580	480	385	5,090	578
16,300	16,400	1,310	1,115	925	780	685	585	490	390	5,150	586

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
16,400	16,500	1,330	1,135	940	790	690	595	495	400	5,200	594
16,500	16,600	1,345	1,150	955	795	700	600	505	410	5,260	602
16,600	16,700	1,360	1,165	970	805	710	610	515	415	5,310	610
16,700円		1,370	1,175	980	810	710	615	515	420	5,370	618
16,700円を超え 23,000円に満たない金額		16,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額								5,370円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額	618円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の8%に相当する金額を加算した金額
23,000円		円 2,505	円 2,310	円 2,115	円 1,945	円 1,845	円 1,750	円 1,650	円 1,555	円 1,122	
23,000円を超え 28,000円に満たない金額		23,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち23,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額								1,122円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち23,000円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額	
28,000円		円 3,855	円 3,660	円 3,465	円 3,295	円 3,195	円 3,100	円 3,000	円 2,905	円 3,282	
28,000円を超え 35,000円に満たない金額		28,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,000円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額								3,282円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の28%に相当する金額を加算した金額	
35,000円		円 5,850	円 5,655	円 5,460	円 5,290	円 5,190	円 5,095	円 4,995	円 4,900	円 11,402	
35,000円を超え 64,000円に満たない金額		35,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								11,402円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち64,000円を超える金額の32%に相当する金額を加算した金額	
64,000円		円 16,870	円 16,675	円 16,480	円 16,310	円 16,210	円 16,115	円 16,015	円 15,920	円 11,402	
64,000円を超え る金額		64,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち64,000円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額								11,402円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち64,000円を超える金額の32%に相当する金額を加算した金額	

(五)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに95円を控除した金額									従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に1人ごとに95円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	—	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(イ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに95円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年人、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(ロ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに95円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (2) その給与等が第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙	
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上					
除 後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
175	千円未満	205	千円未満	233	千円未満	261	千円未満				
175	193	205	223	233	253	261	284				
193	211	223	244	253	277	284	310				
211	275	244	275	277	306	310	343				
275	402	275	424	306	446	343	468				
402	429	424	453	446	476	468	499				
429	460	453	485	476	511	499	538	199	千円未満		
460	495	485	525	511	554	538	584				
495	541	525	573	554	603	584	631				
541	613	573	634	603	655	631	676				
613	652	634	674	655	696	676	718	199		301	
652	696	674	720	696	743	718	767				
696	746	720	772	743	797	767	822				
746	805	772	832	797	862	822	891				
805	866	832	889	862	912	891	934				
866	926	889	951	912	975	934	999	301		335	
926	1,034	951	1,061	975	1,088	999	1,115				
1,034	1,170	1,061	1,201	1,088	1,232	1,115	1,262				
1,170	1,593	1,201	1,617	1,232	1,641	1,262	1,665	335		611	
1,593	1,775	1,617	1,801	1,641	1,828	1,665	1,855				
1,775	2,003	1,801	2,033	1,828	2,063	1,855	2,093				
2,003 千円以上		2,033 千円以上		2,063 千円以上		2,093 千円以上		611 千円以上			

金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金

額料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当すると
告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算
にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、例に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給
らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規定

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控
金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞 金 乗 き	の に べ る 率	甲									
		扶		養		親		族			
		0		1		2		3			
		前 月 の 社 会 保 険 料 控									
		以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0	%	千円 57	千円未満	千円 79	千円未満	千円 111	千円未満	千円 143	千円未満		
2		57	61	79	85	111	122	143	158		
4		61	65	85	97	122	136	158	175		
6		65	70	97	275	136	275	175	275		
8		70	76	275	332	275	359	275	380		
10		76	331	332	359	359	383	380	406		
12		331	360	359	385	383	410	406	435		
14		360	388	385	415	410	441	435	468		
16		388	488	415	500	441	500	468	508		
18		488	520	500	545	500	569	508	593		
20		520	559	545	586	569	608	593	630		
22		559	602	586	625	608	649	630	673		
24		602	645	625	671	649	696	673	721		
26		645	731	671	731	696	750	721	777		
28		731	781	731	802	750	822	777	843		
30		781	829	802	853	822	878	843	902		
32		829	925	853	953	878	980	902	1,007		
35		925	1,047	953	1,078	980	1,109	1,007	1,139		
38		1,047	1,497	1,078	1,521	1,109	1,545	1,139	1,569		
41		1,497	1,668	1,521	1,695	1,545	1,722	1,569	1,748		
44		1,668	1,883	1,695	1,913	1,722	1,943	1,748	1,973		
47		1,883 千円以上		1,913 千円以上		1,943 千円以上		1,973 千円以上			

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生は、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表による(五)により税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

乗じて算出した金額(ロにおいて「保険金の非課税限度額」という。)以下である場合、当該相続人の取得した保険金の金額(イに規定する合計額が当該保険金の非課税限度額を超える場合、当該保険金の非課税限度額に当該合計額のうち当該相続人の取得した保険金の合計額の占める割合を乗じて算出した金額)

六 相続人の取得した第三条第一項第二号に掲げる給与(以下この号において「退職手当金等」という。)については、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める金額に相当する部分

イ 第三条第一項第二号の被相続人のすべての相続人が取得した退職手当金等の合計額が五百万円に当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額(ロにおいて「退職手当金等の非課税限度額」という。)以下である場合、当該相続人の取得した退職手当金等の金額

ロ イに規定する合計額が当該退職手当金等の非課税限度額を超える場合、当該退職手当金等の非課税限度額に当該合計額のうち当該相続人の取得した退職手当金等の合計額の占める割合を乗じて算出した金額

第十四条第二項中「金額の外」を「金額のほか」「砂糖消費税」を「消費税」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「入場税、物品税、トラップ税」を削る。

第十五条第一項中「二千万円」を「四千万円」に、「四百万円」を「八百万円」に改め、同条第二項中「相続人は」を「相続人の数は」に、「(相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人)に該当する者」を「(当該被相続人に養子がある場合の当該相続人の数に算入する当該被相続人の養子の数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各

号に定める養子の数に限るものとし、相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人の数とする。に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該被相続人に実子がなく、養子の数が一人である場合 一人
二 当該被相続人に実子がなく、養子の数が二人以上である場合 二人
第十五条に次の一項を加える。

三 前項の規定の適用については、次に掲げる者は実子とみなす。

一 民法第八百七条の二第一項に規定する特別養子縁組による養子となつた者、当該被相続人の配偶者の実子で当該被相続人の養子となつた者その他これらに準ずる者として政令で定める者
二 実子若しくは養子又はその直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失つたため民法第五編第二章の規定による相続人(相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人)となつたその者の直系卑属

第十六条中「規定する相続人」を「規定する相続人の数に応じた相続人」に改め、同条の表を次のように改める。

四百万円以下の金額	百分の十
百万円を超え八百万円以下の金額	百分の十五
八百万円を超え千四百万円以下の金額	百分の二十
千四百万円を超え二千三百万円以下の金額	百分の二十五
二千三百万円を超え三千五百万円以下の金額	百分の三十
三千五百万円を超え五千五百万円以下の金額	百分の三十五
五千五百万円を超え七千万円以下の金額	百分の四十
七千万円を超え一億円以下の金額	百分の四十五

一億円を超え一億五千万円以下の金額	百分の五十
一億五千万円を超え二億円以下の金額	百分の五十五
二億円を超え二億五千万円以下の金額	百分の六十
二億五千万円を超え五億円以下の金額	百分の六十五
五億円を超える金額	百分の七十

第十八条中「百分の七十五」を「百分の七十」に改める。

第十九条の二第一項中「二分の一」を「民法第九百条の規定による当該配偶者の相続分(相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続分)を乗じて得た金額(当該被相続人の相続人(相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人)が当該配偶者のみである場合には、当該合計額)に、「四千万円」を「八千万円」に改める。

第十九条の三第一項中「第十五条第二項に規定する相続人」を「民法第五編第二章の規定による相続人(相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人)に、「同条」を「第十五条」に、「三万円」を「六万円」に改める。

第十九条の四第一項中「第十五条第二項」を「前条第一項」に、「同条」を「第十五条」に、「三万円」を「六万円」に、「六万円」を「十二万円」に改める。

第二十一条の三第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号から第三号までの規定及び第五号中「因り」を「より」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八條第三項に規定する特定公益信託(以下この号において「特定公益信託」とい

う。)で学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして若しくは顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして大蔵大臣の指定するものから交付される金品で大蔵大臣の指定するもの又は学生若しくは生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定公益信託から交付される金品

第二十一条の四第一項中「特別障害者」の下に「第一条の二第二号の規定に該当する者を除く。」を加え、「三千万円」を「六千万円」に改める。

第二十一条の六第一項中「もつぱら」を「専ら」に、「本条」を「この条」に、「取得した財産」を「当該配偶者から取得した財産」に、「千万円」を「二千万円」に改める。

第二十一条の七の表を次のように改める。

百万円以下の金額	百分の十
百万円を超え二百五十万円以下の金額	百分の十五
二百五十万円を超え五百万円以下の金額	百分の二十
五百万円を超え一千万円以下の金額	百分の二十五
一千万円を超え二千万円以下の金額	百分の三十
二千万円を超え三千万円以下の金額	百分の三十五
三千万円を超え四千万円以下の金額	百分の四十
四千万円を超え六千万円以下の金額	百分の四十五
六千万円を超え八千万円以下の金額	百分の五十
八千万円を超え一億二千万円以下の金額	百分の五十五
一億二千万円を超え二千万円以下の金額	百分の六十
二千万円を超え三千万円以下の金額	百分の六十五
三千万円を超え七千万円以下の金額	百分の七十
七千万円を超える金額	百分の七十

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第三十八条第一項中「五万円」を「十万円」に改め、「担保を提供させ」を削り、「二十五万円」を「五十万円」に、「七十五万円」を「百五十万円」に改め、同条第三項中「五万円をこえ、且つ」を「十万円を超え、かつ」に改め、「担保を提供させ」を削り、同条に次の二項を加える。

4 税務署長は、第一項又は前項の規定による延納の許可をする場合には、その延納税額に相当する担保を徴さなければならぬ。ただし、その延納税額が五十万円未満で、かつ、その延納期間が三年以下である場合は、この限りでない。

第三十九条第四項中「基き」を「基づき」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、税務署長が延納を許可する場合において、当該申請者の提供しようとする担保が適当でないとき、その変更を求めることができる。この場合において、当該申請者がその変更の求めに応じなかつたときは、当該申請を却下することができる。

第四十条中「又は贈与税及び」(贈与税に係る申告書については、第一号に掲げる場合に限る。)を削り、「少く」を「少なく」に、「四千万円をこえ」を「一億円を超え」に、「添付された」を「添付された」に、「一億円をこえ」を「五億円を超え」に改め、同条に次の一項を加える。

2 税務署長は、贈与税に係る申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税価格が四千万円を超えるときは、当該申告書の提出があつた日から四月以内に、当該申告書の記載に従い、その者の氏名、納税地及び課税価格を少なくとも一月間公示しなければならぬ。

第六十条の次に次の一条を加える。

(官公署等への協力要請)

第六十条の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、相続税又は贈与税に関する調査に必要があるときは、官公署又は政府関

係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

第六十三条を次のように改める。

(相続人の数に算入される養子の数の否認)

第六十三条 第十五条第二項各号に掲げる場合において当該各号に定める養子の数を同項の相続人の数に算入することが、相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合においては、税務署長は、相続税についての更正又は決定に際し、税務署長の認めるところにより、当該養子の数を当該相続人の数に算入しないで相続税の課税価格(第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額)及び相続税額を計算することができる。

(酒税法の一部改正)

第四条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」を「第二十二條の五」を「第二十二條」に改める。

第三條第四号中「及び第八号」を削り、同条第五号中「砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)」第二條第一項第一号の第二種又は第三種の砂糖に限る」を「政令で定めるものに限る」に改め、同号ハ中「砂糖消費税法第二條第一項第一号の第一種甲類の砂糖」を「政令で定める砂糖」に改め、同条第八号中「でエキス分二十一度未満(イに掲げる酒類については、エキス分の度数を問わない)のもの」を削り、同号ロ中「政令で定めるところにより」を削り、同号ハを次のように改める。

ハ イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

第三條第八号ニ中「(次号ニからトまでに掲げる酒類をいう)を削り、「スピリッツ(次条第一項に規定するスピリッツをいい、政令で定めるものに限る)若しくはしょうちゆう」を「若しくは政令で定めるスピリッツ」に、「こえるもの」を「超えるもの」に改め、同条第九号中「ニ、ホ又

二五六

はト」を「又はニ」に改め、「(政令で定めるものを除く)」を削り、同号イ中「又は発酵させた穀類及び水によつて穀類を糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの」を「(当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る)」に改め、同号ロからホまでを次のように改める。

ロ 発酵させた穀類及び水によつて穀類を糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの(当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。)

ハ イ又はロに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えたもの。ただし、イ又はロに掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十未満のもの

を除く。

ニ 果実若しくは果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの又は果実酒(果実酒かすを含む)を

一 清酒

(1) アルコール分が十五度以上十六度未満のもの 十三万三千七百円

(2) アルコール分が十六度以上のもの 十三万三千七百円にアルコール分が十五度を超える

一 度ごとに八千九百二十円を加えた金額

(3) アルコール分が十五度未満八度以上

一 度(一度未満の端数があるときは、その端数は一

度とみなす。)ごとに八千九百二十円を引いた金額

とみなす。)ごとに八千九百二十円を引いた金額

(4) アルコール分が八度未満のもの 七万二千二百六十円

第二十二條第一項第二号中「八万六千六百円」を「六万五千七百円」に、「五千四百四十円」を「四千三百八十円」に、「四万三千五百二十円」を「三万五千四百四十円」に改め、同項第三号イ中「七万八千六百円」を「十二万九千八百円」に、「四千四百円」を「七千三百四十円」に、「十万六千六百円」を「十五万六千五百円」に、「一万六千八百四十円」を「二万八千四百三十円」に、「五万六千六百円」を「八万三千三百円」に改め、同号ロ中「五万九千円」を「七万八千四百円」に、「二万八千四百円」を「四万五千六百円」に、「六万五千円」を「九万三千六百円」に、「一万九千九百円」を「一万六千九百三十円」に、「三万六千七百円」を「四万八千円」に改め、同項第四号を次のように改める。

蒸留したもの(当該アルコール含有物又は果実酒の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。)

ホ ニに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えたもの。ただし、ニに掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十未満のものを除く。

第三條第九号へ及びトを削る。

第四條第一項の表みりんの項を削り、同表果実酒類の項中「エキス分が七度以上のもの及び」を「アルコール分が十五度以上のものその他」に改め、同表雑酒の項中「発泡酒」を「発泡酒」に、「発泡性」を「発泡性」に改める。

第五條を次のように改める。

第六條の三第六項を削る。

第二十二條の見出し中「従量税の」を削り、同条第一項各号列記以外の部分中「この法律において別に定める場合を除き」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 清酒

(1) アルコール分が十五度以上十六度未満のもの 十三万三千七百円

(2) アルコール分が十六度以上のもの 十三万三千七百円にアルコール分が十五度を超える

一 度ごとに八千九百二十円を加えた金額

(3) アルコール分が十五度未満八度以上

一 度(一度未満の端数があるときは、その端数は一

度とみなす。)ごとに八千九百二十円を引いた金額

とみなす。)ごとに八千九百二十円を引いた金額

(4) アルコール分が八度未満のもの 七万二千二百六十円

四 みりん

(1) アルコール分が十三・五度以上十
二万六千六百円

四・五度未満のもの

(2) アルコール分が十四・五度以上のもの
二万六千六百円にアルコール分が十三・五度を超え
る一度ごとに千六百円を加えた金額(3) アルコール分が十三・五度未満八度
以上のもの
二万六千六百円からアルコール分が十三・五度を下
る一度(一度未満の端数があるときは、その端数
は一度とみなす。)ごとに千六百円を引いた金額
一万二千円(4) アルコール分が八度未満のもの
一万二千円

第二十二条第一項第五号中「二十万九千四百円」を「二十万八千四百円」に改め、同項第六号イを次のように改める。

イ 果実酒

四万六千三百円

第二十二条第一項第六号ロ中「十一万七千三百円」を「八万五千円」に、「九千七百八十円」を「七千九百円」に改め、同項第七号から第九号までを次のように改める。

七 ウイスキー類

(1) アルコール分が四十度以上四十一度
九十八万二千三百円

未満のもの

(2) アルコール分が四十度以上四十一度
九十八万二千三百円にアルコール分が四十度を超
える一度ごとに二万四千五百六十円を加えた金額(3) アルコール分が四十度未満三十八度
以上のもの
九十八万二千三百円からアルコール分が四十度を
下る一度(一度未満の端数があるときは、その端
数は一度とみなす。)ごとに二万四千五百六十円を
引いた金額
九十八万八千六百二十円

八 スピリッツ類

(1) アルコール分が三十八度未満のもの
三十三万四千四百円(2) アルコール分が三十八度以上のもの
三十三万四千四百円にアルコール分が三十七度を超
える一度ごとに八千九百六十円を加えた金額

九 リキニール類

(1) アルコール分が十三度未満のもの
八万五千円(2) アルコール分が十三度以上のもの
八万五千円にアルコール分が十二度を超える一度
ごとに七千九百六十円を加えた金額

第二十二条第一項第十号イ中「発泡酒」を「発泡性酒」に、「二十万九千四百円」を「二十万八千四百円」に、「十六万四千五百円」を「十四万三千四百円」に、「八万九千九百円」を「七万八千三百円」に改め、同号ロ中「三十八万三千三百円」を「二十七万六千四百円」に改め、同号ハ中「エキス分が十六度以上」を削り、「本みりん」を「みりん」に、「七万四千四百円」を「二万六千六百円」に、「五千四百九十円」を「千六百円」に、「四万四千六百円」を「一万二千円」に、「十一万七千三百円」を「八万五千円」に、「九千七百八十円」を「七千九百円」に改め、同条第二項中「発泡性」を「発泡性」に、「発泡酒」を

「発泡酒」に、「一万二千円」を「一万四百円」に改め、同条第三項中「発泡性」を「発泡性」に改め、同項の表を次のように改める。

酒 類	品 目 等	基 準	
		アルコール分	税 率
し ょう ち ゅ う	し ょう ち ゅ う 甲 類	二十五度	十一万九千八百円
	し ょう ち ゅ う 乙 類	二十五度	七万八千八百円
果 実 酒 類	果 実 酒	十二度	四万六千三百円
	甘 味 果 実 酒	十二度	八万五千円
ウ イ ス キ ー 類	ス ピ リ ッ ツ	四十度	九十八万二千三百円
	ス ピ リ ッ ツ	三十七度	三十三万四千四百円
リ キ ニ ール 類	ス ピ リ ッ ツ	十二度	八万五千円
	ス ピ リ ッ ツ	十二度	八万五千円
雑 酒	その他の雑酒(第一項第十号ハロに掲げる酒類に該当するものに限る)	十二度	八万五千円
	雑 酒	十二度	八万五千円

第二十二条第四項中「12,000円」を「10,000円」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第二十二条の二から第二十二条の五までを削る。

第二十八条第一項中「移出する場合において、当該移出につき当該移出先の所轄税務署長が政令で定めるところにより、当該移出する酒類の当該移出先への移入が必要である旨の証明をしたときは」を「移出する場合においては改め、同項後段を削り、同条第七項中「所轄税務署長」の下に「当該移入をした日の属する月の翌月末日までに」を加える。

第二十八条の二を第二十八条の三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

(未納税移出に関する特例)

第二十八条の二 前条第一項の規定に該当する酒類の移入をした同項各号に掲げる場所が、次の各号に掲げる場所に該当する場合において

て、同項の移出をした酒類製造者が、当該酒類につき、当該移出をした日の属する月分の第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書(これらの項に規定する期限内に提出するものに限る。)に同条第一項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより、当該酒類が前条第一項各号に掲げる酒類に該当すること及び当該酒類が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

一 当該酒類の移出をした者と当該酒類を当該場所へ移入をした者が同一である場合において、当該移入をした場所

二 前号の規定に該当するもののほか、継続的に当該酒類が移入される当該場所、政令で定めるところにより、当該酒類の移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

2 前条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する酒類を継続して移入する場所であり、かつ、当該酒類を移入する者が政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項に規定する書類の提出を要しない。

3 第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき酒税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

4 税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくつたと認められるとき、又は酒税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

5 第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十条の見出し中「もどし入れを」を「戻入れ」に改め、同条第一項中「もどし入れを」を「戻し入れた」に、「当該もどし入れを」を「当該戻入れ」に、「同条第一項第五号」を「同条第一項第四号」に改め、同条第三項中「同条第一項第五号」を「同条第一項第四号」に改め、同条第四項中「又は第三項」を「又は前項」に、「同条第一項第八号」を「同条第一項第七号」に改める。

第三十条の二第一項第一号中「に係る次に掲げる事項」を「の税率の適用区分及び当該区分ごとの課税標準たる数量」に改め、同号イ及びロを削り、同項第三号中「従量税率が適用される酒類については」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「又は課税標準額」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第三十条を」を「前条」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第五号」を「第四号」に、「第六号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とする。

第三十条の三第一項第一号中「に係る次に掲げる事項」を「の税率の適用区分及び当該区分ごとの課税標準たる数量(以下この項において「課税標準数量」という。))」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「又は課税標準額」を削る。

第三十条の四第一項中「同条第一項第七号」を「同条第一項第六号」に改める。

第三十条の六第一項中「第三十条の二第一項第七号」を「第三十条の二第一項第六号」に改める。

第四十七条第四項中「酒類の数量」の下に「その他政令で定める事項」を加える。

第五十条第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に、「第一号から第三号まで及び第五号に掲げる場合を除く」を「第五号及び第七号に掲げる場合に限る」に改め、同項第六号中「の外」を「のほか」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第三号第九号イ、ロ又はニに掲げる酒類をスピリッツの製造の原料に供しようとするとき。

第五十条の二第二号中「第二十二号の二第一項の表の酒類欄に掲げる」を削り、「詰め替へ又は改裝する」を「詰め替へる」に改める。

第五十一条及び第五十二条を次のように改める。

第五十一条及び第五十二条 削除

第五十三条第一項第六号中「(酒税証紙を含む。))」を削る。

第五十八条第一項第二号中「第二十八号の二第一項」を「第二十八号の三第一項」に改め、同項第六号及び第七号を削る。

第五十九条第一項第五号中「第四号、第五号又は第六号」を「又は第四号から第七号まで」に改める。

(たばこ消費税法の一部改正)

第五号 たばこ消費税法(昭和五十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

たばこ税法

第一条中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第二条第一項第三号及び第四号を削る。

第三条中「従価割額及び従量割額の合算額によつて、たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第四条及び第九条中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第十条及び第十一条を次のように改める。

(課税標準)

第十条 たばこ税の課税標準は、製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこの本数は、第一種の製造たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める重量をもつて第一種の製造たばこの一本に換算するものとする。

区 分	重 量
一 喫煙用の製造たばこ	
(1) 第二種	一グラム
(2) 第三種	一グラム
(3) 第四種	二グラム
二 かみ用の製造たばこ	二グラム
三 かき用の製造たばこ	二グラム

3 前項の規定により重量を本数に換算する場合の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

(税率)

第十一条 たばこ税の税率は、千本につき三千二百六十円とする。

2 特定販売業者(たばこ事業法第十四条第一項(特定販売業の承認)に規定する特定販売業者をいう。以下同じ。以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき六千二百五十二円とする。

第十二条第一項及び第五項、第十三条第一項、第十四項及び第七項並びに第十四条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第十五条の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改め、同条第二項中、区分ごとの数量及び引取りの際の小売定価を「及び区分ごとの数量」に改める。

第十六条の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項、第三項、第五項及び第六項中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改める。

第十七条第一項第一号中「並びに区分ごとの課税標準たる金額及び数量」を「及び区分ごとの課税標準たる数量」に改め、同項第二号中「たばこ消費税」を「たばこ税」に、「並びに区分ごとの課税標準たる金額及び数量」を「及び区分ごとの

課税標準たる数量に改め、同項第三号中「区分ごとに第一号に掲げる課税標準たる金額から前号に掲げる課税標準たる金額を控除した金額(次号において「課税標準額」という。及び」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 課税標準数量に対するたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額

第十七条第一項第五号から第七号までの規定中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改める。

第十八条第一項各号列記以外の部分中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同項第一号中「並びに区分ごとの課税標準たる金額(次号において「課税標準額」という。及び」及び区分ごとの」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 課税標準数量に対するたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額

第十八条第一項第三号から第五号までの規定中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改め、同条第二項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第十九条の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第二項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第二十条の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第二項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第二十一条(見出しを含む。)中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第二十二條中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第二十三條第一項、第二十七條第一項及び第二十八條中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

附則第二條中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「従価割については百分の九・九とし、従量割についてはを削り、「百三十四円」を「千四百八十四円」に改める。

(石油税法の一部改正)

第六条 石油税法(昭和五十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条を次のように改める。

(課税標準)

第八条 石油税の課税標準は、その採取場から移出した原油若しくはガス状炭化水素又は保稅地域から引き取る原油等の数量とする。

2 石油製品で政令で定めるもの又はガス状炭化水素で政令で定めるものに係る前項の数量は、それぞれその重量又は容量を基礎として政令で定める方法により計算した数量によるものとする。

(税率)

第九条 石油税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二十四円

二 ガス状炭化水素のうち関稅定率表別表第二七一・一・一及び第二七一・一・二に掲げる天然ガス 一トンにつき七百二十円

三 ガス状炭化水素(前号に掲げるものを除く。) 一トンにつき六百七十円

第十三條第一項第一号及び第二号中「数量及び課税標準たる金額」を「課税標準たる数量」に改め、同項第三号中「金額」を「数量」に、「課税標準額」を「課税標準数量」に改め、同項第四号中「課税標準額」を「課税標準数量」に改める。

第十四條第一項第一号中「数量及び課税標準たる金額」を「課税標準たる数量」に、「課税標準額」を「課税標準数量」に改め、同項第二号中「課税標準額」を「課税標準数量」に改める。

第十五條第二項第一号中「数量及び課税標準たる金額」を「課税標準たる数量」に、「課税標準額」を「課税標準数量」に改め、同項第二号中「課税標準額」を「課税標準数量」に改める。

第十五條第二項第一号中「数量及び課税標準たる金額」を「課税標準たる数量」に、「課税標準額」を「課税標準数量」に改め、同項第二号中「課税標準額」を「課税標準数量」に改める。

(取引引所税法の一部改正)

第七條 取引引所税法(大正三年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項を次のように改める。

取引引所(証券取引所ヲ含む以下第十五條ニ規定スル場合ヲ除クノ外同シ)ニ於ケル売買取引ニシテ差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ為シ得ルモノニハ其ノ売買各約定金高ニ対シ左ノ税率ニ依リ取引引税ヲ課ス

第一種 國債証券、地方債証券又ハ社債券ノ売買取引 万分ノ〇・一

第二種 有價証券又ハ商品ノ売買取引 万分ノ一

第十七條ノ二第一項中「取引物件ノ種別ニ從ヒ其ノ最高税率ノ」を削る。

(有價証券取引引税法の一部改正)

第八條 有價証券取引引税法(昭和二十八年法律第二百二號)の一部を次のように改正する。

第十條中「万分の十八」を「万分の十二」に、「万分の九」を「万分の六」に、「万分の五」を「万分の三」に、「万分の二十六」を「万分の十六」に改める。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 削除

(印紙税法の一部改正)

第九條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項を削り、同條第三項中「第二十号」から「第二十五号」を「第十八号」から「第二十号」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項中「第七号」を「第六号」に、「第十号」を「第九号」に、「第十三号」を「第十八号」に、「第十五号」を「第二十号」に、「第二十二号」を「第十七号」に、「第二十四号」を「第十九号」に改め、同

項を同條第三項とし、同條第五項中「第二十四号」又は「第二十五号」を「第十九号」又は「第二十号」に改め、同項第三号中「第二十二号」を「第十七号」に改め、同項を同條第四項とし、同條第六項を同條第五項とし、同條第七項を同條第六項とする。

第六條第一号中「第四條第二項、」を削る。

第八條第一項中「第十三條」を「第十二條」に改める。

第十一條第四項第一号中(政令で定める課税文書については、その一の課税文書ごとの税額区分)を削る。

第十二條第一項中「第二十三号及び第二十四号」を「第十八号及び第十九号」に改める。

第十三條を次のように改める。

第十四條第一項ただし書中「前三條」を「第一条及び第十二條」に改める。

第十五條第一項中「第四條第二項」を削る。

第十八條第一項中「第四條第二項、」を削る。

第十九條第一号及び第二十四條中「第十二條第五項又は第十三條第一項」を「又は第十二條第五項」に改める。

別表第一課税物件表の適用に関する通則(以下「通則」という。)の八イ中「第二十二号」を「第十七号」に、「第八号」を「第七号」に改める。

通則三ハ中「第二十二号」を「第十七号」に改める。

通則三ニ中「第二十三号、第二十四号又は第二十五号」を「第十八号から第二十号まで」に、「第二十二号」を「第十七号」に改める。

通則三ホ中「第二十四号若しくは第二十五号」を「第十九号若しくは第二十号」に、「第二十二号」を「第十七号」に改める。

通則四ハ中「第二十二号」を「第十七号」に改める。

通則四ホ中(一)から(四)までを(一)から(三)までに改め、(三)を削る。

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

通則4ホ中「第二十二号」を「第十七号」に改め、通則4ホ(四)を「(三)」とする。

通則5中「第八号及び第十三号から第二十号」を「第七号及び第十二号から第十五号」に改める。

別表第一中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十三号までを一ずつ繰り上げ、第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第十四号とし、第十九号を削り、第二十号を第十五号とし、第二十一号を第十六号とし、同表第二十二号の非課税物件欄3中「第九号、第十三号、第十八号」を「第八号、第十二号、第十四号」に改め、同号を同表第十七号とし、同表第二十三号を同表第十八号とし、同表第二十四号の課税物件の物件名欄中「第十六号、第十八号、第十九号又は第二十二号」を「第十四号又は第十七号」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第二十五号の課税物件の定義欄中「第十六号、第十八号、第十九号又は第二十二号」を「第十四号又は第十七号」に改め、同号を同表第二十号とする。

別表第三清酒製造業の安定に関する特別措置法(昭和四十五年法律第七十七号)第三条第一号(中央会の事業の範囲の特例)の事業に関する文書の項中「清酒製造業」を「清酒製造業等」に、「第三条第一号」を「第三条第一項第一号」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

別表第三労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)に定める労働保険料その他の徴収金に係る還付金の受取書若しくは当該還付金を受領するための委任状又は同法第三十三条第一項(労働保険事務組合)の規定による労働保険事務の委託に関する文書の項中「若しくは当該還付金を受領するための委任状」を削る。

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「特例第三十七條の十」を「特例第三十七條の十一」第三十七條の十五」に、「第四十二條を」第四十二條の三」に、「第一節 配当等に充てた所得に係る法人税の軽減の特例(第一節 別税額控除及び減価償却の特例(第四十二條の四)第五十三條)」を「第一節 特別税額控除及び減価償却の特例(第四十二條の四)第五十三條」に、「第五節 交際費等の課税の特例(第六十二條)」を「第五節 新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例(第六十二條の二)」に、「第五節の二」を「第五節の三」に、「第六十八條の二」を「第六十八條の三」に、「第七十條の八」を「第七十條の九」に、「第六章 酒税法の特例(第八十五條)第八十八條第一節の二」を「第六章 消費税法の特例(第八十五條)第八十八條第一節の二」に、「第八章 物品税法の特例(第八十八條)第八十八條第二節」を「第八章 消費税法の特例(第八十八條)第八十八條第二節」に改める。

「第六章 酒税法の特例(第八十五條)第八十八條第一節の二」を「第六章 消費税法の特例(第八十五條)第八十八條第一節の二」に改める。

「第八章 物品税法の特例(第八十八條)第八十八條第二節」を「第八章 消費税法の特例(第八十八條)第八十八條第二節」に改める。

「第七章 七条の二」第八十七條の五」を「第七章 七条の二」第八十七條の五」に改める。

「第八章 八条の四」に、「第九十條の二」を「第九十條の三」に、「第九十條の三」第九十條の五」を「第九十條の四」第九十條の五」に、「その他の税の特例(第九十條の八)第九十五條」を「印紙税法の特例(第九十一條)に改める。

「第一条中「登録免許税」の下に「消費税」を加え、「たばこ消費税、物品税」を「たばこ税」に、「砂糖消費税、印紙税及び通行税」を「及び印紙

税」に改め、「登録免許税(昭和四十二年法律第三十五号)の下に「消費税法(昭和六十三年法律第三十五号)を加え、「たばこ消費税」を「たばこ税」に、「砂糖消費税(昭和三十三年法律第四十八号)及び「通行税法(昭和三十三年法律第三十八号)及び「通行税法(昭和三十三年法律第四十三号)を削る。

「税」に改め、「登録免許税(昭和四十二年法律第三十五号)の下に「消費税法(昭和六十三年法律第三十五号)を加え、「たばこ消費税」を「たばこ税」に、「砂糖消費税(昭和三十三年法律第四十八号)及び「通行税法(昭和三十三年法律第三十八号)及び「通行税法(昭和三十三年法律第四十三号)を削る。

「第二条第三項第三号及び第四号中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に改め、同項第五号中「原油」を削り、「第一号から第三号まで」を「第二号又は第三号」に改める。

「第三条第一項、第三項の三第一項、第八條の二第一項、第八條の三第一項並びに第八條の四第一項及び第二項中、第八十九條及び第九十一條」を「及び第八十九條」に改める。

「第二十五條の二第二項第一号中「百分の二十五・六」を「百分の二十八」に、「百分の三十六・七」を「百分の三十七・五」に改め、同条第三項第一号ロ中「百分の七十」を「百分の六十七」に、「百分の五十七」を「百分の五十六」に改め、同条第五項第二号中「百分の三十」を「百分の二十八」に、「百分の四十二」を「百分の三十七・五」に改める。

「第二十六條第一項中「場合」の下に「において当該支払を受けるべき金額が五千万円以下であるとき」を加え、同項の表中「五千万円を超え五千万円以下の金額」を「百分の五十七」に改める。

「四千万円を超え五千万円以下の金額」を「百分の五十七」に改める。

「第二十七條を次のように改める。

(家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例)

第二十七條 家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家内労働者

に該当する個人、外交員その他これらに類する者として政令で定める個人が事業所得又は雑所得を有する場合において、その年の事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額の合計額が五十七万円(当該個人が給与所得を有する場合にあつては、五十七万円から所得税法第二十八條第二項に規定する給与所得控除額を控除した残額。以下この条において同じ。)に満たないときは、その年の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第三十七條第一項及び第二項第二章第二節第四款第一目から第五目までの規定にかかわらず、五十七万円を政令で定めるところにより事業所得に係る金額と雑所得に係る金額とに区分した場合の当該区分したそれぞれの金額とする。この場合において、当該それぞれの金額は、その年の事業所得に係る総収入金額又は雑所得に係る総収入金額(同法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係るものを除く。)を限度とする。

第二十八條の四第一項中、第八十九條及び第九十一條を「及び第八十九條」に改め、同条第六項第一号中「第三十四号の二」を「第三十四号の三」に改める。

第二十八條の五第一項中、第八十九條及び第九十一條を「及び第八十九條」に改める。

第三十一條第一項各号列記以外の部分中、「第八十九條及び第九十一條」を「及び第八十九條」に、「次条まで」を「この条及び次条」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第二号ロを次のように改める。

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二十五に相当する金額

「四千万円を超え五千万円以下の金額」を「百分の五十七」に改める。

「四千万円を超え五千万円以下の金額」を「百分の五十七」に改める。

「四千万円を超え五千万円以下の金額」を「百分の五十七」に改める。

「四千万円を超え五千万円以下の金額」を「百分の五十七」に改める。

第三十一条第五項第一号中「第三十四号の二」を「第三十四号の三」に改める。

第三十一条の三第一項中「課税長期譲渡所得金額につき、この項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した」を「百分の二十五に、課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二十五に相当する」を「百分の二十二・五」に改める。

第三十一条の四第一項中「課税長期譲渡所得金額につき、この項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した」を「百分の二十五に、課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の十五に相当する」を「百分の十五」に改める。

第三十二条第一項中「第八十九条及び第九十一条」を「及び第八十九条」に改め、同条第二項中「出資を含むの下に、以下この項において同じ」を加え、「所得税法第九十一条第一号へに掲げる」を、事業又はその用に供する資産の譲渡に類するものとして政令で定める株式の譲渡による」に改める。

第二章第四節第九款の款名中「特例」を「特例等」に改める。

第三十七条の十を次のように改める。

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、昭和六十四年四月一日以後に株式等の譲渡(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十三項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次条において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による事業

所得、譲渡所得及び雑所得(第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第四項及び次条において「株式等に係る譲渡所得等」という。)については、所得税法第二十二條及び第八十九条並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る譲渡所得等の金額(第六項第五号の規定により読み替えられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。)の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。

2 前項の場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

3 第一項に規定する株式等とは、次に掲げるもの(外国法人に係るものを含むものとし、ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に類するものとして政令で定める株式又は出資者の持分を除く。)をいう。

一 株式(株式の引受けによる権利及び新株引受権を含む。)

二 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は有限会社、社員持分、法人税法第二条第七号に規定する協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分

三 転換社債及び新株引受権付社債

4 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が交付を受ける次の各号に掲げる金額(所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

一 法人の法人税法第二十四条に規定する株主等(以下この項において「株主等」という。)がその法人の資本若しくは出資の減少、株式の消却又はその法人からの退社若しくは脱退により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

二 内国法人(法人税法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。)の株主等がその内国法人の解散により残余財産の分配として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

三 内国法人の株主等がその内国法人の合併により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

5 前三項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第三十七条の十第一項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(以下「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。))とする。

二 所得税法第二十四条第二項の規定の適用については、同項中「又は雑所得」とあるのは、「譲渡所得又は雑所得」とする。

三 所得税法第三十三条第三項の規定の適用については、同項中「譲渡所得の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得の金額」と、「譲渡に要した費用の額」とあるのは「譲渡に要した費用の額並びにその年中に支払うべきその資産を取得するために要した負債の利子」と、「し、その残額」とあるのは「した残額」と、「以下この条において「譲渡益」という。から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする」とあるのは「とする」とする。

に要した費用の額並びにその年中に支払うべきその資産を取得するために要した負債の利子」と、「し、その残額」とあるのは「した残額」と、「以下この条において「譲渡益」という。から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする」とあるのは「とする」とする。

四 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第二項中「譲渡所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額(事業所得の金額及び譲渡所得の金額にあつては、租税特別措置法第三十七条の十第一項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する株式等に係る譲渡所得等がいないものとして計算した金額とする。))と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額を除く。))とする。

五 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

六 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第三十七条の十第一項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年の所得税の額」とあるのは「その年の所得税の額及び租税特別措置法第三十七条の十第一項(株式等に係る譲渡所得

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

二六二

等の課税の特例)の規定による所得税の額とする。

七 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二章第四節第九款第三十七条の十の次に次の五条を加える。

(上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税)

第三十七条の十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、昭和六十四年四月一日以後に証券業者(証券取引法第二條第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二條第二号に規定する外国証券会社をいう。以下この条において同じ。)又は銀行の営業所(以下この条において「証券業者等の営業所」という。)において、当該証券業者若しくは銀行への委託により前条第三項に規定する株式等(証券取引法第二條第十一項に規定する証券取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるものに限る。)の譲渡をする場合又は当該証券業者に当該株式等の譲渡をする場合において、当該株式等のこれらの譲渡による株式等に係る譲渡所得等につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を当該証券業者等の営業所を経由して納税地の所轄税務署長に提出したときは、その提出の時以後に当該証券業者等の営業所において行う当該証券業者又は銀行への委託に基づき当該株式等の譲渡及び当該証券業者に対する当該株式等の譲渡(以下この条において「上場株式等の譲渡」という。)による株式等に係る譲渡所得等については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條並びに

前条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その上場株式等の譲渡による譲渡利益金額に對し百分の二十の税率を適用して所得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける上場株式等の譲渡の対価の支払をする証券業者又は銀行は、当該上場株式等の譲渡の対価の支払をする際、当該上場株式等の譲渡による譲渡利益金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを國に納付しなければならない。

3 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二條第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

4 第一項及び第二項に規定する譲渡利益金額は、上場株式等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 証券取引法第四十九條第一項の規定による信用取引その他の大蔵省令で定める取引による上場株式等の譲渡又はこれらの取引の決済のために行う上場株式等の譲渡(当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けた取引の決済のために行う場合に限る。)これら以外の譲渡に係る利益に相当する金額として政令で定める金額

二 転換社債又は新株引受権付社債の譲渡当該譲渡の対価の額の百分の二・五に相当する金額

三 前二号に掲げる譲渡以外の上場株式等の譲渡 当該上場株式等の譲渡の対価の額の百分の五に相当する金額

5 第一項に規定する申告書は、同項の規定の適用を受けようとする上場株式等の譲渡の時までに提出しなければならない。

6 第一項の場合において、同項に規定する申告書がその提出の際に經由すべき証券業者等の営業所において受理されたときは、当該申告書は、その受理された時に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

7 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二十四條第二項の規定の適用については、同項中「事業所得又は雑所得」とあるのは、「租税特別措置法第三十七條の十一第一項(上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税)の規定の適用を受ける同項に規定する上場株式等の譲渡による所得」とする。

8 昭和六十四年四月一日以後に第一項の規定の適用を受ける上場株式等の譲渡の対価の支払を受ける居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者及び当該対価の支払をする証券業者又は銀行については、所得税法第二十二條第四款の三及び第二十五條第一項のうち当該上場株式等の譲渡の対価に係る部分の規定は、適用しない。

9 第五項及び第六項に定めるもののほか、第一項の申告書を提出した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その提出後、当該申告書の提出の際に經由した証券業者等の営業所において行う上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等につき同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合の手続その他同項、第二項及び第四項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例)

第三十七條の十二 国内に恒久的施設を有しない非居住者(所得税法第六十四條第一項第四号に掲げる非居住者をいう。以下この条に

おいて同じ。)が昭和六十四年四月一日以後に第三十七條の十第三項に規定する株式等の同条第一項に規定する譲渡をした場合には、当該非居住者の同号イに掲げる国内源泉所得のうち、同項に規定する株式等に係る譲渡所得等(以下この条において「株式等の譲渡に係る国内源泉所得」という。)については、同法第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。)に對し、株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額(第四項において準用する第三十七條の十第六項第五号の規定により適用される同法第七十二條、第七十八條、第八十六條及び第八十七條の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。

2 前項の場合において、株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額の計算上生じた損失の額があるときは、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の額は生じなかつたものとみなす。

3 前項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第三十七條の十第四項及び第六項(第一号、第二号及び第六号を除く。)の規定は、第一項の規定の適用がある場合において準用する。

この場合において、同条第六項第三号中「株式等に係る譲渡所得の金額」とあるのは「租税特別措置法第三十七條の十二第一項(恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例)に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額(以下「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。)のうち譲渡所得に該当する部分の金額」と、同条第四号中「第三十七條の十第

三十七條の十第

三十七條の十第

一項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「第三十七条の十二第二項(恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例)に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と、同項第五号中「第七十一条から第八十七条まで」とあるのは「第七十一条、第七十二条、第七十八條、第八十六条及び第八十七条」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡に係る国内源泉所得の金額」と読み替へるものとする。

（公社債等の譲渡等による所得の非課税）
第三十七条の十三 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一 公社債（転換公社債及び新株引受権付公社債を除く。）並びに証券投資信託及び貸付信託の受益証券（次項第一号において「公社債等」という。）の譲渡による所得

二 証券投資信託の終了又は証券投資信託の一部の解約によりその証券投資信託の受益証券を有する者に対して支払われる金額とその証券投資信託について信託された金額（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託については、当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額。次項第二号において同じ。）のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該受益証券の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

次に掲げる金額は、所得税法の規定の適用については、ないものとみなす。

一 公社債等の譲渡による収入金額が当該公社債等の所得税法第三十三条第三項に規定

する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額

二 前項第二号に規定する事由により同号の証券投資信託の受益証券を有する者に対して支払われる金額とその証券投資信託について信託された金額のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうち低い金額が当該受益証券の取得に要した金額に満たない場合におけるその不足額

(割引の方法により発行される公社債の譲渡譲渡による所得の課税の特例)

第三十七条の十四 次に掲げる所得については、前条第一項の規定は、適用しない。

一 割引の方法により発行される公社債で所得税法の施行地外の地域において発行されるもの又は利子が支払われる公社債で割引の方法により発行される公社債に類するものとして政令で定めるものを同法の施行地において譲渡したことによる所得として政令で定めるもの

二 所得税法の施行地において割引の方法により発行される国債のうち、その発行の日から償還期限までの期間が一年に満たない国債で大蔵省令で定めるものを譲渡したことによる所得として政令で定めるもの

2 前項第一号に規定する公社債又は同項第二号に規定する国債の譲渡については、前条第二項の規定は、適用しない。

3 所得税法の施行地において第一項第二号に掲げる所得の基因となつた同号に規定する債の譲渡に係る対価の支払をする法人は、国蔵省令で定めるところにより、当該支払に関する調書を、その支払の確定した日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

(株式等の譲渡の対価に係る支払調書の特例)
第三十七条の十五 所得税法第二百二十五条第一項第十号に掲げる者は、大蔵省令で定める

ところにより、同号に規定する支払に関する調書を同一の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対する一回の支払ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をその支払の確定した日の属する月

の翌月末日までに税務署長に提出しなければならない。

第四十一条の十第一項及び第四十一条の十二第一項中、第八十九条及び第九十一条を、及び第八十九条に改める。

第四十一条の十四第一項中「十四万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「第二条第一項第三十
四号の二」を「第二条第一項第三十四号の三」に、「七万円」を「十万円」に改め、同条第三項の表中

老人扶養親族
若しくはその
他の扶養親族

同条第二項の規定に該当する老人扶養
親族若しくはその他の老人扶養親族若
しくは老人扶養親族以外の扶養親族

[illegible]

十四第一項の規定に該当する特定その他の特定扶養親族、同条第二の老人扶養親族若しくはその他の特定扶養親族及び老人扶養親

老人扶養親族
租税特別措置法第四十一条の十四
第二項の規定に該当する老人扶養
親族又はその他の老人扶養親族

特定扶養親族
又は老人扶養
親族

租税特別措置法第四十一条の十四第一項の規定に該当する特定扶養親族若しくはその他の特定扶養親族又は他の老人扶養親族に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族

に改める。

「第三章 法人税法の特例」及び「第一節 配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等の特例」を削る。

第五十七條第一項中「昭和二十三年法律第二十五号」を削る。

第四十二条の二及び第四十二条の三を次のように改める。

第四十二条の二及び第四十二条の三 削除

第五節の二 新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例

特例」を削る。

第四十二条の四の前に次の章名及び節名を付する。

第六十二条の二 法人が昭和六十三年十月一日以後に終了する各事業年度（解散その他の

第三章 法人税法の特例
第一節 特別税額控除及び減価償却の特例
第四十二条の六第六項及び第四十二条の七第六項中第四十二条の二第二項、「及び第六十七條の二第二項」を「第六十七條の二第二項及び第六十八條の三第二項」に改める。

政令で定める事実が生じた日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。終了の時に、新規取得土地等を有する場合（新規規
得土地等が第三項第一号に掲げる株式又は出資である場合には、政令で定める場合に限
る。）において、当該事業年度に当該新規取得土地等に係る負債利子損金不算入期間が含ま

れているときは、当該事業年度の負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）の額のうち次の各号に掲げる金額のいずれか少ない金額に相当する金額の合計額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

- 一 当該新規取得土地等の基準取得価額に百分の六（当該法人が当該事業年度の負債の平均利子率として政令で定めるところにより計算した割合に關する明細書を当該事業年度の確定申告書等に添付したときは、当該計算した割合とする。）を乗じて得た金額に当該事業年度に含まれる当該新規取得土地等に係る負債利子損金不算入期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額
 - 二 当該事業年度の負債の利子の額に当該事業年度に含まれる当該新規取得土地等に係る負債利子損金不算入期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額
- 2 法人の各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）が次の各号に掲げる事業年度に該当する場合に、当該各号に定める金額の合計額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 一 当該新規取得土地等に係る負債利子損金不算入期間の末日を含む事業年度後の各事業年度（当該各事業年度終了の時に、当該新規取得土地等を有する場合に限るものとし、次号又は第三号に掲げる事業年度を除く。） 当該新規取得土地等に係る累積損金不算入負債利子額に当該事業年度の

月数を乗じてこれを四十八で除して計算した金額（当該金額が当該新規取得土地等に係る累積損金不算入負債利子額からこの項の規定により損金の額に算入された金額の合計額を控除した残額を超える場合には、当該残額）

- 二 当該新規取得土地等を譲渡（地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。）した日（当該新規取得土地等が株式又は出資である場合には当該株式又は出資が新規取得土地等に該当しないこととなつた日その他政令で定める日を含む。）を含む事業年度（次号に掲げる事業年度を除く。） 当該新規取得土地等に係る累積損金不算入負債利子額（この項の規定により損金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

三 前項に規定する政令で定める事実が生じた日を含む事業年度 当該事業年度終了の時に、当該新規取得土地等に係る累積損金不算入負債利子額（この項の規定により損金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 新規取得土地等 次に掲げる土地若しくは土地の上に存する権利又は株式若しくは出資をいう。
 - イ 土地又は土地の上に存する権利（以下この項において「土地等」という。）で昭和六十三年十月一日以後に他の者から取得（他の者からの贈与又は出資によるものその他政令で定めるものを除き、合併による受入れを含む。以下この号において同じ。）したもの（その取得の時に、次に掲げる土地等に該当するものを除く。）
 - ロ 第三十三条第一項第一号に規定する土地収用法等の規定に基づく収用によ

り取得した土地等

- (2) 都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域以外の地域内にあり農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地
- (3) 地方公共団体、住宅・都市整備公団又は地域振興整備公団から取得した土地等であつたものが首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律第二条第六項に規定する工業団地造成事業により造成したもの

- (4) (1)から(3)までに掲げる土地等に類するものとして政令で定める土地等
- ロ その有する資産が主として土地等である法人の株式又は出資として政令で定める株式又は出資（以下この号において「土地保有法人の株式等」という。）で昭和六十三年十月一日以後に取得したもの及び同日以後に取得した株式又は出資でその取得をした日後に土地保有法人の株式等に該当することとなつたもの

二 負債利子損金不算入期間 当該新規取得土地等がその取得をした日において次に掲げる土地等に該当しない場合又はその取得をした日において次に掲げる土地等に該当し、かつ、当該土地等の区分に応じ次に定める日が到来していない場合における当該新規取得土地等の取得をした日から四年を経過する日（当該新規取得土地等が次に掲げる土地等に該当し、同日前に当該土地等の区分に応じ次に定める日が到来する場合に、その日）までの期間をいう。

- イ 長期間にわたつて使用されるものとして政令で定める建物又は構築物の敷地の用に供された土地等（これと一体的に使用される土地等として政令で定めるものを含む。） 当該建物又は構築物がその用

に供された日

- ロ 長期間にわたつて当該法人の事業の用に供されることが法令の規定その他により確実であると認められるものとして政令で定める土地等 当該確定であると認められる日として政令で定める日
- ハ 森林法第十一条第五項（同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた同法第十一条第一項又は第十八条第一項に規定する森林施業計画の対象とされた林地 当該認定を受けた日

ニ 養殖池その他政令で定める土地等で漁業の用に供されたもの 当該供された日

ホ 大都市地域における優良宅地開発の促進に關する緊急措置法第三条第一項の認定を受けた同項に規定する宅地開発事業計画に定められた同法第二条第四項に規定する事業区域内にある土地等（当該認定を受けた者が取得するものに限る。） 当該認定の日

ヘ 宅地の造成（政令で定めるものに限る。）に關する事業のために取得した土地等 当該造成が完了した日

ト イからヘまでに掲げる土地等に類するものとして政令で定める土地等 政令で定める日

- 三 基準取得価額 当該新規取得土地等の次に掲げる資産の区分に応じ次に定める金額をいう。
 - イ 不動産の販売又は賃貸の事業を営む法人が販売又は賃貸（政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の用に供するために取得した新規取得土地等（以下この号において「販売用土地等」という。） 当該販売用土地等の取得価額（造成のために要した費用の額その他政令で定める金額を除く。以下この号及び

次項において「調整取得価額」という。次に、当該法人が当該販売用土地等を取得した日の属する事業年度（以下この号において「取得事業年度」という。）において取得した販売用土地等の調整取得価額の合計額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額を当該販売用土地等の調整取得価額の合計額で除して得た割合（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて計算した金額

(1) 当該取得事業年度の不動産の販売及び賃貸に係る収入金額に、当該取得事業年度終了の時ににおける不動産の賃貸の事業に係る預り敷金及び預り保証金（利子を付するものを除く。）の合計額（以下この号において「預り敷金等の合計額」という。）から当該取得事業年度の前期事業年度終了の時ににおける預り敷金等の合計額を控除した金額を加算した金額の三分の二に相当する金額

(2) 当該取得事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の(1)に掲げる金額が当該各事業年度において取得した販売用土地等の調整取得価額の合計額を超える場合における当該超える金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額

ロ イに掲げる新規取得土地等以外の新規取得土地等 当該新規取得土地等の調整取得価額

四 累積損金不算入負債利子額 当該新規取得土地等につき第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた負債の利子の額の合計額をいう。

4 新規取得土地等の取得のための支払（その取得の日前の支払を除く。）が二回以上にわた

つて行われた場合には、前項第三号の規定の適用については、それぞれその支払の日に当該新規取得土地等の調整取得価額をその支払金額ごとに区分した額により当該新規取得土地等を取得したものとみなし、第一項の規定の適用については、同項の負債利子損金不算入期間の起算日は、二回目以後の支払については、当該事業年度が当該支払の日を含む事業年度である場合に限り、当該支払の日とする。

5 第一項又は第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、第一項の月数にあつてはこれを切り捨て、第二項の月数にあつてはこれを一月とする。

6 第二項の規定は、第一項の規定の適用を受けた事業年度から第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の直前の事業年度まで連続して法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書を提出し、かつ、当該確定申告書に第一項の規定により損金の額に算入されなかつた金額で第二項の規定の適用を受けようとする金額の計算に関する明細書の添付があつた場合であつて、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の申告の記載及び当該明細書の添付があるときに限り適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該事業年度の確定申告書等に当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額として記載された金額を限度とする。

7 税務署長は、第二項の規定により損金の額に算入する金額の全部又は一部につき前項の記載又は明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、同項の記載又は明細書の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、その記載又

は明細書の提出がなかつた金額につき第二項の規定を適用することができる。

8 第二項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二十八条の十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

9 前各項に規定するもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十三条第一項及び第六十三条の二第一項中「第四十二条の二第一項」を削り、「及び第六十七條の二第一項」を「第六十七條の二第一項及び第六十八條の三第一項」に改める。

第六十六条の七第一項中「以下この節において同じ」を削り、「対応するもの」の下に「(当該課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）」を加え、「納付する外国法人税の額を」を「納付する控除対象外国法人税の額(同法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この節において同じ。）」に、「同条第一項」を「同法第六十九条第一項」に改め、同条第二項中「外国法人税の額」を「控除対象外国法人税の額」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第六十六条の九中「外国法人税の額」を「控除対象外国法人税の額」に改める。

第六十六条の十五第四項中「商法」の下に「(明治三十二年法律第四十八号)」を加える。

第六十七条第一項中「場合に」の下に「において当該事業年度の当該支払を受けるべき金額が五千万円以下であるとき」を加え、同項の表中「四千万円を超え五千万円以下の金額」の百分の五千万円を超える金額

五十七「を」四千万円を超え五千万円以下の金額

金額「百分の五十七」に改め、同条第二項中「同項の表中」を「同項中「五千万円」とあるのは「二千五百万円」とに改め、「五千万円」とあるのは「二千五百万円」とを削る。

第三章第八節第六十八條の二の次に次の一条を加える。

(特定の協同組合等の法人税率の特例)
第六十八條の三 法人税法第二十七条に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限る。)の事業年度(清算中の事業年度を除く。)が、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合における当該協同組合等の各事業年度の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第六十六條第三項中「百分の二十七」とあるのは「百分の二十七(各事業年度の所得の金額のうち十億円(事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。))を超える部分の金額については、百分の三十三」と、同条第五項中「前項」とあるのは「(租税特別措置法第六十八條の三第一項(特定の協同組合等の法人税率の特例)の規定により読み替えられた第三項)とする。

一 当該事業年度の総収入金額(固定資産の譲渡による収入金額その他の政令で定める収入金額を除く。)のうち当該事業年度の物品供給事業(当該協同組合等の組合員その他の利用者に物品(動物その他の政令で定めるものを含む。)を供給する事業をいう。第三号において同じ。)に係る収入金額の占める割合が百分の五十を超えること。
二 当該事業年度終了の時ににおける組合員その他の構成員の数が五十万人以上であること。

所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

二六六

(相続開始前三年以内に取得等をした土地等
又は建物等)についての相続税の課税価格の計
算の特例)

第六十九条の四 個人が相続若しくは遺贈によ

第七十條の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項中「贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十條の六までにおいて同じ。」を削り、同条第三項中「第一項の規定」を「と下」又は第三項を加え、「同項の規定」を「と下の規定」に、「同項の贈与」を「第一項の贈与」これらの支出」に、「添附しないを添付し又は第三項の支出」に、「添附しないを添付し

「前条第一項の下に「又は第三項」を加え、「同条第二項の下に「又は第四項」を加え、「同項」に「これらの規定」に改め、同条第二項中

四・八パーセント」とする。

3 相続税法第五十二条第四項の規定は、延納の許可を受けた相続税額のうち不動産等部の

分の税額とその他の部分の税額とがある場合について準用する。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者は、相続税法第三十九条第一項に規定する申請書に、第一項に規定する不動産、減価償却資産その他の財産の明細書を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 前各項の規定は、相続税法第四十三条第五項の規定により物件の撤回の承認を受けた者で、第一項に規定する課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額の占める割合が四分の三以上であるものが当該物件の撤回により納付すべき相続税額に係る延納及び利子税について準用する。

第七十八条の四第三項各号列記以外の部分中「掲げる業務」を「定める業務」に改め、同項第四号中「清酒製造業の安定に関する特別措置法を」「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に、「第二項第二項」を「第二項第三項」に、「第三項第一号」を「第三項第一項第一号」に改める。

第六章 消費税法の特例
第一節 消費税法の特例
第八十五条及び第八十六条を次のように改める。

(外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税)
第八十五条 酒類その他の政令で定める物品(以下この条において「指定物品」という。)の譲渡を行う事業者(消費税法第二十一条第一項第四号に規定する事業者(同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)をいう。以下この節において同じ。又は指定物品を保税地域から引き取る者が、本邦と外国との間を往來する本邦の船舶(これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で

政令で定めるものを含む。)又は航空機(以下この条、第八十七条及び第八十八条の二において「外航船等」という。)に船用品又は機用品(関税法第二十一条第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品をいう。第八十七条及び第八十八条の二において同じ。)として積み込むため、政令で定めるところによりその積み込みを行う港(同項第十二号から第十三号までに規定する開港、税関空港又は不開港をいう。以下この条、第八十七条及び第八十八条の二において同じ。)の所在地の所轄税関長の承認を受けた指定物品を譲渡し、又は保税地域から引き取る場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該外航船等への積み込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積み込み(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十二条第一項の積み込みをいう。第八十七条及び第八十八条の二において同じ。)とみなして、消費税法及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律を適用する。

2 前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた指定物品のうち事業者から譲渡されたものが、最初に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合(政令で定めるところにより当該外航船等が入港している港の所在地の所轄税関長の承認を受けて、他の外航船等に積み換えられる場合その他政令で定める場合を除く。)には、当該指定物品の所持者が関税法第六条の二第二項第二号に規定する賦課課税方式が適用される当該各号に定める指定物品を保税地域から引き取るものとみなして、消費税法を適用する。この場合において、当該指定物品に係る消費税の納税地は、当該指定物品が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地とし、当該指定物品の課税標準は、同法第二十八条第三項の規定にかかわらず、当該指定物品が前項の

規定の適用を受けて事業者から譲渡された時における当該譲渡に係る同条第一項に規定する対価の額とする。

一 本邦において陸揚げ又は取卸し(積換を含む。以下この号において同じ。)がされる場合、その陸揚げ又は取卸しがされる指定物品

二 当該外航船等が外航船等でなくなる時に当該外航船等に現存する場合、その現存する指定物品

(外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税)
第八十六条 事業者が、本邦にある外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関(以下この条において「大使館等」という。)又は本邦に派遣された外国の大使、公使、領事その他これらに準ずる者(以下この条において「大使等」という。)に対し、課税資産の譲渡等(消費税法第二十一条第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。)を行つた場合において、当該外国の大使館等又は大使等が、外交、領事その他の任務を遂行するために必要なものとして、政令で定める方法により、当該課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けるときは、当該課税資産の譲渡等については、消費税を免除する。ただし、外国にある本邦の大使館等又は外国に派遣された本邦の大使等が譲り受け、若しくは借り受ける資産又は提供を受ける役務については消費税法に類似する租税の免除に制限を付する国の大使館等又は大使等については、相互条件による。

2 前項の規定は、同項の課税資産の譲渡等を行つた事業者が、当該外国の大使館等又は大使等が同項に規定する方法により消費税の免除を受けて当該課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税

資産の譲渡等に係る役務の提供を受けたことを証する書類を、政令で定めるところにより保存しない場合には、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該書類を保存することができなかったことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 第一項の外国の大使館等又は大使等は、同項の規定の適用を受けた資産を譲り受け、又は借り受けた日から二年間は、当該資産を同項に規定する任務の遂行のための用途以外の用途(以下この項において「目的外の用途」という。)に供してはならない。ただし、当該資産を当該期間内に目的外の用途に供することにつきやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第八十六条の次に次の一条を加える。
(海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税)

第八十六条の二 事業者が、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十五条第一項(四)に規定する海軍販売所又はビー・エックスに対し、同協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族(次項において「合衆国軍隊の構成員等」という。)が輸出する目的でこれらの機関から政令で定める方法により購入する物品で政令で定めるものを譲渡する場合には、当該物品の譲渡については、消費税を免除する。

2 前項の規定は、同項の物品の譲渡をした事業者が、当該物品が合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入されたことを証する書類を、政令で定めるところにより保存しない場合には、適用しない。ただし、既に次項において準用する消費税法第八條第三項本文若しくは第五項本文の規定の適

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号

所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

二六八

用があつた場合又は災害その他やむを得ない事情により当該書類を保存できなかったことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 消費税法第八条第三項の規定は、第一項に規定する機関から同項の規定に該当する物品を同項に規定する方法により購入した者について、同条第四項及び第五項並びに同法第二十七條第二項、第六十七條第一号及び第七十條の規定は当該購入に係る物品の同法第八条第四項に規定する譲渡又は譲受けについてそれぞれ準用する。

「第一節の二 たばこ消費税法の特例」及び「第二節 物品税法の特例」を削る。

第八十七條の前に次の節名及び一條を加える。

第二節 酒税法の特例

(清酒等に係る酒税の税率の特例)

第八十六條の三 酒税法第三条第三号に規定する清酒(以下この条において「清酒」という。)又は同法第四条第一項に規定するしやうちゆう甲類、しやうちゆう乙類若しくは果実酒(以下この項において「清酒等」という。)の製造者が、昭和六十四年四月一日(清酒にあつては、昭和六十七年四月一日)から昭和六十九年三月三十一日までの間に酒類の製造場から清酒等を移出する場合において、その年度(その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。)の開始前一年間における清酒等のそれぞれの酒類(同法第二十八條又は第二十九條の規定の適用を受けるものを除く。以下この

項において同じ。)の製造場から移出した数量が千キロリットル以下であるときは、当該清酒等の製造者がその年度に酒類の製造場から移出する清酒等(当該千キロリットル以下である清酒等の種類又は品目と同じ種類又は品目の酒類であるものに限り。)の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第三章の規定にかかわらず、同章の規定により計算した金額に百分の七十五を乗じて計算した金額とする。

2 所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)附則第三十七條の規定によりなお従前の例によることとされる清酒(所得税法等改正法第四条の規定による改正前の酒税法第五条第一項に規定する清酒に該当するものに限る。以下この項において同じ。)の製造者が、昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間にその製造場から清酒を移出する場合において、その年度の開始前一年間における清酒(酒税法第二十八條又は第二十九條の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の製造場から移出した数量が千キロリットル以下であるときは、当該清酒の製造者がその年度に清酒の製造場から移出する清酒の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、酒税法第三章及び所得税法等改正法附則第三十七條の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に百分の七十五を乗じて計算した金額とする。

(外航船等に積み込む酒類の免税)

第八十七條 酒類製造者又は酒類を保税地域から引き取る者が、外航船等に船用品又は機用品として積み込むため、政令で定めるところによりその積み込むとする港の所在地の所轄税関長の承認を受けた酒類を、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該外航船等への積み込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積み込みとみなして、酒税法及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律を適用する。

2 第八十五條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた酒類のうち酒類の製造場から移出されたものについて準用する。この場合において、同条第二項中「消費税法」とあるのは「酒税法」と、「当該指定物品が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地とし、当該指定物品の課税標準は、同法第二十八條第三項の規定にかかわらず、当該指定物品が前項の規定の適用を受けて事業者から譲渡された時における当該譲渡に係る同条第一項に規定する対価の額」とあるのは「当該酒類が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地」と読み替へるものとする。

第八十七條の二の前に次の節名を付する。

第二節の二 たばこ税法の特例

第八十七條の二 第一項中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第八十五條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた製造たばこのうち製造たばこの製造場から移出されたものについて準用する。この場合において、同条第二項中「消費税法」とあるのは「たばこ税法」と、「当該指定物品が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地とし、当該指定物品の課税標準は、同法第二十八條第三項の規定にかかわらず、当該指定物品が前項の規定の適用を受けて事業者から譲渡された時における当該譲渡に係る同条第一項に規定する対価の額」とあるのは「当該製造たばこが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地」と読み替へるものとする。

第八十七條の二 第三項を削る。

第八十七條の三及び第八十七條の四を削る。

第八十七條の五の見出し中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に改め、同条中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に、「たばこ消費税法」を「たばこ税」に、「同法第三条及び第十一條第二項並びに第八十七條の三第二項」を「同法第十一條第二項」に改め、同条を第八十七條の三とする。

第八十八條から第八十八條の四までを次のように改める。

第八十八條から第八十八條の四まで 削除

「第三節の二 石油税法の特例」を削る。

第九十條の三を次のように改める。

(移出に係る揮発油の外国公館等用免税)

第九十條の三 揮発油の製造者が、次の各号に掲げる者又は給油所に対し、当該各号に定める揮発油を、政令で定めるところにより、そ

項、第二十四条第二項及び第九十二条第一項の改正規定、同法第二百二十四条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法第二百二十五条第一項に一号を加える改正規定並びに附則第三条から第五条まで、第十一條及び第十二条の規定

ロ 第二条及び附則第十三条から第二十条までの規定

ハ 第三条中相続税法第十四条第二項の改正規定

ニ 第四条並びに附則第三十六條から第四十条まで及び第四十二條から第四十四條までの規定

ホ 第五条並びに附則第四十五條及び第四十七條から第五十二條までの規定

ヘ 第六條及び附則第五十三條から第五十五条までの規定

ト 第八條及び附則第五十八條の規定

チ 第九條（印紙税法別表第三清酒製造業の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）第三条第一号（中央会の事業の範囲の特例）の事業に関する文書の項の改正規定を除く。）並びに附則第五十九條及び第六十條の規定

リ 第十條中租税特別措置法の目次の改正規定（第五節 交際費等の課税の特例（第六十二條）を「第五節 交際費等の課税の特例（第六十二條）の二 新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例（第六十二條の二）」に改める部分、「第五節の二」を「第五節の三」に改める部分及び「第七十條

の八」を「第七十條の九に改める部分を除く。）、同法第一條、第二條第三項第三号から第五号まで、第三十二條第二項、第二章第四節第九款の款名及び第三十七條の十の改正規定、同法第二章第四節第九款中第三十七條の十の次に五條を加える改正規定、「第三章 法人税法の特例」及び「第一節 配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等の特例」を削る改正規定、同法第四十二條の二及び第四十二條の三の改正規定、「第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例」を削る改正規定、同法第四十二條の四の前に章名及び節名を付する改正規定、同法第四十二條の六第六項、第四十二條の七第六項、第五十七條第一項、第六十三條第一項、第六十三條の二第二項並びに第六十六條の七第一項及び第二項の改正規定、同法第三項及び第四項を削る改正規定、同法第六十六條の九、第六十六條の十五第四項、第六十七條第一項、同項の表及び第二項の改正規定、同法第三章第八節中第六十八條の二の次に一条を加える改正規定、同法第六章の章名及び同章第一節の節名並びに第八十五條及び第八十六條の改正規定、同法第八十六條の次に一条を加える改正規定、「第一節の二 たばこ消費税法の特例」及び「第二節 物品税法の特例」を削る改正規定、同法第八十七條の前に節名及び一条を加える改正規定、同法第八十七條の改正規定、同法第八十七條の二の前に節名を付する改正規定、同法第八十七條の二第二項及び第二項の改正規定、同法第三項を削る

改正規定、同法第八十七條の三及び第八十七條の四を削る改正規定、同法第八十七條の五の見出し及び同條の改正規定、同法を同法第八十七條の三とする改正規定、同法第八十八條から第八十八條の四までの改正規定、「第三節の二 石油税法の特例」を削る改正規定、同法第九十條の三の改正規定、同法第九十條の四の前に節名を付する改正規定、同法第六章第四節の節名の改正規定、同法第九十條の八から第九十三條の二までを削る改正規定、同法第九十四條を同法第九十一條とする改正規定、同法第九十五條を削る改正規定並びに附則第六十三條から第六十五條まで、第六十七條から第七十條まで、第七十六條から第七十八條まで及び第七十九條第二項の規定

ヌ 附則第八十條及び第八十一條の規定、附則第八十二條（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七條第一項及び第二項の改正規定に限る。）並びに附則第八十四條から第八十七條まで及び第九十條から第九十三條までの規定

四 次に掲げる規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

イ 第九條中印紙税法別表第三清酒製造業の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）第三条第一号（中央会の事業の範囲の特例）の事業に関する文書の項の改正規定

ロ 第十條中租税特別措置法第七十八條の四第三項の改正規定

ハ 附則第八十條の規定

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。）の規定は、昭和六十四年分以後の所得税について適用し、昭和六十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（非課税所得に関する経過措置）

第三条 新所得税法第九條第一項第十一号から第十七号まで及び第二項の規定は、昭和六十四年四月一日以後に行われる同条第一項第十一号に掲げるオープン型の証券投資信託の収益の分配、同項第十二号に掲げる給付、同項第十三号に掲げる年金若しくは金品の交付、同項第十四号に掲げる金品の給付、同項第十五号に掲げるものの相続、遺贈若しくは贈与、同項第十六号に掲げる保険金及び損害賠償金の支払若しくは同項第十七号に掲げる金銭、物品その他の財産上の利益の取得に係る同項第十一号から第十七号までに掲げる所得又は同条第二項各号に掲げる不足額について適用し、同年三月三十一日以前に行われた第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第九條第一項第十一号に規定する有価証券の譲渡、同項第十三号に規定する証券投資信託の終了若しくは証券投資信託の一部の解約、同項第十四号に規定する法人の資本若しくは出資の減少、株式の消却若しくはその法人からの退社若しくは脱退、同項第十五号に規定する内国法人の解散若しくは同項第十六号に規定する内国法人の合併に係る同項第十一号若しくは第十三号から第十六号までに掲げる所得又は同条第二項第三号か

ら第七号までに掲げる不足額については、なお従前の例による。

(公共法人等及び公益信託に係る非課税に関する経過措置)

第四条 新所得税法第十一条の規定は、同条第一項若しくは第二項又は第三項に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託が昭和六十四年四月一日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する公社債等の利子又は収益の分配について適用し、当該内国法人若しくは外国法人又は公益信託が同日前に支払を受けるべき旧所得税法第十一条第一項若しくは第二項又は第三項に規定する配当等若しくは国内源泉所得又は所得については、なお従前の例による。

2

昭和六十四年四月一日以後に前項に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託が支払を受けるべき新所得税法第十一条第一項に規定する証券投資信託の収益の分配で同日を含む当該収益の分配の計算期間に対応するもののうち、その収益の分配の計算期間の初日から同年三月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分のその収益の分配については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(配当所得に関する経過措置)

第五条 新所得税法第二十四条第二項の規定は、昭和六十四年四月一日以後に支払う同項に規定する元本を取得するために要した負債の利子について適用し、同日前に支払った旧所得税法第二十四条第二項に規定する元本を取得するために要した負債の利子については、なお従前の例による。

(外国税額控除に関する経過措置)

第六条 居住者の昭和六十四年から昭和六十八年までの各年分の所得税の額からの控除に係る新所得税法第九十五条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「前年以前三年」とあるのは「前年以前五年」と、「前三年以内」とあるのは「前五年以内」と、同条第三項中「前三年以内」とあるのは「前五年以内」とする。

第七条 居住者の昭和六十四年分の所得税については、新所得税法第四十条第一項に規定する予定納税基準額(以下この条において「予定納税基準額」という。)は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和六十三年度の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧所得税法第四十条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する

法律第二条の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。)から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額(一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。)を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額(昭和六十三年度の所得税について旧所得税法第九十条第一項の規定の適用があつた場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧所得税法第四十条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下この号において「課税総所得金額等」という。)と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた旧所得税法第五十七条第三項に規定する事業専従者、控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表により求めた率

昭和六十三年度の所得税につき旧所得税法第九十七条第一項の規定の適用があつた場合における昭和六十四年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

3 非居住者の昭和六十四年分の所得税に係る予定納税基準額は、前二項の規定に準じて計算したところによる。

(昭和六十四年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例)

第八条 昭和六十四年において純損失の金額がある場合における新所得税法第四十条第一項又は第四十一条第一項(これらの規定を新所得税法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、旧所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額による。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第九条 新所得税法第四編第二章第一節の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、昭和六十四年一月一日以後に支払うべき新所得税法第八十三条第一項に規定する給与等(以下この項において「給与等」という。)について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第九十四条第一項の規定は、昭和六十四年一月一日以後に提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適用する。

(公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置)

第十条 新所得税法第二十三条の三の規定は、昭和六十四年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二十三条の二に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二十三条の五第一項の規定は、昭和六十四年一月一日以後に提出する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(株式等の譲渡の対価の受領者の告知に関する経過措置)

第十一条 新所得税法第二百二十四条の三の規定は、昭和六十四年四月一日以後に行われる同条第二項に規定する株式等(次条において「株式等」という。)の譲渡について適用する。

(支払調書の提出に関する経過措置)

第十二条 新所得税法第二百二十五条第一項の規定は、昭和六十四年四月一日以後に行われる株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた株式等の譲渡については、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。)の規定は、法人(新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和六十四年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。以下同じ。)又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(受取配当等の益金不算入に関する経過措置)

第十四条 法人の昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得の金額の計算に係る新法人税法第

二十三条第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。

(外国税額の還付金の益金不算入に関する経過措置)

第十五条 新法人税法第二十六条第二項の規定は、新法人税法第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けた後に新法人税法第二十六条第二項に規定する外国法人税の額が減額された場合におけるその減額された金額のうち同項に規定する控除対象外国法人税の額が減額された部分として政令で定める金額について適用し、第二条の規定による改正前の法人税法(以下「旧法人税法」という。)第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けた後に旧法人税法第二十六条第二項に規定する外国法人税の額が減額された場合におけるその減額された部分については、なお従前の例による。

(各事業年度の所得に対する法人税の税率に関する経過措置)

第十六条 新法人税法第二条第九号に規定する普通法人(以下「普通法人」という。)又は同条第八号に規定する人格のない社団等の昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得に係る新法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、新法人税法第六十六条第一項及び第四百三十三条第一項中「百分の三十七・五」とあるのは「百分の四十」と、新法人税法第六十六条第二項及び第四百三十三条第二項中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十九」とする。

(外国税額の控除に関する経過措置)

第十七条 内国法人の昭和六十四年四月一日から

昭和六十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人税の額からの控除に係る新法人税法第六十九条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「前三年」とあるのは、「前五年」とする。ただし、昭和六十八年四月一日から昭和六十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度におけるこれらの規定の適用については、昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度の同条第二項の控除限度額及び同条第三項の控除対象外国法人税の額はないものとする。

2 新法人税法第六十九条第四項の規定は、内国法人が昭和六十四年四月一日以後に開始する各事業年度において受ける同項に規定する配当等の額について適用し、内国法人が同日前に開始した各事業年度において受けた旧法人税法第六十九条第四項に規定する配当等の額については、なお従前の例による。

3 新法人税法第六十九条第五項の規定は、同条第一項から第三項までの規定の適用を受けた後に減額された同条第五項に規定する外国法人税の額について適用し、旧法人税法第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けた後に減額された同条第五項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

(解散による清算所得の金額の計算に関する経過措置)

第十八条 内国法人である普通法人又は新法人税法第二条第七号に規定する協同組合等の昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間の解散による清算所得の金額の計算に係る新法人税法第九十三条第二項第二号の規定

の適用については、同号中「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。

2 旧法人税法第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けた後に還付された旧法人税法第九十三条第二項第三号に掲げる外国法人税の額については、なお従前の例による。

(清算所得に対する法人税の税率に関する経過措置)

第十九条 内国法人である普通法人が昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に解散又は合併をした場合における清算所得に係る新法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、新法人税法第九十九条第一項及び第一百五十一条第一項中「百分の三十三」とあるのは、「百分の三十五・二」とする。

(清算中の所得に係る予納申告に関する経過措置)

第二十条 内国法人である普通法人の昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に開始する清算中の事業年度に関する新法人税法第二百二条の規定の適用については、同条第一項第三号中「百分の三十七・五」とあるのは、「百分の四十」とする。

(相続税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二十一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の相続税法(以下「新相続税法」という。)の規定は、昭和六十三年一月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同

日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

(贈与により取得したものとみなす場合に関する経過措置)

第二十二條 新相続税法第四條第二項の規定は、昭和六十三年十月一日以後に生じた同項各号に掲げる事由について適用し、同日前に生じた当該事由については、なお従前の例による。

(相続税の非課税財産に関する経過措置)

第二十三條 新相続税法第十二條第一項第五号及び第六号の規定は、昭和六十三年一月一日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。この場合において、同日から同年九月三十日までの間に相続又は遺贈により取得した財産に係るこれらの規定の適用については、これらの規定中「第十五條第二項に規定する相続人の数」とあるのは、「相続人相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人の数」とする。

(債務控除に関する経過措置)

第二十四條 新相続税法第十四條第二項の規定は、昭和六十四年四月一日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

(遺産に係る基礎控除に関する経過措置)

第二十五條 新相続税法第十五條第二項及び第三項の規定は、昭和六十三年十月一日以後に相続

又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

(相続税の総額に関する経過措置)

第二十六條 新相続税法第十六條の規定(同条の表を除く。)は、昭和六十三年十月一日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

(未成年者控除に関する経過措置)

第二十七條 新相続税法第十九條の第三項の規定に該当する者が、その者又は同条第二項に規定する扶養義務者の昭和六十二年十二月三十一日以前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について第三條の規定による改正前の相続税法、相続税法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十五号)による改正前の相続税法又は相続税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六号)による改正前の相続税法(以下この条及び次条において「旧法」と総称する。)第十九條の第三項又は第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九條の第三項又は第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について新相続税法第十九條の第三項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額(二回以上旧法第十九條の第三項又は第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財

産を取得した際に新相続税法第十九條の第三項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額)から既に旧法第十九條の第三項若しくは第二項又は新相続税法第十九條の第三項若しくは第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

(障害者控除に関する経過措置)

第二十八條 前条の規定は、新相続税法第十九條の第四項の規定に該当する同項に規定する障害者が、その者又は同条第三項において準用する新相続税法第十九條の第三項に規定する扶養義務者の昭和六十二年十二月三十一日以前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について旧法第十九條の第四項又は同条第三項において準用する旧法第十九條の第三項の規定の適用を受けたことがある者である場合について準用する。この場合において、前条中「第十九條の第三項又は第二項の規定による」とあるのは「第十九條の第四項又は同条第三項において準用する旧法第十九條の第三項の規定による」と、「第十九條の第三項の規定」とあるのは「第十九條の第四項の規定」と、「第十九條の第三項の第一項又は第二項」とあるのは「第十九條の第四項の第一項又は第二項」と読み替へるものとする。

(贈与税の非課税財産に関する経過措置)

第二十九條 新相続税法第二十一條の第三項の規定は、昭和六十三年十月一日以後に贈与により取得した財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

与税については、なお従前の例による。
(特別障害者に対する贈与税の非課税に関する経過措置)

第三十條 昭和六十三年一月一日から同年九月三十日までの間に贈与により取得した財産に係る贈与税についての新相続税法第二十一條の第四項の規定の適用については、同項中「特別障害者(第一條の二第二号の規定に該当する者を除く。）」とあるのは、「特別障害者(一)」とする。

2 新相続税法第二十一條の第四項の規定の適用を受けようとする者が、その者の昭和六十二年十二月三十一日以前に贈与により取得した財産に係る贈与税について第三條の規定による改正前の相続税法(以下「旧相続税法」という。)第二十一條の第四項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者の新相続税法第二十一條の第四項に規定する信託受益権の価額のうち同項の規定により贈与税の課税価格に算入しない価額は、六千万円から既にその者の旧相続税法第二十一條の第四項及び新相続税法第二十一條の第四項に規定する信託受益権の価額のうちこれらの規定により贈与税の課税価格に算入しないこととされた価額の合計額を控除した残額に相当する部分の価額とする。

(延納に関する経過措置)

第三十一條 新相続税法第三十八條第一項、第三項及び第四項並びに第三十九條第四項の規定は、昭和六十三年十月一日以後に提出される同条第一項又は第三項の規定による申請書に係る延納の許可について適用し、同日前に提出された旧相続税法第三十九條第一項又は第三項の

規定による申請書に係る延納の許可については、なお従前の例による。

(申告書の公示に関する経過措置)

第三十二条 新相続税法第四十九条の規定は、昭和六十三年十月一日以後に提出される相続税又は贈与税に係る申告書について適用し、同日前に提出されたこれらの申告書については、なお従前の例による。

(相続税の申告書の提出期限に関する経過措置)

第三十三条 昭和六十三年四月一日から同年六月三十日までの間に相続又は遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)が当該期間内にその相続の開始があつたことを知つた場合において、その者が新相続税法第二十七条の規定の適用を受ける者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内」とあるのは、「昭和六十三年十月一日から三月以内」とする。

(昭和六十三年一月一日から同年九月三十日までの間に相続又は遺贈により財産を取得した者等に係る更正の請求)

第三十四条 昭和六十三年一月一日から同年九月三十日までの間に相続又は遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人が同日までに相続税についての申告書(当該申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。)を提出し、又は同法第二十五条の規定による決定を受けている場合において、当該申告又は決定に係る課税価格及び相続税額(当該申告書を提出した後又は当該決定を受けた後同日までに修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には当該修正申告又は更正に係る課税価格及び相続税額)が新相続税法第二章第一節の規定の適用により過大となることとなつたときは、これらの者は、昭和六十三年十月一日から四月以内に、税務署長に対し、当該課税価格及び相続税額につき国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

(昭和六十三年一月一日から同年九月三十日までの間に死亡した者の贈与税に関する経過措置)

第三十五条 前二条の規定は、昭和六十三年一月一日から同年九月三十日までの間に贈与により財産を取得した者で当該期間内において死亡したものの相続人が当該期間内にその相続の開始があつたことを知り、かつ、その者が新相続税法第二十八条第二項において準用する新相続税法第二十七条第二項の規定の適用を受ける者である場合について準用する。この場合において、附則第三十三条中「同条の」とあるのは「同条第二項の」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同項」と、前条中「相続又は遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人」とあるのは「贈与により財産を取得した者で当該期間内において死亡したものの相続人」と、「相続税についての」とあるのは「贈与税についての」と、「相続税額」とあるのは「贈与税額」と、「第一節」とあるのは「第二節」と読み替へるものとする。

(酒税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第三十六条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

(清酒に係る特例)

第三十七条 昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる清酒については、第四条の規定による改正

後の酒税法(以下「新酒税法」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、同条の規定による改正前の酒税法(以下「旧酒税法」という。)第五条第一項中「特級、一級」とあるのは「一級」と、同条第四項中「特級及び一級」とあるのは「一級」と、同条第五項中「特級又は一級」とあるのは「一級」と、旧酒税法第二十一条第一号中

「イ 特級

(1) アルコール分が十五度以上十六度未満のもの 五十七万六百元

(2) アルコール分が十六度以上十七度未満のもの 五十七万六百元にアルコール分が十五度を超える一度ごとに三万八千四百円を加えた金額

(3) アルコール分が十七度未満八度以上のもの 五十七万六百元からアルコール分が十五度を下る一度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)ごとに三万八千四百円を引いた金額

(4) アルコール分が八度未満のもの 三十万四千三百二十円

「ロ 一級

(1) アルコール分が十五度以上十六度未満のもの 二十七万九千五百円

(2) アルコール分が十六度以上十七度未満のもの 二十七万九千五百円にアルコール分が十五度を超える一度ごとに一万八千六百四十円を加えた金額

(3) アルコール分が十七度未満八度以上のもの 二十七万九千五百円からアルコール分が十五度を下る一度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)ごとに一万八千六百四十円を引いた金額

(4) アルコール分が八度未満のもの 十四万九千二百円

「イ 一級

(1) アルコール分が十五度以上十六度未満のもの 十八万四千三百円

(2) アルコール分が十六度以上十七度未満のもの 十八万四千三百円にアルコール分が十五度を超える一度ごとに一万二千二百九十円を加えた金額

(3) アルコール分が十七度未満八度以上のもの 十八万四千三百円からアルコール分が十五度を下る一度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)ごとに一万二千二百九十円を引いた金額

(4) アルコール分が八度未満のもの 九万八千二百七十円

と、「ハ 二

とあるのは

二七五

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第四条において準用する場合を含む。)

(酒税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置)

第四十四条 第四条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(たばこ消費税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第四十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第五条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつたたばこ消費税については、なお従前の例による。

(輸入製造たばこの移入に係る特例)

第四十六条 特定販売業者又は卸売販売業者が昭和六十四年四月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこを同年三月一日から同月三十一日までの間に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合には、当該製造たばこについては、当該特定販売業者又は卸売販売業者を当該製造たばこの製造たばこ製造者とみなし、当該承認を受けた場所を当該

同法第十三条第五項において準用する関税法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第二項、第六条第二項又は第十七条第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第四条において準用する場合を含む。)

該製造たばこの製造場とみなし、当該移入を当該製造たばこの製造場への戻入れとみなして、

第五条の規定による改正前のたばこ消費税法(以下「たばこ消費税法」という。)及び同条の規定による改正後のたばこ消費税法(以下「たばこ税法」という。)の規定を適用する。

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る場所につきたばこ消費税及びたばこ税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

(未納税移出等に係る経過措置)

第四十七条 昭和六十四年四月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこ(たばこ税法の課税標準及び税率により算出した場合のたばこ税額がたばこ消費税法(他の法律に定めらるたばこ消費税法の特例規定を含む。次条において「たばこ消費税法等」という。)の課税標準及び税率により算出した場合のたばこ消費税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。)で、たばこ消費税法第十二条第三項

(たばこ消費税法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係るたばこ消費税法第十二条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。)について、たばこ消費税法第十二条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該製造たばこに係るたばこ消費税の課税標準及び税率は、たばこ税法の課税標準及び税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第四十八条 次の表の上欄に掲げる法律の規定に

よりたばこ消費税の免除を受けて昭和六十四年四月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこ(たばこ税法の課税標準及び税率により算出した場合のたばこ税額がたばこ消費税法等の課税標準及び税率により算出した場合のたばこ消費税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。)について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該製造たばこに係るたばこ消費税の課税標準及び税率は、たばこ税法の課税標準及び税率とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
たばこ消費税法第十三条第一項	たばこ税法第十三条第七項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第五項において準用する関税法第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

(課税済みの輸入製造たばこの輸出等に係る経過措置)

第四十九条 昭和六十四年四月一日前に特定販売業者が自ら保税地域から引き取つた製造たばこを販売するため所持するものを同日以後輸出し、又は廃棄したときは、たばこ税法第十五条第一項中「たばこ税額」とあるのは、「たばこ消費税額」として、同条の規定を適用する。

(戻入れ等に係る経過措置)

第五十条 昭和六十四年四月一日前に製造たばこ製造者がある製造場から移出し、又は他の製造たばこの製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた製造たばこを、製造たばこの製造場に戻し入れ、又は移入した場合において、同日以後にこれらの製造たばこにつきたばこ税法第十六条第一項又は第三項の規定による控除を受けるときは、これらの規定中「たばこ税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該たばこ税額」とあるのは、「たばこ消費税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該たばこ消費税額」として、これらの規定を適用する。

2

昭和六十四年四月一日前に製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこを、その製造場における製造を廃止した後当該製造場であつた場所に戻し入れた場合において、同日以後たばこ税法第十六条第五項に規定する当該税務署長の承認を受けて当該製造たばこを廃棄したときは、同項中「たばこ税額」とあるのは、「たばこ消費税額」として、同項の規定を適用する。

(担保に係る経過措置)

第五十一条 たばこ消費税法第二十三条の規定により提供された担保は、たばこ税法第二十三条の規定により提供された担保とみなす。

(たばこ消費税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置)

第五十二条 第五条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされるたばこ消費税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第五十三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第六条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた石油税については、なお従前の例による。

(免税移出等に係る経過措置)

第五十四条 昭和六十四年四月一日前にその採取場から移出された原油又はガス状炭化水素で、石油税法第十条第三項(同法第十一条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第十条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限り。)について、同法第十条第三項各号に掲げる日まで同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油又はガス状炭化水素に係る石油税の課税標準及び税率は、第六条の規定による改正後の石油税法(以下「新石油税法」という。)の課税標準及び税率とする。

2

次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油税の免除を受けて昭和六十四年四月一日前にその採取場から移出された原油若しくはガス状炭化水素又は保税地域から引き取られた原油、石油製品若しくはガス状炭化水素について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定

に該当することとなつた場合における当該原油、石油製品又はガス状炭化水素に係る石油税の課税標準及び税率は、新石油税法の課税標準及び税率とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項及び第二項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第五項において準用する関税法第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十六年法律第四号。以下この項において「昭和六十六年改正法」という。)による改正前の租税特別措置法第九十条の三第一項又は昭和六十六年改正法による改正後の租税特別措置法第九十条の四第一項	昭和六十六年改正法による改正後の租税特別措置法第九十条の四第五項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十一号)の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三十一条において準用する場合を含む。	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十條の三第二項又は第十一條第二項(これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第十二号)第二條第一項

(石油税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置)

第五十五条 第六条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(取引所税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第五十六条 第七条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた取引税については、なお従前の例による。

(取引所税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置)

第五十七条 第七条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる取引税に係る第七条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(有価証券取引税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十八条 第八条の規定による改正後の有価証券取引税法の規定は、昭和六十四年四月一日以後にする有価証券の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、同日前にした有価証券の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第五十九条 第九条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた印紙税については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置)

第六十条 第九条の規定の施行前にした行為及

び前条の規定によりなお従前の例によることとされる印紙税に係る第九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)

第六十一条 第十条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第二章の規定は、新租税特別措置法及びこの附則に別段の定めがあるものを除くほか、昭和六十四年分以後の所得税について適用し、昭和六十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(みなし法人課税を選択した場合の課税の特例に関する経過措置)

第六十二条 昭和六十四年分の所得税に係る新租税特別措置法第二十五条の二の規定の適用については、同条第二項第一号中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十七・三」と、同条第三項第一号中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十八」と、同条第五項第二号中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十九」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の四十」とする。

(有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置)

第六十三条 昭和六十四年四月一日前に行われた第十条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第三十七条の十第一項第一号に規定する公社債又は同項第二号に規定する国債の譲渡による所得については、なお従前の例による。

(公社債等の譲渡等による所得の非課税に関する経過措置)

第六十四条 新租税特別措置法第三十七条の十三の規定は、昭和六十四年四月一日以後に行われる同条第一項第一号に規定する公社債等の譲渡及び同項第二号に規定する証券投資信託の終了又は証券投資信託の一部の解約による所得について適用する。

(割引の方法により発行される公社債の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置)

第六十五条 新租税特別措置法第三十七条の十四の規定は、昭和六十四年四月一日以後に行われる同条第一項第一号に規定する公社債又は同項第二号に規定する国債の譲渡による所得及び当該譲渡に係る対価の支払に関する同条第三項に規定する調査について適用する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第六十六条 新租税特別措置法第三章の規定は、新租税特別措置法及びこの附則に別段の定めがあるものを除くほか、法人の昭和六十四年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置)

第六十七条 旧租税特別措置法第四十二条の二第一項に規定する内国法人の昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得に対する法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「百分の三十二」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の二十四」とあるのは「百分の二十六」と、「百分の二十二」とあるのは「百分の二十五」とする。

2 前項の場合において、旧租税特別措置法第四十二条の二第一項中「次条の規定」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号。以下この項において「改正法」という。)(附則第六十八条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和六十二年法律第二十六号)第四十二条の三の規定」と、「法人税法第四十四条の規定により読み替えて適用される法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二十三条の規定」と、同条第三項中「及び租税特別措置法」とあるのは「及び所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)附則第六十七条第一項(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされ同項及び同条第二項の規定により読み替えられた同法第十条(租税特別措置法の一部改正)の規定による改正前の租税特別措置法」とする。

(法人の受けた配当等の益金不算入の特例等に関する経過措置)

第六十八條 法人で旧租税特別措置法第四十二條の三第一項、第三項又は第四項に規定するものの昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得及び同日以前の解散による清算所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十二・五」と、「法人税法第二十三條」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第号。第四項において「改正法」という。)附則第十四條の規定により読み替えて適用される法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二十三條第三項において「改正法による読み替え後の法人税法第二十三條」という。」と、同条第三項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十二・五」と、「同法第二十三條」とあるのは「改正法による読み替え後の法人税法第二十三條」と、同条第四項中「同法第九十三條」とあるのは「改正法第二條の規定による改正前の法人税法第九十三條(以下この項において「旧法人税法第九十三條」という。))及び改正法附則第十八條第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第九十三條(以下この項において「改正法による読み替え後の法人税法第九十三條」という。))と、「同条第二項第二号」とあるのは「旧法人税法第九十三條第二項第二号又は改正法による読み替え後の法人税法第九十三條第二項第二号」と、「同号の規定」とあるのは「これらの規定」と、「受けた配当等の金額」とあるのは「受けた配当等の金額(昭和六

十五年三月三十一日以前に開始する清算中の各事業年度において受けたものに限る。)を昭和六十四年四月一日前に開始した清算中の各事業年度に受けた配当等の金額及び同日から昭和六十五年三月三十一日までの間に開始した清算中の事業年度に受けた配当等の金額に区分し、当該区分ごとの配当等の金額」と、「百分の二十五に相当する金額」とあるのは「昭和六十四年四月一日前に開始した清算中の各事業年度については百分の二十五、同日から昭和六十五年三月三十一日までの間に開始した清算中の事業年度については百分の十二・五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額」とするほか、同条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定外国子会社等の配当等に係る外国税額の控除に関する経過措置)

第六十九條 旧租税特別措置法第六十六條の七第三項に規定する内国法人が、昭和六十四年四月一日前に開始した各事業年度において当該内国法人に係る同項に規定する特定外国子会社等から受けた同項に規定する配当等の額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

(特定の協同組合等に対する法人税率の特例に関する経過措置)

第七十條 新租税特別措置法第六十八條の三に規定する協同組合等の昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度において附則第六十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四十二條の二第一項に規定する軽減税率適用所得金額がある場合における新租

税特別措置法第六十八條の三第一項の規定の適用については、同項中「とする。」を超える部分の金額」とあるのは、「とする。以下この項において「基準所得金額」という。）を超える部分の金額(所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第号)附則第六十七條第一項(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に關する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十條(租税特別措置法の一部改正)の規定による改正前の租税特別措置法第四十二條の二第一項(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例)に規定する軽減税率適用所得金額がある場合には、基準所得金額と当該軽減税率適用所得金額とのいずれか多い金額を超える部分の金額とする。とする。)

(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例に関する経過措置)

第七十一條 新租税特別措置法第六十九條の三第一項及び第二項の規定は、昭和六十三年一月一日以後に相続又は遺贈により取得した同条第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した旧租税特別措置法第六十九條の三第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税については、なお従前の例による。この場合において、同日から同年九月三十日までの間に相続又は遺贈により取得した財産に係る新租税特別措置法第六十九條の三第一項の規定の適用については、同項中「事業(事業の用若しくは居住の用」とあるのは、「事業(事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項及び次項において同じ。))の用若しくは居住の用」とする。

2 附則第三十四條の規定は、前項の規定により新租税特別措置法第六十九條の三第一項及び第二項の規定が適用される場合について準用する。この場合において、附則第三十四條中「第二章第一節」とあるのは、「第二章第一節(第十九條の規定による改正後の租税特別措置法第六十九條の三を含む。))と読み替えるものとする。(相続開始前三年以内に取得等をした土地等又は建物等についての相続税の課税価格の計算の特例に關する経過措置)

第七十二條 新租税特別措置法第六十九條の四の規定は、昭和六十三年十月一日以後に相続若しくは遺贈により取得した同条第二項に規定する土地等若しくは建物等又は贈与により取得した当該土地等若しくは建物等のうち新相続税法第十九條の規定の適用を受けるものでその適用に係る相続が同日以後開始したものに係る相続税について適用する。

(国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等に関する経過措置)

第七十三條 新租税特別措置法第七十條第三項から第五項まで並びに第七十條の二第一項及び第二項の規定は、昭和六十三年十月一日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

(計画伐採に係る相続税の延納等の特例に關する経過措置)

第七十四條 新租税特別措置法第七十條の七第一項の規定は、昭和六十三年十月一日以後に提出される同条第五項の規定による申請書に係る

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

延納の許可について適用し、同日前に提出された旧租税特別措置法第七十条の七第五項の規定による申請書に係る延納の許可については、なお従前の例による。

(不動産等に係る相続税の延納の特例に関する経過措置)

第七十五条 新租税特別措置法第七十条の九の規定は、昭和六十三年十月一日以後に新相続税法第三十八条第一項又は第四十三条第五項の規定による延納の許可に係る相続税について適用し、同日前にこれらの規定による延納の許可をした相続税については、次項及び第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 税務署長は、昭和六十三年十月一日前に延納を許可した相続税額で、当該相続税額の計算の基礎となつた財産の価額の合計額のうち新租税特別措置法第七十条の九第一項に規定する不動産等の価額の占める割合が四分の三以上であるもののうち、同日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来するものがある場合には、同日以後に当該納期限が到来する分納税額のうち、当該不動産等の価額に対応するものとして政令で定めるものについては、同日以後最初に到来する当該納期限(同日から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、同日から四月を経過する日)まででされた当該延納の許可を受けた者の申請により、同年十月一日以後の延納期間の三分の一に相当する期間(当該期間に一月に満たない端数を生じた場合には、これを一月として計算した期間)の範囲内において延納期限を延長し、及び同日以後の延納年割

額を新相続税法第三十八条第二項の規定に準じて変更することができる。

3 前項に規定する場合において、昭和六十三年十月一日前に延納の許可を受けた者が同日以後最初に到来する延納に係る分納税額の納期限(同日から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、同日から四月を経過する日)までに新租税特別措置法第七十条の九第四項に規定する明細書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、同年十月一日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税に係る利子税のうち同日以後の期間に対応するものについては、同条第二項の規定に準じて計算するものとする。

(物品税の特例に関する経過措置)

第七十六条 第十条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた旧租税特別措置法第八十八条の三に規定する物品に係る物品税については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第八十八条の四の規定に該当する自動車で、同条に規定する期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものに係る物品税については、なお従前の例による。

3 第十条の規定の施行前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる物品税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(砂糖消費税の特例に関する経過措置)

第七十七条 第十条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた旧租税特別措置法第九十条

の入から第九十条の十まで又は第九十一条若しくは第九十二条に規定する砂糖類に係る砂糖消費税については、なお従前の例による。

2 第十条の規定の施行前に旧租税特別措置法第九十条の十一第一項の規定により課税済みの砂糖類を原料に用いて物品を製造した場合における当該課税済みの砂糖類に係る砂糖消費税については、なお従前の例による。

3 第十条の規定の施行前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる砂糖消費税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙税の特例に関する経過措置)

第七十八条 第十条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた旧租税特別措置法第九十三条の二に規定する物品切手に係る印紙税については、なお従前の例による。

2 第十条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる印紙税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表の付表第一号を次のように改める。

一 アルコール飲料	
(1) ウイスキー及びブランデー	一 リットルにつき 二二〇八・二〇号、第二二〇八・三〇号又は第二二〇八・九〇号の(一)
(2) その他のもの	二二〇八・四〇号、第二二〇八・五〇号又は第二二〇八・九〇号の(二)若しくは(三)
A ラム若しくはタ フィア、ジン若し くはジュネヴァ、 ウオッカ又はリ キュール	一 リットルにつき四〇〇円

(通行税の特例に関する経過措置)

第七十九条 通行税法(昭和十五年法律第四十三号)第八条に規定する運輸業者が、昭和六十四年四月一日以後に租税特別措置法第九十五条第一項に規定する離島航空路線を航行する航空機の乗客に対し役務を提供する場合において、昭和六十三年十月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に当該離島航空路線を航行する航空機の乗客から役務の提供に係る対価を徴収する場合における同項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

2 昭和六十四年四月一日前に徴収した旧租税特別措置法第九十五条第一項に規定する離島航空路線を航行する航空機の旅客運賃又は同日前に行つた当該離島航空路線を航行する航空機による役務の提供に係る対価として同日以後に徴収する旅客運賃に係る通行税については、なお従前の例による。

(関税法の一部改正)

第八十条 関税法の一部を次のように改正する。

昭和六十二年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第九十三条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十六条の五」を「第八十六条の八」に改める。

第二条第一項中「品目又は級別」を「又は品目に、但し」を「ただし」に改める。

第四十二条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 国が組合員に対して発する通知の組合員への伝達

第四十二条第三号中「ものの外、国が組合員に対して発する通知の組合員への伝達その他」を「もののほか」に改める。

第八十二条第一項第一号中「酒税法第五十一条第一項に規定する酒税証紙に関する制度の実施その他」を削る。

第八十六条中「以下次条において同じ」を削る。

第八十六条の二を次のように改める。

第八十六条の二 削除

第八十六条の四「又は制限販売価格」を削る。

第八十六条の五中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の三第一項」に改め、第四章中同条の次に次の三条を加える。

(酒類の表示の基準)

第八十六条の六 大蔵大臣は、前条に規定するもののほか、酒類の取引の円滑な進行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他の政令で定める事項の表示につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により酒類の表示

の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により定められた酒類の表示の基準を遵守しない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その者に對し、その基準を遵守すべき旨の指示をすることが出来る。

4 大蔵大臣は、前項の指示に従わない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その旨を公表することが出来る。

(酒類の表示に関する命令)

第八十六条の七 大蔵大臣は、前条第一項の規定により表示の基準を定めた事項のうち、酒類の取引の円滑な進行及び消費者の利益に資するため、特に表示の適正化を図る必要があると認められる事項につき、酒類製造業者又は酒類販売業者に対し、大蔵省令をもつて、表示の基準を遵守すべきことを命令することが出来る。

(酒類審議会への諮問)

第八十六条の八 大蔵大臣は、第八十六条の六第一項の規定により酒類の表示の基準を定めようとするとき、又は前条の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、酒税法第三十七条の規定による中央酒類審議会に諮問しなければならない。

第九十六条中「次の各号の一に該当する者を」を「第八十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者に改め、各号を削る。

第九十八条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第八十六条の七の規定による命令に違反した者

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十四条 昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる清酒

については、前条の規定による改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二条第一項、第八十六条の二、第八十六条の四及び第九十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同法第八十六条の二第一項中「最上位の級別以外の級別」のものとあるのは「二級」と、「級別」の標準的な原価」とあるのは「標準的な原価(消費税及び酒税相当額を含む)」とする。

第九十五条 附則第九十三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第九十六条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十七条 前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつたたばこ消費税については、なお従前の例による。

第九十八条 附則第九十六条の規定の施行前に同条の規定による改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条の規定によりたばこ消費税の免除を受けた製造たばこは、附則第九十六条の規定の施行後に同条の規定による改正後の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条の規定によりたばこ税の免除を受けたものとみなして、同条の規定を適用する。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第九十九条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に改める。

第二条第一号中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第二号中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に改める。

附則第七項を削る。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百条 前条の規定の施行前にたばこ消費税を納付して輸入された製造たばこに對するたばこ消費税の還付については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の輸入品に對する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項の規定によりたばこ消費税の免除を受けた製造たばこは、前条の規定の施行後に同条の規定による改正後の輸入品に對する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項又は第十三条第三項の規定によりたばこ税の免除を受けたものとみなして、同法第十一条第三項、第十二条第四項又は第十三条第五項において準用する関税法第十五条第二項、第十六条第二項若しくは第十七条第四項の規定を適用する。

第一百一条 附則第九十九条の規定の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる製造たばこに對するたばこ消費税の還付に係る附則第九十九条の規定の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)

第一百二条 引揚者給付金等支給法(昭和三十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第一百二条 引揚者給付金等支給法(昭和三十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第一百二条 引揚者給付金等支給法(昭和三十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第一百二条 引揚者給付金等支給法(昭和三十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第一百二条 引揚者給付金等支給法(昭和三十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「第五条若しくは第十一条に規定する国債の譲渡又はその国債を」又は第五条若しくは第十一条に規定する国債」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第百三条 国税徴収法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第百四条 前条の規定による改正後の国税徴収法の規定は、同条の規定の施行後に課されるべき、又は納付し若しくは徴収されるべき国税について適用し、同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであつたたばこ消費税については、なお従前の例による。

(関税暫定措置法の一部改正)

第百五条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第八条の五を次のように改める。

別表第五を削る。

(国税通則法の一部改正)

第百六条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第十五条第三項第五号中「第十一条から第十三条まで」を「第十一条及び第十二条」に改める。

第百十八条第二項中「(政令で定める物品に係る消費税等)については、百円。以下この項において同じ。」を削る。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第百七条 前条の規定による改正後の国税通則法の規定は、同条の規定の施行後に課されるべき、又は納付し若しくは徴収されるべき国税について適用し、同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであつたたばこ消費税及び印刷税については、なお従前の例による。

(清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部改正)

第百八条 清酒製造業の安定に関する特別措置法(昭和四十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

題名中「清酒製造業」を「清酒製造業等」に改める。

第一条中「清酒製造業の経済的諸条件」を「清酒製造業及びしゅうちゆう乙類製造業(以下「清酒製造業等」という。))の経済的諸条件等」に改め、「清酒製造資金」の下に「及びしゅうちゆう乙類製造資金」を加え、「及び清酒製造業」を「並びに清酒製造業等」に、「清酒製造業の経営基盤」を「清酒製造業等の経営基盤」に改める。

第二条第二項中「清酒」を「清酒及びしゅうちゆう乙類」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「しゅうちゆう乙類製造業者」とは、酒税法第七條第一項の規定によりしゅうちゆう乙類の製造免許を受けてしゅうちゆう乙類の製造を業とする者という。

第三条各号列記以外の部分中「次の事業」を「次に掲げる清酒に係る事業」に改め、同条に次の一項を加える。

2 中央会は、酒類業組合法第八十二條第二項において準用する同条第一項及び前項の事業のほか、第一條の目的を達成するため、次に掲げるしゅうちゆう乙類に係る事業を行う。

一 しゅうちゆう乙類製造業を政令で定める期間内に廃止する者で政令で定めるものに対する給付金の給付及びこれに係る納付金のしゅうちゆう乙類製造業者からの徴収

二 しゅうちゆう乙類製造業の近代化を図るための政令で定める事業

三 前二号に掲げる事業に附帯する事業

第四条中「前条各号」を「前条第一項及び第二項」に改める。

第五条第一項中「第三条第一号」を「第三条第一項第一号」に改める。

第六条中「第三条第一号」を「第三条第一項第一号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六条の二第一項中「第三条第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(しゅうちゆう乙類業対策基金)

第六條の三 中央会は、第三條第二項各号に掲げる事業(納付金の徴収及びこれに附帯する事業を除く。)の運営に必要な経費の財源をその運用によつて得るため、しゅうちゆう乙類業対策基金を設けることができる。

2 国は、予算の範囲内において、中央会に対し、前項に規定するしゅうちゆう乙類業対策基金に充てる資金の全部又は一部を補助することが出来る。

第七條第一項中「第三條第二号」を「第三條第一項第二号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第七條の二 中央会は、第三條第二項第一号に掲げる事業を行う各事業年度において、政令で定めるところにより、大蔵大臣の認可を受けて、しゅうちゆう乙類製造業者に同額の納付金を賦課することができる。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の納付金について準用する。この場合において、同条第二項中「各清酒製造業者」とあるのは「各しゅうちゆう乙類製造業者」と、「清酒」とあるのは「しゅうちゆう乙類」と、同条第三項中「清酒製造業者」とあるのは「しゅうちゆう乙類製造業者」と読み替へるものとする。

第八條第一項中「前条第一項」を「第七條第一項又は前条第一項」に、「清酒製造業者」を「清酒製造業者又はしゅうちゆう乙類製造業者(次条において「清酒製造業者等」という。))」に改める。

第九條第一項中「清酒製造業者」を「清酒製造業者等」に、「第三條第二号」を「第三條第一項第二号又は第二項第一号」に改め、同条第二項中「清酒製造業者」を「清酒製造業者等」に改める。

第十九條第二号中「第七條第四項」の下に「第七條の二第二項において準用する場合を含む。」を加える。

(航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部改正)

第百九條 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に改める。

(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正)

第百十條 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十六條第三項中「第四條第六項」を「第四條第五項」に改める。

(たばこ事業法の一部改正)

第百八條 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第六項中「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第七十二号)に規定するたばこ消費税」を「たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)に規定するたばこ税」に改める。

附則第七條第二項を削る。

(たばこ事業法の一部改正に伴う経過措置)

第百十二條 前条の規定による改正後のたばこ事業法第九條の規定は、前条の規定の施行後に販売しうとする製造たばこの販売価格の認可について適用し、同条の規定の施行前に販売しうとする製造たばこの販売価格の認可については、なお従前の例による。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百十三條 所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五條第二項の表の第二号中「昭和六十四年九月三十日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

族		等		の		数	
4人		5人		6人		7人以上	
税 総 所 得 金 額 等							
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,613	千円未満	1,620	千円未満	1,649	千円未満	1,660	千円未満
				1,649	3,500	1,660	3,786
1,613	3,500	1,620	3,900	3,500	4,300	3,786	4,700
3,500	4,834	3,900	7,000	4,300	7,667	4,700	8,334
4,834	8,000	7,000	9,000	7,667	11,750	8,334	12,750
8,000	14,750	9,000	16,750	11,750	21,800	12,750	23,800
14,750	千円以上	16,750	千円以上	21,800	千円以上	23,800	千円以上

項に規定する事業専従者、旧所得税法第八十三条の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び旧所得税法第八十四条の

附則別表 昭和64年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表（附則第七条関係）

昭和63年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘すべき率	扶 養 親											
	0 人		1 人		2 人		3 人		人			
	昭和63年分の課											
	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
0 %	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	1,531	千円未満		1,540	千円未満		1,560	千円未満		1,580	千円未満	
91												
93												
95									1,580		4,167	
97							1,560	4,500	4,167		7,000	
98	1,531		3,500		1,540		4,500		9,000	7,000		12,750
99	3,500	千円以上			7,000	千円以上		9,000	千円以上		12,750	千円以上

（注）この表における用語については、次に定めるところによる。

- （一）「昭和63年分の課税総所得金額等」とは、附則第七条第一項第二号に規定する課税総所得金額等をいう。
- （二）「扶養親族等の数」とは、昭和63年分の所得税につき旧所得税法第五十七条第三項の規定の適用を受けた同規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

理 由

今次の税制改革の一環として、所得税について税率の累進構造の緩和、基礎控除等の引上げ、有価証券譲渡益の分離課税制度の創設及び社会保険診療報酬の所得計算の特例の縮減を行い、法人税について税率の引下げ、土地取得に係る負債の利子の課税の特例措置の創設等を行うとともに、相続税について遺産に係る基礎控除等の引上げ、配偶者の負担軽減措置の拡充等を行うことにより、これらの税の負担の軽減及び合理化並びに税負担の公平の確保を図り、あわせて酒税について従価税率の廃止及び消費税との税負担の調整等を行い、たばこ消費税及び印紙税について消費税との調整その他の整備を行うとともに、石油税について課税方式を恒久的に従量課税化するほか、取引所得税及び有価証券取引税について一部の税率を改める等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、税制改革法に定める今次の税制改革の趣旨、基本理念及び方針に従い、所得・消費・資産等の間で均衡がとれた税体系の構築を図るため、その一環として、次により所得税法等の一部改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 所得税法の一部改正

- (一) 所得税の税率構造について、税率を一〇%から五〇%までの五段階（現行一〇・五%から六〇%までの一二段階）に改める。
- (二) 基礎的な人的控除について、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除をそれぞれ三五万円（現行三三万円）に引き上げる。なお、年齢一六歳から二二歳までの扶養親族について一般の扶養控除に代えて四五万円の控除を適用することとする。また、配偶者特別

控除について、控除額を三五万円（現行一六・五万円）に引き上げる等の措置を講ずる。

(三) 特別な人的控除の引上げ、資産所得の合算課税制度の廃止等の措置を講ずる。

(四) 有価証券譲渡益課税について、株式等の譲渡益を原則課税（現行原則非課税）とする等の措置を講ずる。

(五) その他所要の措置を講ずる。

なお、(一)の改正は、昭和六十四年分の所得税から適用する。また、(四)の改正は、昭和六十四年四月一日以後に行われる株式等の譲渡について適用する。

2 法人税法の一部改正

(一) 普通法人の税率について、昭和六十四、六十五年度の二段階で、基本税率を三七・五%（現行四二%）に、中小法人の軽減税率を二八%（現行三〇%）にそれぞれ引き下げる。

(二) その他、受取配当等の益金不算入割合を昭和六十四、六十五年度の二段階で八〇%（現行一〇〇%）に引き下げるとともに、外国税額控除制度の見直し等所要の措置を講ずる。

3 相続税法の一部改正

(一) 課税最低限を二倍に引き上げることとし、遺産にかかる基礎控除を、定額控除については四、〇〇〇万円（現行二、〇〇〇万円）に、法定相続人比例控除については八〇〇万円（現行四〇〇万円）にそれぞれ引き上げる。また、税率の適用区分を拡大するとともに最高税率を七〇%（現行七五%）に引き下げる。

(二) 配偶者の負担軽減措置について、非課税限度額を法定相続分相当額（現行二分の一相当額）に、また、最低保障額を八、〇〇〇万円（現行四、〇〇〇万円）にそれぞれ引き上げる。さらに、障害者控除等の引上げ

等の措置を講ずる。

(三) 贈与税について、税率の適用区分を拡大するとともに最高税率を七〇%（現行七五%）に引き下げるほか、配偶者控除の引上げ等の措置を講ずる。

(四) 法定相続人に含まれる養子の数について、実子がある場合には、一人に、実子がない場合には、二人に制限する。

(五) その他所要の措置を講ずる。

なお、(一)の改正は、昭和六十三年一月一日以後の相続又は贈与から適用する。また、(四)の改正は、昭和六十三年十月一日以後の相続から適用する。

4 酒税法の一部改正

級別制度、従価税制度を廃止するほか、各種酒類の税率を見直すとともに、消費税との負担調整のための引下げ等の措置を講ずる。なお、この改正は、昭和六十四年四月一日から施行する。

5 たばこ消費税法の一部改正

名称をたばこ税法に改めるほか、課税方式に従量課税方式に一本化するとともに、消費税との負担調整のため税率を引き下げる等の措置を講ずる。

なお、この改正は、昭和六十四年四月一日から施行する。

6 石油税法の一部改正

課税方式に従量課税方式に改める等の措置を講ずる。

なお、この改正は、昭和六十四年四月一日から施行する。

7 取引所得税法の一部改正

税率を見直す等の措置を講ずる。

なお、この改正は、昭和六十三年十月一日から施行する。

なお、この改正は、昭和六十四年四月一日から施行する。

9 印紙税法の一部改正
物品切手等五つの課税文書を廃止する等の措置を講ずる。

なお、この改正は、昭和六十四年四月一日から施行する。

10 租税特別措置法の一部改正

(一) 有価証券譲渡益課税について、居住者等が昭和六十四年四月一日以後に行う株式等の譲渡による所得については、二〇%の税率による申告分離課税を行う。ただし、証券業者等に対して、又は証券業者等に委託して行う上場株式等の譲渡による所得については、選択により、譲渡代金の五%を所得とみなして二〇%の税率による源泉分離課税とすることができるとする。

(二) 社会保険診療報酬課税における所得税及び法人税についての概算経費率制度を、その収入金額が五、〇〇〇万円を超える者には適用しないこととする。

なお、この改正は、個人については昭和六十四年分の所得税、法人については昭和六十四年四月一日以後に開始する事業年度から適用する。

(三) 法人の昭和六十三年十月一日以後の土地取得に係る借入金金の利子について、原則として取得後四年間は支払時の損金算入を否認する。

(四) 相続開始前三年以内に取得等された不動産については、取得価額により相続税を課税する措置を講ずる。

なお、この改正は、昭和六十三年十月一日以後の相続から適用する。

(五) 家内労働者等について、必要経費の最低保障を認める。

(六) 同居特別障害者等の特別控除額を引き上げる。

二八七

の条において同じ。)に満たないときは、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第三十七條第一項及び第二編第二章第二節第四款第一目から第五目までの規定にかかわらず、五十七万円を政令で定めるところにより事業所得に係る金額と雑所得に係る金額とに区分した場合の当該区分したそれぞれの金額とする。この場合において、当該それぞれの金額は、その年分の事業所得に係る総収入金額又は雑所得に係る総収入金額(同法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係るものを除く。)を限度とする。

第二十八條の四第一項中、第八十九條及び第九十一條を「及び第八十九條」に改め、同條第六項第一号中「第三十四號の二」を「第三十四號の三」に改める。

第二十八條の五第一項中、第八十九條及び第九十一條を「及び第八十九條」に改める。

第三十一條第一項各号列記以外の部分中、第八十九條及び第九十一條を「及び第八十九條」に、「次条まで」を「この条及び次条」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第二号ロを次のように改める。

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二十五に相当する金額

第三十一條第五項第一号中「第三十四號の二」を「第三十四號の三」に改める。

第三十一條の三第一項中「課税長期譲渡所得金額につき、この項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した」を「百分の二十五に」、「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額

の百分の二十五に相当する」を「百分の二十二・五」に改める。

第三十一條の四第一項中「課税長期譲渡所得金額につき、この項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した」を「百分の二十五に」、「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の十五に相当する」を「百分の十五」に改める。

第三十二條第一項中、第八十九條及び第九十一條を「及び第八十九條」に改め、同條第二項中「出資を含む」の下に「以下この項において同じ」を加え、「所得税法第九十一條第一項第一号に掲げる」を「事業又はその用に供する資産の譲渡に類するものとして政令で定める株式の譲渡による」に改める。

第二編第四章第九款の款名中「特例」を「特例等」に改める。

第三十七條の十を次のように改める。

第三十七條の十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、昭和六十四年四月一日以後に株式等の譲渡(証券取引法昭和二十三年法律第二十五号)第二條第十三項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次条において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(第三十二條第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第四項及び次条において「株式等に係る譲渡所得等」という。)については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令

で定めるところにより計算した金額(以下この条において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る譲渡所得等の金額(第六項第五号の規定により読み替えられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。)の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項○の場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

3 第一項に規定する株式等とは、次に掲げるもの(外国法人に係るものを除くものとし、ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に類するものとして政令で定める株式又は出資者の持分を除く。)をいう。

一 株式(株式の引受けによる権利及び新株引受権を含む。)

二 特別の法律により設立された法人の出資

者の持分、合名会社、合資会社又は有限会社(以下この条において「法人」という。)の持分、法人税法第二條第七号に規定する協同組合等の組合員又は会員の持分その他の法人の出資者の持分

三 転換社債及び新株引受権付社債

4 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が交付を受ける次の各号に掲げる金額(所得税法第二十五條第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

一 法人の法人税法第二條第十四号に規定する株主等(以下この項において「株主等」という。)がその法人の資本若しくは出資の減少、株式の消却又はその法人からの退社若しくは脱退により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

二 内国法人(法人税法第二條第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。)の株主等がその内国法人の解散により残余財産の分配として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

三 内国法人の株主等がその内国法人の合併により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

5 前三項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

6 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二條第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第三十七條の十第一項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(以下「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。))とする。

二 所得税法第二十四条第二項の規定の適用については、同項中「又は雑所得」とあるのは、「譲渡所得又は雑所得」とする。

三 所得税法第三十三条第三項の規定の適用については、同項中「譲渡所得の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得の金額」と、「譲渡に要した費用の額」とあるのは「譲渡に要した費用の額並びにその年中に支払うべきその資産を取得するために要した負債の利子」と、「し、その残額」とあるのは「した残額」と、「以下この条において「譲渡益」という。」から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする」とあるのは「とする」とする。

四 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額(事業所得の金額及び譲渡所得の金額にあつては、租税特別措置法第三十七条の十第一項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する株式等に係る譲渡所得等がないものとして計算した金額とする。）」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額を除く。）」とする。

五 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

六 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第三十七条の十第一項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税額」とあるのは「その年の所得税の額」とあるのは「その年の所得税の額及び租税特別措置法第三十七条の十第一項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)の規定による所得税の額」とする。

七 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二章第四節第九款中第三十七条の十の次に次の五条を加える。

(上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離課税)

第三十七条の十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、昭和六十四年四月一日以後に証券業者(証券取引法第二十九条に規定する証券会社及び外国証券業者)に關する法律(昭和四十六年法律第五号)第二十九条に規定する外国証券会社をいう。以下この条において同じ。又は銀行の営業所(以下この条において「証券業者等の営業所」という。))において、当該証券業者若しくは銀行への売買委託により前条第三項に規定する株式等(証券取引法第二十一条に規定する証券取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるものに限る。)(の譲渡)の上場等の日以前に取得した当該株式等のうち政令で定める場合又は当該証券業者に当該株式等(以下この条において「上場株式等」という。)(の譲渡)に關するもの以外のものである場合は、上場の日以後一年以内に譲渡されるものを除く。以下この項において同じ。譲渡をする場合において、当該株式等のこれらの譲渡による株式等に係る譲渡所得等につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を当該証券業者等の営業所を経由して納税

地の所轄税務署長に提出したときは、その提出の時以後に当該証券業者等の営業所において行つた当該証券業者又は銀行への売買委託に基づく当該株式等の譲渡及び当該証券業者に対する当該株式等の譲渡(以下この条において「上場株式等の譲渡」という。))による株式等に係る譲渡所得等については、所得税法第二十条及び第八十九条並びに第六十五条並びに前条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その上場株式等の譲渡による譲渡利益金額に對し百分の二十の税率を適用して所得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける上場株式等の譲渡の対価を支払をする証券業者又は銀行は、当該上場株式等の譲渡の対価の支払をする際、当該上場株式等の譲渡による譲渡利益金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

3 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二十一条第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

4 第一項及び第二項に規定する譲渡利益金額は、上場株式等の譲渡の次の各号に掲げる区分に應じ当該各号に定める金額とする。

一 証券取引法第四十九条第一項の規定による信用取引その他の大蔵省令で定める取引による上場株式等の譲渡又はこれらの取引の決済のために行つた上場株式等の譲渡(当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行つた場合又は当該銘柄の株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けた取引の決済のために行つた場合に限る。)(これら

二 転換社債又は新株引受権付社債の譲渡、当該譲渡の対価の額の百分の二・五に相当する金額

三 前二号に掲げる譲渡以外の上場株式等の譲渡、当該上場株式等の譲渡の対価の額の百分の五に相当する金額

5 第一項に規定する申告書は、同項の規定の適用を受けようとする上場株式等の譲渡の時までに提出しなければならない。

6 第一項の場合において、同項に規定する申告書がその提出の際に經由すべき証券業者等の営業所において受理されたときは、当該申告書は、その受理された時に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

7 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二十四条第二項の規定の適用については、同項中「事業所得又は雑所得」とあるのは、「租税特別措置法第三十七条の十一第一項(上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離課税)の規定の適用を受ける同項に規定する上場株式等の譲渡による所得」とする。

8 昭和六十四年四月一日以後に第一項の規定の適用を受ける上場株式等の譲渡の対価の支払を受ける居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者及び当該対価を支払をする証券業者又は銀行については、所得税法第二百二十四条の三及び第二百二十五条第一項のうち当該上場株式等の譲渡の対価に係る部分の規定は、適用しない。

9 第五項及び第六項に定めるもののほか、第一項の申告書を提出した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その提出後、当該申告書の提出の際に經由した証券業者等の営業所において行つた上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等につき同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合の手続その他同項、第二項及び第四項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例)
第三十七条の十二 国内に恒久的施設を有しない非居住者(所得税法第六十四条第一項第四号に掲げる非居住者をいう。以下この条において同じ。)が昭和六十四年四月一日以後に第三十七条の十三第三項に規定する株式等の同条第一項に規定する譲渡をした場合には、当該非居住者の同号イに掲げる国内源泉所得のうち、同項に規定する株式等に係る譲渡所得等(以下この条において「株式等の譲渡に係る国内源泉所得」という。)については、同法第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。)に対し、株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額(第四項において準用する第三十七条の十六第六項第五号の規定により適用される同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。

2 前項の場合において、株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額の計算上生じた損失の額があるときは、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の額は生じなかつたものとみなす。

3 前項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第三十七条の十四第四項及び第六項(第一号、第二号及び第六号を除く。)の規定は、第一項の規定の適用がある場合において準用する。

この場合において、同条第六項第三号中「株式等に係る譲渡所得の金額」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十二第一項(恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る

る国内源泉所得に対する課税の特例)に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額(以下「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。)のうち譲渡所得に該当する部分の金額」と、同条第四号中「第三十七条の十第一項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「第三十七条の十二第一項(恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例)に規定する株式等に係る譲渡所得等」と、株式等に係る譲渡に係る国内源泉所得」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と、同条第五号中「第七十一条から第八十七条まで」とあるのは「第七十一条、第七十二条、第七十八、第八十六条及び第八十七条」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と読み替へるものとする。

(公社債等の譲渡等による所得の非課税)
第三十七条の十三 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一 公社債(転換社債及び新株引受権付社債を除く)並びに証券投資信託及び貸付信託の受益証券(次項第一号において「公社債等」という。)の譲渡による所得

二 証券投資信託の終了又は証券投資信託の一部の解約によりその証券投資信託の受益証券を有する者に対して支払われる金額とその証券投資信託について信託された金額(所得税法第二十一条第十四号に規定するオープン型の証券投資信託については、当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額。次項第二号において同じ。)のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該受益証券の取得に要した金額を超える場合にお

けるその超える部分の金額
次に掲げる金額は、所得税法の規定の適用については、ないものとみなす。

一 公社債等の譲渡による収入金額が当該公社債等の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額

二 前項第二号に規定する事由により同号の証券投資信託の受益証券を有する者に対して支払われる金額とその証券投資信託について信託された金額のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該受益証券の取得に要した金額に満たない場合におけるその不足額

(割引の方法により発行される公社債の譲渡による所得の課税の特例)
第三十七条の十四 次に掲げる所得については、前条第一項の規定は、適用しない。

一 割引の方法により発行される公社債で所得税法の施行地外の地域において発行されるもの又は利子が支払われる公社債で割引の方法により発行される公社債に類するものとして政令で定めるものを同法の施行地において譲渡したことによる所得として政令で定めるもの

二 所得税法の施行地において割引の方法に

より発行される国債のうち、その発行の日から償還期限までの期間が一年に満たない国債で大蔵省令で定めるものを譲渡したことにによる所得として政令で定めるもの

2 前項第一号に規定する公社債又は同項第二号に規定する国債の譲渡については、前条第二項の規定は、適用しない。

3 所得税法の施行地において第一項第二号に掲げる所得の基因となつた同号に規定する国債の譲渡に係る対価の支払をする法人は、大蔵省令で定めるところにより、当該支払に関する調書を、その支払の確定した日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

(株式等の譲渡の対価に係る支払調書の特例)
第三十七条の十五 所得税法第二百二十五条第一項第十号に掲げる者は、大蔵省令で定めるところにより、同号に規定する支払に関する調書を同一の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対する一回の支払ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をその支払の確定した日の属する月の翌月末日までに税務署長に提出しなければならない。

第四十一条の十第一項及び第四十一条の十二第一項中、「第八十九条及び第九十一条」を「及び第八十九条」に改める。

第四十一条の十四第一項中「十四万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「第二条第一項第三十四号の二」を「第二条第一項第三十四号の三」に、「七万円」を「十万円」に改め、同条第三項の表中

老人扶養親族	同条第二項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくは老人扶養親族以外の扶養親族	特定扶養親族、老人扶養親族若しくはその他の扶養親族	同法第四十一条の二第二項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の扶養親族以外の扶養親族
老人扶養親族	同条第二項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくは老人扶養親族以外の扶養親族	特定扶養親族、老人扶養親族若しくはその他の扶養親族	同法第四十一条の二第二項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の扶養親族以外の扶養親族

に改める。

る日が到来していない場合における当該新規取得土地等の取得をした日から四年を要した日において次に掲げる土地等に該当し、かつ、当該土地等の区分に応じ次に定める土地等に該当しない場合又はその取得負債和子損金不償入期間、当該新規取得土地等がその取得をした日において次に掲げられる土地等に該当しない場合

取得の目的	取得の方法
① 事業用	① 新築
② 居住用	① 新築 ② 譲渡

経過する日(当該新規取得土地等が次に掲げる土地等に該当し、同日前に当該土地等の区分に応じ次に定める日が到来する場合には、その日)までの期間をいう。

イ 長期間にあつて使用されるものとして政令で定める建物又は構築物の敷地の用に供された土地等(これと一体的に使用される土地等として政令で定めるものを含む)。当該建物又は構築物がその用に供された日

ロ 長期間にあつたり当該法人の事業の用に供されることが法令の規定その他により確定であると認められるものとして政令で定める土地等 当該確定であると認められる日として政令で定める日

ハ 森林法第十一条第五項(同法第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けた同法第十一条第一項又は第十八条第一項に規定する森林施業計画の対象となされた林地 当該認定を受けた日

ニ 養殖池その他政令で定める土地等で漁業の用に供されたもの 当該供された日

ホ 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第三条第一項の認定を受けた同項に規定する宅地開発事業計画に定められた同法第二条第四項に規定する事業区域内にある土地等(当該認定を受けた者が取得するものに限り。)

ヘ 宅地の造成(政令で定めるものに限る。)に関する事業のために取得した土地等 当該造成が完了した日

ト イからヘまでに掲げる土地等に類するものとして政令で定める土地等 政令で定める日

三 基準取得価額 当該新規取得土地等の次

に掲げる資産の区分に応じ次に定める金額をいう。

イ 不動産の販売又は賃貸の事業を営む法人が販売又は賃貸(政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。)の用に供するために取得した新規取得土地等(以下この号において「販売用土地等」という。) 当該販売用土地等の取得価額(造成のために要した費用の額その他政令で定める金額を除く。以下この号及び次項において「調整取得価額」という。)

ロ 当該法人が当該販売用土地等を取得了た日の属する事業年度(以下この号において「取得事業年度」という。)において取得した販売用土地等の調整取得価額の合計額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額を当該販売用土地等の調整取得価額の合計額で除して得た割合(当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて計算した金額

(1) 当該取得事業年度の不動産の販売及び賃貸に係る収入金額に、当該取得事業年度終了の時ににおける不動産の賃貸の事業に係る預り敷金及び預り保証金(利子を付するものを除く。)の合計額(以下この号において「預り敷金等の合計額」という。)から当該取得事業年度の前事業年度終了の時ににおける預り敷金等の合計額を控除した金額を加算した金額の三分の二に相当する金額

(2) 当該取得事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の(1)に掲げる金額が当該各事業年度において取得した販売用土地等の調整取得価額の合計額を超える場合における当該超える金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額

ロ イに掲げる新規取得土地等以外の新規取得土地等 当該新規取得土地等の調整取得価額

四 累積損金不算入負債利子額 当該新規取得土地等につき第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた負債の利子の額の合計額をいう。

4 新規取得土地等の取得のための支払(その取得の日前の支払を除く。)が二回以上にわたつて行われた場合には、前項第三号の規定の適用については、それぞれその支払の日に当該新規取得土地等の調整取得価額をその支払金額ごとに区分した額により当該新規取得土地等を取得了たものとみなし、第一項の規定の適用については、同項の負債利子損金不算入期間の起算日は、二回目以後の支払については、当該事業年度が当該支払の日を含む事業年度である場合に限り、当該支払の日とする。

5 第一項又は第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、第一項の月数にあつてはこれを切り捨て、第二項の月数にあつてはこれを一月とする。

6 第二項の規定は、第一項の規定の適用を受けた事業年度から第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の直前の事業年度まで連続して法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書を提出し、かつ、当該確定申告書に第一項の規定により損金の額に算入されなかつた金額で第二項の規定の適用を受けようとする金額の計算に関する明細書の添付があつた場合であつて、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の申告の記載及び当該明細書の添付があるときに限り適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該事業年度の確定申告書等に当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額として記載された金額を限度とする。

7 税務署長は、第二項の規定により損金の額に算入する金額の全部又は一部につき前項の記載又は明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、同項の記載又は明細書の添付があつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、その記載又は明細書の提出があつた金額につき第二項の規定を適用することができる。

8 第二項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二十八条第一号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

9 前各項に規定するもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十三条第一項及び第六十三条の二第一項中「第四十二条の二第一項」を削り、「及び第六十七条の二第一項」を「第六十七条の二第一項及び第六十八条の三第一項」に改める。

第六十六条の七第一項中「以下この節において同じ」を削り、「対応するもの」の下に「当該課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。」を加え、「納付する外国法人税の額」を「納付する控除対象外国法人税の額(同法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この節において同じ。)」に、「同条第一項」を「同法第六十九条第一項」に改め、同条第二項中「外国法人税の額」を「控除対象外国法人税の額」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第七十条の二の見出し中「場合等」を「場合等」に改め、同条第一項中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「受けて同項」を「受けてこれらの規定」に、「同項の」を「これらの」に改め、「同条第二項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「これらの」に改め、同条第二項中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項の」を「これらの」に改め、「同条第二項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「これらの」に改める。

第七十条の七第一項中「百万円未満」を「二百万円未満」に、「五万円」を「十万円」に改める。

第四章中第七十条の八の次に次の一条を加える。

(不動産等に係る相続税の延納の特例)

第七十条の九 税務署長は、相続税法第三十八条第一項の規定により相続税額について延納の許可をする場合において、第七十条の七第一項に規定する課税相続財産の価額のうち不動産、所得税法第二十九条第一項第十九号に規定する減価償却資産で当該相続に係る被相続人の事業の用に供されていたものその他政令で定める財産の価額の合計額(以下この条において「不動産等の価額」という。)の占める割合が四分の三以上であるときは、当該延納を許可する相続税額のうち当該不動産等の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額(次項及び第三項において「不動産等部分の税額」という。)に係る延納期間については、納税義務者の申請により、相続税法第三十八条第一項の規定にかかわらず、二十年以内(同項に規定する延納税額が二百万円未満であるときは、当該延納税額を十万円で除して得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。)に相当する年数以内)とすることができる。

2 前項に規定する課税相続財産の価額のうち不動産等の価額の占める割合が四分の三以上である場合には、当該延納税額のうち不動産等部分の税額についての相続税法第五十二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「年五・四パーセント」とあるのは、「年四・八パーセント」とする。

3 相続税法第五十二条第四項の規定は、延納の許可を受けた相続税額のうち不動産等部分の税額とその他の部分の税額とがある場合について準用する。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者は、相続税法第三十九条第一項に規定する申請書に、第一項に規定する不動産、減価償却資産その他の財産の明細書を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 前各項の規定は、相続税法第四十三条第五項の規定により物納の撤回の承認を受けた者で、第一項に規定する課税相続財産の価額のうち不動産等の価額の占める割合が四分の三以上であるものが当該物納の撤回により納付すべき相続税額に係る延納及び利子税について準用する。

第七十八条の四第三項各号列記以外の部分中「掲げる業務」を「定める業務」に改め、同項第四号中「清酒製造業の安定に関する特別措置法」を「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に、「第二第二項」を「第二第三項」に、「第三第一号」を「第三第一項第一号」に改める。

第六章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第六章 消費税法の特例

第一節 消費税法の特例

第八十五条及び第八十六条を次のように改める。

(外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税)

第八十五条 酒類その他の政令で定める物品(以下この条において「指定物品」という。)の譲渡を行う事業者(消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者(同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)をいう。以下この節において同じ。)又は指定物品を保稅地域から引き取る者が、本邦と外国との間を往來する本邦の船舶(これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。)又は航空機(以下この条、第八十七条及び第八十八条の二において「外航船等」という。)に船用品又は機用品(関税法第二条第一項第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品をいう。第八十七条及び第八十八条の二において同じ。)として積み込むため、政令で定めるところによりその積み込むとする港(同項第十一号から第十三号までに規定する開港、税関空港又は不開港をいう。以下この条、第八十七条及び第八十八条の二において同じ。)の所在地の所轄税関長の承認を受けた指定物品を譲渡し、又は保税地域から引き取る場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該外航船等への積み込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積み込み(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十二条第一項の積み込みをいう。第八十七条及び第八十八条の二において同じ。)とみなして、消費税法及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律を適用する。

2 前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた指定物品のうち事業者から譲渡されたものが、最初に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合(政令で定めるところにより当該外航船等が入港している港の所在地の所轄税関長の承認を受けて、他の外航船等に積み換えられる場合その他政令で定める場合を除く。)には、当該指定物品の所持者が関税法第六条の二第一項第二号に規定する

賦課課税方式が適用される当該各号に定める指定物品を保稅地域から引き取るものとみなして、消費税法を適用する。この場合において、当該指定物品に係る消費税の納税地は、当該指定物品が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地とし、当該指定物品の課税標準は、同法第二十八条第三項の規定にかかわらず、当該指定物品が前項の規定の適用を受けて事業者から譲渡された時における当該譲渡に係る同条第一項に規定する対価の額とする。

一 本邦において陸揚げ又は取卸し(積換えを含む。以下この号において同じ。)がされる場合、その陸揚げ又は取卸しがされる指定物品

二 当該外航船等が外航船等でなくなる時に当該外航船等に現存する場合、その現存する指定物品

(外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税)

第八十六条 事業者が、本邦にある外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関(以下この条において「大使館等」という。)又は本邦に派遣された外国の大使、公使、領事その他これらに準ずる者(以下この条において「大使等」という。)に対し、課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。)を行つた場合において、当該外国の大使館等又は大使等が、外交、領事その他の任務を遂行するために必要なものとして、政令で定める方法により、当該課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けるときは、当該課税資産の譲渡等については、消費税を免除する。ただし、外国にある本邦の大使館等又は外国に派遣された本邦の大使等が譲り受け、若しくは借り受

ける資産又は提供を受ける役務について消費税に類似する租税の免除に制限を付する国の大使館等又は大使等については、相互条件による。

2 前項の規定は、同項の課税資産の譲渡等を行った事業者が、当該外国の大使館等又は大使等が同項に規定する方法により消費税の免除を受けて当該課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けたことを証する書類を、政令で定めるところにより保存しない場合には、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該書類を保存することができなかったことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 第一項の外国の大使館等又は大使等は、同項の規定の適用を受けた資産を譲り受け、又は借り受けた日から二年間は、当該資産を同項に規定する任務の遂行のための用途以外の用途（以下この項において「目的外の用途」という。）に供してはならない。ただし、当該資産を当該期間内に目的外の用途に供することにつきやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第八十六條の次に次の一条を加える。
(海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税)

第八十六條の二 事業者が、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十五條第一項(α)に規定する海軍販売所又はピー・エックスに對し、同協定第一條に規定する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族(次項において「合衆国軍隊の構成員等」という。)が輸出する目的でこれらの機関から政令で定める方法により購入する物品で政令で

定めるものを譲渡する場合には、当該物品の譲渡については、消費税を免除する。

2 前項の規定は、同項の物品の譲渡をした事業者が、当該物品が合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入されたことを証する書類を、政令で定めるところにより保存しない場合には、適用しない。ただし、既に次項において準用する消費税法第八條第三項本文若しくは第五項本文の規定の適用があつた場合又は災害その他やむを得ない事情により当該書類を保存できなかったことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 消費税法第八條第三項の規定は第一項に規定する機関から同項の規定に該当する物品を同項に規定する方法により購入した者について、同條第四項及び第五項並びに同法第二十七條第二項、第六十七條第一号及び第七十條の規定は当該購入に係る物品の同法第八條第四項に規定する譲渡又は譲受けについてそれぞれ準用する。

「第一節の二 たばこ消費税法の特例」及び「第二節 物品税法の特例」を削る。
第八十七條の前に次の節名及び一條を加える。

第二節 酒税法の特例

(清酒等に係る酒税の税率の特例)

第八十六條の三 酒税法第三條第三号に規定する清酒(以下この条において「清酒」という。)又は同法第四條第一項に規定するしやうちゆ甲類、しやうちゆ乙類若しくは果実酒(以下この項において「清酒等」という。)の製造者が、昭和六十四年四月一日(清酒にあつては、昭和六十七年四月一日)から昭和六十九年三月三十一日までの間に酒類の製造場から清酒等移出する場合において、その年度(その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において

同じ。)の開始前一年間における清酒等のそれぞれの酒類(同法第二十八條又は第二十九條の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の製造場から移出した数量が千キロリットル以下であるときは、当該清酒等の製造者がその年度に酒類の製造場から移出する清酒等(当該千キロリットル以下である清酒等の種類又は品目と同じ種類又は品目の酒類であるものに限り)の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第三章の規定にかかわらず、同章の規定により計算した金額に百分の七十五を乗じて計算した金額とする。

2 所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。附則第三十七條の規定によりなお従前の例によることとされる清酒(所得税法等改正法第四條の規定による改正前の酒税法第五條第一項に規定する清酒二般に該当するものに限り。以下この項において同じ。)の製造者が、昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間にその製造場から清酒を移出する場合において、その年度の開始前一年間における清酒(酒税法第二十八條又は第二十九條の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の製造場から移出した数量が千キロリットル以下であるときは、当該清酒の製造者がその年度に清酒の製造場から移出する清酒の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、酒税法第三章及び所得税法等改正法附則第三十七條の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に百分の七十五を乗じて計算した金額とする。

(外航船等に積み込む酒類の免税)
第八十七條 酒類製造者又は酒類を保稅地域から引き取る者が、外航船等に船用品又は機用

品として積み込むため、政令で定めるところによりその積み込みとする港の所在地の所轄税関長の承認を受けた酒類を、酒類の製造場から移出し、又は保稅地域から引き取る場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該外航船等への積み込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積み込みとみなして、酒税法及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律を適用する。

2 第八十五條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた酒類のうち酒類の製造場から移出されたものについて準用する。この場合において、同條第二項中「消費税法」とあるのは「酒税法」と、「当該指定物品が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地とし、当該指定物品の課税標準は、同法第二十八條第三項の規定にかかわらず、当該指定物品が前項の規定の適用を受けて事業者から譲渡された時における当該譲渡に係る同條第一項に規定する対価の額」とあるのは、「当該酒類が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地」と読み替へるものとする。

第八十七條の二の前に次の節名を付する。
第二節の二 たばこ税法の特例

第八十七條の二 第一項中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 第八十五條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた製造たばこのうち製造たばこの製造場から移出されたものについて準用する。この場合において、同條第二項中「消費税法」とあるのは「たばこ税法」と、「当該指定物品が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地とし、当該指定物品の課税標準は、同法第二十八條第三項の規定にかかわらず、当該指定物品が前項の規定の適用を受けて事業者か

昭和六十六年十一月十六日 衆議院會議録第十六号

所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

項の改正規定、同法第二百二十四条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法第二百二十五条第一項に一号を加える改正規定並びに附則第三条から第五条まで、第十一條及び第十二条の規定

ロ 第二条及び附則第十三条から第二十條までの規定

ハ 第三条中相続税法第十四条第二項の改正規定

ニ 第四条並びに附則第三十六條から第四十條まで及び第四十二條から第四十四條までの規定

ホ 第五条並びに附則第四十五條及び第四十七條から第五十二條までの規定

ヘ 第六条及び附則第五十三條から第五十五條までの規定

ト 第八条及び附則第五十八條の規定

チ 第九条（印紙税法別表第三清酒製造業の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）第三条第一号（中央会の事業の範囲の特例）の事業に関する文書の項の改正規定を除く）並びに附則第五十九條及び第六十條の規定

リ 第十條中相続特別措置法の目次の改正規定（第五節 交際費等の課税の特例（第六十二條）を「第五節 交際費等の課税の特例（第六十二條）の新規取得税の特例（第六十二條）」と改める部分、「第五節の二」を「第五節の三」に改める部分及び「第七十條の八」を「第七十條の九」に改める部分を除く）、同法第一条、第二条第三項第三号から第五号まで、第三十二条第二項、第二章第四節第九款の款名及び第三十七條の十の改正規定、同法第二章第四節第九款中第三十七條の十の次に五条を加える改正規定、「第三章 法人

税法の特例」及び「第一節 配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等の特例」を削る改正規定、同法第四十二條の二及び第四十二條の三の改正規定、「第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例」を削る改正規定、同法第四十二條の四の前に章名及び節名を付する改正規定、同法四十二條の六第六項、第四十二條の七第六項、第五十七條第一項、第六十三條第一項、第六十三條の二第二項並びに第六十六條の七第一項及び第二項の改正規定、同法第三項及び第四項を削る改正規定、同法第六十六條の九、第六十六條の十五第四項、第六十七條第一項、同項の表及び第二項の改正規定、同法第三章第八節中第六十八條の二の次に一条を加える改正規定、同法第六章の章名及び同章第一節の節名並びに第八十五條及び第八十六條の改正規定、同法第八十六條の次に一条を加える改正規定、「第一節の二」と消費税法の特例及び「第二節 物品税法の特例」を削る改正規定、同法第八十七條の前に節名及び一条を加える改正規定、同法第八十七條の改正規定、同法第八十七條の二の次に節名を付する改正規定、同法第八十七條の二第二項及び第二項の改正規定、同法第三項を削る改正規定、同法第八十七條の三及び第八十七條の四を削る改正規定、同法第八十七條の五の見出し及び同條の改正規定、同法第八十八條から第八十八條の四までの改正規定、「第三節の二 石油税法の特例」を削る改正規定、同法第九十條の三の改正規定、同法第九十條の四の前に節名を付する改正規定、同法第六章第四節の節名の改正規定、同法第九十條の八から第九十三條の二までを削る改正規定、

同法第九十四條を同法第九十一條とする改正規定、同法第九十五條を削る改正規定並びに附則第六十三條から第六十五條まで、第六十七條から第七十條まで、第七十六條から第七十八條まで及び第七十九條第二項の規定

ヌ 附則第八十條及び第八十一條の規定、附則第八十二條の規定（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七條第一項及び第二項の改正規定に限る）並びに附則第八十四條から第八十七條まで及び第九十條から第九十三條までの規定

四 次に掲げる規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

イ 第九条中印紙税法別表第三清酒製造業の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）第三条第一号（中央会の事業の範囲の特例）の事業に関する文書の項の改正規定

ロ 第十條中相続特別措置法第七十八條の四第三項の改正規定

ハ 附則第八十條の規定（昭和六十四年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）

第八條 昭和六十四年において純損失の金額がある場合における新所得税法第四十條第一項又は第四十一條第一項（これらの規定を新所得税法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、昭和六十六年分の所得税の特例に関する法律（昭和六十五年法律第八十五号）第三條又は第四條の規定により算出された

（贈与により取得したものとみなす場合に関する経過措置）

第二十二條 新相続税法第四条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下施行日という。）の日（昭和六十六年十月一日）以後に生じた同項各号に掲げる事由については、なお従前の例による。

（相続税の非課税財産に関する経過措置）

第二十三條 新相続税法第十二條第一項第五号及び第六号の規定は、昭和六十六年一月一日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。この場合において、同日から施行日（昭和六十六年九月三十日）までの間に相続又は遺贈により取得した財産に係るこれらの規定の適用については、これらの規定中「第十五條第二項に規定する相続人の数」とあるのは「相続人（相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人）の数」とする。

（遺産に係る基礎控除に関する経過措置）

第二十五條 新相続税法第十五條第二項及び第三項の規定は、施行日の翌日（昭和六十六年十月一日）以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

（相続税の総額に関する経過措置）

第二十六條 新相続税法第十六條の規定（同條の表を除く。）は、施行日の翌日（昭和六十六年十月一日）以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

二九八

(贈与税の非課税財産に関する経過措置)

第二十九条 新相続税法第二十一条の三第一項の規定は、**昭和六十三年十月一日以後に贈与により取得した財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。**

第三十条 昭和六十三年一月一日から**同年九月三十日**までの間に贈与により取得した財産に係る贈与税についての新相続税法第二十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「特別障害者(第一条の二第二号の規定に該当する者を除く。とあるのは、特別障害者とする。）」とあるのは、「**特別障害者**」とする。

2 新相続税法第二十一条の四第一項の規定の適用を受けようとする者が、その者の昭和六十三年十二月三十一日以前に贈与により取得した財産に係る贈与税についての第三条の規定による改正前の相続税法(以下「旧相続税法」という。))第二十一条の四第一項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者の新相続税法第二十一条の四第一項の規定による信託受益権の価額のうち同項の規定により贈与税の課税価格に算入しないこととされた価額の合計額を控除した残額に相当する部分の価額とする。

(延納に関する経過措置)

第三十一条 新相続税法第三十八条第一項、第三項及び第四項並びに第三十九条第四項の規定は、**昭和六十三年十月一日以後に提出される同条第一項又は第三項の規定による申請書に係る延納の許可については、なお従前の例による。**

第三十二条 新相続税法第四十九条の規定は、**昭和六十三年十月一日以後に提出される相続税(申告書の公示に関する経過措置)**

第三十三条 新相続税法第二十七条の規定の適用を受ける者又はその者の相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。))が当該期間内にその相続の開始があつたことを知つた場合において、その者が新相続税法第二十七条の規定の適用を受ける者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内」とあるのは、「**昭和六十三年十月一日から三月以内**」とする。

(昭和六十三年一月一日から**同年九月三十日**までの間に相続又は遺贈により財産を取得した者)の間に相続又は遺贈により財産を取得した者等に係る更正の請求)

第三十四条 昭和六十三年一月一日から**同年九月三十日**までの間に相続又は遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人が同日までに相続税についての申告書(当該申告書に係る国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。))を提出し、又は同法第二十五条の規定による決定を受けている場合において、当該申告又は決定に係る課税価格及び相続税額(当該申告書提出した後又は当該決定を受けた後同日までに修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には当該修正申告又は更正に係る課税価格及び相続税額)が新相続税法第二章第一節の規定の適用により過大となることとなつたときは、これらの者は、**昭和六十三年十月一日から四月以内に、税務署長に対し、当該課税価格及び相続税額につき国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができ。**

第三十五条 前二条の規定は、昭和六十三年一月一日から**同年九月三十日**までの間に贈与により取得した者又はその者の相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。))が当該期間内にその相続の開始があつたことを知つた場合において、その者が新相続税法第二十七条の規定の適用を受ける者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内」とあるのは、「**昭和六十三年十月一日から三月以内**」とする。

第三十六条 前二条の規定は、昭和六十三年一月一日から**同年九月三十日**までの間に贈与により取得した者又はその者の相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。))が当該期間内にその相続の開始があつたことを知つた場合において、その者が新相続税法第二十七条の規定の適用を受ける者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内」とあるのは、「**昭和六十三年十月一日から三月以内**」とする。

第三十七条 前二条の規定は、昭和六十三年一月一日から**同年九月三十日**までの間に贈与により取得した者又はその者の相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。))が当該期間内にその相続の開始があつたことを知つた場合において、その者が新相続税法第二十七条の規定の適用を受ける者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内」とあるのは、「**昭和六十三年十月一日から三月以内**」とする。

第三十八条 前二条の規定は、昭和六十三年一月一日から**同年九月三十日**までの間に贈与により取得した者又はその者の相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。))が当該期間内にその相続の開始があつたことを知つた場合において、その者が新相続税法第二十七条の規定の適用を受ける者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内」とあるのは、「**昭和六十三年十月一日から三月以内**」とする。

第三十九条 前二条の規定は、昭和六十三年一月一日から**同年九月三十日**までの間に贈与により取得した者又はその者の相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。))が当該期間内にその相続の開始があつたことを知つた場合において、その者が新相続税法第二十七条の規定の適用を受ける者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内」とあるのは、「**昭和六十三年十月一日から三月以内**」とする。

第四十条 前二条の規定は、昭和六十三年一月一日から**同年九月三十日**までの間に贈与により取得した者又はその者の相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。))が当該期間内にその相続の開始があつたことを知つた場合において、その者が新相続税法第二十七条の規定の適用を受ける者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内」とあるのは、「**昭和六十三年十月一日から三月以内**」とする。

第四十一条 前二条の規定は、昭和六十三年一月一日から**同年九月三十日**までの間に贈与により取得した者又はその者の相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。))が当該期間内にその相続の開始があつたことを知つた場合において、その者が新相続税法第二十七条の規定の適用を受ける者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内」とあるのは、「**昭和六十三年十月一日から三月以内**」とする。

第四十二条 前二条の規定は、昭和六十三年一月一日から**同年九月三十日**までの間に贈与により取得した者又はその者の相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。))が当該期間内にその相続の開始があつたことを知つた場合において、その者が新相続税法第二十七条の規定の適用を受ける者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内」とあるのは、「**昭和六十三年十月一日から三月以内**」とする。

第四十三条 前二条の規定は、昭和六十三年一月一日から**同年九月三十日**までの間に贈与により取得した者又はその者の相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。))が当該期間内にその相続の開始があつたことを知つた場合において、その者が新相続税法第二十七条の規定の適用を受ける者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内」とあるのは、「**昭和六十三年十月一日から三月以内**」とする。

第四十四条 前二条の規定は、昭和六十三年一月一日から**同年九月三十日**までの間に贈与により取得した者又はその者の相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。))が当該期間内にその相続の開始があつたことを知つた場合において、その者が新相続税法第二十七条の規定の適用を受ける者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内」とあるのは、「**昭和六十三年十月一日から三月以内**」とする。

第四十五条 前二条の規定は、昭和六十三年一月一日から**同年九月三十日**までの間に贈与により取得した者又はその者の相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。))が当該期間内にその相続の開始があつたことを知つた場合において、その者が新相続税法第二十七条の規定の適用を受ける者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内」とあるのは、「**昭和六十三年十月一日から三月以内**」とする。

第四十六条 前二条の規定は、昭和六十三年一月一日から**同年九月三十日**までの間に贈与により取得した者又はその者の相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。))が当該期間内にその相続の開始があつたことを知つた場合において、その者が新相続税法第二十七条の規定の適用を受ける者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内」とあるのは、「**昭和六十三年十月一日から三月以内**」とする。

二項の規定は、施行日昭和六十三年十月一日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、施行日同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

〔計画伐採に係る相続税の延納等の特例に関する経過措置〕

第七十四条 新租税特別措置法第七十条の七第一

項の規定は、昭和六十三年十月一日以後に提出される同条第五項の規定による申請書に係る延納の許可について適用し、同日前に提出された旧租税特別措置法第七十条の七第五項の規定による申請書に係る延納の許可については、なお従前の例による。

（不動産等に係る相続税の延納等の特例に関する経過措置）

第七十五条 新租税特別措置法第七十条の九の規

定は、施行日昭和六十三年十月一日以後にする新相続税法第三十八条第一項又は第四十三条第五項の規定による延納の許可に係る相続税について適用し、施行日同日前にこれらの規定による延納の許可をした相続税については、次項及び第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 税務署長は、昭和六十三年十月一日前に延納

を許可した相続税額で、当該相続税額の計算の基礎となつた財産の価額の合計額のうち新租税特別措置法第七十条の九第一項に規定する不動産等の価額の占める割合が四分の三以上であるもののうち、施行日同日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来するものがある場合には、同日以後に当該納期限が到来する分納税額のうち、当該不動産等の価額に対応するものとして政令で定めるものについては、施行日同日以後最初に到来す

る当該納期限（施行日同日）から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、施行日同日から四月を経過する日）までにされた当該延納の許可を受け、施行日同年十月一日以後の延納期間の三分の一に相当する期間（当該期間に一月に満たない端数を生じた場合には、これを一月として計算した期間）の範囲内において延納期限を延長し、及び施行日同日以後の延納年割額を新相続税法第三十八条第二項の規定に準じて変更することができる。

3 前項に規定する場合において、昭和六十三年

十月一日前に延納の許可を受けた者が同日以後
最初に到来する延納に係る分納税額の納期限
施行日
(同日から当該納期限までの期間が四月に満た
ない場合には、同日から四月を経過する日)ま
でに新租税特別措置法第七十条の九第四項に規
定する明細書を納税地の所轄税務署長に提出し
たときは、同日十月一日以後に延納に係る分納
税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税
のうち同日以後の期間に対応するものについて
は、同条第二項の規定に準じて計算するものと
する。

(通行税の特例に関する経過措置)

第七十九条 通行税法（昭和十五年法律第四十三号）第八条に規定する運輸業者が、昭和六十四年四月一日以後に租税特別措置法第九十五条第一項に規定する離島航空路線を航行する航空機の乗客に対し役務を提供する場合において、
昭和六十三年十月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に当該離島航空路線を航行する航空機の乗客から役務の提供に係る対価を領収

する場合における同項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

昭和六十四年四月一日前に領収した旧租税特別措置法第九十五条第一項に規定する離島航空路線を航行する航空機の旅客運賃又は同日前行つた当該離島航空路線を航行する航空機による役務の提供に係る対価として同日以後に領収する旅客運賃に係る通行税については、なお従前の例による。

別表の付表第一号を次のように改める。

一 アルコール飲料	(1) ウイスキー及びブランデー	(2) その他のもの	B その他のもの	一 リットルにつき 一、三〇〇円 一 リットルにつき四〇〇円 一 リットルにつき二〇〇円	第二二〇八・二〇号、第二二〇八・三〇号又は第二二〇八・九〇号の一の(一) 第二二〇八・四〇号、第二二〇八・五〇号又は第二二〇八・九〇号の一の(二)若しくははの(一) 第二二〇三・〇〇号、第二二〇四・一〇号、第二二〇四・二〇号、第二二〇四・三〇号、第二二〇四・四〇号、第二二〇四・五〇号、第二二〇四・六〇号、第二二〇四・七〇号、第二二〇四・八〇号、第二二〇四・九〇号の一の(三)若しくははの(二)若しくははの(三)若しくははの(四)
------------------	-------------------------	-------------------	---------------------	---	--

(見直し)
第八十条 株式会社等の譲渡益に対する所得税の課税の在り方については、納税者番号制度の導入問題等所得把握の環境整備の状況、最高税率の水準を含む税率構造全体の在り方及び適切な源泉徴収制度との関連に配慮しつつ、総合課税への移行問題を含め、所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十六号）附則第五十一条の規定に基づく利子所得に対する所得税の課税の在り方の見直しと併せて見直しを行うものとする。

(関税定率法の一部改正)
第八十〇条 関税定率法の一部を次のように改正する。

第八十〇条 関税定率法の一部を次のように改正する。

(金融機関再建整備法の一部改正)

第八十一条 金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。
第六十条中「有価証券」を削る。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)

第三十八十二条 災害被害者に対する租税の減免、徴収着手等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三条第七項を削る

第七條第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同條第二項中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に改める。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十三條 前条の規定による改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条及び第三条の規定は、昭和六十四年分

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

以後の所得税について適用し、昭和六十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第八十四条 附則第八十二條の規定の施行前にた

ば消費税を課せられた製造たばこが同条の規定の施行後に災害により亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態になつた場合には、当該製造たばこについては、たばこ税を課せられたものとみなして、同条の規定による改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七條の規定を適用する。

(印紙等模造取締法の一部改正)

第八十五條 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「若しくは酒税法第五十一條の規定による酒税証紙」を削る。

(印紙等模造取締法の一部改正に伴う経過措置)

第八十六條 前條の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第八十七條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に改める。

第七條中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十八條 前條の規定の施行前に課した、又は課すべきであつたたばこ消費税については、なお従前の例による。

第八十九條 附則第八十七條の規定の施行前に同

條の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七條の規定によりたばこ消費税の免除を受けた製造たばこは、附則第八十七條の規定の施行後に同條の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等に関する法律第七條の規定によりたばこ税の免除を受けたものとみなして、同法第八條の規定を適用する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正)

第九十條 次に掲げる法律の規定中「国債の譲渡又は当該」を削る。

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)第四十八條第二項

二 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十一年法律第六十一号)第十條第二項

三 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)第十二條第二項

四 農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和四十年法律第二百一十一号)第十二條第二項

五 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)第十條第二項

六 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)第十二條第二項

七 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第一百四十四号)第十二條第二項

八 平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)第五十二條第二項

(会社更生法の一部改正)

第九十一條 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第九十二條 前條の規定の施行の際に納期限の到来していないたばこ消費税は、納期限の到来していないたばこ税とみなして、同條の規定による改正後の会社更生法第百九十九條の規定を適用する。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第九十三條 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十六條の五」を「第八十六條の八」に改める。

第二條第一項中「品目又は級別」を「又は品目」に、「但し」を「ただし」に改める。

第四十二條第一号を削り、同條第二号を同條第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 国が組合員に対して発する通知の組合員への伝達

第四十二條第三号中「ものの外、国が組合員に対して発する通知の組合員への伝達その他」を「もののほか」に改める。

第八十二條第一項第一号中「酒税法第五十一條第一項に規定する酒税証紙に関する制度の実施その他」を削る。

第八十六條中「以下次条において同じ」を削る。

第八十六條の二を次のように改める。

第八十六條の二 削除

第八十六條の四「又は制限販売価格」を削る。

第八十六條の五中「第二十八條の二第一項」を「第二十八條の三第一項」に改め、第四章中同條の次に次の三條を加える。

(酒類の表示の基準)

第八十六條の六 大蔵大臣は、前條に規定するもののほか、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他の政令で定める事項の表示につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により酒類の表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により定められた酒類の表示の基準を遵守しない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その者に對し、その基準を遵守すべき旨の指示をすることが出来る。

4 大蔵大臣は、前項の指示に従わない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その旨を公表することが出来る。

(酒類の表示に関する命令)

第八十六條の七 大蔵大臣は、前條第一項の規定により表示の基準を定めた事項のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資

するため、特に表示の適正化を図る必要があると認められる事項につき、酒類製造業者又は酒類販売業者に対し、大蔵省令をもつて、表示の基準を遵守すべきことを命令することができる。

(酒類審議会への諮問)

第八十六条の八 大蔵大臣は、第八十六条の六第一項の規定により酒類の表示の基準を定めようとするとき、又は前条の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、酒税法第三十七条の規定による中央酒類審議会に諮問しなければならない。

第九十六条中「次の各号の一に該当する者」を「第八十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者」に改め、各号を削る。

第九十八条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第八十六条の七の規定による命令に違反した者

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十四条 昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる清酒については、前条の規定による改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二条第一項、第八十六条の二、第八十六条の四及び第九十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同法第八十六条の二第二項中「最上位の級別以外の級別のもの」とあるのは「二級」と、「級別」との標準的な原価」とあるのは「標準的な原価(消費税及び酒税相当額を含む。）」とする。

第九十五条 附則第九十三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第九十六条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十七条 前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつたたばこ消費税については、なお従前の例による。

第九十八条 附則第九十六条の規定の施行前に同条の規定による改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条の規定によりたばこ消費税の免除を受けた製造たばこは、附則第九十六条の規定の施行後に同条の規定による改正後の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条の規定によりたばこ消費税の免除を受けた製造たばこは、規定を適用する。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第九十九条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に改める。

第二条第一号中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第二号中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に改める。

ばこ税法」に改める。

附則第七項を削る。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百〇条 前条の規定の施行前にたばこ消費税を納付して輸入された製造たばこに対するたばこ消費税の還付については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項の規定によりたばこ消費税の免除を受けた製造たばこは、前条の規定の施行後に同条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第三項の規定によりたばこ税の免除を受けたものとみなして、同法第十一條第三項、第十二條第四項又は第十三條第五項において準用する関税法第十五条第二項、第十六条第二項若しくは第十七条第四項の規定を適用する。

第一百一条 附則第九十九条の規定の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる製造たばこに対するたばこ消費税の還付に係る附則第九十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)

第一百二条 引揚者給付金等支給法(昭和三十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「第五条若しくは第十一条に規定する国債の譲渡又はその国債を」又は「第五条若しくは第十一条に規定する国債」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第一百三条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第一百四条 前条の規定による改正後の国税徴収法の規定は、同条の規定の施行後に課されるべき、又は納付し若しくは徴収されるべき国税について適用し、同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであつたたばこ消費税については、なお従前の例による。

(関税暫定措置法の一部改正)

第一百五條 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第八条の五を次のように改める。

別表第五を削る。

(国税通則法の一部改正)

第一百六條 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第十五条第三項第五号中「第十一条から第十三条まで」を「第十一条及び第十二条」に改める。

第一百八条第二項中「政令で定める物品に係る消費税等については、百円。以下この項において同じ。」を削る。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第一百七條 前条の規定による改正後の国税通則法の規定は、同条の規定の施行後に課されるべき、又は納付し若しくは徴収されるべき国税について適用し、同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであつたたばこ消費税及び印紙税については、なお従前の例による。

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

三〇二

（清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部改正）

第百八条 清酒製造業の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「清酒製造業」を「清酒製造業等」に改める。

第一条中「清酒製造業の経済的諸条件」を「清酒製造業及びしよちゆう乙類製造業（以下「清酒製造業等」という。）の経済的諸条件等」に改め、「清酒製造資金」の下に「及びしよちゆう乙類製造資金」を加え、「及び清酒製造業」を「及び清酒製造業等」に、「清酒製造業の経営基盤」を「清酒製造業等の経営基盤」に改める。

第二条第二項中「清酒」を「清酒及びしよちゆう乙類」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「しよちゆう乙類製造業者」とは、酒税法第七十一条の規定によりしよちゆう乙類の製造免許を受けてしよちゆう乙類の製造業とすることをいう。

第三条各号列記以外の部分中「次の事業」を「次に掲げる清酒に係る事業」に改め、同条に次の一項を加える。

2 中央会は、酒類業組合法第八十二条第二項において準用する同条第二項及び前項の事業のほか、第一条の目的を達成するため、次に掲げるしよちゆう乙類に係る事業を行う。

一 しよちゆう乙類製造業を政令で定める期間内に廃止する者で政令で定めるものに對する給付金の給付及びこれに係る納付金のしよちゆう乙類製造業者からの徴収

二 しよちゆう乙類製造業の近代化を図るための政令で定める事業

三 前二号に掲げる事業に附帯する事業

第四条中「前条各号」を「前条第一項及び第二項」に改める。

第五条第一項中「第三条第一号」を「第三条第

一項第一号」に改める。

第六条中「第三条第一号」を「第三条第一項第一号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六条の二第二項中「第三条第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（しよちゆう乙類業対策基金）

第六條の三 中央会は、第三条第二項各号に掲げる事業（納付金の徴収及びこれに附帯する事業を除く。）の運営に必要な経費の財源をその運用によつて得るため、しよちゆう乙類業対策基金を設けることができる。

2 国は、予算の範囲内において、中央會對し、前項に規定するしよちゆう乙類業対策基金に充てる資金の全部又は一部を補助することができ。

第七條第一項中「第三条第二号」を「第三条第一項第二号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七條の二 中央会は、第三条第二項第一号に掲げる事業を行う各事業年度において、政令で定めるところにより、大蔵大臣の認可を受けて、しよちゆう乙類製造業者と同号の納付金を賦課することができる。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の納付金について準用する。この場合において、同条第二項中「各清酒製造業者」とあるのは、「各しよちゆう乙類製造業者」と、「清酒」とあるのは、「しよちゆう乙類」と、同条第三項中「清酒製造業者」とあるのは、「しよちゆう乙類製造業者」と読み替へるものとする。

第八條第一項中「前条第一項」を「第七條第一項又は前条第一項」に、「清酒製造業者を」を「清酒製造業者又はしよちゆう乙類製造業者（次条において「清酒製造業者等」という。）」に改める。

第九條第一項中「清酒製造業者を」を「清酒製造業者等」に、「第三条第二号」を「第三条第一項第二号又は第二項第一号」に改め、同条第二項中「清酒製造業者を」を「清酒製造業者等」に改める。

第十九條第二号中「第七條第四項」の下に「第七條の二第二項において準用する場合を含む。」を加える。

（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部改正）

第百九條 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に改める。

（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正）

第百十條 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六條第三項中「第四条第六項」を「第四条第五項」に改める。

（たばこ事業法の一部改正）

第百十一條 たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第六項中「たばこ消費税法（昭和五十九年法律第七十二号）に規定するたばこ消費税」を「たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）に規定するたばこ税」に改める。

附則第七條第二項を削る。

（たばこ事業法の一部改正に伴う経過措置）

第百十二條 前条の規定による改正後のたばこ事業法第九條の規定は、前条の規定の施行後に販売しようとする製造たばこの販売価格の認可について適用し、同条の規定の施行前に販売しようとする製造たばこの販売価格の認可については、なお従前の例による。

（昭和六十二年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五條第二項の表の第二号中「昭和六十四年九月三十日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

右の議案を提出する。

提出者 渡辺美智雄 野田 毅

賛成者 安倍晋太郎外六十名

所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正

所得税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように改正する。

第一条のうち所得税法第二十一条の改正規定中「削り」の下に「同項第三十三号の二中「で障害者に該当しないものを削り」を、「同項第三十四号の二」の下に「中」で障害者に該当しないものを削り、同号」を加える。

第一条のうち所得税法第二十八条第四項の改正規定の次に次のように加える。

第三十條第三項第一号中「二十五万円」を「四十万円」に改め、同項第二号中「五百万円」を「八百万円」に、「五十万円」を「七十万円」に改め、同条第四項第二号及び第三号中「五十万円」を「八十万円」に改める。

第一条のうち所得税法別表第八（同表の付表を除く。）を削る改正規定及び別表第八の付表の改正規定を次のように改める。

別表第八及び同表の付表を削る。

第一条のうち所得税法別表第八及び同表の付表を削る改正規定の次に次のように加える。

別表に次の一表を加える。

別表第六 源泉徴収のための退職所得控除額の表(第二百一条関係)

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
2 年 以 下	千円 800	千円 1,800	24 年 年	千円 10,800	千円 11,800
3 年 年	1,200	2,200	25 年 年	11,500	12,500
4 年 年	1,600	2,600	26 年 年	12,200	13,200
5 年 年	2,000	3,000	27 年 年	12,900	13,900
6 年 年	2,400	3,400	28 年 年	13,600	14,600
7 年 年	2,800	3,800	29 年 年	14,300	15,300
8 年 年	3,200	4,200	30 年 年	15,000	16,000
9 年 年	3,600	4,600	31 年 年	15,700	16,700
10 年 年	4,000	5,000	32 年 年	16,400	17,400
11 年 年	4,400	5,400	33 年 年	17,100	18,100
12 年 年	4,800	5,800	34 年 年	17,800	18,800
13 年 年	5,200	6,200	35 年 年	18,500	19,500
14 年 年	5,600	6,600	36 年 年	19,200	20,200
15 年 年	6,000	7,000	37 年 年	19,900	20,900
16 年 年	6,400	7,400	38 年 年	20,600	21,600
17 年 年	6,800	7,800	39 年 年	21,300	22,300
18 年 年	7,200	8,200	40 年 年	22,000	23,000
19 年 年	7,600	8,600	41 年 以 上	22,000 千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに700千円を加算した金額	23,000 千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに700千円を加算した金額
20 年 年	8,000	9,000			
21 年 年	8,700	9,700			
22 年 年	9,400	10,400			
23 年 年	10,100	11,100			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「勤続年数」とは、第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。

(二) 「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第三号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。

(三) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考)

(一) 退職所得控除額を求めるには、(二)に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

(二) 第三十条第四項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額である。

本修正の結果必要とする経費
本修正による減収見込額は、約千四百億円であ
る。

消費税法案

右
国会に提出する。
昭和六十三年七月二十九日
内閣総理大臣 竹下 登

消費税法

目次

- 第一章 総則(第一条—第二十七条)
- 第二章 課税標準及び税率(第二十八条—第二十九条)
- 第三章 税額控除等(第三十条—第四十一条)
- 第四章 申告、納付、還付等(第四十二条—第五十六条)
- 第五章 雑則(第五十七条—第六十三条)
- 第六章 罰則(第六十四条—第七十条)
- 附則

第一章 総則

(趣旨)
第一条 この法律は、消費税について、課税の対
象、納税義務者、税額の計算の方法、申告、納
付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な
履行を確保するため必要な事項を定めるものと
する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 国内 この法律の施行地をいう。

二 保税地域 関税法(昭和二十九年法律第六
十一号)第二十九条(保税地域の種類)に規定
する保税地域をいう。

三 個人事業者 事業を行う個人をいう。

四 事業者 個人事業者及び法人をいう。

五 合併法人 合併後存続する法人又は合併に
より設立された法人をいう。

六 被合併法人 合併により消滅した法人をい
う。

七 人格のない社団等 法人でない社団又は財
団で代表者又は管理人の定めがあるものをい
う。

八 資産の譲渡等 事業として対価を得て行わ
れる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供
(代物弁済による資産の譲渡若しくは貸付け又は役
務の提供に類する行為として政令で定めるも
のを含む)をいう。

九 課税資産の譲渡等 資産の譲渡等のうち、
第六条第一項の規定により消費税を課さない
こととされるものの以外をいう。

十 外国貨物 関税法第二条第一項第三号(定
義)に規定する外国貨物をいう。

十一 課税貨物 保税地域から引き取られる外
国貨物のうち、第六条第二項の規定により消
費税を課さないこととされるものの以外をい
う。

十二 課税仕入れ 事業者が、事業として他の
者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、
又は役務の提供(所得税法(昭和四十年法律第
三十三号)第二十八条第一項(給与所得)に規
定する給与等を対価とする役務の提供を除
く)を受けること(当該他の者が事業として
当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又
は当該役務の提供をしたとした場合に課税資
産の譲渡等に該当することとなるもので、第
七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当
するもの及び第八条第一項その他の法律又は
条約の規定により消費税が免除されるもの以
外のものに限る)をいう。

十三 事業年度 法人税法(昭和四十年法律第
三十四号)第五十五条(事業年度)に規定す
る事業年度(国、地方公共団体その他同章の
規定の適用を受けない法人については、政令
で定める一定の期間)をいう。

十四 基準期間 個人事業者についてはその年
の前々年をいい、法人についてはその事業年
度の前々事業年度(当該前々事業年度が一年
未満である法人については、その事業年度開
始の日の二年前の日の前日から同日以後一年

を経過する日までの間に開始した各事業年度
を合わせた期間)をいう。

十五 棚卸資産 商品、製品、半製品、仕掛
品、原材料その他の資産で政令で定めるもの
をいう。

十六 調整対象固定資産 建物、構築物、機械
及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、
工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で
その価額が少額でないものとして政令で定め
るものをいう。

十七 確定申告書等 第四十五条第一項の規定
による申告書(当該申告書に係る国税通則法
(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二
項(期限後申告)に規定する期限後申告書を含
む。及び第四十六条第一項の規定による申告
書をいう。

十八 附帯税 国税通則法第二条第四号(定義)
に規定する附帯税をいう。

十九 中間納付額 第四十八条の規定により納
付すべき消費税の額(その額につき国税通則
法第十九条第三項(修正申告)に規定する修正
申告書の提出又は同法第二十四条(更正)若し
くは第二十六条(再更正)の規定による更正が
あつた場合には、その申告又は更正後の消費
税の額)をいう。

2 この法律において、「資産の貸付け」には、資
産に係る権利の設定その他の者に資産を使用
させる一切の行為を含むものとする。

3 この法律において、「資産の借受け」には、資
産に係る権利の設定その他の者の資産を使用
する一切の行為を含むものとする。

4 この法律において、「相続」には包括遺贈を含
むものとし、「相続人」には包括受遺者を含むも
のとし、「被相続人」には包括遺贈者を含むもの
とする。

(人格のない社団等に対するこの法律の適用)
第三条 人格のない社団等は、法人とみなして、
この法律(別表第三を除く。)の規定を適用す
る。

(課税の対象)

第四条 国内において事業者が行つた資産の譲渡
等には、この法律により、消費税を課する。

2 保税地域から引き取られる外国貨物には、こ
の法律により、消費税を課する。

3 資産の譲渡等が国内において行われたかどう
かの判定は、次の各号に掲げる場合の区分に応
じ当該各号に定める場所が国内にあるかどうか
により行うものとする。

一 資産の譲渡又は貸付けである場合 当該譲
渡又は貸付けが行われる時において当該資産
が所在していた場所(当該資産が船舶、航空
機、鉱業権、特許権、著作権、国債証券、株
券その他の政令で定めるものである場合に
は、政令で定める場所)

二 役務の提供である場合 当該役務の提供が
行われた場所(当該役務の提供が運輸、通信
その他国内及び国内以外の地域にわたつて行
われるものである場合その他の政令で定める
ものである場合には、政令で定める場所)

4 次に掲げる行為は、事業として対価を得て行
われた資産の譲渡とみなす。

一 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の
資産で事業の用に供していたものを家事のた
めに消費し、又は使用した場合における当該
消費又は使用

二 法人が資産をその役員(法人税法第二条第
十五号(定義)に規定する役員をいう。)に対
して贈与した場合における当該贈与

5 保税地域において外国貨物が消費され、又は
使用された場合には、その消費又は使用をした
者がその消費又は使用の時に当該外国貨物をそ
の保税地域から引き取るものとみなす。ただ
し、当該外国貨物が課税貨物の原料又は材料と
して消費され、又は使用された場合その他政令
で定める場合は、この限りでない。

6 前三項に定めるもののほか、課税の対象の細
目に関し必要な事項は、政令で定める。

(納税義務者)

第五条 事業者は、国内において行つた課税資産の譲渡等につき、この法律により、消費税を納める義務がある。

2 外国貨物を保税地域から引き取る者は、課税貨物につき、この法律により、消費税を納める義務がある。

(非課税)

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。

2 保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。

(輸出免税等)

第七条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が国内において行つた課税資産の譲渡等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、消費税を免除する。

一 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け

二 外国貨物の譲渡又は貸付け(前号に掲げる資産の譲渡又は貸付けに該当するもの及び輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第八条第一項第二号(公売又は売却等の場合における国内消費税の徴収)に掲げる場合に該当することとなつた外国貨物の譲渡を除く。)

三 国内及び国内以外の地域にわたつて行われる旅客若しくは貨物の輸送又は通信

四 専ら前号に規定する輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で政令で定めるもの

五 前各号に掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの

2 前項の規定は、その課税資産の譲渡等が同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものであ

ることにつき、大蔵省令で定めるところにより証明がされたものでない場合には、適用しない。

(輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税)

第八条 輸出物品販売場を経営する事業者が、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第六号(定義)に規定する非居住者(以下この条において「非居住者」という。)に対し、政令で定める物品で輸出するため政令で定める方法により購入されるものの譲渡(第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。)を行つた場合(政令で定める場合にあつては、当該物品の譲渡に係る第二十八条第一項に規定する対価の額の合計額が少額なものであるとして政令で定める金額を超えることに限る。)には、当該物品の譲渡については、消費税を免除する。

2 前項の規定は、同項の譲渡をした輸出物品販売場を経営する事業者が、当該物品が非居住者によつて同項に規定する方法により購入されたことを証する書類を保存しない場合には、適用しない。ただし、既に次項本文若しくは第五項本文の規定の適用があつた場合又は災害その他やむを得ない事情により当該書類を保存することができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 輸出物品販売場において第一項に規定する物品を同項に規定する方法により購入した非居住者が、本邦から出国する日(その者が居住者(外国為替及び外国貿易管理法第六條第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。)となる場合には、当該居住者となる日)までに当該物品を輸出しないときは、その出港地を所轄する税関長(その者が居住者となる場合には、そのなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長。以下この項において同じ。)は、その者が当該物品を災害その

他やむを得ない事情により亡失したため輸出しないことにつき当該税関長の承認を受けた場合を除き、その者から当該物品の譲渡についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。ただし、既に前項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第五項本文の規定の適用があつた場合は、この限りでない。

4 第一項に規定する物品で、非居住者が輸出物品販売場において同項に規定する方法により購入したものは、国内において譲渡又は譲受け(これらの委託を受け、若しくは媒介のため当該物品を所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。以下この項及び次項において同じ。)をしてはならない。ただし、当該物品の譲渡又は譲受けをすることにつきやむを得ない事情がある場合において、当該物品の所在場所を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 国内において前項に規定する物品の譲渡又は譲受けがされたときは、税務署長は、同項ただし書の承認を受けた者があるときはその者から、当該承認を受けたくないで当該譲渡又は譲受けがされたときは当該物品を譲り渡した者(同項本文に規定する所持をさせた者を含むものとし、これらの者が判明しない場合には、当該物品を譲り受けた者又は当該所持をした者とす

る。)から当該物品の譲渡についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第三項本文の規定の適用があつた場合は、この限りでない。

6 第一項から第四項までに規定する輸出物品販売場とは、第一項の規定の適用を受けるため、事業者が経営する販売場で、次条第一項本文の規定の適用を受けない場合において非居住者に

対し第一項に規定する物品で同項に規定する方法により購入されるものの譲渡をすることができるとして、当該事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受けた販売場をいう。

7 税務署長は、前項に規定する輸出物品販売場を経営する事業者が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は同項に規定する輸出物品販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合には、当該輸出物品販売場に係る同項の許可を取り消すことができる。

(小規模事業者に係る納税義務の免除)

第九条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が三千万円以下である者については、第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 前項に規定する基準期間における課税売上高とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 個人事業者及び基準期間が一年である法人 基準期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額(以下この項及び第十一條第一項に規定する対価の額をいう。以下この項及び第十一條第四項において同じ。)の合計額から、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額の合計額(以下この項及び第十一條第四項において「売上上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額」という。)を控除した残額

イ 基準期間中に行つた第三十八條第一項に規定する売上上げに係る対価の返還等の金額

ロ 基準期間中に行つた第三十八條第一項に規定する売上上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額

二 基準期間が一年でない法人 基準期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から当該基準期間における売上

昭和六十三年十一月十六日 衆議院会議録第十六号 消費税法案及び同報告書

消費税法案及び同報告書

三〇七

- 2 当該事業年度開始の日の二年前の日から当該事業年度開始の日の前日までの間に行われた分割により設立された分割子法人が、当該事業年度の基準期間の末日(当該分割が当該事業年度開始の日の一年前の日の前日以後に行われた場合には、当該事業年度開始の日の前日)において特定要件のすべてに該当し、かつ、当該分割子法人の当該基準期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額と当該基準期間における課税売上高とを合算した金額(当該分割子法人の当該基準期間における課税売上高が三千万円を超える場合には、政令で定める金額)が三千万円を超える場合には、当該分割子法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されない分割子法人を除く)の当該事業年度(その同条第一項に規定する基準期間における課税売上高が三千万円以下である事業年度に限る)における課税資産の譲渡等については、同項本文の規定は、適用しない。
- 3 法人が当該事業年度の基準期間の初日の翌日から当該事業年度開始の日の一年前の日の前日までの間に分割を行った場合において、当該分割に係る分割子法人が当該基準期間の末日において特定要件のすべてに該当し、かつ、当該分割に係る分割親法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されない分割親法人を除く)の当該基準期間における課税売上高が三千万円以下である事業年度(その同条第一項に規定する基準期間における課税売上高が三千万円以下である事業年度に限る)における課税資産の譲渡等については、同項本文の規定は、適用しない。
- 4 当該事業年度開始の日の二年前の日以前に行われた分割により設立された分割子法人が、当該事業年度の基準期間の末日において特定要件のすべてに該当し、かつ、当該分割子法人の当該基準期間における課税売上高と当該基準期間における課税売上高とを合算した金額(当該分割親法人の当該基準期間における課税売上高が三千万円を超える場合には、政令で定めるところにより計算した金額と当該基準期間における課税売上高とを合算した金額)が三千万円を超える場合には、当該分割子法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されない分割子法人を除く)の当該事業年度(その基準期間における課税売上高が三千万円以下である事業年度に限る)における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。
- 5 法人が当該事業年度の基準期間の初日以前に分割を行った場合において、当該分割に係る分割親法人の当該事業年度の基準期間の末日において当該分割に係る分割子法人が特定要件のすべてに該当し、かつ、当該分割親法人の当該基準期間における課税売上高と当該基準期間における課税売上高とを合算した金額(当該分割親法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されない分割親法人を除く)の当該基準期間における課税売上高が三千万円以下である事業年度に限る)における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。
- 6 第二項から前項までに規定する特定要件とは、次に掲げる要件をいう。
- 一 当該分割子法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上が当該分割親法人及び当該分割親法人と政令で定める特殊な関係にある者の所有に属すること。
- 二 当該分割子法人の行う事業の全部又は相当部分が当該分割親法人の行う事業と同種のものであること。
- (資産の譲渡等を行った者の実質判定)
- 第十三条 法律上資産の譲渡等を行ったとみられる者が単なる名義人であつて、その資産の譲渡等に係る対価を享受せず、その者以外の者がその資産の譲渡等に係る対価を享受する場合に、当該資産の譲渡等は、当該対価を享受する者が行ったものとして、この法律の規定を適用する。
- (信託財産に係る資産の譲渡等の帰属)
- 第十四条 信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、証券投資信託、法人税法第三十七条第五項(寄付金の損金不算入)に規定する特定公益信託又は同法第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金の締結した国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第二百二十八条第三項(基金の業務)に規定する契約に係る信託の信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、この限りでない。
- 一 受益者が特定している場合、その受益者
- 二 受益者が特定していない場合又は存在していない場合、その信託財産に係る信託の委託者
- 2 前項に規定する合同運用信託とは、信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む)が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいい、同項に規定する証券投資信託とは、証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第一項(定義)に規定する証券投資信託(同法第二条の二
- (証券投資信託とみなす信託に規定する信託を含む)及びこれらに類する外国の信託をいう。
- 3 第一項の場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定は、同項に規定する信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等が行われた時の現況による。
- (割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例)
- 第十五条 事業者が棚卸資産又は役務の割賦販売等(所得税法第六十五条第一項(割賦販売等に係る収入及び費用の帰属時期)又は法人税法第六十二条第一項(割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する割賦販売等をいう。以下この条において同じ)を行った場合において、当該事業者がこれらの規定の適用を受けるため割賦販売等をしたすべての棚卸資産又は役務に係る対価の額につきこれらの規定に規定する割賦基準の方法により経理することとしているときは、当該割賦資産又は役務のうち当該割賦販売等に係る割賦金の額で当該割賦販売等をした日の属する課税期間においてその支払の期日が到来しないもの(当該課税期間において支払を受けたものを除く)に係る部分については、当該事業者が当該課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなして、当該部分に係る対価の額を当該課税期間における当該割賦資産又は役務に係る対価の額から控除することができる。
- 2 前項の規定により当該割賦販売等をした日の属する課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなされた部分は、政令で定めるところにより、当該事業者が当該割賦販売等に係る割賦金の支払の期日の属する各課税期間においてそれぞれ当該割賦金に係る部分の資産の譲渡等を行ったものとみなす。ただし、所得税法第六十五条第一項ただし書又は法人税法第六十二条第一項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合は、所得税法第六十五条第一項ただし書に規定する経理しなかつた年の十

二月三十一日の属する課税期間以後の課税期間又は法人税法第六十二条第一項ただし書に規定する経理しなかつた事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

3 第一項又は前項本文の規定の適用を受けようとする事業者は、第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書を含む。次条第三項、第十七条第三項及び第十八条第二項において同じ。）にその旨を付記するものとする。

4 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合若しくは同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合又は同項の規定の適用を受ける事業者が第九條第一項本文の規定の適用を受けることとなつた場合における割賦販売等の方法により行つた棚卸資産の譲渡又は役務の提供に係る資産の譲渡等の時期の特例その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例）

第十六条 事業者が資産（当該事業者が個人事業者である場合には、棚卸資産に限る。以下この項及び第四項において同じ。）の延払条件付販売（所得税法第六十六条第一項（延払条件付販売等）に係る収入及び費用の帰属時期）に規定する延払条件付販売をいう。若しくは延払条件付譲渡（法人税法第六十三条第一項（延払条件付譲渡等）に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定する延払条件付譲渡をいう。）を行つた場合又は工事（製造を含む。第四項において同じ。）の延払条件付請負（所得税法第六十六条第一項又は法人税法第六十三条第一項に規定する延払条件付請負をいう。）により資産の譲渡等を行つた場合において、当該事業者がこれらの規定の適用を

受けるため当該延払条件付販売若しくは延払条件付譲渡又は延払条件付請負（これらのうち損失が生じたものを除く。以下この条において「延払条件付販売等」という。）に係る対価の額につきこれらの規定に規定する延払基準の方法により経理することとしていたときは、当該資産又は請負の目的物のうち当該延払条件付販売等に係る賦払金の額で当該延払条件付販売等をした日の属する課税期間においてその支払の期日が到来しないもの（当該課税期間において支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなして、当該部分に係る対価の額を当該課税期間における当該延払条件付販売等に係る対価の額から控除することができる。

2 前項の規定により延払条件付販売等をした日の属する課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなされた部分は、政令で定めるところにより、当該事業者が当該延払条件付販売等に係る賦払金の支払の期日の属する各課税期間においてそれぞれ当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等を行つたものとみなす。ただし、所得税法第六十六条第一項ただし書又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合は、所得税法第六十六条第一項ただし書に規定する経理しなかつた年の十二月三十一日の属する課税期間以後の課税期間又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

3 第一項又は前項本文の規定の適用を受けようとする事業者は、第四十五条第一項の規定による申告書にその旨を付記するものとする。

4 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合若しくは同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合又は同項の規定の適用を受ける事業者が第九條第一項本文の規定の適用を受けることとなつた場合における延払条件付販売等をした資産又は工事に係る資産の譲渡等の時期の特例その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

減した場合又は同項の規定の適用を受ける事業者が第九條第一項本文の規定の適用を受けることとなつた場合における延払条件付販売等をした資産又は工事に係る資産の譲渡等の時期の特例その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 個人事業者が、所得税法第三十二条第一項（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納）に規定する山林所得又は譲渡所得の基となる資産の延払条件付譲渡をした場合の資産の譲渡等の時期の特例については、前各項の規定に準じて、政令で定める。

（長期工事に係る資産の譲渡等の時期の特例）

第十七条 事業者が長期工事（所得税法第六十七条第一項（長期工事に係る収入及び費用の帰属時期）又は法人税法第六十四条第一項（長期工事に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定する長期工事をいう。以下この条において同じ。）の請負に係る契約に基づき資産の譲渡等を行う場合において、当該事業者がこれらの規定の適用を受けるためその請負（損失が生ずると見込まれるものを除く。）をした長期工事に係る対価の額につきこれらの規定に規定する工事進行基準の方法により経理することとしていたときは、当該長期工事に係る対価のうち当該方法により経理した収入金額又は収益の額に係る部分については、当該事業者は、これらの規定によりその収入金額が総収入金額に算入されたそれぞの年の十二月三十一日の属する課税期間又はその収益の額が益金の額に算入されたそれぞの事業年度終了の日の属する課税期間において、資産の譲渡等を行つたものとする。

ただし、所得税法第六十七条第一項ただし書又は法人税法第六十四条第一項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合は、所得税法第六十七条第一項又は法人税法第六十四条第一項に規定する経理しなかつた年若しくは同項第二号に

規定する事由が生じた日の属する年の十二月三十一日の属する課税期間以後の課税期間又は法人税法第六十四条第一項第一号に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度若しくは同項第二号に規定する事由が生じた日の属する事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

2 前項本文の規定の適用を受けた事業者が同項の長期工事に目的物の引渡しを行つた場合には、当該目的物のうち、当該長期工事に着手の日の属する課税期間から当該引渡しの日の属する課税期間の直前の課税期間までの各課税期間において同項の規定により資産の譲渡等を行つたものとされた部分については、同日の属する課税期間においては資産の譲渡等がなかつたものとして、当該部分に係る対価の合計額を当該長期工事に係る対価の額から控除する。

3 前二項の規定の適用を受けようとする事業者は、第四十五条第一項の規定による申告書にその旨を付記するものとする。

4 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合又は同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合における長期工事に係る資産の譲渡等の時期の特例その他同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期の特例）

第十八条 個人事業者が所得税法第六十七条の二（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受ける者の資産の譲渡等及び課税仕入れを行つた時期は、その資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日及びその課税仕入れに係る費用の額を支出した日とすることができ、

2 前項の規定の適用を受けようとする事業者は、第四十五条第一項の規定による申告書にその旨を付記するものとする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける個人事業者がその適用を受けないこととなつた場合の資産の譲渡等及び課税仕入れを行つた時期の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(課税期間)

第十九条 この法律において「課税期間」とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 個人事業者(第三号に掲げる個人事業者を除く。) 一月一日から十二月三十一日までの期間

二 法人(第四号に掲げる法人を除く。) 事業年度

三 第一号に定める期間を短縮することについてその納税地を所轄する税務署長に届出書を提出した個人事業者 一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間

四 その事業年度が三月を超える法人で第二号に定める期間を短縮することについてその納税地を所轄する税務署長に届出書を提出したもの その事業年度をその開始の日以後三月ごとに区分した各期間(最後に三月未満の期間を生じたときは、その三月未満の期間)

2 前項第三号又は第四号の規定による届出の効力は、これらの規定による届出書の提出があつた日(以下この項において「提出日」という。)の属するこれらの規定に定める期間の翌期間(当該提出日の属する期間が事業を開始した日の属する期間その他の政令で定める期間である場合には、当該期間)の初日以後に生ずるものとする。この場合において、個人事業者にあつては提出日の属する年の一月一日から届出の効力の生じた日の前日までの期間を、法人にあつては提出日の属する事業年度開始の日から届出の効

力の生じた日の前日までの期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

3 第一項第三号又は第四号の規定による届出書を提出した事業者は、これらの規定の適用を受けることをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

4 前項の場合において、第一項第三号又は第四号の規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、当該提出をした日以後二年以内は、前項の届出書を提出することができない。

5 第三項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第一項第三号又は第四号の規定による届出は、その効力を失う。この場合において、その年の一月一日から九月三十日までの間に当該届出書の提出をした個人事業者にあつては当該翌日から当該提出があつた日の属する年の十二月三十一日までの期間を、その事業年度開始の日からその事業年度の三月ごとに区分された期間のうち最後の期間の直前の期間の末日までの間に当該届出書の提出をした法人にあつては当該翌日から当該提出があつた日の属する事業年度終了の日までの期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

(個人事業者の納税地)

第二十条 個人事業者の資産の譲渡等に係る消費税の納税地は、その個人事業者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

一 国内に住所を有する場合 その住所地
二 国内に住所を有せず、居所を有する場合 その居所
三 国内に住所及び居所を有しない者で、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下この条から第二十

二条までにおいて「事務所等」という。)を有する者である場合 その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地)

四 前三号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

(個人事業者の納税地の特例)

第二十一条 国内に住所のほか居所を有する個人事業者で所得税法第十六条第一項(納税地の特例)の規定の適用を受けようとする者(第二十三条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。)が同法第十六条第三項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における資産の譲渡等に係る消費税の納税地は、前条第一号の規定にかかわらず、その住所地に代え、その居所地とする。

2 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所地又は居所地以外の場所に事務所等を有する個人事業者で所得税法第十六条第二項の規定の適用を受けようとする者(第二十三条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。)が同法第十六条第四項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における資産の譲渡等に係る消費税の納税地は、前条第一号又は第二号の規定にかかわらず、その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地。次項において同じ。)とする。

3 前二項の規定により居所地又は事務所等の所在地を資産の譲渡等に係る消費税の納税地として個人事業者が所得税法第十六条第五項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における資産の譲渡等に係る消費税の納税地は、その住所地(前項の規定により事務所等の所在地を資産の譲渡等に係る消費税の納税地としている者で住所を有していない者については、居所地)とする。

4 個人事業者が死亡した場合には、その死亡した者の資産の譲渡等に係る消費税の納税地は、その相続人の資産の譲渡等に係る消費税の納税地によらず、その死亡当時におけるその死亡した者の資産の譲渡等に係る消費税の納税地とする。

(法人の納税地)

第二十二条 法人の資産の譲渡等に係る消費税の納税地は、その法人が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

一 国内に本店又は主たる事務所を有する法人(次号において「内国法人」という。)である場合 その本店又は主たる事務所のある内国法人以外の法人で国内に事務所等を有する法人である場合 その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

(納税地の指定)

第二十三条 前三条の規定による納税地が個人事業者又は法人の行う資産の譲渡等の状況からみて当該資産の譲渡等に係る消費税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地を所轄する国税局長(政令で定める場合には、国税庁長官。次項において同じ。)は、これらの規定にかかわらず、その資産の譲渡等に係る消費税の納税地を指定することができる。

2 国税局長は、前項の規定により資産の譲渡等に係る消費税の納税地を指定したときは、同項の個人事業者又は法人に対し、書面によりその旨を通知する。

(納税地指定の処分)の取消しがあつた場合の申告等の効力
第二十四条 異議申立てについての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項の規定による資産の譲渡等に係る消費税

の納税地の指定の処分取消しがあつた場合において、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた処分のあつた時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る事業者の納税地としてその消費税に課税してされた申告、申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないものとする。

(納税地の異動の届出)

第二十五条 事業者は、その資産の譲渡等に係る消費税の納税地に異動があつた場合（第二十一条第一項から第三項までの規定に規定する書類の提出又は第二十三条第一項の規定により資産の譲渡等に係る消費税の納税地の異動があつた場合を除く。）には、遅滞なく、その異動前の納税地を所轄する税務署長及び異動後の納税地を所轄する税務署長に書面によりその旨を届け出なければならぬ。

(外国貨物に係る納税地)

第二十六条 保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税の納税地は、当該保税地域の所在地とする。

（輸出物品販売場において購入した物品を譲渡した場合等の納税地）

第二十七条 第八条第三項本文の規定に該当する物品の譲渡に係る消費税の納税地は、同項に規定する出港地又は住所若しくは居所の所在地とする。

2 第八条第五項本文の規定に該当する物品の譲渡に係る消費税の納税地は、同項に規定する譲渡又は譲受けがあつた時（同条第四項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時）における当該譲渡若しくは譲受け又は承認に係る物品の所在場所とする。

第二章 課税標準及び税率

(課税標準)

第二十八条 課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課せられるべき消費税に相当する額を含まないものとする。以下この項及び次項において同じ。）とする。ただし、法人が資産を第四条第四項第二号に規定する役員に譲渡した場合において、その対価の額が当該譲渡の時における当該資産の価額に比し著しく低いときは、その価額に相当する金額をその対価の額とみなす。

2 第四条第四項各号に掲げる行為に該当するものについては、次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める金額をその対価の額とみなす。

一 第四条第四項第一号に掲げる消費又は使用 当該消費又は使用の時における当該消費し、又は使用した資産の価額に相当する金額
二 第四条第四項第二号に掲げる贈与 当該贈与の時における当該贈与をした資産の価額に相当する金額
3 保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の課税標準は、当該課税貨物につき関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格に当該課税貨物の保税地域からの引取りに係る消費税以外の消費税等（国税通則法第二条第三号（定義）に規定する消費税等をいう。）及び関税の額に相当する金額を加算した金額とする。

4 第二項に定めるもののほか、第一項又は前項に規定する課税標準の額の計算の細目に関し必要な事項は、政令で定める。
(税率)
第二十九条 消費税の税率は、百分の三とする。

第三章 税額控除等

(仕入れに係る消費税額の控除)

第三十条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において課税仕入れを行つた場合又は保税地域から課税貨物を引き取つた場合には、当該課税仕入れを行つた日又は当該課税貨物を引き取つた日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。）から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に百三分の三を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税期間中に保税地域から引き取つた課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。）の合計額を控除する。

2 前項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上割合が百分の九十五に満たないときは、同項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額及び保税地域から引き取つた課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額（以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。）の合計額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額とする。
一 当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取つた課税貨物につき、課税資産の譲渡等以外の消費税の課税等（以下この号において「その他の資産の譲渡等」という。）にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明らかにされている

場合 イに掲げる金額にロに掲げる金額を加算する方法
イ 課税資産の譲渡等以外の消費税の課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額
ロ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該課税期間中の課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法
3 前項第一号に掲げる場合において、同号ロに掲げる金額の計算の基礎となる同号ロに規定する課税売上割合に準ずる割合（当該割合が当該事業者の営む事業の種類異なること又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類異なることに区分して算出したものである場合）には、当該区分して算出したそれぞれの割合。以下この項において同じ。）で次に掲げる要件のすべてに該当するものがあるときは、当該事業者の第二号に規定する承認を受けた日の属する課税期間以後の課税期間については、前項第一号の規定にかかわらず、同号ロに掲げる金額は、当該課税売上割合に代えて、当該割合を用いて計算した金額とする。ただし、当該割合を用いて計算することをやめようとする旨を記載した届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

一 当該割合が当該事業者の営む事業の種類又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類に応じ合理的に算定されるものであること。
二 当該割合を用いて前項第一号ロに掲げる金額を計算することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けたものであること。

4 第二項第一号に掲げる場合に該当する事業者は、同項の規定にかかわらず、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取つた課税貨物につき、同号に定める方法に代え、同項第二号に定める方法により第一項の規定により控除される課税仕入れ等の税額の合計額を計算することができる。

5 第二項又は前項の場合において、第二項第二号に定める方法により計算することとした事業者は、当該方法により計算することとした課税期間の初日から同以後二年を経過する日までの間に開始する各課税期間において当該方法を継続して適用した後の課税期間でなければ、同項第一号に定める方法により計算することは、できないものとする。

6 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額は、課税仕入れの対価の額(対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者に課されるべき消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。第九項第一号において同じ。)に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。)をいい、第二項に規定する課税売上割合とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項及び第九項第一号において同じ。)の合計額のうち当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額に占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

7 第一項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿又は請求書等を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他

やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかったことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

8 前項に規定する帳簿とは、次に掲げる帳簿をいう。

- 一 課税仕入れ等の税額が課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの
- イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ロ 課税仕入れを行つた年月日
- ハ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
- ニ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額
- 二 課税仕入れ等の税額が保税地域から引き取つた課税貨物に係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの
- イ 保税地域の所在地を所轄する税関
- ロ 課税貨物を保税地域から引き取つた年月日
- ハ 課税貨物の内容
- ニ 課税貨物に係る消費税の課税標準である金額及び当該課税貨物の引取りに係る消費税額
- 九 第七項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類をいう。
- 一 事業者に対し課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この号において同じ。)を行う他の事業者が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する請求書、納品書その他これらに類する書類で次に掲げる事項(当該課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものである場合には、イからニまでに掲げる事項)が記載されているもの
- イ 書類の作成者の氏名又は名称

ロ 課税資産の譲渡等を行つた年月日(課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合に、当該一定の期間)

ハ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

- ニ 課税資産の譲渡等の対価の額(当該課税資産の譲渡等に係る消費税額に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。)
- ホ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称
- 二 課税貨物を保税地域から引き取る事業者が保税地域の所在地を所轄する税関長から交付を受ける当該課税貨物の輸入の許可(関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可)に規定する輸入の許可をいう。があつたことを証する書類その他の政令で定める書類で次に掲げる事項が記載されているもの
- イ 保税地域の所在地を所轄する税関長
- ロ 課税貨物を保税地域から引き取ることができるとなつた年月日
- ハ 課税貨物の内容
- ニ 課税貨物に係る消費税の課税標準である金額及び引取りに係る消費税額
- ホ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- 十 第七項に規定する帳簿の記載事項の特例、当該帳簿又は同項に規定する請求書等の保存に関する事項その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
- (非課税資産の輸出等を行つた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例)
- 第三十一条 事業者が国内において第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされる資産の譲渡等(以下この項において「非課税資産の譲渡等」という。)のうち第七條第一項各号に掲げる資産の譲渡等(以下この項及び次項において「輸出取引等」という。)に該当するものを行つ

た場合において、当該非課税資産の譲渡等が輸出取引等に該当するものであることにつき、大蔵省令で定めるところにより証明がされたときは、当該非課税資産の譲渡等のうち当該証明がされたものは、課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。

2 事業者が、国内以外の地域における資産の譲渡等又は自己の使用のため、資産を輸出した場合において、当該資産が輸出されたことにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたときは、当該資産の輸出のうち当該証明がされたものは、課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。

8 前二項の場合における前条第二項に規定する課税売上割合の計算の方法その他同条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例)

第三十二条 事業者が、国内において行つた課税仕入れにつき、返品をし、又は値引き若しくは割戻しを受けたことにより、当該課税仕入れに係る支払対価の額(第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部の返還又は当該課税仕入れに係る支払対価の額に係る買掛金その他の債務の額の全部又は一部の減額(以下この条において「仕入れに係る対価の返還等」という。)を受けた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を当該仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額とみなして、第三十条第一項(同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を含む。)の規定を適用する。

一 当該事業者の当該課税期間における第三十条第一項の規定により控除される課税仕入れ

等の税額の合計額(以下この章において「仕入れに係る消費税額」という。)の計算につき同条第二項の規定の適用がない場合 当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額(当該支払対価の額につき返還を受けた金額又は当該減額を受けた債務の額に百三分の三を乗じて算出した金額をいう。以下この項及び次項において同じ。)の合計額を控除した残額

二 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第一号に定める方法により計算する場合 イに掲げる金額にロに掲げる金額を加算した金額

イ 第三十条第二項第一号イに掲げる金額から課税資産の譲渡等による課税仕入れにつき当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額

ロ 第三十条第二項第一号ロに掲げる金額から課税資産の譲渡等その他の資産の譲渡等(同号に規定するその他の資産の譲渡等をいう。第四項第二号ロにおいて同じ。)に共通して要する課税仕入れにつき当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額(同条第三項本文の規定の適用がある場合には、同項に規定する承認に係る割合を用いて計算した金額。第四項第二号ロにおいて同じ。)を控除した残額

三 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第二号に定める方法により計算する場合 同号に規定する課税仕入れ等の税額の合計額に同号に規定する課税売上割合(以下この号及び第四項第三号において「課税売上割合」という。)を乗じ

て計算した金額から当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額

2 前項の規定により仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を当該仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして政令で定めるところにより当該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

3 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により行われた課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、その相続人が行った課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けたものとみなして、前二項の規定を適用する。

4 事業者が、保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税額の全部又は一部につき、他の法律の規定により、還付を受ける場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を当該還付を受ける日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額とみなして、第三十条第一項(同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を含む。)の規定を適用する。

一 当該事業者の当該課税期間における仕入れに係る消費税額の計算につき第三十条第二項の規定の適用がない場合 当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額(当該課税期間において第一項第一号の規定の適用がある場合には、同号に定める残額)から保税地域から引き取った課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。以下この条において同じ。)の合計額を控除した残額

二 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第一号に定める方法により計算する場合 イに掲げる金額にロに掲げる金額を加算した金額

イ 第三十条第二項第一号イに掲げる金額(当該課税期間において第一項第二号イの規定の適用がある場合には、同号イに掲げる残額)から課税資産の譲渡等による課税仕入れにつき当該課税期間において還付を受ける消費税額の合計額を控除した残額

ロ 第三十条第二項第一号ロに掲げる金額(当該課税期間において第一項第二号ロの規定の適用がある場合には、同号ロに掲げる残額)から課税資産の譲渡等その他の資産の譲渡等と共通して要する課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額の合計額に同条第二項第一号ロに規定する課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額

三 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第二号に定める方法により計算する場合 同号に規定する課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額(当該課税期間において第一項第三号の規定の適用がある場合には、同号に定める残額)から課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額の合計額に当該課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額

5 前項の規定により、還付を受ける消費税額の合計額を当該還付を受ける日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして政令で定めるところにより当該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

6 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により保税地域から引き取られた課税貨物に係る消費税額の全部又は一部につき、他の法律の規定により、還付を受ける場合には、その相続人が保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税額の全部又は一部につき還付を受けるものとみなして、前二項の規定を適用する。

7 第三項の規定は合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により行われた課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、前項の規定は合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により保税地域から引き取られた課税貨物に係る消費税額の還付を受ける場合について、それぞれ準用する。

(課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整)

第三十三条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が国内において調整対象固定資産の課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額につき比例配分法により仕入れに係る消費税額を計算した場合(第三十条第一項の規定により当該調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額的全額が控除された場合を含む。)において、当該事業者(相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人及び合併により当該事業を承継した合併法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において「調整対象固定資産を有しており、かつ、第三年度の課税期間における通算課税売上割合が仕入れ等の課税期間(当該調整対象固定資産の課税

仕入れ又は保税地域からの引取りを行った日の属する課税期間をいう。以下この項及び次項において同じ。における第三十条第二項に規定する課税売上割合(当該仕入れ等の課税期間において同条第三項本文の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する承認に係る割合。以下この項及び次項において同じ。に對して著しく増加した場合として政令で定める場合に該当するときは第二号に掲げる合計額から第一号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額をその者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に加算し、当該通算課税売上割合が当該課税売上割合に對して著しく減少した場合として政令で定める場合に該当するときは第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額をその者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額とした後の金額又は当該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 第三年度の課税期間の末日において有する当該調整対象固定資産(以下この号において「保有調整対象固定資産」という。)の課税仕入れに係る消費税額又は保有調整対象固定資産である課税貨物に係る消費税額(以下この号及び次号において「調整対象基準税額」という。)に当該仕入れ等の課税期間における第三十条第二項に規定する課税売上割合を乗じて計算した消費税額の合計額(仕入れ等の課税期間において同条第一項の規定により当該保有調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合には、調整対象基準税額の合計額)

二 調整対象基準税額に通算課税売上割合を乗じて計算した消費税額の合計額
前項に規定する比例配分法とは、第三十条第二項第一号に規定する課税売上割合(以下こ

の項において「課税売上割合」という。)を乗じて計算する方法又は同条第二項第二号に定める方法をいい、前項に規定する第三年度の課税期間とは、仕入れ等の課税期間の開始の日から三年を経過する日の属する課税期間をいい、同項に規定する通算課税売上割合とは、仕入れ等の課税期間から第三年度の課税期間までの各課税期間において適用されるべき課税売上割合を政令で定めるところにより通算した課税売上割合をいう。

3 第一項の規定により同項第一号に掲げる合計額から同項第二号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額を当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該第三年度の課税期間の課税標準額に對する消費税額に加算する。
(課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整)

第三十四条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額(以下この項において「調整対象税額」という。)につき第三十条第二項第一号に定める方法により同号に規定する課税資産の譲渡等により必要とするものとして仕入れに係る消費税額を計算した場合において、当該事業者(相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人及び合併により当該事業者を承継した合併法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れ又は当該引

取りの日から三年以内に同号に規定するその他の資産の譲渡等に係る業務の用に供したときは、当該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額から控除する。この場合において、当該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。
一 当該調整対象固定資産の課税仕入れを行った日又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取った日からこれらの日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額に相当する消費税額
二 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の二に相当する消費税額
三 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

2 前項の規定により同項各号に定める消費税額を同項に規定する業務の用に供した日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該業務の用に供した日の属する課税期間の課税標準額に對する消費税額に加算する。
(非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整)

第三十五条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額(以下この条において「調整対象税額」という。)につき第三十条第二項第一号に定

める方法により同号に規定するその他の資産の譲渡等により必要とするものとして仕入れに係る消費税額がないこととした場合において、当該事業者(相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人及び合併により当該事業者を承継した合併法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れ又は当該引取りの日から三年以内に同号に規定する課税資産の譲渡等に係る業務の用に供したときは、当該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。
一 当該調整対象固定資産の課税仕入れを行った日又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取った日からこれらの日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額に相当する消費税額
二 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の二に相当する消費税額
三 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

(納税義務の免除を受けないこととなつた場合)
第三十六条 第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、同項の規定の適用を受けないこととなつた場合において、その受けないこととなつた課税期間の初日(第十条第一項又は第十一項第一項の規定により第九条第一項本文の規定の適用を受けないこととなつた場合には、その受けないこととなつ

た日)の前日において消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間中に保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するもの(これらの棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。以下この条において同じ。)を有しているときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額(当該棚卸資産又は当該課税貨物の取得に要した費用の額として政令で定める金額に三分の三を乗じて算出した金額をいう。第三項及び第五項において同じ。)をその受けないこととなつた課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなす。

2 前項の規定は、事業者が政令で定めるところにより同項に規定する棚卸資産又は課税貨物の明細を記録した書類を保存しない場合には、当該保存のない棚卸資産又は課税貨物については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかったことを当該事業者において証明した場合、この限りでない。

3 個人事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が相続により被相続人(同項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者に限る。)の事業を承継した場合又は法人(同項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人を除く。)が合併により被合併法人(同項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人に限る。)の事業を承継した場合において、当該被相続人又は当該被合併法人が消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間中に保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを引き継いだときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税

貨物に係る消費税額を当該引き継ぎを受けた個人事業者又は法人の当該相続又は合併があつた日の属する課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなす。

4 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける個人事業者又は法人について準用する。

5 事業者が、第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなつた場合において、同項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日の前日において当該前日の属する課税期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを有しているときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額は、第三十条第一項(同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を含む。)の規定の適用については、当該課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額に含まれないものとする。(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)

第三十七条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、その納税地を所轄する税務署長にその基準期間における課税売上高(同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項において同じ。)が五億円以下である課税期間(第十二条第一項に規定する分割に係る同項の分割親法人又は分割子法人の政令で定める課税期間(以下この項において「分割に係る課税期間」という。))を除く。)についてこの項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間(当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間)以後の課税期間(その基

準期間における課税売上高が五億円を超える課税期間及び分割に係る課税期間を除く。)については、第三十条から前条までの規定により課税標準額に対する消費税額から控除することができ、課税仕入れ等の税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該事業者の当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間における次条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の八十(卸売業を主として営む事業者として政令で定める者にあつては、百分の九十)に相当する金額とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

2 前項の規定による届出書を提出した事業者は、同項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3 前項の場合において、第一項の規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、同項に規定する課税期間の初日から二年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、同項の規定の適用を受けることができない。

4 第二項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第一項の規定による届出は、その効力を失う。

(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除)

第三十八条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、国内において行つた課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)につき、返品を受け、又は値引き若しく

は割戻しをしたことにより、当該課税資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)と当該対価の額に百分の三を乗じて算出した金額との合計額(以下この項及び次条において「税込価額」という。)の全部若しくは一部の返還又は当該課税資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額(以下この項から第三項までにおいて「売上げに係る対価の返還等」という。)をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等をした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間において行つた売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額(当該返還をした税込価額又は当該減額をした債権の額に三分の三を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。)の合計額を控除する。

2 前項の規定は、事業者が当該売上げに係る対価の返還等をした金額の明細を記録した帳簿を保存しない場合には、当該保存のない売上げに係る対価の返還等に係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかったことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により行われた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした場合には、その相続人が行つた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をしたものとみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人について準用する。

5 前二項に定めるもののほか、第二項に規定する帳簿の記録及び保存に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(貸倒れに係る消費税額の控除等)

第三十九条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が国内において課税資産の譲渡等(第七

条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)を行つた場合において、当該課税資産の譲渡等の相手方に対する売掛金その他の債権につき会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の規定による更生計画認可の決定により債権の切捨てがあつたことその他これに準ずるものとして

政令で定める事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつたときは、当該領収をすることができなくなつた日(以下この項及び次項において「被合併法人の確定消費税額」という。)の属する課税期間(以下この項及び次項において「課税期間」という。)の消費税額から、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に係る消費税額(当該税込価額に百分の三を乗じて算出した金額をいう。第三項において同じ。)の合計額を控除する。

2 前項の規定は、事業者が大蔵省令で定めるところにより同項に規定する債権につき同項に規定する事実が生じたことを証する書類を保存しない場合には、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかったことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 第一項の規定の適用を受けた同項の事業者が同項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をしたときは、当該領収をした税込価額に係る消費税額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなしてその事業者のその領収をした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

4 相続により当該相続に係る被相続人の事業を承継した相続人がある場合において、当該被相続人により行われた課税資産の譲渡等の相手方に対する売掛金その他の債権について当該相続

があつた日以後に第一項の規定が適用される事実が生じたときは、その相続人が当該課税資産の譲渡等を行つたものとみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

5 相続により当該相続に係る被相続人の事業を承継した相続人が当該被相続人について第一項の規定が適用された課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部を領収した場合に、その相続人が同項の規定の適用を受けたものとみなして、第三項の規定を適用する。

6 前二項の規定は、合併により当該合併に係る被合併法人から事業を承継した合併法人について準用する。

(小規模事業者等に係る限界控除)
第四十条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)でその課税期間における課税売上高が六千万円に満たないものの当該課税期間(第十二条第一項に規定する分割に係る同項の分割親法人又は分割子法人の政令で定める課税期間を除く。)については、当該課税期間の課税標準額に對する消費税額から限界控除税額(当該課税期間に對する消費税額から限界控除税額(三千万円のうちに六千万円から当該課税期間における課税売上高(当該課税期間における課税売上高が三千万円に満たない場合には、三千万円)を控除した残額の占める割合を乗じて計算した金額をいう。)に相當する消費税額を控除する。

2 前項に規定する課税期間における課税売上高とは、当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)の合計額から当該課税期間中に行つた第九條第二項に規定する売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいい、前項に規定する納付すべき消費税額とは、同項の規定の適用がないとした場合に当該課税期間に係る第四十五条第一項

の規定による申告書に記載すべき同項第四号に掲げる消費税額をいう。

3 課税期間が一年未満である事業者に対する第一項の規定の適用については、同項中「六千万円」とあるのは、六千万円を十二で除し、これに当該課税期間の月数を乗じて計算した金額と、「三千万円」とあるのは、三千万円を十二で除し、これに当該課税期間の月数を乗じて計算した金額とする。

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とす。

(税額控除の計算の細目)
第四十一条 この章に定めるもののほか、税額控除の計算の細目に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 申告、納付、還付等
第四十二条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者及び第九條第一項第三号又は第四号の規定による届出書の提出をしていない事業者を除く。)は、その課税期間(個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては六月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する課税期間を除く。)開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が三千万円以下である場合は、この限りでない。

1 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書(第四十五条第一項の規定による申告書をいう。次項において同じ。)に記載すべき同条第一項第四号に掲げる消費税額で当該課税期間開始の日以後六月を経過した日の前日まで

に確定したものを当該直前の課税期間の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

2 前号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

3 前項の場合において、同項の事業者が合併後存続する法人で次の各号に掲げる期間内にその合併をしたものであるときは、その法人が提出すべき当該課税期間の同項の規定による申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同項の規定にかかわらず、同号の規定により計算した金額に相當する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該課税期間の直前の課税期間 被合併法人のその合併の日の属する課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる金額でその合併法人の当該課税期間開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを(以下この項及び次項において「被合併法人の確定消費税額」という。)をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除し、これにその合併法人の直前の課税期間の月数のうちに当該直前の課税期間開始の日からその合併の日までの期間の月数の占める割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

二 当該課税期間開始の日から同日以後六月を経過した日の前々日までの期間 被合併法人の確定消費税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除し、これにその合併の日の翌日から当該六月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

3 第一項の場合において、同項の事業者が合併により設立された法人であるときは、その法人が提出すべきその設立後最初の課税期間の同項の規定による申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、各被合併法人の確定消費税額をその計算の基礎とな

に確定したものを当該直前の課税期間の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

2 前号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

3 前項の場合において、同項の事業者が合併後存続する法人で次の各号に掲げる期間内にその合併をしたものであるときは、その法人が提出すべき当該課税期間の同項の規定による申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同項の規定により計算した金額に相當する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

つたその被合併法人の課税期間の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額とする。

4 前三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)

第四十三条 中間申告書(条第一項の規定による申告書をいう。以下この章において同じ。)を提出すべき事業者が当該課税期間開始の日以後六月の期間を一課税期間とみなして当該期間に係る課税標準である金額(当該期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八條第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。))に係る課税標準である金額をいう。以下この項において同じ。の合計額及び第四十五條第一項第二号から第四号までに掲げる金額を計算した場合に、その事業者は、その提出する中間申告書に、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該課税標準である金額の合計額(次号において「課税標準額」という。)

二 課税標準額に対する消費税額

三 当該期間を一課税期間とみなした場合に前章の規定により前号に掲げる消費税額から控除をされるべき第四十五條第一項第三号イからニまでに掲げる消費税額の合計額

四 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる消費税額の合計額を控除した残額に相当する消費税額

五 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 前項に規定する期間に係る課税標準である金額の合計額並びに同項第二号に掲げる消費税額及び同項第三号に掲げる消費税額の合計額の計算については、第十五條第三項中「第四十五條第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法第十八條第二項(期限後申告)に規定

する期限後申告書を含む」とあるのは「中間申告書(第四十二條第一項の規定による申告書で第四十三條第一項各号に掲げる事項を記載したものを含む」と、第十六條第三項、第十七條第三項及び第十八條第二項中「第四十五條第一項の規定による申告書」とあるのは「中間申告書」と、第四十條第二項中「第四十五條第一項の規定による申告書」とあるのは「第四十二條第一項の規定による申告書で第四十三條第一項各号に掲げる事項を記載したもの」とする。

(中間申告書の提出がない場合の特例)

第四十四條 中間申告書を提出すべき事業者がその中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、その事業者については、その提出期限において、税務署長に第四十二條第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書の提出があつたものとみなす。

(課税資産の譲渡等についての確定申告)

第四十五條 事業者(第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。は、課税期間ごとに、当該課税期間の末日の翌日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければなら

ない。ただし、国内における課税資産の譲渡等(第七條第一項、第八條第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。がなく、かつ、第四号に掲げる消費税額がない課税期間については、この限りでない。

一 その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等(第七條第一項、第八條第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。))に係る課税標準である金額の合計額(次号において「課税標準額」という。)

二 課税標準額に対する消費税額

三 前章の規定によりその課税期間において前号に掲げる消費税額から控除をされるべき次に掲げる消費税額の合計額

イ 第三十二條第一項第一号に規定する仕入に係る消費税額

ロ 第三十八條第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額

ハ 第三十九條第一項に規定する領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に係る消費税額

ニ 第四十條第一項に規定する限界控除税額に相当する消費税額

四 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる消費税額の合計額を控除した残額に相当する消費税額

五 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げる消費税額の合計額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その事業者が当該課税期間につき中間申告書を提出した事業者である場合には、第四号に掲げる消費税額から当該申告書に係る中間納付額を控除した残額に相当する消費税額

七 第四号に掲げる消費税額から中間納付額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

四月を経過した日の前日までに、税務署長に当該消費税について当該申告書を提出しなければならない。

4 清算中の法人につきその残余財産が確定した場合に、当該法人の当該確定した日の属する課税期間に係る第一項の規定の適用については、同項中「課税期間」とあるのは、「その残余財産の確定した日の翌日から一月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配が行われる場合には、その行われる日の前日まで)」とする。

(還付を受けるための申告)

第四十六條 事業者(第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。は、その課税期間分の消費税につき前条第一項第五号又は第七号に掲げる金額がある場合には、同項ただし書の規定により申告書を提出すべき義務がない場合においても、第五十二條第一項又は第五十三條第一項の規定による還付を受けるため、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出することができる。

2 個人事業者が課税期間の途中において死亡した場合において、その者の当該課税期間分の消費税について前項の規定による申告書を提出することができるときは、その相続人は、政令で定めるところにより、税務署長に当該申告書を提出することができる。

(引取りに係る課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等)

第四十七條 関税法第六條の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される課税貨物を保税地域から引き取り取り出す者は、他の法律又は条約の規定により当該引取りに係る消費税を免除されるべき場合を除き、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

昭和六十六年十一月十六日 衆議院会議録第十六号 消費税法案及び同報告書

一 当該保税地域から引き取るうとする課税貨物の品名並びに品名ごとの数量及び課税標準である金額(次号において「課税標準額」という。)

二 課税標準額に対する消費税額及び当該消費税額の合計額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 関税法第六条の二第二号に規定する賦課課税方式が適用される課税貨物を保税地域から引き取るうとする者は、他の法律又は条約の規定により当該引取りに係る消費税を免除されるべき場合を除き、その引き取る課税貨物に係る前項第一号に掲げる事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

(課税資産の譲渡等)についての中間申告による納付)

第四十八条 中間申告書を提出した者は、当該申告書に記載した第四十二条第一号に掲げる金額(第四十三条第一号各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出した場合に、同項第四号に掲げる金額)があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する消費税を国に納付しなければならない。

(課税資産の譲渡等)についての確定申告による納付)

第四十九条 第四十五条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる消費税額(同項第六号の規定に該当する場合には、同号に掲げる消費税額)があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該消費税額に相当する消費税を国に納付しなければならない。

(引取りに係る課税貨物)についての消費税の納付等)

第五十条 第四十七条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る課税貨物を保

税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる消費税額の合計額に相当する消費税を国に納付しなければならない。

2 保税地域から引き取られる第四十七条第二項に規定する課税貨物に係る消費税は、その保税地域の所在地を所轄する税関長が当該引取りの際徴収する。

(引取りに係る課税貨物)についての納期限の延長)

第五十一条 関税法第六条の二第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式(次項において「申告納税方式」という。)が適用される課税貨物を保税地域から引き取るうとする者が、第四十七条第一項の規定による申告書を提出した場合において、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる消費税額の合計額の全部又は一部の納期限に關し、その延長を受けたい旨の申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該消費税額の合計額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、当該課税貨物に係る消費税については、前条第一項の規定にかかわらず、当該消費税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を三月以内に限り延長することができる。

2 申告納税方式が適用される課税貨物を保税地域から引き取るうとする者が、その月(以下この項において「特定月」という。)において課税貨物を保税地域から引き取るうとする課税貨物の消費税の納期限に關し、特定月の前月末日までにその延長を受けたい旨の申請書を当該保税地域の所在地を所轄する税関長に提出し、かつ、特定月において引き取るうとする課税貨物に係る消費税額の合計額に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、特定月においてその者が引き取る課税貨物に係る消費税については、前条第一項の規定にかかわ

ず、特定月における消費税の額の累計額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を特定月の末日の翌日から三月以内に限り延長することができる。

(仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付)

第五十二条 第四十五条第一項又は第四十六条第一項の規定による申告書の提出があつた場合において、これらの申告書に第四十五条第一項第五号に掲げる不足額の記載があるときは、税務署長は、これらの申告書を提出した者に対し、当該不足額に相当する消費税を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金(国税通則法第五十八条第一項「還付加算金」に規定する還付加算金をいう。以下この章において同じ。)を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める期限又は日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當(同法第五十七条第一項(充當の規定による充當をいう。以下この章において同じ。))をする日(同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

一 第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものに限る。)

二 第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く。)

三 第四十六条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出があつた日の属する月の末日(当該申告書が当該申告書に係る課税期間の末日の翌日から二月を経過する日前に提出された場合には、当該二ヶ月を経過する日)第一項の規定による還付金を同項に規定する申告書に係る課税期間の消費税で未納のものに充當する場合には、その還付金のうちその充當

する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充當される部分の消費税については、延滞税を免除するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の還付の手続、同項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む。)につき充當をする場合の方法その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(中間納付額の控除不足額の還付)

第五十三条 中間申告書を提出した者からその中間申告書に係る課税期間の第四十五条第一項又は第四十六条第一項の規定による申告書の提出があつた場合において、これらの申告書に第四十五条第一項第七号に掲げる不足額の記載があるときは、税務署長は、これらの申告書を提出した者に対し、当該不足額に相当する中間納付額を還付する。

2 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項の中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるとときは、その額のうち、同項の規定により還付される中間納付額に對應するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

3 第一項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項「還付加算金」の期間は、第一項の規定により還付すべき中間納付額の納付の日(その中間納付額がその納期限前に納付された場合には、その納期限)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日(同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

ただし、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書である場合には、当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一 第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものに限る。)

二 第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く。)

三 第四十六条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出があつた日の属する月の末日(当該申告書が当該申告書に係る課税期間の末日の翌日から二月を経過する日前に提出された場合には、当該二ヶ月を経過する日)第一項の規定による還付金を同項に規定する申告書に係る課税期間の消費税で未納のものに充當する場合には、その還付金のうちその充當

一 第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く。当該申告書の提出期限の翌日からその提出された日までの日数

二 第四十六条第一項の規定による申告書で当該申告書に係る課税期間の末日の翌日から二月を経過する日の翌日以後に提出されたもの

三 第四十六条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く。当該申告書の提出期限の翌日からその提出された日までの日数

四 第一項の規定による還付金をその額の計算の基礎となした中間納付額に係る課税期間の消費税で未納のものに充当する場合に、その還付金のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の消費税については、延滞税を免除するものとする。

五 第二項の規定による還付金については、還付加算金は、付さない。

六 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の還付の手続、第一項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む。)につき充当をする場合の方法その他同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(確定申告等に係る更正による仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付)

第五十四条 確定申告書等に係る消費税につき更正(国税通則法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正をいう。以下この章において同じ。)があつた場合において、その更正により第四十五条第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その確定申告書等提出した者に対し、その増加した部分の金額に相当する消費税額を還付する。

二 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の期間に、前項の更正に係る確定申告書等が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める期限又は日の翌日からその還付

のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

一 第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものに限る。当該申告書の提出期限

二 第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く。当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

三 第四十六条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日(当該申告書が当該申告書に係る課税期間の末日の翌日から二月を経過する日前に提出された場合には、当該二月を経過する日)

四 第一項の規定による還付金を同項の確定申告書等に係る課税期間の消費税で未納のものに充当する場合に、その還付金のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の消費税については、延滞税を免除するものとする。

五 第二項に定めるもののほか、第一項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む。)につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(確定申告等に係る更正又は決定による中間納付額の控除不足額の還付)

第五十五条 中間申告書を出した者のその中間申告書に係る課税期間の消費税につき決定(国税通則法第二十五条(決定)の規定による決定をいう。以下この章において同じ。)があつた場合において、その決定に係る第四十五条第一項第七号に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

二 中間申告書を出した者のその中間申告書に係る課税期間の消費税につき更正があつた場合

において、その更正により第四十五条第一項第七号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。

三 税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

四 第一項又は第二項の規定による還付金については、還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき中間納付額の納付の日(その中間納付額がその納期限前に納付された場合には、その納期限)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金については、当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一 第一項の規定による還付金 同項に規定する課税期間の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日から第一項の決定があつた日までの日数

二 第二項の規定による還付金(その基因となつた更正が次のいずれにも該当しないものを除く。) 同項に規定する課税期間の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限(第四十六条第一項の規定による申告書にあつては、当該申告書に係る課税期間の末日の翌日から二月を経過する日)の翌日から、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める日までの日数

イ 第二項の更正に係る申告書が第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く。又は第四十六条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る課税期間の末日の翌日から二月以内に提出されたものを除く。)である場合、その提出の日

ロ 第二項の更正が決定に係る更正である場合、その決定があつた日

五 第一項又は第二項の規定による還付金をその額の計算の基礎となした中間納付額に係る課税期間の消費税で未納のものに充当する場合に、その還付金のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の消費税については、延滞税を免除する。

六 第三項の規定による還付金については、還付加算金は、付さない。

七 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む。)につき充当する場合の方法その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)

第五十六条 確定申告書等に記載すべき第四十五条第一項第一号から第七号までに掲げる金額につき、修正申告書(国税通則法第十九条第三項(修正申告)に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。)を提出し、又は更正若しくは決定を受けた者は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき同法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求(以下この条において「更正の請

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 消費税法及同報告書

三二〇

求」という。をすることが出来る。この場合においては、同法第二十三条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一 その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る課税期間後の課税期間の確定申告書等に記載した、又は決定を受けた当該課税期間に係る第四十五条第一項第四号又は第六に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額。次項において同じ。)が過大となる場合

二 その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る課税期間後の課税期間の確定申告書等に記載した、又は決定を受けた当該課税期間に係る第四十五条第一項第五号又は第七に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額。次項において同じ。)が過小となる場合

2 第四十七条第一項の規定による申告書に記載すべき同項第一号又は第二号に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、若しくは更正若しくは決定を受けた者又は同条第二項に規定する課税貨物に係る消費税につき国税通則法第三十二条第一項(賦課決定)に規定する決定(以下この項において「賦課決定」という。若しくは同条第二項に規定する変更する決定(以下この項において「変更決定」という。))を受けた者は、その修正申告書の提出若しくは更正若しくは決定又は賦課決定若しくは変更決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定若しくは賦課決定若しくは変更決定(以下この項において「更正等」という。)の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に對

し、当該各号に規定する金額につき更正の請求をすることが出来る。この場合においては、同法第二十三条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正等の通知を受けた日を記載しなければならない。

一 その修正申告書又は更正等に係る課税期間の確定申告書等に記載した第四十五条第一項第四号又は第六号に掲げる金額が過大となる場合

二 その修正申告書又は更正等に係る課税期間の確定申告書等に記載した第四十五条第一項第五号又は第七号に掲げる金額が過小となる場合

第五章 雑則

(小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなつた場合等の届出)

第五十七条 事業者が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その旨を記載した届出書を速やかに当該事業者の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 課税期間の基準期間における課税売上高が三千万円を超えたとした場合(第十条第一項若しくは第二項、第十一条又は第十二条第一項から第五項までの規定により消費税を納める義務が免除されなくなつた場合を含む。)(当該事業者)

二 課税期間の基準期間における課税売上高が三千万円以下となつた場合(第九条第四項の規定により届出書を提出している場合を除く。)(当該事業者)

三 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)(が事業を廃止した場合(既に同条第五項、第十九条第三項又は第三十七条第二項の規定により事業を廃止した旨を記載した届出書を提出している場合を除く。)(当該事業者

四 個人事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。)(が死亡した場合 当該死亡した個人事業者の相続人

五 法人(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人を除く。)(が合併により消滅した場合 当該合併に係る合併法人

(帳簿の備付け等)

第五十八条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)(は、政令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにその行つた資産の譲渡等又は課税仕入れ若しくは課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)(第六十条において同じ。)(の保稅地域からの引取りに関する事項を記録し、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

(申告義務等の承継)

第五十九条 相続があつた場合には相続人は被相続人の次に掲げる義務を、法人が合併した場合に合併法人は被合併法人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第四十二条第一項又は第四十五条第一項の規定による申告の義務

二 前条の規定による記録及び帳簿の保存の義務

(国、地方公共団体等に対する特例)

第六十条 国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行ふ事業又は国若しくは地方公共団体が特別会計を設けて行ふ事業については、当該一般会計又は特別会計ごとに一の法人が行ふ事業とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国又は地方公共団体が特別会計を設けて行ふ事業のうち政令で定める特別会計業務として行ふ事業とみなす。

2 国又は地方公共団体が行つた資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保稅地域からの引取りは、政令で定めるところにより、その資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度並びにその課税仕入れ及び課税貨物の保稅地域からの引取りの費用の支払をすべき会計年度の末日に行われたものとする。ことができる。

3 別表第三に掲げる法人のうち国又は地方公共団体に準ずる法人として政令で定めるものの資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保稅地域からの引取りを行つた時期については、前項の規定に準じて、政令で定める。

4 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行ふ場合に限る。)(別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。)(が課税仕入れを行い、又は課税貨物を保稅地域から引き取つた場合において、当該課税仕入れを行い、又は課税貨物を保稅地域から引き取つた日の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入(政令で定める収入を除く。以下この項において「特定収入」という。)(があり、かつ、当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額(第二十八條第一項に規定する対価の額をいう。)(の合計額に当該特定収入の合計額を加算した金額に比し僅少でない場合として政令で定める場合に該当するときは、第三十七条の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間の課税標準額に對する消費税額(第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に對する消費税額をいう。)(次項及び第六項において同じ。)(から控除することが出来る課税仕入れ等の税額(第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この項及び次項において同じ。)(の合計額は、第三十条から第三十六条までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した場合における当該課税仕入れ等の税額の合計額から特定収入に係る

課税仕入れ等の税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額に相当する金額とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。

5 前項の場合において、同項に規定する課税仕入れ等の税額から同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして同項の課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

6 第一項の規定により一の法人が行う事業とみなされる国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、第三十条から第四十条までの規定によりその課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができ、消費税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなす。

7 国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として事業を行う場合には、第九条、第四十二条、第四十五条、第五十七条及び第五十八条の規定は、適用しない。

8 前各項に定めるもののほか、国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて行う事業に限る。）又は別表第三に掲げる法人のうち政令で定めものの第四十二條第一項又は第四十五條第一項の規定による申告書の提出期限の特例、その他国若しくは地方公共団体、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等に対するこの法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（大蔵省令への委任）

第六十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による許可若しくは承認に關する申請、担保の提供に關する手続又は書類の記載事項若しくは提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令で定める。

（当該職員との質問検査権）

第六十二条 国税庁の当該職員又は事業者の納税地を所轄する税務署若しくは国税局の当該職員は、消費税に關する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に關する帳簿書類その他の物件を検査することができ、

一 納税義務がある者、納税義務があると認められる者又は第四十六条第一項の規定による申告書を提出した者

二 前号に掲げる者に金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者

2 前項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地を所轄する税務署又は国税局の当該職員以外の当該職員のその所属する税務署又は国税局の所轄する区域内に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する同項第一号に掲げる者に対する質問又は検査について準用する。

3 税関の当該職員は、消費税に關する調査について必要があるときは、課税貨物を保税地域から引き取る者若しくはその者に金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者若しくは当該課税貨物を保税地域から引き取る者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者に質問し、又は当該課税貨物若しくはその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

4 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員は、第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（官公署等への協力要請）

第六十三条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員は、消費税に關する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に關し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

第六章 罰則

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により、消費税を免れ、又は保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第五十二条第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定による還付を受ける者

2 前項の犯罪に係る課税資産の譲渡等若しくは保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額が五百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五百万円を超え当該消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額以下とすることができる。

第六十五条 第四十二条第一項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものに偽りの記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第六十六条 正当な理由がなく第四十五条第一項の規定による申告書（同項第四号に掲げる消費税額がないものを除く。）又は第四十七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八條第四項本文の規定に違反して同項ただし書の承認を受けずに同項の物品の譲渡又は譲受け（これらの委託を受け、若しくは媒介のため当該物品を所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。）をした者

二 第四十七条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同条第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 前号の検査に關し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

第六十九条 消費税の調査に關する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に關して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第六十四条から第六十八条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金を科する。

2 前項の規定により第六十四条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

附則

2 前項の規定にかかわらず、この法律のうち次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十二條第一項及び第二項、第二十三條第一項及び第二項並びに第二十四條第一項及び第二項の規定 昭和六十四年三月一日より
二 附則第二十條、第二十一條、第二十二條第三項、第二十三條第三項及び第四項、第二十四條第三項、第二十五條第二項から第四項まで、第二十七條から第二十九條まで、第三十條から第四十五條まで、第四十六條（關稅稅法第二十四條第三項第二號の改正規定に限る。）、附則第四十八條から第五十一條まで、第五十二條（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律第十四條を削る改正規定を除く。）並びに附則第五十三條から第六十七條までの規定 昭和六十四年四月一日

（旅客運賃等に関する経過措置）

第二条 旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者に対するもの、課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを昭和六十四年四月一日（以下「適用日」という。）前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等が適用日以後に

2 継続的に供給し、又は

契約に基づき行つた電気、ガス、水道水及び電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号（定義）に規定する電気通信役務をいう。）で適用日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等で適用日から昭和六十四年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるもの（適用日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月三十日後であるもの（以下この項において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」という。）にあつては、当該確定されたもののうち、政令で定める部分）については、当該確定された料金（特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあつては、当該確定された料金のうち当該政令で定める部分に対応する部分に限る。）に係る課税資産の譲渡等は、適用日の前日に行われたものとみなす。

3 事業者が、第一項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合には、適用日前に当該資産を譲り受け、又は当該役務の提供を受けたものとみなす。

（工事の請負等に関する経過措置）

第三条 事業者が、この法律の公布の日（以下「公布日」という。）前に締結した工事（製造を含む。）の請負に係る契約（これに類する政令で定める）を、契約を含む。）に基づき、適用日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等（第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）を行う場合には、当該課税資産の譲渡等（公布日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額

2 事業者が、公布日前に締結し

に係る契約に基づき、適用日前から適用日以後引き続き当該契約に係る資産の貸付け（第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等）に該当するもの及び第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）を行つている場合において、当該契約の内容が、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に該当するときは、当該資産の貸付けについては、消費税を課さない。ただし、公布日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合には、当該変更後における当該資産の貸付けについては、この限りでない。

- 一 当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当該期間中の対価の額が定められていること。
- 二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

でも解約の申入れをすることができ旨の定めがないことその他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。

3 事業者が、公布日前に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上当該役務の提供の時期をあらかじめ定めることができなものであるものであつて、当該役務の提供に先立つて対価の全部又は一部が分割して支払われる契約として政令で定めるものに基づき、適用日以後に当該契約に係る役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、当該役務の提供については、消費税を課さない。ただし、公布日以後において当該役務の提供の対価の額の変更が行われた場合は、この限りでない。

一 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。

4 第一項、第二項本文又は

用を受ける課税資産の譲渡等を行った事業者のこれらの規定の適用を受ける課税期間に係る第三十条第二項、第六項若しくは第九項、第三十二条第一項若しくは第四項、第三十八條第一項、第三十九條第一項、第四十三條第一項又は第四十五條第一項の規定の適用については、第三十条第二項第一号中「課税資産の譲渡等」にのみ要するもの」とあるのは「課税資産の譲渡等（附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この号において同じ。）にのみ要するもの」と、その他の資産の譲渡等に共通して要するもの」とあるのは「その他の資産の譲渡等（附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを含む。以下この号において同じ。）にのみ要するもの」と、同条第六項中「行つた資産の譲渡等」とあるのは「行つた資産の譲渡（附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。）」と、本文の規定の適用を受けるものを除く。』と、
「行つた課税資産の譲渡等」とあるのは「行つた課税資産の譲渡等（附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。）」と、同条第九項第一号中「を除く」とあるのは「並びに附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除く」と、第三十二條第一項第二号イ及び同条第四項第二号イ中「課税資産の譲渡等」とあるのは「課税資産の譲渡等（附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この号において同じ。）」と、第三十八條第一項及び第三十九條第一項中「免除されるものを除く」とあるのは「免除されるものと及び附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除く」と、

第四十三條第一項及び第四十五條第一項中「免除されるもの」とあるのは「免除されるもの及び附則第三條第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるもの」とする。

5 事業者が、第一項、第二項本文若しくは第三項本文の規定の適用を受けた事業者からこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合には、適用日前に当該資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該役務の提供を受けたものとみなす。

6 事業者が、第一項又は第二項本文の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合には、その相手方に対し当該課税資産の譲渡等がこれらの規定の適用を受けたものであることについて書面により通知するものとする。

(輸出物品販売場の許可に関する経過措置)

第四條 適用日の前日において附則第二十條の規定による廃止前の物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)第二十條第六項(輸出物品販売場における輸出免税の特例)の規定による許可を受けている輸出物品販売場を経営する事業者であるものが適用日以後引き続き第八條第一項に規定する輸出物品販売場を経営する事業者となる場合においては、その旨を政令で定めるところにより、適用日の前日までに、その納税地を所轄する税務署長に届け出たときは、当該輸出物品販売場については、適用日において、同条第六項の規定による許可を受けたものとみなす。

(小規模事業者に係る納税義務の免除に関する経過措置)

第五條 第九條第一項に規定する基準期間における課税売上高(次項において「基準期間における課税売上高」という。)については、当該基準期間の初日が昭和六十三年十一月一日(以下「施行日」という。)前であるときは、この法律が、当

該基準期間の初日から施行されていたものとして、同条第二項及び第三項の規定により計算する。

2 前項の規定により基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、第九條第二項の規定にかかわらず、施行日から昭和六十三年十二月三十一日までの期間における課税売上高(当該期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額(第二十八條第一項に規定する対価の額をいう。)の合計額から当該期間中に行つた第九條第二項に規定する売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。)に四を乗じて計算した金額を基準期間における課税売上高とすることができ。

3 事業者が、第九條第四項に規定する届出書を適用日前にその納税地を所轄する税務署長に提出した場合における同項及び同条第六項の規定の適用については、同条第四項中「届出書」とあるのは、「届出書を昭和六十四年三月三十一日までに」、「当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間(当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間」とあるのは「昭和六十四年四月一日の属する課税期間」と、同条第六項中「同項に規定する翌課税期間」とあるのは「昭和六十四年四月一日の属する課税期間」とする。

(相続があつた場合の納税義務の免除の特例等の経過措置)

第六條 第十條から第十二條までの規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する相続、合併及び分割があつた場合について適用する。

2 第十一條第二項若しくは第四項又は第十二條第二項から第五項までの規定の適用がある場合において、これらの規定に規定する基準期間に対応する期間の初日が施行日前であるときは、

この法律が、当該期間の初日から施行されていたものとして、これらの規定を適用する。

(割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例等に関する経過措置)

第七條 第十五條の規定は、適用日以後に行われる同条第一項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等について適用する。

2 第十六條の規定は、適用日以後に行われる同条第一項に規定する資産の延払条件付販売等又は同条第五項に規定する資産の延払条件付譲渡について適用する。

(長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置)

第八條 事業者が、適用日前に締結した長期工事(第十七條第一項に規定する長期工事をいう。以下この項において同じ。)の請負に係る契約に基づき、適用日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合(附則第三條第一項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該事業者が、当該長期工事に係る対価の額につき、適用日の属する年又は事業年度以前の年又は事業年度において第十七條第一項に規定する工事進行基準の方法により経理した金額があるときは、当該長期工事の目的物のうち当該長期工事の着手の日から適用日の前日までの期間に対応する部分の対価の額として政令で定めるところにより計算した金額に係る部分は、同項の規定により既に工事進行基準の方法により経理した金額に係るものとみなして、同条第二項の規定を適用することができる。

2 事業者が前項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等を行った場合における第三十八條第一項、第三十九條第一項、第四十三條第一項又は第四十五條第一項の規定の適用については、第三十八條第一項及び第三十九條第一項中「免除されるものを除く」とあるのは「免除されるもの及び附則第八條第一項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等のうち同項に規定する計算した

金額に係る部分を除く」と、第四十三條第一項及び第四十五條第一項中「免除されるもの」とあるのは「免除されるもの及び附則第八條第一項の規定の適用を受けるもの」とする。

3 事業者が、他の事業者から第一項の規定の適用を受ける目的物の引渡しを受けた場合には、当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分は、適用日前に引渡しを受けたものとみなす。

4 事業者が、第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合には、その相手方に対し当該目的物の引渡しが同項の規定の適用を受けたものである旨及び同項の規定の適用を受けた部分に係る対価の額を書面により通知するものとする。

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例に関する経過措置)

第九條 第十八條の規定は、同条第一項に規定する個人事業者が適用日以後に行つた資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用する。

(個人事業者の納税地の特例に関する経過措置)

第十條 施行日前に所得税法第六條第一項又は第二項(納税地の特例)の規定の適用を受けている個人事業者については、第二十一條第一項又は第二項の規定の適用については、施行日にこれらの規定に規定する書類の提出があつたものとみなす。

(普通乗用自動車の税率等に関する経過措置)

第十一條 適用日から昭和六十七年三月三十一日までの間に国内において行われる普通乗用自動車の譲渡又は保税地域から引き取られる普通乗用自動車に係る消費税の税率は、第二十九條の規定にかかわらず、百分の六とする。

2 前項に規定する普通乗用自動車とは、長さが三百二十センチメートルを超え、幅が百四十センチメートルを超え、又は気筒容積が五百五十立方センチメートルを超える四輪以上の乗用自動車(電気を動力源とするもののうち、内燃機

関を有しないものを除く。で、初めて道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第六十条第一項(新規検査)又は第七十一条第四項(予備検査)の規定により自動車検査証の交付を受けた日(これらの規定の適用を受けないものにあつては、使用を開始した日)から一年以上経過した乗用自動車及び同法第十三条(移転登録)の規定による移転登録を受けている乗用自動車(保税地域から引き取られる乗用自動車にあつては、引取り前に一年以上使用されていたものとして政令で定めるもの)以外のものをいう。

3 事業者が、第一項に規定する期間内に同項に規定する普通乗用自動車につき第十五条第一項に規定する割賦販売等を行った場合において、当該普通乗用自動車の譲渡につき同項の規定の適用を受けたときは、当該普通乗用自動車の当該割賦販売等に係る賦払金の額で、第一項に規定する期間後にその支払の期日が到来するものに係る部分の資産の譲渡について適用される税率は、第二十九条の規定にかかわらず、同項に規定する税率とする。

4 第一項の規定の適用を受ける普通乗用自動車(以下この条において「普通乗用自動車」という。)に係る第三十条第一項、第三十二条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、第三十条第一項、第三十二条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、第三十九条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の六」とする。

5 普通乗用自動車の譲渡を行う事業者の適用日の属する課税期間から昭和六十七年三月三十一日の属する課税期間までの各課税期間及び第一項に規定する税率が適用される第三項に規定する資産の譲渡が行われた各課税期間に係る第四十二条第一項の規定による申告書で第四十三条

第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び第四十五条第一項の規定による申告書については、第四十三条第一項第一号及び第四十五条第一項第一号中「課税標準である金額の合計額」とあるのは「税率の異なることに区分した課税標準である金額及びその合計額」と、第四十三条第一項第二号及び第四十五条第一項第二号中「課税標準額」とあるのは「税率の異なることに区分した課税標準額」とする。

6 前二項に定めるもののほか、普通乗用自動車に対しこの法律を適用する場合における技術的調整その他の普通乗用自動車に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第十二条 第三十二条の規定は、同条第一項の事業者が、適用日以後に国内において行つた課税仕入れにつき同項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合又は適用日以後に保税地域から引き取つた課税貨物につき同条第四項に規定する消費税額の還付を受けた場合について適用する。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第十三条 第三十七条第一項に規定する事業者が、同項に規定する届出書を適用日前にその納税地を所轄する税務署長に提出した場合における同条の規定の適用については、同項中「記載した届出書」とあるのは「記載した届出書を昭和六十四年三月三十一日までに」と、「当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間(当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間」とあるのは「昭和六十四年四月一日の属する課税期間」と、同条第三項中「同項に規定す

る翌課税期間」とあるのは「昭和六十四年四月一日の属する課税期間」とする。

(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第十四条 第三十八条の規定は、適用日以後に同条第一項の事業者が国内において行つた同項に規定する課税資産の譲渡等につき、同項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合について適用する。

(貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置)

第十五条 第三十九条の規定は、適用日以後に同条第一項の事業者が国内において行つた同項に規定する課税資産の譲渡等に係る売却金その他の債権につき、同項に規定する事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつた場合について適用する。

(小規模事業者等に係る限界控除に関する経過措置)

第十六条 個人事業者(第四十条第三項の規定の適用を受ける個人事業者を除く。)の適用日の属する課税期間に係る同条の規定の適用については、同条第一項中「六千万円」とあるのは「四千五百万円」と、「三千万円」とあるのは「二千二百五十万円」とする。

2 第四十条第三項の規定は、課税期間が適用日前に開始し、適用日以後に終了する法人について準用する。この場合において、同項中「当該課税期間の月数」とあるのは、「昭和六十四年四月一日から当該課税期間の末日までの期間の月数」と読み替へるものとする。

(課税資産の譲渡等についての中間申告に関する経過措置)

第十七条 第四十二条の規定は、適用日の翌日以後に開始する同条第一項に規定する課税期間について適用する。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

第十八条 第六十条第二項及び第三項の規定は、適用日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りについて適用する。

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(砂糖消費税法等の廃止)

第二十条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)

二 物品税法

三 トランプ税法(昭和三十一年法律第七十三号)

四 入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)

五 通行税法(昭和十五年法律第四十三号)

(砂糖消費税法等の廃止に伴う一般的経過措置)

第二十一条 前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税、物品税、トランプ税又は入場税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に領収した同条の規定による廃止前の通行税法(以下この項において「旧通行税法」という。)第二条(税率)に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金若しくは特別車両料金等(以下この項において「旅客運賃等」という。)又は前条の規定の施行前に行つた旧通行税法第一条(納税義務者)に規定する汽車等若しくは航空機による役務の提供に係る対価として前条の規定の施行後に領収する旅客運賃等に係る通行税については、なお従前の例による。

(砂糖消費税法の廃止に伴う経過措置)

第二十二条 砂糖消費税法第一条(課税物件)に規定する砂糖、糖みつ及び糖水(以下この項において「砂糖類」という。)を保税地域から引き取る

者が昭和六十四年三月三十一日以前に保税地域から引き取られた砂糖類を同月一日から同月三十一日までの間に政令で定めるところにより、国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合には、当該引き取る者を当該砂糖類の製造者とみなし、当該承認を受けた場所を当該砂糖類の製造場とみなし、当該移入を当該砂糖類の製造場への戻入れとみなして、砂糖消費税法の規定を適用する。

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る場所につき砂糖消費税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

3 適用日において、旧砂糖類（附則第二十条の規定による廃止前の砂糖消費税法（以下「旧砂糖消費税法」という。）第一条（課税物件）に規定する砂糖、糖みつ及び糖水をいう。以下この項において同じ。）の製造者又は旧砂糖類を保税地域から引き取るうとする者が、旧砂糖消費税法第三十三条第四項（砂糖消費税証紙）の規定により交付を受けた同条第一項に規定する砂糖消費税証紙で使用していないものを所持しているときは、直ちに、これを交付を受けた税務署長又は税関長に返さなければならない。

(物品税法の廃止等に伴う経過措置)

第二十三條 第二種の課税物品（物品税法第二條第一号（定義）に規定する課税物品のうち、同法別表に掲げる第二種の物品に該当するものをいう。以下この項において同じ。）の販売業者が昭和六十四年三月三十一日以前に自ら保税地域から引き取つた第二種の課税物品を同月一日から同月三十一日までの間に政令で定めるところにより、国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合には、当該販売業者を第二種の課税物品の製造者とみなし、当該承認を受けた場所を当該第二種の課税物品の製造に係る製造場とみなし、当該移入を当該第二種の課税物品の製造に

係る製造場への戻入れとみなして、物品税法の規定を適用する。

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る場所につき物品税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

3 適用日において、附則第二十条の規定による廃止前の物品税法（以下「旧物品税法」という。第三十五条の二第一項（販売業者証明書の交付等）の規定により同項に規定する賣上等の販売業者が同項に規定する販売業者証明書の交付を受け、現に所持している場合には、直ちに、これを交付を受けた税務署長に返さなければならぬ。

4 適用日において、旧第二種の課税物品（旧物品税法第二条第一号に規定する課税物品のうち、旧物品税法別表に掲げる第二種の物品に該当するものをいう。以下この項において同じ。）の製造者又は旧第二種の課税物品を保税地域から引き取りあとする者が、旧物品税法第三十八条第四項（物品税証紙）の規定により交付を受けた同条第一項に規定する物品税証紙で使用していないものを所持しているときは、直ちに、これを交付を受けた税務署長又は税関長に返さなければならぬ。

（トランプ類税法の廃止等に伴う経過措置）

第二十四条 トランプ類（トランプ類税法第一条（課税物件）に規定するトランプ類をいう。以下この項において同じ。）の販売業者が昭和六十四年三月三十一日以前に保税地域から引き取られたトランプ類を同月一日から同月三十一日までの間に政令で定めるところにより、国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合には、当該販売業者を当該トランプ類の製造者とみなし、当該承認を受けた場所を当該トランプ類の製造場とみなし、当該移入を当該トランプ類の製造場への戻入れとみなして、トランプ類税法の相定を適用する。

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る場所につきランプ類税の保全上

不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

3 適用日において、附則第二十条の規定による廃止前のトラランプ類税法(以下「旧トラランプ類税

法」という。第一条に規定するトランプ類（以下この項において「旧トランプ類」という。）の製造者又は旧トランプ類を保稅地域から引き取らうとする者が、旧トランプ類稅法第二十一条第一項（証紙の交付）の規定により交付を受けた旧トランプ類稅法第二十条第一項（証紙をはり付けける義務等）に規定するトランプ類稅証紙で使用するに、これを交付を受けた稅務署長又は稅關長に返さなければならない。

(入場税法の廃止等に伴う経過措置)

第二十五条 入場税法第三条(納税義務者)に規定する経営者等が、適用日以後に同法第二条第一項(定義)に規定する興行場等へ入場するために使用されることが明らかなる入場券を施行日から適用日の前日までの間に前売りし、その入場料金を領収する場合における同法第四条(課税標準額及び税率)及び第十条第一項(課税標準額及び税率額の申告)の規定の適用については、同法第四条中「百分の十」とあるのは「百分の三」と、同項第一号中「領収した入場料金」とあるのは「領収した入場料金の税率区分ごと」と、同項第二号中「課税標準額」とあるのは「税率区分ごととの課税標準額」とする。

2 前項の規定の適用を受ける入場税について

は、附則第二十条の規定による廃止前の入場税法以下この条において「旧入場税法」という。第十三条（入場税の控除等）、第二十五条及び第二十八条（罰則）の規定は、附則第二十条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

3 適用日前に、旧入場税法第八条第一項又は第二項(免税興行)の規定により入場税の免除を受

けた旧入場税法第二条第二項に規定する主権者が、適用日以後に旧入場税法第八条第八項の規定に該当することとなつた場合における適用日前に領収した旧入場税法第二条第三項に規定する入場料金に係る入場税については、なお従前の例による。

4 適用日において、旧入場税法第三条に規定する経営者等が旧入場税法第十九条第二項（入場券の交付及び切取の義務）の規定により交付を受けた同条第一項に規定する用紙で使用していないものを所持しているときは、直ちに、これを交付を受けた税務署長に返さなければならぬ。

(通行税法の廃止等に伴う経過措置)

第二十六条 通行税法第八条(徴収)に規定する運輸業者が、適用日以後に同法第一条(納税義務者)に規定する汽車等又は航空機の乗客に対し役務を提供する場合において、施行日から適用日の前日までの間に同条に規定する汽車等又は航空機の乗客から役務の提供に係る対価を領収する場合における同法第二条(税率)の規定の適用については、同条中「百分ノ十」とあるのは、「百分ノ三」とする。

(砂糖消費税法等の廃止に伴う罰則に係る経過

第二十七条 附則第二十條の規定の施行前にしたた
行為及びこの附則の規定によりなお従前の例に
よることとされる砂糖消費税、物品税、トラン
プ類税、入場税又は通行税に係る同条の規定の
施行後にした行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例による。

(関税率法の一部改正)

第二十八条 関税定率法の一部を次のように改正する。

第六条中「以下次条」を「次条」に、「第十四条第六号の三」を「第十四条第十八号」に改める。

第十四条第六号の三を削り、同条に次の一号を加える。

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号

消費税法案及び同報告書

三二六

十八 課税価格の合計額が一万円以下の物品
(本邦の産業に対する影響その他の事情を勘案してこの号の規定を適用することを適当としない物品として政令で定めるものを除く。)

別表の付表第二号及び第三号を次のように改める。

二 革製ハンドバッグ及びゴルフ用バッグ	第四二〇二・二一〇一・二一〇二・二一〇三・二一〇四・二一〇五・二一〇六・二一〇七・二一〇八・二一〇九・二一〇一〇
三 その他の物品	一〇%

別表の付表第四号から第六号までを削る。

(議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律等の一部改正)

第二十九条 次に掲げる法律の規定中(これらのものに対する通行税を含む。)を削る。

一 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)第五

条

二 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)第十六条第一項及び第十七条第一項

三 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第二十一条第二項

四 刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号)第三条第二項

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第三十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一条とし、附則に次の一条を加える。

第二条 私的独占禁止法の規定は、事業者が消費税を取りの相手方に円滑かつ適正に転嫁す

るため、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会規則の定めるところにより、公正取引委員会に届出をして次に掲げる共同行為(事業者団体がその直接又は間接の構成事業者に当該共同行為をさせる行為を含む。以下同じ。)については、消費税法(昭和六十三年法律第三十号)の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に限り、適用しない。ただし、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を維持し若しくは引き上げることとなるとき、不公正な取引方法を用いるとき又は事業者が不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするときは、この限りでない。

一 事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為(その共同行為に参加している事業者の三分の二以上が中小事業者である場合又はその共同行為に係る事業者団体が、その構成事業者の三分の二以上が中小事業者であり若しくはその直接若しくは間接の構成員である事業者団体のそれぞれの構成事業者の三分の二以上が中小事業者であるものである場合に限る。)

二 事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為

2 前項第一号の中小事業者とは、次に掲げる者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

3 法律の規定に基づいて設立された組合(組合の連合会を含む。以下同じ。)であつて政令で定めるものは、第一項に規定する期間内において、当該組合の事業として同項各号に掲げる共同行為をすることができ、この場合において、当該法律の規定の適用に関し必要な技術的読替等は、政令で定める。

4 公正取引委員会は、前項前段の政令で定める組合に係る第一項の届出を受理したときは、遅滞なく、当該組合に係る主務大臣に通知しなければならない。

(郵便法の一部改正)

第三十一条 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第九十二条の次に次の三條を加える。
第九十三条(消費税法の施行等に伴う第一種郵便物の料金の決定の特例) 郵政大臣は、第二十一条第二項から第四項まで及び第二十二條第二項の規定にかかわらず、第一種郵便物(市内特別郵便物を除く。)及び第二種郵便物(以下「第一種郵便物等」という。)について、消費税法(昭和六十三年法律第三十号)の施行に伴い増加することとなる郵便の役務の提供に要する費用(地方税法の一部を改正する

法律(昭和六十三年法律第三十号)及び所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第三十号)の施行に伴い郵便の役務の提供に要する費用が減少することとなるときは、当該減少することとなる費用の額を控除した額の費用)のうち、第一種郵便物等に係る郵便の役務の利用者が負担すべき部分(次項において「負担費用」という。)を償うのに必要な範囲内において、当該利用者相互の間の負担の公平に配慮して、審議会に諮問した上、省令で、これらの規定に定める額を超える額の料金を定めることができる。

前項の負担費用は、政令で定める第一種郵便物等の収入のすべての郵便物の収入に対する割合に基づき政令で定めるところにより算定するものとする。

第二項に規定する方法による新たな料金の決定は、昭和六十五年三月三十一日までの間、一回を限り、これを行うことができるものとする。

第一項の場合において、郵便書簡の料金の額は、重量二十五グラムまでの定形郵便物の料金の額より低いものとなるようにしなければならない。

第九十四条 第二十七條の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により第一種郵便物等の料金が定められている間は、前条第一項中「第二十一条第二項から第四項まで及び第二十二條第二項」とあるのは「第二十七條の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」と、「これらの規定に定める額」とあるのは「同条第一項の規定により定められた額」とする。

第九十五条 第九十三条第一項の規定により第一種郵便物等の料金が定められている間は、第二十三條第四項及び第二十六條第二項中「第一種郵便物の第二十一条第二項及び第三

項に規定する料金の額」とあるのは「第九十三
条第一項の規定により定められた第一種郵便
物郵便書簡を除く。」の料金の額」と、第二十
七条中「第二十一条第二項及び第三項」とある
のは「第九十三条第一項」と、「これらの規定
に定める額」とあるのは「同項の規定により定
められた額」と、第二十七条の二中「第二十
一条第二項又は第三項」とあるのは「第九十三
条第一項」と、「これらの規定に定める額」とあ
るのは「同項の規定により定められた額」と、
第二十七条の三第一項中「第二十一条第二項
若しくは第三項の規定により算出された当該
第一種郵便物の料金の額又は第二十二條第二
項に規定する当該第二種郵便物の料金の額」
とあるのは「第九十三条第一項の規定により
定められた当該第一種郵便物又は当該第二種
郵便物の料金の額」と、同条第三項中「第二十
一条第二項若しくは第三項又は第二十二條第
二項の規定による当該広告郵便物の料金の額
とあるのは「第九十三条第一項の規定により
定められた当該広告郵便物の料金の額」と、
第二十七條の四第一項（同条第二項において
準用する場合を含む。）及び第二十七條の六第
一項（同条第二項において準用する場合を含
む。）中「第二十一条第二項から第四項まで及
び第二十二條第二項」とあるのは「第九十三
条第一項」と、「これらの規定に定める額」とあ
るのは「同項の規定により定められた額」とす
る。

七十五号）の一部を次のように改正する。
第七條第一項中「若しくは砂糖、糖みつ若し
くは糖水、物品税法別表に掲げる第二種の物品
を削り、「ガス状炭化水素若しくはトランプ類」
を「ガス状炭化水素」に改め、「販売する砂糖、
糖みつ若しくは糖水の原料とするため所持する
砂糖、糖みつ若しくは糖水又は「及び」砂糖消
費税、物品税を削り、「石油税若しくはトラ
ンプ類税」を若しくは石油税に、「補てんされ
た」を「補てんされた」に改め、同条第二項中、砂
糖消費税法第二十一条第一項、物品税法第二十
八條を削り、「石油税法」を「又は石油税法」に
改め、「又はトランプ類税法第十八條第一項若
しくは第四項」を削る。
（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等
に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第三十三條 前条の規定の施行前に、その製造場
から移出され、又は保税地域から引き取られる
旧砂糖消費税法第一條（課税物件）に規定する砂
糖、糖みつ若しくは糖水、旧物品税法別表に掲
げる第二種の物品又は旧トランプ類税法第一條
（課税物件）に規定するトランプ類に係る砂糖消
費税、物品税又はトランプ類税については、前
条の規定による改正前の災害被害者に対する租
税の減免、徴収猶予等に関する法律第七條（酒
税等の控除又は還付）の規定並びに旧砂糖消費
税法、旧物品税法及び旧トランプ類税法の規定
は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有
する。
（印紙等模造取締法の一部改正）
第三十四條 印紙等模造取締法（昭和二十二年法
律第八十九号）の一部を次のように改正す
る。
第一條第一項を次のように改める。
政府の発行する印紙若しくは酒税法第五十
一條の規定による酒税証紙に紛らわしい外観
を有する物又は印紙税法第九條第一項の規定
による税印の印影に紛らわしい外観を有する

もの若しくはこれに紛らわしい外観を有する
印影を生ずべき器具は、これを製造し、輸入
し、販売し、頒布し、又は使用してはならな
い。
（印紙等模造取締法の一部改正に伴う経過措置）
第三十五條 前条の規定の施行前にした行為に対
する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。
（公営住宅法の一部改正）
第三十六條 公営住宅法（昭和二十六年法律第百
九十三号）の一部を次のように改正する。
第十二條第一項中「除く。以下第十三條第三
項において同様とする」を「除く。第十三條第三
項において同じに、「及び地代を、地代に、
以下第十三條第三項において同様とする。」を
加えた」を「第十三條第三項において同じ。」及び
公課を加えた」に改める。
第十三條第二項中「こえて」を「超えて」に、
「聞いたうえ」を「聞いた上」に改め、同条第三
項中「聞き」を「聴き」に、「及び地代に相当する
額を、地代に相当する額及び公課に改める。
（税理士法の一部改正）
第三十七條 税理士法（昭和二十六年法律第二百
三十七号）の一部を次のように改正する。
第二條第一項中「通行税」を削る。
第六條第一項中「酒税法又は物品税法」を
「消費税法又は酒税法」に改める。
第八條第一項第四号中「酒税若しくは物品税」
を「消費税若しくは酒税」に改める。
（税理士法の一部改正に伴う経過措置）
第三十八條 附則第二十一条第二項の規定により
なお従前の例によることとされる通行税につい
ては、前条の規定による改正前の税理士法第二
條第一項（税理士の業務）の規定は、前条の規定
の施行後も、なおその効力を有する。
2 前条の規定の施行前に物品税法について税理
士法第七條第一項（試験科目の一部の免除に規
定する基準以上の成績を得た者で同項に規定す

る申請を行うものに対する前条の規定による改
正後の同法第六條第一号（試験の目的及び試験
科目）の規定の適用については、同号二中「又は
酒税法」とあるのは、「酒税法又は物品税法」と
する。
3 適用日において物品税の賦課又は物品税に関
する法律の立案に関する事務に従事した期間を
有する者に対する前条の規定による改正後の税
理士法第八條第一項第四号（試験科目の一部の
免除）の規定の適用については、同号中「若しく
は酒税」とあるのは、「酒税若しくは物品税」と、
「期間」とあるのは「期間（物品税に関する当該事
務に従事した期間については、昭和六十四年三
月三十一日までの期間に限る。）とする。
（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並
びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する
協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関す
る法律の一部改正）
第三十九條 日本国とアメリカ合衆国との間の相
互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及
び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位
に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特
例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）
の一部を次のように改正する。
第一條中「通行税法（昭和十五年法律第四十三
号）」を「消費税法（昭和六十三年法律第
四十八号）」に改め、「物品税法（昭和五十二年
法律第二十五号）及び入場税法（昭和二十九年法
律第九十六号）」を「及び石油税法（昭和五十三年
法律第二十五号）」に改める。
第七條を次のように改める。
（消費税法の特例）
第七條 消費税法第二條第一項第四号に規定す
る事業者（同法第九條第一項本文の規定によ
り消費税を納める義務が免除される事業者を
除く。）が、次の各号に掲げる者に対し当該各

号に定める用途に供される同法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等(次項において「課税資産の譲渡等」という。)を行った場合には、消費税を免除する。

一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するために購入するもの

二 個人契約者又は法人契約者 当該個人契約者又は法人契約者がその締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営のみの事業の用に供するために購入するもので合衆国軍隊の用に供されるもの及び当該事業を行うためにこれらの者が購入するもので政令で定めるもの

2 前項の規定は、当該課税資産の譲渡等が同項各号に規定する用途に供されたものであることにつき、政令で定めるところにより証明がされたものでない場合には、適用しない。

第九条 次のように改める。

第十條 第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用を受けた揮発油で所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについては、製造者から直ちにその揮発油税及び地方道路税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事由により滅失したのについて、所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

第十條の二 第二項中「第九條第二項」を「前條第二項」に改める。

第十條の三 第三項中「第九條第二項」を「第十條第二項」に改める。

第十一條 第一項中「第九條から」を「第七條及び第十條から」に、「物品税」を「消費税」に、「物品」を「資産」に、「第九條第一項各号」を「第七條第一項各号」に、「譲受」を「譲受け」に、「以下

次項」を「次項」に改め、同條第二項中「規定する物品」を規定する資産に、「第九條第一項各号」を「第七條第一項各号」に、「当該物品」を「当該資産」に、「ついで」の第九條第一項を「ついで」の第七條第一項に、「物品税額」を「消費税額」に、「物品税」を「消費税」に改める。

第十二條を削る。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十條 前條の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(次項及び附則第五十一條第二項において「旧所得税法等特例法」という。)の規定により前條の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

2 前條の規定の施行前に旧所得税法等特例法第九條第一項(物品税法の特例)の規定により物品税の免除を受けて製造場から移出された物品については、同條第二項の規定は、前條の規定の施行後も、なおその効力を有する。

3 前條の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第四十一條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例

に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「特別とん税法(昭和三十三年法律第三十八号)」の下に、「消費税法(昭和六十三年法律第三十八号)」を加え、「砂糖消費税法(昭和三十三年法律第三十八号)、物品税法(昭和三十三年法律第四十八号)、トランプ類税法(昭和三十三年法律第七十三号)」を削る。

第七條中「酒税」を「消費税、酒税」に改め、「砂糖消費税、物品税、トランプ類税」を削る。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十二條 前條の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(次項において「旧関税法等特例法」という。)の規定により前條の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税、物品税又はトランプ類税については、なお従前の例による。

2 前條の規定の施行前に旧関税法等特例法第七條(内国消費税の免除)の規定により砂糖消費税、物品税又はトランプ類税の免除を受けて輸入された物品は、前條の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(以下この項において「新関税法等特例法」という。)第七條の規定により内国消費税の免除を受けて輸入された物品とみなして、新関税法等特例法第八條(関税及び内国消費税の徴収)の規定を適用する。

(会社更生法の一部改正)

第四十三條 会社更生法の一部を次のように改正する。

第百十九條中「通行税、有価証券取引税」を「有価証券取引税、消費税」に改め、「物品税、砂糖消費税及び入場税、トランプ類税」を削り、「基いて」を「基いて」に改める。

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四條 附則第二十一條の規定によりなお従前の例によることとされる砂糖消費税、物品税、トランプ類税、入場税又は通行税については、前條の規定による改正前の会社更生法第百十九條(源泉徴収所得税等)の規定は、前條の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第四十五條 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第八十六條中「酒税相当額」を「消費税及び酒税相当額」に改める。

(関税法の一部改正)

第四十六條 関税法の一部を次のように改正する。

第九條の五 第一項を次のように改め、同條を第九條の六とする。

この法律又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により提供する関税の担保の種類については、国税通則法第五十條(担保の種類)の規定を準用する。

第九條の四を第九條の五とし、第九條の三

「行なう」を「行う」に改め、同條を第九條の四とし、第九條の二 第二項中「行なう」を「行う」に改め、同條を第九條の三とし、第九條の次に次の一條を加える。

(納期限の延長)

第九條の二 申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者が、第七條第二項(申告)

の規定による輸入申告書を提出した場合において、前条第一項の規定による関税を納付すべき期限（以下この条において「納期限」という。）に關し、その延長を受けた旨の申請書を第七條第二項の税関長に提出し、かつ、当該輸入申告書に記載した関税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、前条第一項の規定にかかわらず、当該関税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を三月以内に限り延長することができ

2 申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者が、その月（以下この項において「特定月」という。）において輸入しようとする貨物に課されるべき関税の納期限に關し、特定月の前月末日までにその延長を受けた旨の申請書をその輸入の予定地を所轄する税関長に提出し、かつ、特定月において輸入しようとする貨物に係る関税額の合計額に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、特定月においてその者が輸入する貨物に係る関税については、前条第一項の規定にかかわらず、特定月における関税額の累計額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を特定月の末日の翌日から三月以内に限り延長することができる。

3 前二項の申請書の記載事項、前二項の担保の提供の手續その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十條第二項中「納付すべき期限又は第九條の二第二項」を「納付すべき期限（第九條の二第一項又は第二項（納期限の延長）の規定により関税を納付すべき期限が延長された場合にあつては、当該延長された期限）又は第九條の三第二項」に改める。

第十二條第七項中「第一号又は第二号」を「第二号又は第三号に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第九條の二」を「第九條の三」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第九條の二」を「第九條の三」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第九條の二第二項又は第二項（納期限の延長）の規定により納付すべき期限が延長された関税 当該延長された期限

第十四條第一項中「第七十三條第一項」を「第九條の二第一項又は第二項（納期限の延長）の規定により関税を納付すべき期限が延長された場合にあつては、当該関税に係る貨物の輸入の許可の日とし、第七十三條第一項」に改める。

第二十四條第三項第二号中「酒税法等」を「消費税法等」に改める。

第七十二條中「外国貨物については」の下に「第九條の二第一項又は第二項（納期限の延長）の規定により関税を納付すべき期限が延長される場合を除き」を加える。

第七十七條第五項中「第九條の二第一項」を「第九條の三第一項」に改める。

（関税法の一部改正に伴う経過措置）
第四十七條 前条の規定による改正後の関税法第九條の二の規定は、適用日以後に輸入される貨物に課されるべき関税について適用する。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律の一部改正）
第四十八條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律（昭和二十九年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第一條中「物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）」を「消費税法（昭和六十二年法律第号）」に改める。

第二條中「物品税を消費税に改め、同條第一号中「事由に因り」を「事由により」に改め、同條第二号中「第五條第一項本文」を「第五條第三項本文」に改め、同條に次の一項を加える。

2 事業者（消費税法第二條第一項第四号に規定する事業者をいい、同法第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が同法第二條第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等を行った場合において、当該課税資産の譲渡等についての協定第六條の規定による消費税の免除については、当該課税資産の譲渡等が政府に対して行われたものであることにつき政府の権限ある官憲により証明がされた場合に限り、行うものとする。

第四條第二項中「譲受は、物品税法」を「譲受は、消費税法に改める。

第五條第二項中「物品税法」、「物品税法第四章及び物品税」を削り、同項を同條第四項とし、同條第一項中「物品税、及び、物品税法」を削り、同項を同條第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

協定第六條の規定により消費税の免除を受けて調達された資材等又は製品等を譲り受けようとする者は、当該譲受けが前條第一項ただし書に該当する場合を除き、政令で定めるところにより、これらの資材等又は製品等の所在場所の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する資材等又は製品等の譲受けがされたときは、当該資材等又は製品等の所在場所の所轄税務署長は、当該資材等又は製品等を譲り受けた者から当該資材等又は製品等についての免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。

5 第一項の規定による承認を受けないで同項の資材等又は製品等を譲り受けた者は、二十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律の一部改正に伴う経過措置）
第四十九條 前条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律（次項において「旧協定特例法」という。）の規定により同条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條の規定により物品税の免除を受けて輸入された物品については、旧協定特例法第二條（関税等を徴収する場合）の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

（日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律の一部改正）
第五十條 日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一條中「通行税法（昭和十五年法律第四十三号）」を「消費税法（昭和六十二年法律第号）」に改め、「物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）」、「入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）」及び「砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）」、トランプ類税法（昭和三十二年法律第百七十三号）を削る。

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 消費税法案及び同報告書

三三〇

第三条第二項中「通行税法」を「消費税法」に改め、「物品税法」を削り、「石油税法又は入場税法」を「又は石油税法」に改め、同条第二項中「第九條第一項第一号」を「第七條第一項第一号」に、「ついでに物品税を」ついでに消費税に、「により物品税を」により消費税に、「物品」を「資産」に改め、「第九條第二項」を削り、「場合の物品税」を「場合の」に、「免税物品」を「免税物品等」に改める。

第四条中「関税定率法」の下に「消費税法」を加え、「砂糖消費税法、物品税法」及び「トランプ類税法」を削る。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十一條 前条の規定による改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(次項において「旧国連軍特例法」という。)の規定により同条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に旧国連軍特例法第三条第一項(所得税法の特例)において準用する旧所得税法等特例法第九條第一項(物品税法の特例)の規定により物品税の免除を受けて製造場から移出された物品については、旧国連軍特例法第三条第二項の規定(同項において準用する旧所得税法等特例法第九條第二項の規定を含む。)は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

3 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第五十二條 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「この法律は」の下に「消費税法(昭和六十三年法律第 号)を加え、「砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)、物品税法(昭和三十一年法律第四十八号)を削り、「石油税法(昭和五十二年法律第二十五号)又はトランプ類税法(昭和三十一年法律第七十三号)を「又は石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)に、「酒税法等」を「消費税法等」に改める。

第二条第一号中「酒税法等」を「消費税法等」に改め、「課される」の下に「消費税」を加え、「砂糖消費税法、物品税」を削り、「石油税又はトランプ類税」を「又は石油税」に改め、同条第二号中「課税物品」とは「の下に、消費税法第二條第一項第十一号(定義)に規定する課税貨物」を加え、「砂糖消費税法第一條(課税貨物)に規定する砂糖、糖みつ若しくは糖水、物品税法第一條(課税貨物)に規定する物品」を削り、「石油税法」を「又は石油税法」に改め、「又はトランプ類税法第一條(課税貨物)に規定するトランプ類」を削る。

第三条第二号中「若しくは第七項、砂糖消費税法第二十三條(砂糖類の引取りとみなす場合)又は物品税法第二十六條第四項(輸出する不課税物品の材料となる物品の免税等)」を「又は第七項」に改める。

第五條の見出し中「引取り」を「引取り等」に改め、同条中「酒税法等」を「消費税法等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第八條第一項の規定その他この法律の規定により税関長が直ちに外国貨物に係る消費税を徴収する場合(政令で定める場合に限る。)には、当該徴収された消費税は当該外国貨物の保税地域からの引取りにつき課された消費税とみなして、消費税法の規定を適用する。

第六條第一項中「あわせて酒税法等」を併せて消費税法等に改め、同条第二項及び第四項中「酒税法等」を「消費税法等」に改める。

第七條第一項並びに第十條第一項及び第四項中「酒税法等」を「消費税法等」に改める。

第十三條の見出しを「(免税等)」に改め、同条第四項中「又は第四号」を「若しくは第四号又は第三項第二号、第三号若しくは第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「又は第四号」を「若しくは第四号又は第三項第二号、第三号若しくは第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第四号」を「第一項第四号又は前項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項各号列記以外の部分中「(関税が免税とされている物品については、当該物品に課税されるものとした場合には、その関税が免除されるべきものを含む。)」を削り、「(内国消費税)の下に「(消費税を除く。)」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 関税定率法第十四條第一号、第二号又は第七号から第九号までに掲げるもの
第十三條第一項第二号中(特定用途免税)を削り、同項第三号中(外交官用貨物等の免税)を削り、同項第四号中(再輸出免税)を削り、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

次の各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定により関税が免除されるもの(関税が免税とされている物品については、当該物品に課税されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。第三項において同じ。)を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る消費税を免除する。

一 関税定率法第十四條第一号から第三号まで、第三号の二(国際連合又はその専門機関から寄贈された教育用又は宣伝用の物品に係る部分に限る。)、第三号の三、第四号、第六号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十七号又は第十八号(無条件免税)に掲げるもの

二 関税定率法第十五條第一項第二号から第五号の二まで、第九号又は第十号(特定用途免税)に掲げるもの(同号に掲げる貨物にあつては、その用途を勘案して政令で定めるものに限る。)

三 関税定率法第十六條第一項各号(外交官用貨物等の免税)に掲げるもの
四 関税定率法第十七條第一項各号(再輸出免税)に掲げるもの

2 専ら本邦と外国との間の旅客若しくは貨物の輸送の用に供される船舶又は航空機その他の政令で定める物品を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る消費税を免除する。

第十四條を次のように改める。
第十五條の次に次の二條を加える。
(加工又は修繕のため輸出された課税物品に係る消費税の軽減)

第十五條の二 加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可(関税法第六十七條(輸出又は輸入の許可)の規定による輸出の許可をいう。以下この条において同じ。)の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内に輸入される課税物品(輸出の際に消費税の免除を受けていないものに限るものとし、加工のためのものについては、本邦においてその加工をすることが困難であると認められるものに限る。)については、政令で定めるところにより、当該課税物品が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の消費税の額の範囲内において、その消費税を軽減することができる。

(再輸出される課税物品に係る消費税の軽減)
第十五条の三 長期間にわたつて使用することができ、かつ、通常その輸入が貸借契約に基づき、又は請負契約の履行に関連して、本邦で一時的に使用するため行われる課税物品のうち政令で定めるもので輸入され、その輸入の許可の日から二年(その使用のできる期間が特に長期にわたる課税物品で政令で定めるものについては、五年以内において政令で定める期間)以内に輸出されるものについては、政令で定めるところにより、その消費税を軽減することができる。

2 関税定率法第十八条第二項(再輸出減税)の規定は前項の規定により消費税を軽減する場合について、同条第三項の規定は前項の規定により消費税の軽減を受けた課税物品について、同条第四項の規定は前項の規定により消費税の軽減を受けた者について、それぞれ準用する。

第十六条第一項中「砂糖消費税法第五条第二項、物品税法第六条第二項」を「消費税法第四条第五項本文」、「石油ガス税法第五条第二項又はランプ類税法第五条第二項」を「又は石油ガス税法第五条第二項」に改め、同条第三項中「積みもどし」を「積戻し」に改め、同項ただし書中「還付」を「控除又は還付」に改め、同条第四項ただし書中「還付」を「控除又は還付」に改め、同条第五項中「酒税法等」を「消費税法等」に改め、同項第二号中「もどされた」を「戻された」に改め、同条第六項中「第十三条第一項」を「第十三条第三項」に改める。

第十六条の二第一項中「物品税法別表に掲げる第二種の物品で政令で定めるものを」を「消費税法第二条第一項第十一号(定義)に規定する課税貨物」に、「同法第六条第二項(引取りとみなす場合)」を「同法第四条第五項本文(課税の対象)」に改め、同条第二項中「前項の物品」を「前項の

課税貨物」に、「当該物品」を「当該課税貨物」に、「物品税法」を「消費税法」に改める。
(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十三条 前条の規定による改正前の輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(次項及び第三項において「旧輸入税法」という。)の規定により前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税、物品税又はランプ類税については、なお従前の例による。

2 旧輸入税法第二条第二号(定義)の課税物品に該当し、前条の規定による改正後の輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(次項において「新輸入税法」という。)第二条第二号の課税物品に該当しないこととなつたものに対する砂糖消費税、物品税又はランプ類税の還付については、なお従前の例による。

3 旧輸入税法の規定の適用を受けて前条の規定の施行前に保税地域から引き取られた課税物品は、新輸入税法の規定の適用を受けて保税地域から引き取られた課税物品とみなして、新輸入税法第十一条第三項(保税運送等の場合の免税)、第十二条第四項(船用品又は機用品の積み込み等の場合の免税)又は第十三条第五項(免税等)の規定を適用する。

4 前条の規定の施行前にした行為及び第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる砂糖消費税、物品税若しくはランプ類税又は同項に規定する物品に対するこれらの税の還付に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(とん税法の一部改正)
第五十四条 とん税法(昭和三十三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第九条第二項中「第九条の五」を「第九条の六」に改める。

(国税徴収法の一部改正)
第五十五条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。
三 消費税等 消費税、酒税、たばこ消費税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税をいう。
第一条の見出し中「消費税」を「消費税等」に改め、同条中「場合の消費税」を「場合の消費税等」に、「徴収する消費税」を「徴収する消費税等」に改め、「販売」を削る。
第二十六条第一号中「消費税」を「消費税等」に改める。

第三十六条中「第一号に掲げる者」を「第一号に定める者に」、「次条及び」を「この条、次条及び」に、「第二号に掲げる者」を「第二号に定める者に」あつては同号に規定する貸付けに係る財産(取得財産を含む。)、第三号に定める者に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 消費税法(昭和六十三年法律第 号)第十三条(資産の譲渡等を行つた者の実質判定)の規定により課された国税(同法第二条第一項第八号(定義)に規定する貸付けに係る部分に限る。、その国税の賦課の基因となつた当該貸付けを法律上行つたとみられる者

第二百五十八条第一項中「消費税」を「消費税等(消費税を除く。)」に改め、同条第三項中「入場税及びランプ類税」を削る。
(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)
第五十六条 前条の規定による改正後の国税徴収法の規定は、同条の規定の施行後に課されるべき、又は納付し若しくは徴収されるべき国税について適用し、同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであつた砂糖消費税、物品税又はランプ類税については、なお従前の例による。

(国税通則法の一部改正)
第五十七条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第二号中、有価証券取引税法を「及び有価証券取引税法」に改め、「及び通行税」を削り、同条第三号を次のように改める。
三 消費税等 消費税、酒税、たばこ消費税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税をいう。
第二条第九号中「計算の基礎となる期間」の下に「(消費税法(昭和六十三年法律第 号)第二条第一項第九号(定義)に規定する課税資産の譲渡等に係る消費税(以下「課税資産の譲渡等」に係る消費税」という。))については、同法第十九条(課税期間)に規定する課税期間」を加える。

第十五条第二項中「第十四号」を「第九号まで及び第十一号から第十四号」に、「掲げる時」を「定める時」に改め、同条第六号中「消費税」を「消費税等」に、「課税物件」を「課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号(定義)に規定する課税資産の譲渡等をいう。をした時又は課税物件に、又は保税地域を若しくは保税地域に改め、「販売業者の小売した物品に課される物品税についてはその小売の時とし、入場税については入場料金の領収の時とする。)」を削り、同項第十号を次のように改める。

十 削除
第二十一条第二項中「贈与税の下に、課税資産の譲渡等に係る消費税」を加え、同条第四項中「引取りに係る消費税」を「引取りに係る消費税等」に、「申告消費税」を「申告消費税等」に、「当該消費税」を「当該消費税等」に改める。
第二十三条第六項中「申告消費税」を「申告消費税等」に改める。

第三十条第二項中「贈与税の下に、課税資産の譲渡等に係る消費税」を加え、同条第四項中「申告消費税」を「申告消費税等」に、「当該消費税」を「当該消費税等」に改める。

第三十条第二項中「贈与税の下に、課税資産の譲渡等に係る消費税」を加え、同条第四項中「申告消費税」を「申告消費税等」に、「当該消費税」を「当該消費税等」に改める。

税」を「当該消費税等」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十三条第二項中「贈与税」の下に、「課税資産の譲渡等に係る消費税」を加え、同条第三項中「消費税」を「消費税等」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十六条第二項中「行なう」を「行う」に、「消費税」を「消費税等」に改める。

第三十八条第三項中「納税義務の成立した」を「次に掲げるに」、「差し押さえる」を「差し押さえる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 納税義務の成立した国税（課税資産の譲渡等に係る消費税を除く。）

二 課税期間が経過した課税資産の譲渡等に係る消費税

三 納税義務の成立した消費税法第四十二条第一項（課税資産の譲渡等）についての中間申告の規定による申告書に係る消費税

第三十九条の見出し中「消費税」を「消費税等」に改め、同条第一項中「消費税の課される物品」を「消費税等（消費税を除く。以下この条において同じ。）の課される物品」に、「につき消費税」を「につき消費税等」に、「その消費税」を「その消費税等」に改め、同条第二項及び第三項中「消費税」を「消費税等」に改める。

第四十三条第一項中「行なう」を「行う」に、「消費税」を「消費税等」に改め、同条第二項中「贈与税」の下に、「課税資産の譲渡等に係る消費税」を加え、「掲げる」を「定める」に改める。

第四十五条中「消費税」を「消費税等」に改める。

第四十六条第一項中「第二号」を「第三号」に改め、同項第一号中「掲げる日」を「定める日」に、「政令で定めるもの」を「消費税及び政令で定めるもの」に、「消費税」を「消費税等」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 その災害のやんだ日以前に課税期間が経過した課税資産の譲渡等に係る消費税でその納期限がその損失を受けた日以後に到来するものうちその申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの

第六十条第二項中「消費税」を「消費税等」に改める。

第六十五条第三項第二号中「又は法人税」を「法人税又は消費税」に改め、同号に次のように加える。

二 消費税法第二十一条第十九号（定義）に規定する中間納付額

第六十八条第四項中「消費税」を「消費税等（課税資産の譲渡等に係る消費税を除く。）」に改める。

第八十五条第一項及び第八十六条第一項中「贈与税」の下に、「課税資産の譲渡等に係る消費税」を加える。

第一百八条第二項中「消費税」を「消費税等」に改める。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第五十八條 前条の規定の施行前に課されるべき、又は納付し若しくは徴収されるべきであつた同条の規定による改正前の国税通則法第二十三条（定義）に規定する消費税又は通行税については、なお従前の例による。

（建物の区分所有等に関する法律の一部改正）

第五十九條 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七條に次の一項を加える。

11 管理組合法人は、消費税法（昭和六十三年法律第 号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

（家用自動車の一時期輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正）

第六十条 家用自動車の一時期輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第一条中「物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）」を「消費税法（昭和六十三年法律第 号）」に改める。

第二条第三号及び第三条中「物品税」を「消費税」に改める。

（家用自動車の一時期輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十一条 前条の規定による改正前の家用自動車の一時期輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の規定により同条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に輸入された車両又は車両修理用の部分品について免除を受けた物品税は、前条の規定による改正後の家用自動車の一時期輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（輸入税の徴収）に規定する輸入税とみなして、同条の規定を適用する。

（砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正）

第六十二条 砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「砂糖消費税」を「消費税」に改める。

（コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正）

第六十三条 コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の

国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）」を「関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）及び消費税法（昭和六十三年法律第 号）」に改める。

第三条中「関税」を「関税及び消費税（以下「輸入税」という。）」に、「関税の」を「輸入税の」に改める。

第四条中「関税」を「輸入税に」、「三月をこえる」を「三月を超え」に、「三月をこえ」を「三月を超え」に改める。

第五条の見出し中「関税」を「輸入税」に改め、同条中「関税」を「輸入税」に改める。

第六条第二項中「関税」を「輸入税」に改める。

第九条中「関税納付済みの」を「輸入税が納付された、又は納付されるべきに改める。

第二十一条中「規定」の下に「及び輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第二十六条の規定」を加える。

（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第六十四条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第八十条第一項第三号中「保税地域」の下に「（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。）」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 削除

第八十条第四項中「砂糖類」を「又は」に改め、「又は物品税法第一条に規定する物品」を削り、同条第六項から第八項までの規定中「又は第五号」を削る。

第八十一条第一項中「砂糖消費税」を削り、「地方道路税又は物品税」を「又は地方道路税」に改め、「以下この節の下に」(第八十五条及び第八十七条を除く)を加え、「当該軽減又は免除を受けた砂糖類を原料として製造した菓子その他の砂糖類以外の飲食物で政令で定めるもの(以下この項において「菓子等」という)を含む。」及び「(当該菓子等を積み込む場合には、これに含まれているしよ糖の重量に相当する重量の政令で定める砂糖。以下この項において同じ。)」を削り、同条第三項中「砂糖消費税法第十一条第一項を削り、地方道路税法を又は地方道路税法に改め、又は物品税法第二十九条第二項を削る。

第八十五条第一項中「及び内国消費税」の下に「消費税及び酒税に限る。以下この条及び第八十七条において同じ。」を加える。
(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第六十五条 前条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の規定により同条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった砂糖消費税又は物品税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる砂糖消費税又は物品税に係る前条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部改正)
第六十六条 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の下に、消費税法(昭和六十三年法律第三号)を加え、砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)及び、物品税法(昭和三十三年法律第四十八号)、トランプ類税法(昭和三十三年法律第七十三号)」を削る。
(たばこ事業法の一部改正)
第六十七条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第九条第一項中「たばこ消費税法」を「消費税法(昭和六十三年法律第三号)に規定する消費税及びたばこ消費税法」に改め、同条第六項中「第一項中、たばこ消費税法」を「第一項中、及びたばこ消費税法」に、「とあるのは、たばこ消費税法」を「とあるのは、たばこ消費税法」に改める。

別表第一(第六条関係)
一 土地(土地の上に存する権利を含む)の譲渡及び貸付け(一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く)。
二 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二二号)第二条(定義)に規定する有価証券その他これに類するものとして政令で定めるもの(ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に係るものとして政令で定めるものを除く)及び外国為替及び外国貿易管理法第六十一条第七号(定義)に規定する支払手段(収集品その他の政令で定めるものを除く)その他これに類するものとして政令で定めるもの(別表第二において「有価証券等」という)の譲渡
三 利子を対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け、信用の保証としての役務の提供、第十四条第一項に規定する合同運用信託又は公社債投資信託(同項に規定する証券投資信託のうち、その信託財産を公債又は社債(会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含む)に対する投資として運用することを目的とするもので、株式又は出資に対する投資として運用しないものをいう)に係る信託報酬を対価とする役務の提供及び保険料を対価とする役務の提供(当該保険料が当該役務の提供に係る事務に要する費用の

額とその他の部分とに区分して支払われることとされている契約で政令で定めるものに係る保険料(当該費用の額に相当する部分の金額に限る)を対価とする役務の提供を除く)その他これらに類するものとして政令で定めるもの。

四 次に掲げる資産の譲渡
イ 国が行う郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)第一条(定義)に規定する郵便切手類(郵便法第三十三条第二項(切手類の発行及び販売等)に規定する郵便切手帳等を除く。以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という)又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)第三条第一項各号(印紙の売渡場所)に掲げる印紙(以下この号及び別表第二において「印紙」という)の譲渡及び簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)第七十七条第一項(簡易郵便局の設置及び受託者の呼称)に規定する簡易郵便局若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条(郵便切手類販売所等)に規定する郵便切手類販売所若しくは印紙売渡りさばき所(同法第五条第一項ただし書(切手類等の販売)の規定による承認を受けた場合には、当該承認に係る場所)における郵便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第一項各号に掲げる所における印紙の譲渡

ロ 地方公共団体又は売子さばき人(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の第二項(証紙による収入の方法等)(同法第二百九十二条(都道府県及び市町村に関する規定の準用)において準用する場合を含む。以下この号において同じ)並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百五十一条第六項(自動車税の徴収の方法)、第二百五十八条第三項(狩猟

者登録税の証紙徴収の手続)(同法第七百条の五十四第一項(入猟税の賦課徴収等)においてその例によることとされる場合を含む)。(同法第二百九十条第三項(道府県法
定外普通税の証紙徴収の手続)、第四百四十六條第六項(軽自動車税の徴収の方法)、第六百九十八条第三項(市町村法定外普通税の証紙徴収の手続)及び第六百九十九条の十三第四項(自動車取得税の納付の方法)(これらの規定を同法第一条第二項(用語)において準用する場合を含む)に規定する条例に基づき指定された者をいう)が行う証紙(地方自治法第二百三十一條の第二項に規定する使用料又は手数料の徴収に係る証紙並びに地方税法第一条第一項第十三号に規定する証紙徴収に係る証紙及び同法第六百九十九条の十三第一項(同法第一条第二項において準用する場合を含む)に規定する証紙をいう。別表第二において同じ)の譲渡

ハ 物品切手(商品券その他名称のいかんを問わず、物品の給付請求権を表彰する証書をいう)その他これに類するものとして政令で定めるもの(別表第二において「物品切手等」という)の譲渡
次に掲げる役務の提供
イ 国、地方公共団体、別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託若しくは指定を受けた者が、法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供で、その手数料、特許料、申立料その他の料金の徴収が法令に基づくもの(政令で定めるものを除く)。
(1) 登記、登録、特許、免許、許可、認可、承認、認定、確認及び指定
(2) 検査、検定、試験、審査、証明及び講習
(3) 公文書の交付(再交付及び書換交付を含む)、更新、訂正、閲覧及び謄写

昭和六十三年十一月十六日 衆議院会議録第十六号
消費税法案及び同報告書

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号

消費税法案及び同報告書

三三四

(4) 裁判その他の紛争の処理

ロ イに掲げる役務の提供に類するものとして政令で定めるもの

ハ 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十二条第四項(執行官)又は公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第七條第一項(手数料等)の手数料を対価とする役務の提供

ニ 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)第二条(郵便為替の国営)に規定する郵便為替及び郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)第二条(郵便振替の国営)に規定する郵便振替で国内と国内以外の地域との間で交換されるものに係る役務の提供

ホ 外国為替及び外国貿易管理法第十条第一項(外国為替業務の認可等)に規定する外国為替業務(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十条第二項第五号(業務の範囲)に規定する譲渡性預金証書の非居住者からの取得に係る媒介、取次ぎ又は代理に係る業務その他の政令で定める業務を除く)又は外国為替及び外国貿易管理法第十四条第一項(両替商)に規定する両替業務に係る役務の提供

六 次に掲げる療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の大蔵大臣の定めるものにあつては、大蔵大臣の定める金額に相当する部分に限る。)

イ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)(防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二條第一項(療養等)においてその例によるものとされる場合を含む)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百十

二号)又は私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定に基づく療養の給付及び特定療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養

ロ 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定に基づく医療及び特定療養費又は医療費の支給に係る療養並びに同法の規定に基づく老人医療受給対象者に係る施設療養

ハ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の規定に基づく更生医療の給付及び更生医療に要する費用の支給に係る医療、精神保健法(昭和二十五年法律第二百二十三号)の規定に基づく医療、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療並びに原子爆弾被害者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療

ニ 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百一十号)の規定に基づく療養の給付及び療養費の支給に係る療養

ホ 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定に基づく療養の給付及び療養の費用の支給に係る療養並びに同法の規定による労働福祉事業として行われる医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医療

ヘ 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の規定による損害賠償額の支払(同法第七十二條第一項(定義)の規定による損害をてん補するための支払を含む)を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療養

ト イからヘまでに掲げる療養、医療又は施設療養に類するものとして政令で定めるもの

七 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第一項(定義)に規定する第一種社会福祉事業、更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)第二条第二項(定義)に規定する更生保護を行う事業及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七條(児童福祉施設)に規定する助産施設又は保育所を経営する事業として行われる資産の譲渡等

ハ 次に掲げる教育に関する役務の提供(授業料又は入学(入園を含む)のための試験に係る検定料を対価として行われる部分に限る。)

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校の範囲)に規定する学校を設置する者が当該学校における教育として行う役務の提供

ロ 学校教育法第八十二條の二(専修学校)に規定する専修学校を設置する者が当該専修学校の同法第八十二條の三第一項(課程)に規定する高等課程、専門課程又は一般課程における教育として行う役務の提供

ハ 学校教育法第八十三條第一項(各種学校)に規定する各種学校を設置する者が当該各種学校における教育(修業期間が一年以上であることその他政令で定める要件に該当

するものに限る。)として行う役務の提供

ニ 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三条の二第二項第六十八号(運輸省の所掌事務)又は農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)第四条第六十二号(農林水産省の所掌事務)に規定する文教研修施設のうち政令で定めるもの並びに職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に規定する職業訓練大学

校、職業訓練短期大学校及び職業訓練校(職業訓練短期大学校及び職業訓練校にあつては政令で定めるものに限る。)を設置する者がこれらの施設における教育(職業訓練を含む、修業期間が一年以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。)として行う役務の提供

別表第二(第六條関係)

一 有価証券等
二 郵便切手類
三 印紙
四 証紙
五 物品切手等
別表第三(第三條、第六十條関係)
一次の表に掲げる法人

名	称	根拠法
アジア経済研究所	アジア経済研究所法(昭和三十五年法律第五十一号)	
奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)	
宇宙開発事業団	宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)	
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)	
海外経済協力基金	海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第七十三号)	
海上災害防止センター	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)	

海洋科学技術センター	海洋科学技術センター法（昭和四十六年法律第六十三号）
海洋水産資源開発センター	海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）
学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）
簡易保険郵便年金福祉事業団	簡易保険郵便年金福祉事業団法（昭和三十七年法律第六十四号）
環境衛生金融公庫	環境衛生金融公庫法（昭和四十二年法律第三十八号）
環境衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）
環境衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	
危険物保安技術協会	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）
行政書士会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）
漁業共済組合	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）
漁業共済組合連合会	
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十号）
漁業生産調整組合	漁業生産調整組合法（昭和三十六年法律第二百二十八号）
漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
漁船保険中央会	
金属鉱業事業団	金属鉱業事業団法（昭和三十八年法律第七十八号）
勤労者財産形成基金	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）
空港周辺整備機構	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第十号）
軽自動車検査協会	道路運送車両法
健康保険組合	健康保険法

健康保険組合連合会	
高圧ガス保安協会	高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
公害健康被害補償予防協会	公害健康被害の補償等に関する法律
公害防止事業団	公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）
航空貨物通関情報処理センター	航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律
厚生年金基金	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）
厚生年金基金連合会	
港務局	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）
小型自動車競走会	小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）
小型船舶検査機構	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）
国家公務員等共済組合	国家公務員等共済組合法
国家公務員等共済組合連合会	
国家公務員の団体（法人であるものに限る。）	国家公務員法（昭和二十二年法律第三十号）
国際観光振興会	国際観光振興会法（昭和三十四年法律第三十九号）
国際協力事業団	国際協力事業団法（昭和四十九年法律第六十二号）
国際交流基金	国際交流基金法（昭和四十七年法律第四十八号）
国民金融公庫	国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
国民健康保険組合	国民健康保険法
国民健康保険団体連合会	
国民生活センター	国民生活センター法（昭和四十五年法律第九十四号）
国民年金基金	国民年金法
国立教育会館	国立教育会館法（昭和三十九年法律第八十九号）
国立劇場	国立劇場法（昭和四十一年法律第八十八号）

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 消費税法案及び同報告書

三三六

雇用促進事業団

財団法人(民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立されたものに
限る。)雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)
民法(明治二十九年法律第八十九号)

産業基盤整備基金

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)

蚕糸砂糖類価格安定事業団

蚕糸砂糖類価格安定事業団法(昭和五十六年法律第四十四号)

市街地再開発組合

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)

自転車競技会

自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)

自動車安全運転センター

自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)

自動車事故対策センター

自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号)

司法書士会

司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)

社会福祉・医療事業団

社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)

社会福祉法人

社会福祉事業法

社会保険診療報酬支払基金

社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)

社会保険労務士会

社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)

社会保険研究所

社会保険研究所法(昭和三十九年法律第五十六号)

社団法人(民法第三十四条の規定により設立されたものに限る。)

民法

宗教法人

宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)

住宅街区整備組合

大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)

住宅金融公庫

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)

住宅・都市整備公団

住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)

酒造組合

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

酒造組合中央会

酒造組合連合会

首都高速道路公団

酒販組合

酒販組合中央会

酒販組合連合会

商工会

商工会議所

商工会連合会

商工組合(組合員に出資をさせないものに限る。)

商工組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)

消防団員等公務災害補償等共済基金

職員団体等(法人であるものに限る。)

職業訓練法人

私立学校教職員共済組合

新エネルギー・産業技術総合開発機構

新幹線鉄道保有機構

新技術開発事業団

真珠母貝養殖調整組合

真珠母貝養殖調整組合連合会

真珠養殖調整組合

真珠養殖調整組合連合会

首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第三十三号)

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)

商工会議所法(昭和二十八年法律第四十三号)

商工会の組織等に関する法律

中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)

消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七十七号)

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)

職業能力開発促進法

私立学校教職員共済組合法

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)

新幹線鉄道保有機構法(昭和六十一年法律第八十九号)

新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)

真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第九十六号)

心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法 (昭和四十五年法律第四十四号)
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法 (昭和四十年法律第百十五号)
信用保証協会	信用保証協会法 (昭和二十八年法律第百九十六号)
森林開発公団	森林開発公団法 (昭和三十一年法律第八十五号)
水害予防組合	水害予防組合法 (明治四十一年法律第五十号)
水害予防組合連合	
製品安全協会	消費生活用製品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号)
税理士会	税理士法
石炭鉱害事業団	石炭鉱害賠償等臨時措置法 (昭和三十八年法律第九十七号)
石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法 (昭和四十二年法律第百三十五号)
石油公団	石油公団法 (昭和四十二年法律第九十九号)
繊維工業構造改善事業協会	繊維工業構造改善臨時措置法 (昭和四十二年法律第八十二号)
船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律 (昭和四十二年法律第六十一号)
全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法
全国農業会議所	農業委員会等に関する法律 (昭和二十六年法律第八十八号)
船舶整備公団	船舶整備公団法 (昭和三十四年法律第四十六号)
総合研究開発機構	総合研究開発機構法 (昭和四十八年法律第五十一号)
損害保険料率算出団体	損害保険料率算出団体に関する法律 (昭和二十三年法律第百九十三号)
地域振興整備公団	地域振興整備公団法 (昭和三十七年法律第九十五号)
畜産振興事業団	畜産物の価格安定等に関する法律 (昭和三十六年法律第百八十三号)
地方議会議員共済会	地方公務員等共済組合法

地方競馬全国協会	競馬法 (昭和二十三年法律第百五十八号)
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法
地方公務員共済組合連合会	
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法 (昭和四十二年法律第百二十一号)
地方公務員の団体 (法人であるものに限る。)	地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法 (昭和四十年法律第百二十四号)
地方道路公社	地方道路公社法 (昭和四十五年法律第八十二号)
中央職業能力開発協会	職業能力開発促進法
中央労働災害防止協会	労働災害防止団体法 (昭和三十九年法律第百十八号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法 (昭和二十八年法律第百三十八号)
中小企業事業団	中小企業事業団法 (昭和五十五年法律第五十三号)
中小企業信用保険公庫	中小企業信用保険公庫法 (昭和三十三年法律第九十三号)
中小企業退職金共済事業団	中小企業退職金共済法 (昭和三十四年法律第百六十号)
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法 (昭和二十四年法律第百八十一号)
通信・放送衛星機構	通信・放送衛星機構法 (昭和五十四年法律第四十六号)
動力炉・核燃料開発事業団	動力炉・核燃料開発事業団法 (昭和四十二年法律第七十三号)
特定業種退職金共済組合	中小企業退職金共済法
特定船舶製造業安定事業協会	特定船舶製造業安定事業協会法 (昭和五十三年法律第百三十三号)
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和四十七年法律第百六十六号)
土地改良区	土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)
土地改良区連合	

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 消費税法案及び同報告書

三三八

土地改良事業団体連合会	
土地家屋調査士会	土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)
土地区画整理組合	土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)
都道府県職業能力開発協会	職業能力開発促進法
都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律
日本育英会	日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)
日本開発銀行	日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)
日本学術振興会	日本学術振興会法(昭和四十二年法律第二百二十三号)
日本行政書士会連合会	行政書士法
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第三百三十三号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)
日本公認会計士協会	公認会計士法(昭和二十三年法律第三百三十三号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法
日本国有鉄道清算事業団	日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)
日本私学振興財団	日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)
日本自転車振興会	自転車競技法
日本司法書士会連合会	司法書士法
日本障害者雇用促進協会	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)
日本商工会議所	商工会議所法
日本消防検定協会	消防法
日本税理士会連合会	税理士法
日本赤十字社	日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)
日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)

日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法(昭和三十九年法律第五百十号)
日本道路公団	日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法
日本万国博覧会記念協会	日本万国博覧会記念協会法(昭和四十六年法律第九十四号)
日本弁護士連合会	弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)
日本貿易振興会	日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)
日本放送協会	放送法(昭和二十五年法律第三十二号)
日本輸出入銀行	日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)
日本労働協会	日本労働協会法(昭和三十三年法律第三百三十二号)
年金福祉事業団	年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号)
農業共済基金	農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二二号)
農業共済組合	農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)
農業共済組合連合会	
農業協同組合中央会	農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)
農業協同組合連合会(所得税法別表第一の農業協同組合連合会の項に規定するものに限る。)	
農業者年金基金	農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)
農業信用基金協会	農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
農用地整備公団	農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
農林漁業信用基金	農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)

農林漁業団体職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)
負債整理組合	農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)
平和祈念事業特別基金	平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)
弁護士会	弁護士法
弁理士会	弁理士法(大正十年法律第百号)
放送大学学園	放送大学学園法(昭和五十六年法律第八十号)
北海道東北開発公庫	北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)
北方領土問題対策協会	北方領土問題対策組合法(昭和四十四年法律第三十四号)
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)
水資源開発公団	水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)
野菜供給安定基金	野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三十三号)
郵便貯金振興会	郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)
輸出入組合(組合員に出資をさせないものに限り。)	輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)
輸出入組合(組合員に出資をさせないものに限り。)	
輸入組合(組合員に出資をさせないものに限り。)	
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)
労働組合(法人であるものに限り。)	労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)
労働災害防止協会	労働災害防止団体法
労働福祉事業団	労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第二百二十六号)

二 外国若しくは外国の地方公共団体又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人で前号の表に掲げる法人のうちいずれかのもの

に準ずるものとして政令で定めるところにより大蔵大臣が指定したもの

昭和六十三年十一月十六日 衆議院会議録第十六号 消費税法案及び同報告書

理 由

今次の税制改革の一環として、消費税を創設することとし、国内において事業者が行う資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物を課税の対象とし、課税資産の譲渡等については事業者を、課税貨物については保税地域から引き取る者を納税義務者とするほか、消費税の課税標準、税率、税額控除等税額計算の方法を定めるとともに、消費税の申告、納付及び還付の手続その他納税義務の適正な履行を確保するために必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消費税法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、税制改革法に定める今次の税制改革の趣旨、基本理念及び方針に従い、所得・消費・資産等の間で均衡のとれた税体系の構築を図るため、その一環として、次により消費税法を制定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)並びに保税地域から引き取られる外国貨物とする。
- 納税義務者は、課税資産の譲渡等については事業者を、課税貨物については保税地域から引き取る者とする。
- 主な非課税取引は、土地の譲渡及び貸付け、有価証券等及び支払手段の譲渡、利子を対価とする貸付金等の資産の貸付け、合同運

用信託等に係る信託報酬、保険料を対価とする役務の提供、郵便切手類又は印紙の譲渡等、国・地方公共団体等が法令に基づき行う一定の行政事務に係る役務の提供等、国際郵便等に係る役務の提供、健康保険法等の医療保険各法に基づいて行われる医療の給付等、社会福祉事業法に規定する第一種社会福祉事業等を営む事業として行われる資産の譲渡等、学校教育法第一条に規定する学校等における授業料等を対価とする役務の提供とする。

- 輸出取引は免税とする。
- 小規模事業者(課税売上高三、〇〇〇万円以下の事業者)については、納税義務を免除する。
- 課税期間は、個人事業者については暦年、法人については事業年度とする。ただし、選択により、三か月ごとに区分した各期間とすることができることとする。
- 課税標準は、資産の譲渡等については対価の額とし、保税地域から引き取られる貨物については引取価格とする。
- 税率は一〇〇分の三とする。
- 税額控除については、仕入れに係る税額の控除方法を定めるほか、簡易課税制度(課税売上高五億円以下の事業者について適用)、限界控除制度(課税売上高六、〇〇〇万円以下の事業者について適用)等の措置を講ずることとする。
- 申告、納付は中間申告を含め原則年一回とする。ただし、納付税額が三〇万円以下の少額納税者は年一回とする。

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 消費税法案及び同報告書

三四〇

11 国、地方公共団体等については、資産の譲渡等の対価以外の収入がある場合には、控除される課税仕入等の税額を一定の方法により調整する等の措置を講ずる。

12 経過措置として、公布日前に締結した工事請負契約、前売りの旅客運賃、入場料金等につき所要の措置を講ずるほか、普通乗用車に係る税率を三年間一〇〇分の六とする等の措置を講ずる。

13 砂糖消費税法、物品税法、ランプ類税法、入場税法及び通行税法を廃止する。

14 消費税の円滑な転嫁に資するため、事業者等の行う共同行為につき一定の条件のもとに、私的独占禁止法の適用除外規定を設ける。

15 その他所要の措置を講ずることとする。

16 この法律は、昭和六十三年十月一日から施行し、昭和六十四年四月一日以後に適用することとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、今次の税制改革の一環として、消費税を創設することとし、国内において事業者が行う資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物を課税の対象とし、課税資産の譲渡等については事業者を、課税貨物については保税地域から引き取る者を納税義務者とするほか、消費税の課税標準、税率、税額控除等税額計算の方法を定めるとともに、消費税の申告、納付及び還付の手続その他納税義務の適正な履行を確保するために必要な事項を定めるもので、時宜に適したものと認めるが、なお、施行期日を原則公布の日に改めるとともに、これに伴う所要の整理を行う必要があるため、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行による増収額
 本案施行による増収額は、平年度において、五兆四千四百二十五億円と見込まれる。なお、地方譲与分は、平年度において、一兆八百八十五億円と見込まれる。

右報告する。

昭和六十三年十一月十日

税制問題等に関する 理事 海部 俊樹
 調査特別委員長代理
 衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、^{公布の日}昭和六十三年十月一日から施行し、昭和六十四年四月一日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この法律のうち次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二十二條第一項及び第二項、第二十三條第一項及び第二項並びに第二十四條第一項及び第二項の規定 昭和六十四年三月一日
- 二 附則第二十二條、第二十一條、第二十二條第三項、第二十三條第三項及び第四項、第二十四條第三項、第二十五條第二項から第四項まで、第二十七條から第二十九條まで、第三十

一条から第四十五條まで、第四十六條(関税法第二十四條第三項第二号の改正規定に限る。)、附則第四十八條から第五十一條まで、第五十二條(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十四條を削る改正規定を除く。)、並びに附則第五十三條から第六十七條までの規定 昭和六十四年四月一日

一 該契約に係る資産の貸付けの期間及び当該期間中の対価の額が定められていること。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

第三條 事業者が、この法律の^{施行}公布の日(以下「公布日」という。前)に締結した工事(製造を含む。)^{施行}の請負に係る契約(これに類する政令で定める契約を含む。に基づき、適用日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等(第七條第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八條第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。))を行う場合には、

三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。

当該課税資産の譲渡等(公布日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限る。))については、消費税を課さない。

事業者が、^{施行}公布日以前に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上当該役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないものであつて、当該役務の提供に先立つて対価の全部又は一部が分割して支払われる契約として政令で定めるものに基づき、適用日以後に当該契約に係る役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、当該役務の提供については、消費税を課さない。

2 事業者が、^{施行}公布日前に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、適用日前から適用日以後引き続き当該契約に係る資産の貸付け(第七條第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八條第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。))を行う場合には、当該契約の内容が、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に該当するときは、当該資産の貸付けにつ

いでは、消費税を課さない。ただし、^{施行}公布日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合には、当該変更後における当該資産の貸付けについては、この限りでない。

一 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

一 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

四

条 条
第 第
百 百
三 十
十 七
条 条

分(第三百三十一条—第三百三十八条)
三十九条—第四十四条)

に、「市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に、「第五節 電気税及びガス税(第四百八十六条―第四百八十八条)」を「第五節 削除」に、「第七節 木材引取税(第五百五十一条―第五百八十四条)」を「第七節 削除」に改める。

第一條第二項中「道府県たばこ消費税」を「道府県たばこ税」に、「都たばこ消費税」を「都たばこ税」に、「市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に、「特別区たばこ消費税」を「特別区たばこ税」に改める。

第四條の四の見出し中「道府県たばこ消費税」を「道府県たばこ税」に改める。

第四條第二項中「道府県たばこ消費税」を「道府県たばこ税」、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改める。

第五條第二項中「市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に改め、第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を削り、第九号を第六号とする。

第十三条の二第二項第四号中「道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税」を「道府県たばこ税及び市町村たばこ税」に改める。

第十三条の三の見出し中「道府県たばこ消費税」を「道府県たばこ税」に改め、同条第一項中「道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ消費税が」

を「道府県たばこ税若しくは市町村たばこ税」に改め、「木材引取税若しくは」、「素材若しくは」及び、「素材を削り」、「道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ消費税、木材引取税」を「道府県たばこ税若しくは市町村たばこ税」に改め、同条第二

第六節 特別地方消費税

第二款	徵收(第一百八条—第一百三十条)	第一款	通則(第一百三十条—第一百四十条)
-----	------------------	-----	-------------------

第三款 督促及び滞納処分(第百三十二条—第百三十八条)
第四款 犯則取締り(第百三十九条—第百四十四条)

項及び第四項中「道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ消費税、木材引取税」を「道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ税」に改める。

第十四条の四の見出し中「道府県たばこ消費税」を「道府県たばこ税」に改める。

第十六条の第三項中「道府県たばこ消費税」を「道府県たばこ税に、娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に改め、第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、第十号を第七号とする。

第二十三条第一項第七号中「次に掲げる」を「当

該年度の初日の属する年の前年（以下本節において「前年」という。）の合計所得金額が三十五万円以下である」に改め、同号イからニまでを削り、同項第八号中「前号イからニまでに掲げる」を「前年の合計所得金額が三十五万円以下である」に改める。

第二十四条の五第一項第三号中「又は寡婦」を「寡婦又は寡夫」に、「百万円」を「百二十五万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「六十万円」を「八十万円」に、「四十五万円」を「四十七万円」に改める。

第三十三條を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十四条第一項第六号中「二十四万円」を「二十六万円」に、「二十八万円」を「二十八万円」に改め、同項第八号及び第九号中「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同項第十号中「二十八万円」を「三十万円」に改め、同項第十号中「二十九万円」を「三十五万円」に改め、同項第十号の二中「八百万円」を「千万円」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 控除対象配偶者

(1) 前年の合計所得金額が三十五万円を六で除して得た金額に相当する金額未満である者 三十万円

(2) 前年の合計所得金額が三十五万円を六で除して得た金額に相当する金額以上で

ある者 三十万円からその者の前年の合計所得金額の三十五分の三十に相当する金額（当該金額が五万円の整数倍でないときは、当該金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とする。）を控除した金額

口 控除対象配偶者以外の配偶者

(1) 前年の合計所得金額が三十五万円に三十五万円を六で除して得た金額に相当する金額を加えた金額未滿である者 三十万円

(2) 前年の合計所得金額が三十五万円に三十五万円を六で除して得た金額に相当する金額を加えた金額以上である者 三十万円からその者の前年の合計所得金額の

うち三十五万円を超える部分の金額の三十五分の三十に相当する金額（当該金額が三十万円未満であり、かつ、五万円の整数倍でないときは、当該金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とし、当該金額が三十万円を超えるときは、三十万円とする。）を控除した金額

た金額

第三十四条第一項第十一号中「二十八万円」を「三十万円」に改め、「その者が」の下に「特定扶養親族（扶養親族のうち、年齢十六歳以上二十三歳未満の者をいう。第三項及び第六項において同じ。）又は」を加え、「二十九万円」を「三十五万円」に改め、同条第二項中「二十八万円」を「三十万円」に改め、同条第三項中「三十六万円」を「四十四万円」（当該扶養親族が特定扶養親族である場合には、四十九万円）に改め、同条第四項中「三十三万円」を「四十二万円」に改め、同条第六項中「生計を一にする配偶者若しくは」の下に「特定扶養親族、」を加える。

第三十五条第一項表以外の部分中「百三十万円」を「五百万円」に改め、同項の表を次のように改める。

1. The first part of the paper is devoted to the study of the properties of the function $f(x)$ defined by the equation $f(x) = \int_0^x f(t) dt$. It is shown that $f(x)$ is a continuous function and that it satisfies the equation $f(x) = \int_0^x f(t) dt$ for all x in the interval $[0, 1]$. 2. In the second part of the paper, we study the properties of the function $f(x)$ defined by the equation $f(x) = \int_0^x f(t) dt$. It is shown that $f(x)$ is a continuous function and that it satisfies the equation $f(x) = \int_0^x f(t) dt$ for all x in the interval $[0, 1]$. 3. In the third part of the paper, we study the properties of the function $f(x)$ defined by the equation $f(x) = \int_0^x f(t) dt$. It is shown that $f(x)$ is a continuous function and that it satisfies the equation $f(x) = \int_0^x f(t) dt$ for all x in the interval $[0, 1]$.	4. In the fourth part of the paper, we study the properties of the function $f(x)$ defined by the equation $f(x) = \int_0^x f(t) dt$. It is shown that $f(x)$ is a continuous function and that it satisfies the equation $f(x) = \int_0^x f(t) dt$ for all x in the interval $[0, 1]$. 5. In the fifth part of the paper, we study the properties of the function $f(x)$ defined by the equation $f(x) = \int_0^x f(t) dt$. It is shown that $f(x)$ is a continuous function and that it satisfies the equation $f(x) = \int_0^x f(t) dt$ for all x in the interval $[0, 1]$. 6. In the sixth part of the paper, we study the properties of the function $f(x)$ defined by the equation $f(x) = \int_0^x f(t) dt$. It is shown that $f(x)$ is a continuous function and that it satisfies the equation $f(x) = \int_0^x f(t) dt$ for all x in the interval $[0, 1]$.
--	--

五百万円以下の金額	百分の二
五百万円を超える金額	百分の四

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

第三十七条の二中「から前条まで」を「及び第三十六條」に改める。

第五十条の二中「第三十七條」を削る。

第五十条の四の表を次のように改める。

五百万円以下の金額	百分の二
五百万円を超える金額	百分の四

第七十二条の十四第一項ただし書中「第四十二条の三」を削る。

第七十二条の十七第三項第一号中「六十万円」を「八十万円」に、「四十五万円」を「四十七万円」に改める。

第七十三条の十四第一項中「四百五十万円」を「千万円」に改める。

第二章第四節の節名を次のように改める。

第四節 道府県たばこ税

第七十四条中「道府県たばこ消費税」を「道府県たばこ税」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第六号及び第七号を削る。

第七十四条の二の見出し並びに同条第一項及び第二項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第七十四条の四の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「従価割にあつては」及び「以下この条において「売渡し等」という。」に係る製造たばこの当該売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条の規定により大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの小売定価をいう。）に相当する金額とし、従量割にあつては売渡し等を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定により重量を本数に換算する場合の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十四条の五の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「従価割にあつては百分の八・一とし、従量割にあつては」を削り、「二百円」を「千二百九十円」に改める。

第七十四条の六の見出し並びに同条第一項及び第三項、第七十四条の七の見出し並びに同条第一項及び第五項、第七十四条の八の見出し並びに第七十四条の九（見出しを含む。）中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第七十四条の十の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「（以下この項において「売渡し等」という。）及び「課税標準たる小売定価に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た金額の合計額及び前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの」を削り、「課税標準額」を「課税標準数量」に、「並びに当該課税標準額」を「及び当該課税標準数量」に、「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改め、同条第二項中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に、「課税標準額」を「課税標準数量」に改め、同条第四項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十四条の十一第一項中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に、「事由」を「理由」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第七十四条の十二の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第二項中「課税標準額」を「課税標準数量」に、「不足額」を「不足」に改める。第七十四条の十三（見出しを含む。）中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第七十四条の十四第一項及び第二項中「課税標準額」を「課税標準数量」に、「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改め、同条第三項及び第四項中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改める。

第七十四条の十五の見出し及び同条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第七十四条の十九の見出し中「市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に改め、同条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に、「市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に、「課税標準額」を「課税標準数量」に改める。

第七十四条の二十の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項及び第二項中「課税標準額」を「課税標準数量」に改め、同条第三項中「課税標準額」を「課税標準数量」に、「過不足額」を「過不足」に改める。

第七十四条の二十一の見出し及び第七十四条の二十二（見出しを含む。）中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第七十四条の二十三の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に、「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改め、同条第三項中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改める。

第七十四条の二十四の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項及び第二項中「課税標準額」を「課税標準数量」に改める。

第七十四条の二十五の見出し及び同条第一項、第七十四条の二十六の見出し、第七十四条の二十七の見出し並びに同条第一項、第三項、第四項及び第六項、第七十四条の二十八の見出し及び同条第一項、第七十四条の二十九の見出し、第七十四

条の三十の前の見出し及び同条、第七十四条の三十一から第七十四条の三十三まで並びに第七十四条の三十五の見出し及び同条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第二章第五節の節名を次のように改める。

第五節 ゴルフ場利用税

第七十五条及び第七十六条を次のように改める。

（ゴルフ場利用税の納税義務者等）

第七十五条 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に對し、利用の日ごとに定額によつて、当該ゴルフ場所在の道府県において、その利用者に課する。

（ゴルフ場利用税の税率）

第七十六条 ゴルフ場利用税の標準税率は、一人一日につき八百円とする。

2 道府県は、前項に定める標準税率を超える税率でゴルフ場利用税を課する場合には、千二百円を超える税率で課することができない。

3 道府県は、ゴルフ場の整備の状況等に応じ、ゴルフ場利用税の税率に差等を設けることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

第七十七条及び第七十八条を削る。

第七十九条の見出し中「娯樂施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「娯樂施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「提示し」を「提示し」に改め、同条第三項中「娯樂施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「第百二条第六項」を「第九十四条第六項」に改め、同条を第七十七条とする。

第八十条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「左の」を「次の」、「提示し」を「提示し」に改め、同条第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条を第七十八条とする。

第八十一条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条中「娯楽施設利用税の」を「ゴルフ場利用税の」に、「又は娯楽施設利用税を申告納付し、若しくは納付すべき納税義務者は、納入義務又は納付義務を」は、納入義務に、「納入又は納付」を「納入」に改め、同条を第七十九条とする。

第八十二条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条を第八十条とする。

第八十三条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条中「娯楽施設利用税の」を「ゴルフ場利用税の」に、「又は娯楽施設利用税を申告納付し、若しくは納付すべき納税義務者が第八十一条を」が第七十九条に、「事由」を「理由」に改め、同条を第八十一条とする。

第八十四条及び第八十五条を削る。

第二章第五節第二款の款名を次のように改める。

第二款 徴収

第八十六条の見出し及び同条本文中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条ただし

書を削り、第二章第五節第二款中同条を第八十二条とする。

第八十七条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「施設の」を「ゴルフ場の」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に、「娯楽施設利用税に係る課税標準額」を「ゴルフ場利用税に係る課税標準の総数」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「基いて訴を」を「基いて訴え」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第八十三条とする。

第八十八条を削る。

第八十九条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「第八十七条第一項」を「前条第一項」に、「娯楽施設利用税を」を「ゴルフ場利用税」に、「施設」とに、「当該施設を」を「ゴルフ場」とに、当該ゴルフ場に改め、同条第二項中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第三項中「施設」を「ゴルフ場」に、「見易い」を「見やすい」に改め、同条第五項中「施設に係る娯楽施設利用税」を「ゴルフ場に係るゴルフ場利用税」に改め、同条を第八十四条とする。

第九十条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「罰する外」を「罰するほ

かに改め、同条を第八十五条とする。

第九十一条から第九十一条の五までを削る。

第九十二条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「第八十七条第四項」を「第八十三条第二項」に、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「又は前項の免かれた税額」を削り、「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に、「当該各項」を「同項」に改め、「又は免かれた税額」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、「罰する外」を「罰するほか」に、「本条」を「この条」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第八十六条とする。

第九十三条を削る。

第九十四条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「第八十七条第四項」を「第八十三条第二項」に改め、「又は第九十一条の規定による申告書」を削り、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「総称する」を「いう」に、「又は申告に係る課税標準額」を「に係る課税標準の総数」に改め、同条第二項中「又は申告納税者」を削り、「納入申告し、又は申告すべき課税標準額」を「納入申告すべき課税標準の総数」に改め、同条第三項中「課税標準額」を「課税標準の総数」に、「且つ」を「かつ」に改め、「又は申告納税者」を削り、「因る」を「よる」に改め、同条第四項中「又は申告納税者」を削り、同条を

第八十七条とする。

第九十五条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「因る」を「よる」に改め、「若しくは税金」及び「若しくは税額」を削り、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「同様とする」を「同じ」に改め、同条第二項中「第八十七条第四項又は第九十一条」を「第八十三条第二項」に、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「同様とする」を「同じ」に改め、「又は納付」を削り、同条第三項中「又は申告納税者」を削り、「事由」を「理由」に改め、同条を第八十八条とする。

第九十六条の見出し中「申告納入し、申告納付し、又は納付する娯楽施設利用税」を「申告納入するゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「申告納税者又は納税者は、第八十七条第四項、第九十一条又は第九十一条の二第一項」を「は、第八十三条第二項に、「納入し、又はその税金を納付する」を「納入する」に改め、「又は税額」を削り、「納入又は納付」を「納入」に改め、「又は納付し」を削り、同条第二項中「申告納税者又は納税者が第八十七条第四項、第九十一条又は第九十一条の二第一項」を「が第八十三条第二項」に改め、「又は税金を納付しなかつたこと」を削り、「事由」を「理由」に改め、同条を第八十九条とする。

第九十七条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「本項」を

「この項」に、「第九十四条第一項又は第三項」を「第八十七条第一項又は第三項」に、「又は申告に係る課税標準額」を「に係る課税標準の総数」に、「事由」を「理由」に、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、「若しくは納付すべき税額」を削り、同条第二項中「納入し、又は納付すべき」を「納入すべき」に、「第九十四条第二項」を「第八十七条第二項」に、「第九十四条第一項又は第三項」を「第八十七条第一項又は第三項」に改め、同条第三項中「娯楽施設利用税額」を「ゴルフ場利用税額」に改め、同条第四項中「又は申告納税者」を削り、同条を第九十条とする。

第九十条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「又は申告納税者が課税標準額」を「が課税標準の総数」に改め、同条第二項中「又は申告納税者が課税標準額」を「が課税標準の総数」に、「同条同項」を「同項」に改め、同条第三項中「又は申告」を削り、同条第四項中「又は申告納税者」を削り、同条を第九十一条とする。

第二章第五節第三款を削る。

第一百条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「申告納税者又は納税者」を削り、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「同様とする」を「同じ」に、「但し」を「ただし」に改め、第二章第五節第四款中同条を第九十二条とする。

第一百条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ

場利用税」に改め、同条を第九十三条とする。

第一百条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「差し押え」を「差し押え」を「差し押え」に改め、同条第二項中「又は納付」を削り、同条第三項中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「差し押え」を「差し押え」に改め、同条第四項中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第五項中「差押え」を「差押え」に、「すでに」を「既に」に、「差押え」を「差押え」に、「参加差押え」を「参加差押え」に改め、同条第六項中「定めるものその他娯楽施設利用税」を「定めるもののほか、ゴルフ場利用税」に改め、同条を第九十四条とする。

第一百条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、「申告納税者又は納税者」を削り、「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に改め、同条第二項中「申告納税者又は納税者」を削り、「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「申告納税者若しくは納税者」を削り、同条第四項中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条を第九十五条とする。

第一百条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「第一百条第六項」を「第九十四条第六項」に、「呈示し」を「提示し」に改め、同条第二項中「罰する外」を「罰するほ

かに改め、同条を第九十六条とする。

第一百五条及び第一百六条を削る。

第二章第五節第四款を同節第三款とする。

第二章第五節第五款の款名を次のように改める。

第五款 犯則取締り

第一百七条の前の見出し及び同条中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、第二章第五節第五款中同条を第九十七条とする。

第一百八条中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条を第九十八条とする。

第一百九条中「第一百七条」を「第九十七条」に、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条を第九十九条とする。

第一百条中「第一百七条」を「第九十七条」に、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条を第一百条とする。

第一百一条中「第一百七条」を「第九十七条」に、「因つて」を「よつて」に改め、同条を第一百一条とする。

第一百二条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「第一百七条」を「第九十七条」に、「第一百十條」を「第一百条」に、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条を第一百二条とする。

第二章第五節第五款を同節第四款とする。

第一百二条の二の見出し中「娯楽施設利用税」を

「ゴルフ場利用税」に改め、同条中「納入され、又は納付された」を「納入された」に、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「二分の一」を「十分の七」に改め、第二章第五節第六款中同条を第一百三十三条とし、同条の次に次のように加える。

第一百四条から第一百二条まで 削除

第二章第五節第六款を同節第五款とする。

第二章第六節の款名を次のように改める。

第六節 特別地方消費税

第一百三三条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「本節」を「この節」に改める。

第一百四条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「同条同項」を「同項」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第二項中「持込み」を「持込み」に、「同条同項」を「同項」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第三項中「同条同項」を「同項」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第四項中「同条同項」を「同項」に、「又は宿泊若しくは」を「宿泊又は」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「料理飲食等消費税額」を「特別地方消費税額」に改める。

第一百四条の二（見出しを含む。）中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改める。

第一百四条の三を削る。

第百十四条の四の見出し中「飲食店、喫茶店等」を「料理店等」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「飲食店」を「料理店、貸席、カフェー、バー、飲食店」に改め、「場所」の下に「(次条において「料理店等」という。)」を加え、「一人一回の料金が二千五百円以下である飲食及びその他の利用行為(遊興を伴う飲食及びその他の利用行為を除く。)」を「遊興、飲食及びその他の利用行為の料金(これらの行為が当該場所において一連のものとして行われた場合には、これらの料金の総額)が一人一回につき五千円以下であるときは、当該遊興、飲食及びその他の利用行為」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第二項中「前項の場所」を「飲食店、喫茶店その他これらに類する場所」に改め、「(第百二十九条第三項において「あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食」という。)」を削り、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条を第百十四条の三とする。

第百十四条の五の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第二項中「(政令で定めるものを除く。次項において同じ。)」を削り、「おける飲食」を「おける遊興、飲食」に、「遊興を伴う飲食及びその他の利用行為並びに宿泊者に係る第百十四条の三第一項の飲食を除く。次項において同じ」を「宿泊者に係る前項の遊興、飲食及びその他の利用行為を除く」に、「それぞれ飲食店、喫茶店その他これらに類する場所」を「料理店等」に改め、同条第三項を削り、同条を第百十四条の四とする。

第百十五条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「百分の十」を「百分の三」に改める。

第百十六条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「左」を「次に」、「若しくは宿泊」を「宿泊」に改め、同条第二項中「呈示」を「提示」に改め、同条第三項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第十七条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「左」を「次の」に、「呈示」を「提示」に改め、同条第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第百十八条(見出しを含む。中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改める。

第百十九条の見出し並びに同条第一項及び第二

項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第四項中「基いて訴」を「基いて訴え」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 道府県は、前項の規定による納入金が少額であることその他の特別の事情があると認められる特別徴収義務者については、当該道府県の条例で前項に規定する納期限と異なる納期限を定めることができる。

第百二十条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第三項中「見易い」を「見やすい」に改め、同条第五項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改める。

第百二十一条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「左」を「次の」に改め、同条第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第百二十一条の二の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「同様とする」を「同じ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第百十九条第三項の規定は、前項に規定する納期限について準用する。

第百二十二条の見出し中「料理飲食等消費税」を

「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「第百十九条第二項」を「第百十九条第二項又は第三項」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第二項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「免かれた」を「免れた」に改め、同条第三項中「免かれた」を「免れた」に、「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第四項中「罰する外」を「罰するほか」に、「本条」を「この条」に改める。

第百二十二条の二の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「第百十九条第二項」を「第百十九条第二項又は第三項」に改める。

第百二十二条の三の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「料理飲食等消費税額」を「特別地方消費税額」に、「すでに」を「既に」に、「その他」を「その他」に改め、同条第二項中「料理飲食等消費税額」を「特別地方消費税額」に改める。

第百二十四条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「第百十九条第二項」を「第百十九条第二項若しくは第三項」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第三項中「又は法人税」を「法人税又は消費税」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「納税者の所得」を「納税者の所得税、法

人税又は消費税の課税標準額に、「当該所得の基礎となつた」を「当該」に改め、同条第四項中「且つ」を「かつ」に、「因る」を「よる」に改める。

第二百二十四条の二の見出し中「所得税又は法人税を」を「所得税等」に改め、同条中「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に、「又は法人税を」を「法人税又は消費税」に改める。

第二百二十五条の見出し中「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「因る」を「よる」に、「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に、「同様とする」を「同じ」に改め、同条第二項中「第百十九条第二項」を「第百十九条第二項若しくは第三項」に、「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に、「同様とする」を「同じ」に改め、同条第三項中「事由」を「理由」に改める。

第二百二十六条の見出し中「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に、「第百十九条第二項」を「第百十九条第二項若しくは第三項」に改め、同条第二項中「第百十九条第二項」を「第百十九条第二項若しくは第三項」に、「事由」を「理由」に改める。

第二百二十七条の見出し中「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「本項を」を「この項に」、「事由」を「理由」に、「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に改め、同条第三項中「料理飲食等消費税額を」を「特別地方消費税額」に改める。

第二百二十八条の見出し中「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に改め、同条第二項中「同条同項を」を「同項」に改め、同条第三項中「事由」を「理由」に改める。

第二百二十九条を次のように改める。

(帳簿書類の保存)

第二百二十九条 道府県は、条例の定めるところにより、特別地方消費税の特別徴収義務者に、その事業に係る遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為の状況等を記載した帳簿及び書類を保存させることができる。

第二百二十九条の二を削る。

第二百三十条の見出し及び同条第一項中「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に改め、同条第二項中「基いて料理飲食等消費税を」を「基つて特別地方消費税」に改める。

第二章第六節第三款の款名を削る。

第二百三十二条の見出し中「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に、「同様とする」を「同じ」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二百三十三条の見出し中「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に改める。

第二百三十四条の見出し中「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項及び第三項中「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に、「差し押え」を「差し押さへ」に改め、同条第四項中「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に改め、

同条第五項中「差押えを」を「差押えを」に、「すでに」を「既に」に、「差押が」を「差押えが」に、「参加差押を」を「参加差押え」に改め、同条第六項中「定めるものその他料理飲食等消費税を」を「定めるもののほか、特別地方消費税」に改める。

第二百三十五条の見出し中「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に、「免れる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第四項中「罰する外を」を「罰するほか」に改める。

第二百三十六条の見出し中「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項第二号中「提示し」を「提示し」に改め、同条第二項中「罰する外を」を「罰するほか」に改める。

第二章第六節第四款を同節第三款とする。

第二章第六節第五款の款名を次のように改める。

第五款 犯罪取締り

第二百三十九条の前の見出し及び同条中「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に改める。

第二百四十条から第二百四十二条までの規定中「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に改める。

第二百四十三条中「因つて」を「よつて」に改める。

第二百四十四条の見出し及び同条第一項中「料理飲食等消費税を」を「特別地方消費税」に改め、同条第二項中「罰する外を」を「罰するほか」に改める。

第二章第六節第五款を同節第四款とする。

第二百九十二条第一項第七号中「次に掲げる」を「当該年度の初日の属する年の前年(以下本節において「前年」という。)の合計所得金額が三十五万円以下であるに改め、同号イからニまでを削り、同項第八号中「前号イからニまでに掲げる」を「前年の合計所得金額が三十五万円以下である」に改める。

第二百九十五条第一項第三号中「又は寡婦」を「寡婦又は寡夫」に、「百万円」を「百二十五万円」に改める。

第二百三十三条第四項第一号中「六十万円」を「八十万円」に、「四十五万円」を「四十七万円」に改める。

第二百三十四条を次のように改める。

第二百三十四条 削除

第二百三十四条の二第一項第六号中「二十四万円」を「二十六万円」に、「二十六万円」を「二十八万円」に改め、同項第八号及び第九号中「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同項第十号中「二十八万円」を「三十万円」に、「二十九万円」を「三十五万円」に改め、同項第十号の二中「八百万円」を「千万円」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 控除対象配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額

(1) 前年の合計所得金額が三十五万円を六で除して得た金額に相当する金額未満である者 三十万円

(2) 前年の合計所得金額が三十五万円を六で除して得た金額に相当する金額以上である者 三十万円からその者の前年の合計所得金額の三十五分の三十に相当する金額(当該金額が五万円の整数倍でないときは、当該金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とする。)を控除した金額

ロ 控除対象配偶者以外の配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額

(1) 前年の合計所得金額が三十五万円に三十五万円を六で除して得た金額に相当する金額を加えた金額未満である者 三十万円

(2) 前年の合計所得金額が三十五万円に三十五万円を六で除して得た金額に相当する金額を加えた金額以上である者 三十万円からその者の前年の合計所得金額のうち三十五万円を超える部分の金額の三十五分の三十に相当する金額(当該金額が三十万円未満であり、かつ、五万円の整数倍でないときは、当該金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とし、当該金額が三十万円を超えるときは、三十万円とする。)を控除した金額

第三百十四条の二第二項第十一号中「二十八万円」を「三十万円」に改め、「その者が」の下に「特定

扶養親族(扶養親族のうち、年齢十六歳以上二十歳未満の者をいう。第三項及び第六項において同じ。)又は「を」を加え、「二十九万円」を「三十五万円」に改め、同条第二項中「二十八万円」を「三十万円」に改め、同条第三項中「三十六万円」を「四十四万円(当該扶養親族が特定扶養親族である場合には、四十九万円)」に改め、同条第四項中「三十三万円」を「四十二万円」に改め、同条第六項中「生計を一にする配偶者若しくは」の下に「特定扶養親族、」を加える。

百二十万円以下の金額	百分の三
百二十万円を超える金額	百分の八
五百万円を超える金額	百分の十一

第三百十四条の五を次のように改める。

第三百十四条の五 削除

第三百十四条の七中「から第三百十四条の五まで」及び第三百十四条の四に改める。

第三百二十八条中「第三百十四条の五」を削る。

百二十万円以下の金額	百分の三
百二十万円を超える金額	百分の八
五百万円を超える金額	百分の十一

第三章第四節の節名を次のように改める。

第四節 市町村たばこ税

第四百六十四条中市町村たばこ消費税を「市町村たばこ税」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第六号及び第七号を削る。

第四百六十五条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第四百六十七条の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「従価割にあつては」及び「(以下この条において「売渡し等」という。)に係る

(たばこ事業法第三十三条の規定により大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの小売定価をいう。)に相当する金額とし、従量割にあつては

売渡し等」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定により重量を本数に換算する場合の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第四百六十八条の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「従価割にあつては百分の十四・三とし、従量割にあつては」を削り、「三百五十円」

を「千九百九十七円」に改める。

第四百六十九条の見出し並びに同条第一項及び第三項、第四百七十条の見出し並びに同条第一項

及び第五項、第四百七十一条の見出し並びに第四百七十二条(見出しを含む。)中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第四百七十三条の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「(以下この項において「売渡し等」という。))及び「課税標準たる小売定価に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た金額の合計額及び前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの」を削り、「課税標準額」を「課税標準数量」に、「並びに当該課税標準額を」及び「当該課税標準数量に」、「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改め、同条第三項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第四百七十四条第一項中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に、「事由」を「理由」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第四百七十五条の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第二項中「課税標準額」を「課税標準数量」に、「不足額」を「不足」に改める。

第四百七十六条(見出しを含む。)中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第四百七十七条第一項及び第二項中「課税標準額」を「課税標準数量」に、「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改め、同条第三項及び第四項中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改める。

第四百七十七條第一項及び第二項中「課税標準額」を「課税標準数量」に、「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改め、同条第三項及び第四項中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改める。

第四百七十八条の見出し及び同条第一項中「たばこ消費税を」を「たばこ税」に改める。

第四百七十九条の見出し中「道府県たばこ消費税を」を「道府県たばこ税」に改め、同条中「たばこ消費税を」を「たばこ税」に、「道府県たばこ消費税を」を「道府県たばこ税」に、「課税標準額を」を「課税標準数量」に改める。

第四百八十条の見出し中「たばこ消費税を」を「たばこ税」に改め、同条第一項及び第二項中「課税標準額を」を「課税標準数量」に改め、同条第三項中「課税標準額を」を「課税標準数量」に、「過不足額を」を「過不足」に改める。

第四百八十一条の見出し及び第四百八十二条（見出しを含む）中「たばこ消費税を」を「たばこ税」に改める。

第四百八十三条の見出し中「たばこ消費税を」を「たばこ税」に改め、同条第一項中「たばこ消費税を」を「たばこ税」に、「たばこ消費税額を」を「たばこ税額」に改め、同条第三項中「たばこ消費税額を」を「たばこ税額」に改める。

第四百八十四条の見出し中「たばこ消費税を」を「たばこ税」に改め、同条第一項及び第二項中「課税標準額を」を「課税標準数量」に改める。

第四百八十五条の見出し及び同条第一項、第四

百八十五条の二の見出し、第四百八十五条の三の見出し並びに同条第一項、第三項、第四項及び第六項、第四百八十五条の四の見出し及び同条第一項、第四百八十五条の五の見出し、第四百八十五条の六の前の見出し及び同条、第四百八十五条の七から第四百八十五条の十まで並びに第四百八十五条の十二の見出し及び同条第一項中「たばこ消費税を」を「たばこ税」に改める。

第三章第五節を次のように改める。
第五節 削除
第四百八十六條から第五百八十八條まで 削除
第三章第七節を次のように改める。

第七節 削除
第五百五十一條から第五百八十四條まで 削除
第五百八十六條第二項第二号ホ中「工業用水道事業法」の下に「昭和三十三年法律第八十四号」を、「水道法」の下に「昭和三十二年法律第七十七号」を加える。

第七百一条の三十四第三項第十九号中「電気事業法」の下に「昭和三十九年法律第七十号」を加える。
第七百三十四條第一項中「及び第九号」を「及び第六号」に改める。

第七百三十四條第一項中「及び第九号」を「及び第六号」に改める。

第七百三十六條第一項中
四 市町村たばこ消費税
五 電気税
六 ガス税
七 木材引取税
八 特別土地保有税
九 特別土地保有税

を「四 市町村たばこ税」に、
五 電気税
六 ガス税
七 木材引取税
八 特別土地保有税
九 特別土地保有税

ばこ消費税
を「三 特別区たばこ税」に改め、同条第五項中「特別区たばこ消費税を」を「特別区たばこ税」に改め、同条第六項中「特別区たばこ消費税を」を「特別区たばこ税」に改める。

附則第三条の三第二項中「から第三十七條まで」を「及び第三十六條」に改め、同項第三号中「から第三百十四條の五まで」を「第三百十四條の四」に改め、同条第四項中「から第三百十四條の五まで」を「第三百十四條の四」に改め、同項第三号中「から第三百十四條の五まで」を「第三百十四條の四」に改める。

附則第五条第一項中「から第三十七條まで」を「及び第三十六條」に改め、同条第二項中「から第三百十四條の五まで」を「及び第三百十四條の四」に改める。
附則第六条第六項中「第三百十四條の五」を「第三百十四條の四」に改める。
附則第九条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
法人の昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度の事業税の課税標準である所得の算定については、第七十二條の十四第一項本文の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第 号）附則第六十八條の規定によりなおその効力を有することとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二條の三の規定の例によらないものとする。
附則第十条第一項中「農山漁村電気導入促進法」の下に「昭和二十七年法律第三百五十八号」を加える。
附則第十二條の二を次のように改める。
（道府県たばこ税の税率の特例）
第十二條の二 たばこ事業法附則第二条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和四十年法律第二百二十二号）第一条第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時に於ける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る道府県たばこ税の税率は、第七十四條の五の規定にかかわらず、当分の間、千本につき五百三十六円とする。
附則第三十條の三を次のように改める。
（市町村たばこ税の税率の特例）
第三十條の三 たばこ事業法附則第二条の規定による廃止前の製造たばこ定価法第一条第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時に於

は、第七十二條の十四第一項本文の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第 号）附則第六十八條の規定によりなおその効力を有することとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二條の三の規定の例によらないものとする。
附則第十条第一項中「農山漁村電気導入促進法」の下に「昭和二十七年法律第三百五十八号」を加える。
附則第十二條の二を次のように改める。
（道府県たばこ税の税率の特例）
第十二條の二 たばこ事業法附則第二条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和四十年法律第二百二十二号）第一条第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時に於ける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る道府県たばこ税の税率は、第七十四條の五の規定にかかわらず、当分の間、千本につき五百三十六円とする。
附則第三十條の三を次のように改める。
（市町村たばこ税の税率の特例）
第三十條の三 たばこ事業法附則第二条の規定による廃止前の製造たばこ定価法第一条第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時に於

ける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第四百六十八条の規定にかかわらず、当分の間、千本につき九百四十八円とする。

附則第三十条の四を削る。

附則第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除

附則第三十三条の二第六項中「第三百十四条の五」を「第三百十四条の四」に改める。

附則第三十三条の三第一項中、第三十五条並びに第三十七条を「並びに第三十五条」に改め、同条第四項中、第三十五条並びに第三十七条を「並びに第三十五条」に、「第三百十四条の三並びに第三百十四条の五」を「並びに第三百十四条の三」に改める。

附則第三十三条の四第一項中、第三十五条並びに第三十七条を「並びに第三十五条」に改め、同条第四項中、第三十五条並びに第三十七条を「並びに第三十五条」に、「第三百十四条の三並びに第三百十四条の五」を「並びに第三百十四条の三」に改める。

附則第三十四条第一項中、第三十五条並びに第三十七条を「並びに第三十五条」に改め、同項第二号ロを次のように改める。

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

附則第三十四条第四項中、第三十五条並びに第三十七条を「並びに第三十五条」に、「第三百十

四条の三並びに第三百十四条の五」を「並びに第三百十四条の三」に、「百分の二」を「当該課税長期譲渡所得金額の百分の二」に、「百分の四」を「当該課税長期譲渡所得金額の百分の四」に改め、「百六十万円」との下に、「控除した金額の百分の二」とあるのは「控除した金額の百分の五・五」とを加える。

附則第三十四条の三第一項中「附則第三十四条の規定の適用については、同条第一項第二号ロ中「課税長期譲渡所得金額につき、本項の規定の適用がないものとした場合に算出される道府県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る道府県民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した」とあるのは、「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二・五に相当する」とを「道府県民税の所得割については、附則第三十四条第一項から第三項までの規定を適用」に改め、同条第三項中「同条第一項第二号」とあるのは「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項第二号」と、「百分の二・五」とあるのは「百分の五」を「附則第三十四条第一項から第三項まで」に改める。

附則第三十四条の四第一項中「課税長期譲渡所得金額につき、本項の規定の適用がないものとし

た場合に算出される道府県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る道府県民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した」とあるのは「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の一・六に相当する」を「百分の二」とあるのは「百分の一・六」に改める。

附則第三十五条第一項中、第三十五条並びに第三十七条を「並びに第三十五条」に改め、同条第六項中、第三十五条並びに第三十七条を「並びに第三十五条」に、「第三百十四条の三並びに第三百十四条の五」を「並びに第三百十四条の三」に改める。

附則第三十五条の四を附則第三十五条の五とし、附則第三十五条の三を附則第三十五条の四とし、附則第三十五条の二を附則第三十五条の三とし、附則第三十五条の次に次の一条を加える。

(株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十五条の二 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等(同法第三十七条の十一第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項及び第三項において「株式等に係る譲渡所得等」という。)を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他

の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下本条において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る譲渡所得等の金額(第五項第三号の規定により適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下本条において「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。)の百分の二に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。

2 前項の場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

3 道府県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七条の十第四項各号に掲げる金額(所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

4 前二項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三条第一項第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号、第二十四条の五第一項第三号並びに第三十四条第一項第十

号から第十一号まで及び第七項の規定の適用については、第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

二 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十七条の十第六項第四号の規定により適用されるところによる。

三 第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

四 第三十七条の二及び附則第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

五 附則第三条の三の規定の適用については、

同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第二項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第二項第二号及び第四項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条」とあるのは「第三十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三」と、「第三十四条」とあるのは「第三百十四

条の二」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」と、前項中「第二十三条第一項第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号、第二十四条

の五第一項第三号並びに第三十四条第一項第十号から第十一号まで及び第七項」とあるのは「第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号、第二百九十五条第一項第三号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第十号から第十一号まで及び第七項」と、「第二十三条第一項第十三号」とあるのは「第二百九十二条第一項第十三号」と、「第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条」とあるのは「第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条の二」と、「第三十七条の二及び附則第五条第一項」とあるのは「第三百十四条の七及び附則第五条第二項」と、「同条第一項中」とあるのは「同条第三項中」と、「同条第二項中」とあるのは「同条第四項中」と、「同条第二項第二号及び第四項第三号」とあるのは「同条第二項第三号及び第四項第二号」と、「第四十五条の二」とあるのは「第三百十七条の二」と読み替えるものとする。

（株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
第三十六条の二 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十五条の二第一項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第七百三条の四第五項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、これらの規定（第七百三条の四第六項及び第七項を除く。）中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三条の四第六項及び第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三条の五中「本条中山林所得金額」とあるのは「本条中山林所得金額又は附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第三十七条第六項中「及びこれに伴う飲食」を並びにこれに伴う遊興、飲食及びその他の利用行為に、「料理飲食等消費税を特別地方消費税に改め、同条中第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

三五二

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以	上	未	以	上	未	以	上	未	以	上	未	以	上	未	以	上	未
8,000円未満	12,000	16,000	20,000	24,000	28,000	32,000	36,000	40,000	44,000	48,000	52,000	56,000	60,000	64,000	68,000	72,000	76,000
8,000	12,000	16,000	20,000	24,000	28,000	32,000	36,000	40,000	44,000	48,000	52,000	56,000	60,000	64,000	68,000	72,000	76,000
0	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100,000	104,000	108,000	112,000	116,000	120,000	124,000	128,000	132,000	136,000	140,000	144,000	148,000	152,000	156,000	160,000	164,000	168,000
104,000	108,000	112,000	116,000	120,000	124,000	128,000	132,000	136,000	140,000	144,000	148,000	152,000	156,000	160,000	164,000	168,000	172,000
800	800	900	1,000	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100	1,200	1,200	1,300	1,300	1,400	1,400	1,500	1,500
200,000	204,000	208,000	212,000	216,000	220,000	224,000	228,000	232,000	236,000	240,000	244,000	248,000	252,000	256,000	260,000	264,000	268,000
204,000	208,000	212,000	216,000	220,000	224,000	228,000	232,000	236,000	240,000	244,000	248,000	252,000	256,000	260,000	264,000	268,000	272,000
1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	2,000	2,000	2,000	2,100	2,100	2,200	2,200	2,300	2,400	2,400	2,500
348,000	356,000	364,000	372,000	380,000	388,000	396,000	404,000	412,000	420,000	428,000	436,000	444,000	452,000	460,000	468,000	476,000	484,000
356,000	364,000	372,000	380,000	388,000	396,000	404,000	412,000	420,000	428,000	436,000	444,000	452,000	460,000	468,000	476,000	484,000	492,000
3,100	3,200	3,200	3,300	3,400	3,400	3,500	3,600	3,700	3,700	3,800	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400
348,000	356,000	364,000	372,000	380,000	388,000	396,000	404,000	412,000	420,000	428,000	436,000	444,000	452,000	460,000	468,000	476,000	484,000
3,100	3,200	3,200	3,300	3,400	3,400	3,500	3,600	3,700	3,700	3,800	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400
540,000	548,000	556,000	564,000	572,000	580,000	588,000	596,000	604,000	612,000	620,000	628,000	636,000	644,000	652,000	660,000	668,000	676,000
548,000	556,000	564,000	572,000	580,000	588,000	596,000	604,000	612,000	620,000	628,000	636,000	644,000	652,000	660,000	668,000	676,000	684,000
4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	4,900	5,000	5,100	5,200	5,200	5,300	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700	5,800	5,900
540,000																	

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	税 額			退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	税 額			退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	税 額			退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額
	以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
548,000	556,000	556,000	4,900	748,000	756,000	6,700	1,082,000	1,044,000	9,200	1,382,000	1,344,000	11,900
556,000	564,000	564,000	5,000	756,000	764,000	6,800	1,044,000	1,056,000	9,300	1,344,000	1,356,000	12,000
564,000	572,000	572,000	5,000	764,000	772,000	6,800	1,056,000	1,068,000	9,500	1,356,000	1,368,000	12,200
572,000	580,000	580,000	5,100	772,000	780,000	6,900	1,068,000	1,080,000	9,600	1,368,000	1,380,000	12,300
580,000	588,000	588,000	5,200	780,000	782,000	7,000	1,080,000	1,092,000	9,700	1,380,000	1,392,000	12,400
588,000	596,000	596,000	5,200	782,000	804,000	7,100	1,092,000	1,104,000	9,800	1,392,000	1,404,000	12,500
596,000	604,000	604,000	5,300	804,000	816,000	7,200	1,104,000	1,116,000	9,900	1,404,000	1,416,000	12,600
604,000	612,000	612,000	5,400	816,000	828,000	7,300	1,116,000	1,128,000	10,000	1,416,000	1,428,000	12,700
612,000	620,000	620,000	5,500	828,000	840,000	7,400	1,128,000	1,140,000	10,100	1,428,000	1,440,000	12,800
620,000	628,000	628,000	5,500	840,000	852,000	7,500	1,140,000	1,152,000	10,200	1,440,000	1,452,000	12,900
628,000	636,000	636,000	5,600	852,000	864,000	7,600	1,152,000	1,164,000	10,300	1,452,000	1,464,000	13,000
636,000	644,000	644,000	5,700	864,000	876,000	7,700	1,164,000	1,176,000	10,400	1,464,000	1,476,000	13,100
644,000	652,000	652,000	5,700	876,000	888,000	7,800	1,176,000	1,188,000	10,500	1,476,000	1,488,000	13,200
652,000	660,000	660,000	5,800	888,000	900,000	7,900	1,188,000	1,200,000	10,600	1,488,000	1,500,000	13,300
660,000	668,000	668,000	5,900	900,000	912,000	8,100	1,200,000	1,212,000	10,800	1,500,000	1,512,000	13,500
668,000	676,000	676,000	6,000	912,000	924,000	8,200	1,212,000	1,224,000	10,900	1,512,000	1,524,000	13,600
676,000	684,000	684,000	6,000	924,000	936,000	8,300	1,224,000	1,236,000	11,000	1,524,000	1,536,000	13,700
684,000	692,000	692,000	6,100	936,000	948,000	8,400	1,236,000	1,248,000	11,100	1,536,000	1,548,000	13,800
692,000	700,000	700,000	6,200	948,000	960,000	8,500	1,248,000	1,260,000	11,200	1,548,000	1,560,000	13,900
700,000	708,000	708,000	6,300	960,000	972,000	8,600	1,260,000	1,272,000	11,300	1,560,000	1,576,000	14,000
708,000	716,000	716,000	6,300	972,000	984,000	8,700	1,272,000	1,284,000	11,400	1,576,000	1,592,000	14,100
716,000	724,000	724,000	6,400	984,000	996,000	8,800	1,284,000	1,296,000	11,500	1,592,000	1,608,000	14,300
724,000	732,000	732,000	6,500	996,000	1,008,000	8,900	1,296,000	1,308,000	11,600	1,608,000	1,624,000	14,400
732,000	740,000	740,000	6,500	1,008,000	1,020,000	9,000	1,308,000	1,320,000	11,700	1,624,000	1,640,000	14,600
740,000	748,000	748,000	6,600	1,020,000	1,032,000	9,100	1,320,000	1,332,000	11,800	1,640,000	1,656,000	14,700

三五四

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
1,656,000	1,672,000	14,900	2,056,000	2,072,000	18,500	2,456,000	2,472,000	22,100	2,920,000	2,940,000	26,200
1,672,000	1,688,000	15,000	2,072,000	2,088,000	18,600	2,472,000	2,488,000	22,200	2,940,000	2,960,000	26,400
1,688,000	1,704,000	15,100	2,088,000	2,104,000	18,700	2,488,000	2,504,000	22,300	2,960,000	2,980,000	26,600
1,704,000	1,720,000	15,300	2,104,000	2,120,000	18,900	2,504,000	2,520,000	22,500	2,980,000	3,000,000	26,800
1,720,000	1,736,000	15,400	2,120,000	2,136,000	19,000	2,520,000	2,536,000	22,600	3,000,000	3,020,000	27,000
1,736,000	1,752,000	15,600	2,136,000	2,152,000	19,200	2,536,000	2,552,000	22,800	3,020,000	3,040,000	27,100
1,752,000	1,768,000	15,700	2,152,000	2,168,000	19,300	2,552,000	2,568,000	22,900	3,040,000	3,060,000	27,300
1,768,000	1,784,000	15,900	2,168,000	2,184,000	19,500	2,568,000	2,584,000	23,100	3,060,000	3,080,000	27,500
1,784,000	1,800,000	16,000	2,184,000	2,200,000	19,600	2,584,000	2,600,000	23,200	3,080,000	3,100,000	27,700
1,800,000	1,816,000	16,200	2,200,000	2,216,000	19,800	2,600,000	2,620,000	23,400	3,100,000	3,120,000	27,900
1,816,000	1,832,000	16,300	2,216,000	2,232,000	19,900	2,620,000	2,640,000	23,500	3,120,000	3,140,000	28,000
1,832,000	1,848,000	16,400	2,232,000	2,248,000	20,000	2,640,000	2,660,000	23,700	3,140,000	3,160,000	28,200
1,848,000	1,864,000	16,600	2,248,000	2,264,000	20,200	2,660,000	2,680,000	23,900	3,160,000	3,180,000	28,400
1,864,000	1,880,000	16,700	2,264,000	2,280,000	20,300	2,680,000	2,700,000	24,100	3,180,000	3,200,000	28,600
1,880,000	1,896,000	16,900	2,280,000	2,296,000	20,500	2,700,000	2,720,000	24,300	3,200,000	3,220,000	28,800
1,896,000	1,912,000	17,000	2,296,000	2,312,000	20,600	2,720,000	2,740,000	24,400	3,220,000	3,240,000	28,900
1,912,000	1,928,000	17,200	2,312,000	2,328,000	20,800	2,740,000	2,760,000	24,600	3,240,000	3,260,000	29,100
1,928,000	1,944,000	17,300	2,328,000	2,344,000	20,900	2,760,000	2,780,000	24,800	3,260,000	3,280,000	29,300
1,944,000	1,960,000	17,400	2,344,000	2,360,000	21,000	2,780,000	2,800,000	25,000	3,280,000	3,300,000	29,500
1,960,000	1,976,000	17,600	2,360,000	2,376,000	21,200	2,800,000	2,820,000	25,200	3,300,000	3,320,000	29,700
1,976,000	1,992,000	17,700	2,376,000	2,392,000	21,300	2,820,000	2,840,000	25,300	3,320,000	3,340,000	29,800
1,992,000	2,008,000	17,900	2,392,000	2,408,000	21,500	2,840,000	2,860,000	25,500	3,340,000	3,360,000	30,000
2,008,000	2,024,000	18,000	2,408,000	2,424,000	21,600	2,860,000	2,880,000	25,700	3,360,000	3,380,000	30,200
2,024,000	2,040,000	18,200	2,424,000	2,440,000	21,800	2,880,000	2,900,000	25,900	3,380,000	3,400,000	30,400
2,040,000	2,056,000	18,300	2,440,000	2,456,000	21,900	2,900,000	2,920,000	26,100	3,400,000	3,420,000	30,600

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額
5,420,000	5,440,000	5,460,000	5,480,000	5,500,000	5,520,000	5,540,000	5,560,000	5,580,000	5,600,000	5,620,000	5,640,000	5,660,000	5,680,000	5,700,000	5,720,000	5,740,000	5,760,000
48,700	48,800	48,900	49,000	49,100	49,200	49,300	49,400	49,500	49,600	49,700	49,800	49,900	50,000	50,100	50,200	50,300	50,400
5,920,000	5,940,000	5,960,000	5,980,000	6,000,000	6,020,000	6,040,000	6,060,000	6,080,000	6,100,000	6,120,000	6,140,000	6,160,000	6,180,000	6,200,000	6,220,000	6,240,000	6,260,000
53,200	53,400	53,600	53,800	54,000	54,100	54,300	54,500	54,700	54,900	55,000	55,200	55,400	55,600	55,800	55,900	56,100	56,300
6,420,000	6,440,000	6,460,000	6,480,000	6,500,000	6,520,000	6,540,000	6,560,000	6,580,000	6,600,000	6,620,000	6,640,000	6,660,000	6,680,000	6,700,000	6,720,000	6,740,000	6,760,000
57,700	57,900	58,100	58,300	58,500	58,600	58,800	59,000	59,200	59,400	59,500	59,700	59,900	60,100	60,300	60,400	60,600	60,800
6,920,000	6,940,000	6,960,000	6,980,000	7,000,000	7,020,000	7,040,000	7,060,000	7,080,000	7,100,000	7,120,000	7,140,000	7,160,000	7,180,000	7,200,000	7,220,000	7,240,000	7,260,000
62,200	62,400	62,600	62,800	63,000	63,100	63,300	63,500	63,700	63,900	64,000	64,200	64,400	64,600	64,800	64,900	65,100	65,300
5,820,000	5,840,000	5,860,000	5,880,000	5,900,000	5,920,000	5,940,000	5,960,000	5,980,000	6,000,000	6,020,000	6,040,000	6,060,000	6,080,000	6,100,000	6,120,000	6,140,000	6,160,000
52,300	52,500	52,700	52,900	53,100	53,200	53,400	53,600	53,800	54,000	54,100	54,300	54,500	54,700	54,900	55,000	55,200	55,400
6,320,000	6,340,000	6,360,000	6,380,000	6,400,000	6,420,000	6,440,000	6,460,000	6,480,000	6,500,000	6,520,000	6,540,000	6,560,000	6,580,000	6,600,000	6,620,000	6,640,000	6,660,000
56,800	57,000	57,200	57,400	57,600	57,700	57,900	58,100	58,300	58,500	58,600	58,800	59,000	59,200	59,400	59,500	59,700	59,900
6,820,000	6,840,000	6,860,000	6,880,000	6,900,000	6,920,000	6,940,000	6,960,000	6,980,000	7,000,000	7,020,000	7,040,000	7,060,000	7,080,000	7,100,000	7,120,000	7,140,000	7,160,000
61,300	61,500	61,700	61,900	62,100	62,200	62,400	62,600	62,800	63,000	63,100	63,300	63,500	63,700	63,900	64,000	64,200	64,400

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額		
以	上	未		以	上	未		以	上	未			
7,420,000	円	7,440,000	円	68,700	円	7,620,000	円	68,500	円	7,820,000	円	70,300	退職所得控除額の金額に9%を乗じて算出した金額
7,440,000	円	7,460,000	円	68,800	円	7,640,000	円	68,700	円	7,840,000	円	70,500	
7,460,000	円	7,480,000	円	67,100	円	7,660,000	円	68,900	円	7,860,000	円	70,700	退職所得控除額の金額に9%を乗じて算出した金額
7,480,000	円	7,500,000	円	67,300	円	7,680,000	円	69,100	円	7,880,000	円	70,900	
7,500,000	円	7,520,000	円	67,500	円	7,700,000	円	69,300	円	7,900,000	円	71,100	退職所得控除額の金額に9%を乗じて算出した金額
7,520,000	円	7,540,000	円	67,600	円	7,720,000	円	69,400	円	7,920,000	円	71,200	
7,540,000	円	7,560,000	円	67,800	円	7,740,000	円	69,600	円	7,940,000	円	71,400	退職所得控除額の金額に9%を乗じて算出した金額
7,560,000	円	7,580,000	円	68,000	円	7,760,000	円	69,800	円	7,960,000	円	71,600	
7,580,000	円	7,600,000	円	68,200	円	7,780,000	円	70,000	円	7,980,000	円	71,800	退職所得控除額の金額に9%を乗じて算出した金額
7,600,000	円	7,620,000	円	68,400	円	7,800,000	円	70,200	円	8,000,000	円	71,800	
													退職所得控除額の金額に9%を乗じて算出した金額

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の増数があるときは、その増数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の増数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表第三(百二十八条の六、第三百二十八条の十三、附則第七条関係)

以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
8,000	12,000	16,000	20,000	24,000	28,000	32,000	36,000	40,000	44,000	48,000	52,000	56,000	60,000	64,000	68,000	72,000	76,000
0	100	100	200	200	300	300	400	400	500	500	600	700	800	800	900	900	1,000
100,000	104,000	108,000	112,000	116,000	120,000	124,000	128,000	132,000	136,000	140,000	144,000	148,000	152,000	156,000	160,000	164,000	168,000
1,300	1,400	1,400	1,500	1,500	1,600	1,600	1,700	1,700	1,800	1,800	1,900	1,900	2,000	2,100	2,100	2,200	2,200
200,000	204,000	208,000	212,000	216,000	220,000	224,000	228,000	232,000	236,000	240,000	244,000	248,000	252,000	256,000	260,000	264,000	268,000
2,700	2,700	2,800	2,800	2,900	2,900	3,000	3,000	3,100	3,100	3,200	3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800
348,000	356,000	364,000	372,000	380,000	388,000	396,000	404,000	412,000	420,000	428,000	436,000	444,000	452,000	460,000	468,000	476,000	484,000
4,600	4,800	4,900	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700	5,800	5,900	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500
540,000	548,000	556,000	564,000	572,000	580,000	588,000	596,000	604,000	612,000	620,000	628,000	636,000	644,000	652,000	660,000	668,000	676,000
7,200	7,300	7,400	7,500	7,600	7,700	7,800	7,900	8,000	8,100	8,200	8,300	8,400	8,500	8,600	8,700	8,800	8,900

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額							
	以	上	未			以	上	未								
548,000	556,000	564,000	572,000	7,300	748,000	756,000	764,000	772,000	10,000	1,082,000	1,044,000	1,056,000	14,900	1,332,000	1,344,000	17,900
556,000	564,000	572,000	580,000	7,500	756,000	764,000	772,000	780,000	10,200	1,044,000	1,056,000	1,068,000	14,000	1,344,000	1,356,000	18,100
564,000	572,000	580,000	588,000	7,600	764,000	772,000	780,000	792,000	10,300	1,056,000	1,068,000	1,080,000	14,200	1,356,000	1,368,000	18,300
572,000	580,000	588,000		7,700	772,000	780,000			10,400	1,068,000	1,080,000		14,400	1,368,000	1,380,000	18,500
580,000	588,000			7,800	780,000				10,500	1,080,000	1,092,000		14,500	1,380,000	1,392,000	18,600
588,000	596,000	604,000	612,000	7,900	792,000	804,000	816,000	828,000	10,600	1,092,000	1,104,000	1,116,000	14,700	1,392,000	1,404,000	18,700
596,000	604,000	612,000	620,000	8,000	804,000	816,000	828,000	840,000	10,800	1,104,000	1,116,000	1,128,000	14,900	1,404,000	1,416,000	18,900
604,000	612,000	620,000	628,000	8,100	816,000	828,000	840,000		11,000	1,116,000	1,128,000		15,000	1,416,000		19,100
612,000	620,000			8,200	828,000				11,100	1,128,000	1,140,000		15,200	1,428,000		19,200
620,000				8,300	840,000	852,000			11,300	1,140,000	1,152,000		15,300	1,440,000		19,400
628,000	636,000	644,000	652,000	8,400	852,000	864,000	876,000	888,000	11,500	1,152,000	1,164,000	1,176,000	15,500	1,452,000	1,464,000	19,600
636,000	644,000	652,000	660,000	8,500	864,000	876,000	888,000	900,000	11,600	1,164,000	1,176,000	1,188,000	15,700	1,464,000	1,476,000	19,700
644,000	652,000	660,000	668,000	8,600	876,000	888,000	900,000		11,800	1,176,000	1,188,000		15,800	1,476,000		19,900
652,000	660,000			8,800	888,000	900,000			11,900	1,188,000	1,200,000		16,000	1,488,000		20,000
660,000	668,000			8,900	900,000	912,000			12,100	1,200,000	1,212,000		16,200	1,500,000		20,200
668,000	676,000	684,000	692,000	9,000	912,000	924,000	936,000	948,000	12,300	1,212,000	1,224,000	1,236,000	16,300	1,512,000	1,524,000	20,400
676,000	684,000	692,000	700,000	9,100	924,000	936,000	948,000	960,000	12,400	1,224,000	1,236,000	1,248,000	16,500	1,524,000	1,536,000	20,500
684,000	692,000	700,000	708,000	9,200	936,000	948,000	960,000		12,600	1,236,000	1,248,000		16,600	1,536,000		20,700
692,000	700,000			9,300	948,000	960,000			12,700	1,248,000	1,260,000		16,800	1,548,000		20,800
700,000	708,000			9,400	960,000	972,000			12,900	1,260,000	1,272,000		17,000	1,560,000		21,000
708,000	716,000	724,000	732,000	9,500	972,000	984,000	996,000	1,008,000	13,100	1,272,000	1,284,000	1,296,000	17,100	1,576,000	1,592,000	21,200
716,000	724,000	732,000	740,000	9,600	984,000	996,000	1,008,000		13,200	1,284,000	1,296,000		17,300	1,592,000	1,608,000	21,400
724,000	732,000	740,000		9,700	996,000	1,008,000			13,400	1,296,000	1,308,000		17,400	1,608,000		21,600
732,000	740,000			9,800	1,008,000	1,020,000			13,600	1,308,000	1,320,000		17,600	1,624,000		21,700
740,000	748,000			9,900	1,020,000	1,032,000			13,700	1,320,000	1,332,000		17,800	1,640,000		21,900

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

三六〇

以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額
1,656,000	1,672,000	1,688,000	1,704,000	1,720,000	1,736,000	1,752,000	1,768,000	1,784,000	1,800,000	1,816,000	1,832,000	1,848,000	1,864,000	1,880,000	1,896,000	1,912,000	1,928,000
22,800	22,500	22,700	23,000	23,200	23,400	23,600	23,800	24,000	24,300	24,500	24,700	24,900	25,100	25,300	25,500	25,800	26,000
2,056,000	2,072,000	2,088,000	2,104,000	2,120,000	2,136,000	2,152,000	2,168,000	2,184,000	2,200,000	2,216,000	2,232,000	2,248,000	2,264,000	2,280,000	2,296,000	2,312,000	2,328,000
27,700	27,900	28,100	28,400	28,600	28,800	29,000	29,200	29,400	29,700	29,900	30,100	30,300	30,500	30,700	30,900	31,200	31,400
2,456,000	2,472,000	2,488,000	2,504,000	2,520,000	2,536,000	2,552,000	2,568,000	2,584,000	2,600,000	2,620,000	2,640,000	2,660,000	2,680,000	2,700,000	2,720,000	2,740,000	2,760,000
34,400	34,900	35,500	36,100	36,700	37,200	37,800	38,400	39,000	39,600	40,200	41,000	41,700	42,400	43,200	43,800	44,600	45,300
2,920,000	2,940,000	2,960,000	2,980,000	3,000,000	3,020,000	3,040,000	3,060,000	3,080,000	3,100,000	3,120,000	3,140,000	3,160,000	3,180,000	3,200,000	3,220,000	3,240,000	3,260,000
51,100	51,800	52,500	53,200	54,000	54,700	55,400	56,100	56,800	57,600	58,300	59,000	59,700	60,400	61,200	61,900	62,600	63,300
3,320,000	3,340,000	3,360,000	3,380,000	3,400,000	3,420,000	3,440,000	3,460,000	3,480,000	3,500,000	3,520,000	3,540,000	3,560,000	3,580,000	3,600,000	3,620,000	3,640,000	3,660,000
64,800	65,500	66,200	66,900	67,600	68,400	69,100	69,800	70,500	71,200	71,900	72,600	73,300	74,000	74,700	75,400	76,100	76,800

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
3,420,000	3,440,000	69,100	3,920,000	3,940,000	87,100	4,420,000	4,440,000	105,100	4,920,000	4,940,000	123,100
3,440,000	3,460,000	69,300	3,940,000	3,960,000	87,300	4,440,000	4,460,000	105,300	4,940,000	4,960,000	123,300
3,460,000	3,480,000	70,500	3,960,000	3,980,000	88,500	4,460,000	4,480,000	106,500	4,960,000	4,980,000	124,500
3,480,000	3,500,000	71,200	3,980,000	4,000,000	89,200	4,480,000	4,500,000	107,200	4,980,000	5,000,000	125,200
3,500,000	3,520,000	72,000	4,000,000	4,020,000	90,000	4,500,000	4,520,000	108,000	5,000,000	5,020,000	126,000
3,520,000	3,540,000	72,700	4,020,000	4,040,000	90,700	4,520,000	4,540,000	108,700	5,020,000	5,040,000	126,700
3,540,000	3,560,000	73,400	4,040,000	4,060,000	91,400	4,540,000	4,560,000	109,400	5,040,000	5,060,000	127,400
3,560,000	3,580,000	74,100	4,060,000	4,080,000	92,100	4,560,000	4,580,000	110,100	5,060,000	5,080,000	128,100
3,580,000	3,600,000	74,800	4,080,000	4,100,000	92,800	4,580,000	4,600,000	110,800	5,080,000	5,100,000	128,800
3,600,000	3,620,000	75,600	4,100,000	4,120,000	93,600	4,600,000	4,620,000	111,600	5,100,000	5,120,000	129,600
3,620,000	3,640,000	76,300	4,120,000	4,140,000	94,300	4,620,000	4,640,000	112,300	5,120,000	5,140,000	130,300
3,640,000	3,660,000	77,000	4,140,000	4,160,000	95,000	4,640,000	4,660,000	113,000	5,140,000	5,160,000	131,000
3,660,000	3,680,000	77,700	4,160,000	4,180,000	95,700	4,660,000	4,680,000	113,700	5,160,000	5,180,000	131,700
3,680,000	3,700,000	78,400	4,180,000	4,200,000	96,400	4,680,000	4,700,000	114,400	5,180,000	5,200,000	132,400
3,700,000	3,720,000	79,200	4,200,000	4,220,000	97,200	4,700,000	4,720,000	115,200	5,200,000	5,220,000	133,200
3,720,000	3,740,000	79,900	4,220,000	4,240,000	97,900	4,720,000	4,740,000	115,900	5,220,000	5,240,000	133,900
3,740,000	3,760,000	80,600	4,240,000	4,260,000	98,600	4,740,000	4,760,000	116,600	5,240,000	5,260,000	134,600
3,760,000	3,780,000	81,300	4,260,000	4,280,000	99,300	4,760,000	4,780,000	117,300	5,260,000	5,280,000	135,300
3,780,000	3,800,000	82,000	4,280,000	4,300,000	100,000	4,780,000	4,800,000	118,000	5,280,000	5,300,000	136,000
3,800,000	3,820,000	82,800	4,300,000	4,320,000	100,800	4,800,000	4,820,000	118,800	5,300,000	5,320,000	136,800
3,820,000	3,840,000	83,500	4,320,000	4,340,000	101,500	4,820,000	4,840,000	119,500	5,320,000	5,340,000	137,500
3,840,000	3,860,000	84,200	4,340,000	4,360,000	102,200	4,840,000	4,860,000	120,200	5,340,000	5,360,000	138,200
3,860,000	3,880,000	84,900	4,360,000	4,380,000	102,900	4,860,000	4,880,000	120,900	5,360,000	5,380,000	138,900
3,880,000	3,900,000	85,600	4,380,000	4,400,000	103,600	4,880,000	4,900,000	121,600	5,380,000	5,400,000	139,600
3,900,000	3,920,000	86,400	4,400,000	4,420,000	104,400	4,900,000	4,920,000	122,400	5,400,000	5,420,000	140,400

昭和六十二年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

三六二

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額
以	上	未		以	上	未		以	上	未	
5,420,000	5,440,000	5,460,000	141,100	5,920,000	5,940,000	5,960,000	159,100	6,420,000	6,440,000	6,460,000	177,100
5,440,000	5,460,000	5,480,000	141,800	5,940,000	5,960,000	5,980,000	159,800	6,440,000	6,460,000	6,480,000	177,800
5,460,000	5,480,000	5,500,000	142,500	5,960,000	5,980,000	6,000,000	160,500	6,460,000	6,480,000	6,500,000	178,500
5,480,000	5,500,000	5,520,000	143,200	5,980,000	6,000,000	6,020,000	161,200	6,480,000	6,500,000	6,520,000	179,200
5,500,000	5,520,000		144,000	6,000,000	6,020,000		162,000	6,500,000	6,520,000		180,000
5,520,000	5,540,000	5,560,000	144,700	6,020,000	6,040,000	6,060,000	162,700	6,520,000	6,540,000	6,560,000	180,700
5,540,000	5,560,000	5,580,000	145,400	6,040,000	6,060,000	6,080,000	163,400	6,540,000	6,560,000	6,580,000	181,400
5,560,000	5,580,000	5,600,000	146,100	6,060,000	6,080,000	6,100,000	164,100	6,560,000	6,580,000	6,600,000	182,100
5,580,000	5,600,000	5,620,000	146,800	6,080,000	6,100,000	6,120,000	164,800	6,580,000	6,600,000	6,620,000	182,800
5,600,000	5,620,000		147,600	6,100,000	6,120,000		165,600	6,600,000	6,620,000		183,600
5,620,000	5,640,000	5,660,000	148,300	6,120,000	6,140,000	6,160,000	166,300	6,620,000	6,640,000	6,660,000	184,300
5,640,000	5,660,000	5,680,000	149,000	6,140,000	6,160,000	6,180,000	167,000	6,640,000	6,660,000	6,680,000	185,000
5,660,000	5,680,000	5,700,000	149,700	6,160,000	6,180,000	6,200,000	167,700	6,660,000	6,680,000	6,700,000	185,700
5,680,000	5,700,000	5,720,000	150,400	6,180,000	6,200,000	6,220,000	168,400	6,680,000	6,700,000	6,720,000	186,400
5,700,000	5,720,000		151,200	6,200,000	6,220,000		169,200	6,700,000	6,720,000		187,200
5,720,000	5,740,000	5,760,000	151,900	6,220,000	6,240,000	6,260,000	169,900	6,720,000	6,740,000	6,760,000	187,900
5,740,000	5,760,000	5,780,000	152,600	6,240,000	6,260,000	6,280,000	170,600	6,740,000	6,760,000	6,780,000	188,600
5,760,000	5,780,000	5,800,000	153,300	6,260,000	6,280,000	6,300,000	171,300	6,760,000	6,780,000	6,800,000	189,300
5,780,000	5,800,000	5,820,000	154,000	6,280,000	6,300,000	6,320,000	172,000	6,780,000	6,800,000	6,820,000	190,000
5,800,000	5,820,000		154,800	6,300,000	6,320,000		172,800	6,800,000	6,820,000		190,800
5,820,000	5,840,000	5,860,000	155,500	6,320,000	6,340,000	6,360,000	173,500	6,820,000	6,840,000	6,860,000	191,500
5,840,000	5,860,000	5,880,000	156,200	6,340,000	6,360,000	6,380,000	174,200	6,840,000	6,860,000	6,880,000	192,200
5,860,000	5,880,000	5,900,000	156,900	6,360,000	6,380,000	6,400,000	174,900	6,860,000	6,880,000	6,900,000	192,900
5,880,000	5,900,000	5,920,000	157,600	6,380,000	6,400,000	6,420,000	175,600	6,880,000	6,900,000	6,920,000	193,600
5,900,000	5,920,000		158,400	6,400,000	6,420,000		176,400	6,900,000	6,920,000		194,400

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上		以	上	
7,420,000	7,440,000	213,100	7,620,000	7,640,000	220,300	7,820,000	7,840,000	227,500	8,000,000	10,000,000	231,100
7,440,000	7,460,000	213,300	7,640,000	7,660,000	221,000	7,840,000	7,860,000	228,200			
7,460,000	7,480,000	214,500	7,660,000	7,680,000	221,700	7,860,000	7,880,000	228,900			
7,480,000	7,500,000	215,200	7,680,000	7,700,000	222,400	7,880,000	7,900,000	229,600			
7,500,000	7,520,000	216,000	7,700,000	7,720,000	223,200	7,900,000	7,920,000	230,400			
7,520,000	7,540,000	216,700	7,720,000	7,740,000	223,900	7,920,000	7,940,000	231,100			
7,540,000	7,560,000	217,400	7,740,000	7,760,000	224,600	7,940,000	7,960,000	231,800			
7,560,000	7,580,000	218,100	7,760,000	7,780,000	225,300	7,960,000	7,980,000	232,500			
7,580,000	7,600,000	218,800	7,780,000	7,800,000	226,000	7,980,000	8,000,000	233,200			
7,600,000	7,620,000	219,600	7,800,000	7,820,000	226,800						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の増数があるときは、その増数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の増数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十条の四、第三百二十八条の三、別表第一及び別表第二の改正規定並びに附則第三条第二項、第九條第二項及び第十四條の規定 昭和六十四年一月一日

二 第二十三條第一項第七号及び第八号、第三十二條第四項第一号、第三十三條、第三十四條、第七十二條の十七第三項第一号、第二百九十二條第一項第七号及び第八号、第三百十三條第四項第一号、第三百十四條並びに第三百十四條の二の改正規定、附則第三十五條の四を附則第三十五條の五とし、附則第三十五條の三を附則第三十五條の四とし、附則第三十五條の二を附則第三十五條の三とし、附則第三十五條の次に一條を加える改正規定並びに附則第三十六條の次に一條を加える改正規定並びに附則第三十三條第三項から第五項まで、第四條、第九條第三項から第五項まで及び第十三條の規定 昭和六十五年四月一日

(保全担保に係る経過措置)

第二条 改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第十六條の三の規定により提供された道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税又は市町村たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の担保は、それぞれ改正後の地方税法(以下「新法」という。)第十六條の三の規定により提供された道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税又は市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金の担保とみなす。

(道府県民税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和六十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の道

府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第五十条の四及び別表第一の規定は、昭和六十四年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新法第五十条の二に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

3 新法第二十三條第一項第七号及び第八号、第三十二條第四項第一号並びに第三十四條の規定は、昭和六十五年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十五條の二の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が昭和六十四年四月一日以後に行う所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)第十條の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六號。附則第九條第四項において「改正後の租税特別措置法」という。)第三十七條の十第一項に規定する株式等の譲渡に係る個人の道府県民税について適用する。

5 旧法第三十三條の規定は、昭和六十四年度分までの個人の道府県民税については、なおその効力を有する。

(事業税に関する経過措置)

第四条 新法第七十二條の十七第三項第一号の規定は、昭和六十五年以後の年度分の個人の事業税について適用し、昭和六十四年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第五条 新法第七十三條の十四第一項の規定は、昭和六十四年四月一日(以下「施行日」という。)以後の同項に規定する住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の同項に規定する住宅の取得に対して課する不動

産取得税については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、新法第七十三條の十四第一項の規定は、施行日前に住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項において同じ。)をした者が、施行日以後、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一棟となるべき住宅を新築し、又はその住宅を増築した場合において、同条第二項の規定により前後の住宅の建築をもつて一戸の住宅の建築とみなされるときにおける当該住宅の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第六条 新法の規定中道府県たばこ税に関する部分は、施行日以後に行われる新法第七十四條の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(第三項において「売渡し等」という。)に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税について適用する。

2 施行日前に行われた旧法第七十四條の四第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課する道府県たばこ消費税については、なお従前の例による。

3 卸売販売業者等(新法第七十四條の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。)が、施行日前に既に道府県たばこ消費税を課された製造たばこにつき施行日以後に売渡し等をする場合においては、新法第七十四條の六第一項第四号中「たばこ税」とあるのは、「たばこ消費税」として、同条の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が小売販売業者に施行日前に売り渡した製造たばこの返還を受け、施行日以後に当該製造たばこにつき新法第七十四條の十四第一項の規定による控除を受ける場合においては、同項中たばこ税額(当該たばこ税額とあるのは「たばこ消費税額」(当該たばこ消費税額と、同条第三項及び第四項中たばこ税額とあ

るのは「たばこ消費税額」として、同条の規定を適用する。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)
第七条 新法の規定中ゴルフ場利用税に関する部分は、施行日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用する。

2 施行日前における旧法第七十五條第一項各号に掲げる施設の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

3 施行日前にゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の特別徴収義務者が行つた旧法第八十一條の規定による納税管理人に係る申告は、当該ゴルフ場に係る新法第七十九條の規定による納税管理人に係る申告とみなす。

4 施行日前にゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の特別徴収義務者が行つた旧法第八十九條第一項の規定による登録の申請は、当該ゴルフ場に係る新法第八十四條第一項の規定による登録の申請とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧法第八十九條第二項の規定によりゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の特別徴収義務者に係る証票の交付を受けている者は、当該ゴルフ場について新法第八十四條第二項の規定により証票の交付を受けている者とみなす。

6 この法律の施行の際現に旧法第八十九條第二項の規定により交付を受けているゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の特別徴収義務者に係る証票は、条例の定めるところにより新法第八十四條第二項の規定に基づくゴルフ場利用税の特別徴収義務者に係る証票として新たな証票が交付されるまでの間、当該ゴルフ場について同項の規定により交付された証票とみなす。

7 道府県知事は、条例の定めるところにより、娯楽施設利用税の特別徴収義務者が施行日の前

日において交付を受けている旧法第八十九条第二項の証票を返納させるものとする。
(特別地方消費税に関する経過措置)

第八條 新法の規定中特別地方消費税に関する部分は、施行日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第百十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課すべき特別地方消費税について適用する。
2 施行日前における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(旧法第百十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

3 施行日前に料理飲食等消費税の特別徴収義務者が行つた旧法第百二十条第一項の規定による登録の申請は、当該場所に係る新法第百二十条第一項の規定による登録の申請とみなす。
4 この法律の施行の際現に旧法第百二十条第二項の規定により料理飲食等消費税の特別徴収義務者に係る証票の交付を受けている者は、当該場所について新法第百二十条第二項の規定により証票の交付を受けている者とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧法第百二十条第二項の規定により交付を受けている料理飲食等消費税の特別徴収義務者に係る証票は、条例の定めるところにより新法第百二十条第二項の規定に基づき特別地方消費税の特別徴収義務者に係る証票として新たな証票が交付されるまでの間、当該場所について同項の規定により交付された証票とみなす。

6 道府県知事は、条例の定めるところにより、料理飲食等消費税の特別徴収義務者が施行日の前日において交付を受け、又は所持している旧法第百二十条第二項の証票及び旧法第百二十九条第四項本文の規定により道府県が交付した用紙を返納させるものとする。

7 旧法第百二十九条第一項、第二項及び第七項の規定は、施行日前に作成された同条第一項又

は第二項の領収証の写し又は領収証となるべき書類の写しの保管については、なおその効力を有する。

(市町村民税に関する経過措置)
第九條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和六十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第百二十八条の三及び別表第二の規定は、昭和六十四年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新法第百二十八条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

3 新法第百九十二条第一項第七号及び第八号、第百九十三条第四項第一号並びに第百九十四条の二の規定は、昭和六十五年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十五条の二の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が昭和六十四年四月一日以後に行う改正後の租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等の譲渡に係る個人の市町村民税について適用する。

5 旧法第百三十四条の規定は、昭和六十四年度分までの個人の市町村民税については、なおその効力を有する。

(市町村たばこ税に関する経過措置)
第十條 新法の規定中市町村たばこ税に関する部分は、施行日以後に行われる新法第百六十五條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(第三項において「売渡し等」という。)に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税について適用する。
2 施行日前に行われた旧法第百六十七條第一

項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課する市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。

3 卸売販売業者等(新法第百六十五條第一項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。)が、施行日前に既に市町村たばこ消費税を課された製造たばこにつき施行日以後に売渡し等をする場合においては、新法第百六十九條第一項第四号中「たばこ税」とあるのは、「たばこ消費税」として、同条の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が小売販売業者に施行日前に売り渡した製造たばこの返還を受け、施行日以後に当該製造たばこにつき新法第百七十七條第一項の規定による控除を受ける場合においては、同項中「たばこ税額(当該たばこ税額」とあるのは「たばこ消費税額(当該たばこ消費税額」と、同条第三項及び第四項中「たばこ税額」とあるのは「たばこ消費税額」として、同条の規定を適用する。

(電気税及びガス税に関する経過措置)
第十一條 施行日前に使用した電気又はガス(継続的に供給することを約する契約に基づき供給されている電気又はガスにあつては、施行日前にその料金を収納した、又は収納すべきであつたもの)に対して課する電気税又はガス税については、なお従前の例による。

2 施行日前から継続的に供給することを約する契約に基づき供給されている電気又はガスで施行日から一月を経過する日までの間にその料金を収納した、又は収納すべきであつたものについては、施行日前にその料金を収納した、又は収納すべきであつたものとみなして、前項の規定を適用する。
(木材引取税に関する経過措置)
第十二條 施行日前に行われた素材の引取りに対して課する木材引取税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)
第十三條 新法附則第三十六条の二の規定は、昭和六十五年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和六十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第十四條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十五條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方財政法の一部改正)
第十六條 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項第五号中「道府県たばこ消費税、市町村たばこ消費税」を「道府県たばこ税、市町村たばこ税」に改め、「電気税、ガス税」を削る。
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)
第十七條 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項及び第四項を削る。
第十條第一項中「第四号」を「第三号」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とする。
第四十三條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第十八條 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

化等に関する法律に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方交付税法の一部改正)

第十九条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「ゴルフ場所在の市町村を包括する道府県」を削り、「娯楽施設利用税の」

四 道府県たばこ税 前年度の道府県たばこ税の課税標準数量

五 ゴルフ場利用税 当該道府県に所在するゴルフ場の延利用人員

第十四条第三項の表道府県の項第六号中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同表市町村の項第四号を次のように改める。

四 市町村たばこ税 前年度の市町村たばこ税の課税標準数量

第十四条第三項の表市町村の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を削り、第九号を第六号とし、第十号を第七号とし、第十一号を第八号とし、同表市町村の項第十二号中「娯楽施設利用税交付金」を「ゴルフ場利用税交付金」に改め、同号を同表市町村の項第九号とし、同表市町村の項第十三号から第二十号までを三号ずつ繰り上げる。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和六十四年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 昭和六十四年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項第四号中「前年度の道府県たばこ税の課税標準数量」とあり、及び同表市町村の項第四号中「前年度の市町村たばこ税の課税標準数量」とあるのは、「昭和六十三年三月一日から昭和六十四年二月二十八日までの間に売渡し等が行われた製造たばこの課税標準たる本数」とする。

を「ゴルフ場利用税の」に、「地方税法第百十二条の二」を「地方税法第百三条」に、「娯楽施設利用税に係る」を「ゴルフ場利用税に係る」に、「娯楽施設利用税交付金」を「ゴルフ場利用税交付金」に改め、同条第三項の表道府県の項第四号及び第五号を次のように改める。

り、地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、附則第十九条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては基準税率(同条第二項に規定する基準税率をいう。以下同じ。)をもつて算定した当該道府県の旧道府県たばこ消費税(旧法第七十四条の二に規定する道府県たばこ消費税をいう。以下同じ。)、旧娯楽施設利用税(旧法第七十五条第一項に規定する娯楽施設利用税をいう。以下同じ。)、及び旧料理飲食等消費税(旧法第百十三條第一項に規定する料理飲食等消費税をいう。以下同じ。の収入見込額(ゴルフ場所在の市町村を包括する道府県の旧娯楽施設利用税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該道府県の旧娯楽施設利用税の収入見込額から旧法第百十二条の二の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされる旧娯楽施設利用税に係る交付金(以下「旧娯楽施設利用税交付金」という。))の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とする。の合算額を、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の旧市町村たばこ消費税(旧法第四百六十五條に規定す

る市町村たばこ消費税をいう。以下同じ。)、旧電気税(旧法第四百八十六條第一項に規定する電気税をいう。以下同じ。)、旧ガス税(旧法第四百八十六條第二項に規定するガス税をいう。以下同じ。及び旧木材引取税(旧法第五百五十一条第一項に規定する木材引取税をいう。以下同じ。の収入見込額並びに当該市町村の旧娯楽

施設利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額の合算額を加算した額とする。

2 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

地方団体の種類	収入の項目	収入見込額の算定の基礎
道府県	一 旧道府県たばこ消費税 二 旧娯楽施設利用税 三 旧料理飲食等消費税	前年度の旧道府県たばこ消費税の課税標準額 当該道府県に所在する旧法第七十五條第一項の施設の敷又は当該施設における利用物件数 料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額
市町村	一 旧市町村たばこ消費税 二 旧電気税 三 旧ガス税 四 旧木材引取税 五 旧娯楽施設利用税交付金	前年度の旧市町村たばこ消費税の課税標準額 前年度中において納入され、又は納付された旧電気税額 前年度中において納入され、又は納付された旧ガス税額 木材の生産量及び価格 当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員

(税理士法の一部改正)

第二十一条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の二中「娯楽施設利用税、料理飲食等消費税」を「ゴルフ場利用税、特別地方消費税」に改める。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 附則第七條第二項及び第八條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる娯楽施設利用税及び料理飲食等消費税については、前条の規定による改正前の税理士法第五十一条の二の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十四条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條の表中「地方税法第七十五條第一項に掲げる施設」を「地方税法第七十五條のゴルフ場」に、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、

合衆国軍隊による電気及びガスの使用で合衆国軍隊又はその公認調達機関の証明があるもの	合衆国軍隊	電気税及びガス税
合衆国軍隊の構成員等による電気及びガスの使用で合衆国がその料金を支払うべきもの	合衆国軍隊の構成員等	
合衆国軍隊が日本国において所有する土地又はその取得	合衆国軍隊	特別土地保有税
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内において所有する土地又はその取得	軍人用販売機関等	
合衆国軍隊が日本国において所有する土地又はその取得	合衆国軍隊	
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内において所有する土地又はその取得	軍人用販売機関等	

合衆国軍隊が日本国において所有する土地又はその取得

軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内において所有する土地又はその取得

合衆国軍隊

軍人用販売機関等

特別土地保有税

に

を

(会社更生法の一部改正)

第二十五条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第百九条中「道府県たばこ消費税(都たばこ消費税を含む。及び市町村たばこ消費税(特別区たばこ消費税を含む。))を「道府県たばこ消費税(都たばこ消費税を含む。及び市町村たばこ消費税(特別区たばこ消費税を含む。))に改める。

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条の規定の施行の際に納期限の到来していない道府県たばこ消費税(都たばこ消費税を含む。及び市町村たばこ消費税(特別区たばこ消費税を含む。))は、納期限の到来していない道府県たばこ消費税(都たばこ消費税を含む。))及び市町村たばこ消費税(特別区たばこ消費税を含む。))とみなして、同条の規定による改正後の会社更生法第百九条の規定を適用する。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二十七条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第百五十五条第八項中「市町村たばこ消費税」

を「市町村たばこ税」に、「地方税法第四百六十七条第一項に規定する売渡し等」を「地方税法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等に改め、「合計額」とあるのは「合計額(日本たばこ産業株式会社が沖縄県の区域内において行つた第四百六十七条第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに於ては、当該製造たばこに係る合計額のうち当該市町村に係る額として、自治省令で定めるところにより算定した額とする。))」を削り、「合計額(日本たばこ産業株式会社が沖縄県の区域内において行つた第四百六十七条第一項に規定する売渡し等」を「合計額(日本たばこ産業株式会社が沖縄県の区域内において行つた第四百六十七条第一項に規定する売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等に改め、「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改め、同条中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

附則第四項の見出し中「市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に改め、同項中「昭和六十四年五月一日から昭和六十四年三月三十一日まで」の間に「行われた」を削る。

昭和六十三年十一月十六日 衆議院会議録第十六号 地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 前条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百五十五条第八項及び附則第四項の規定は、施行日以後に行われる新法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税について適用する。

2 日本たばこ産業株式会社が沖縄県の区域内において施行日前に行つた旧法第四百六十七条第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課する市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。

(たばこ事業法の一部改正)

第二十九条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「道府県たばこ消費税」を「道府県たばこ税」に、「市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に改める。

(たばこ事業法の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 前条の規定による改正後のたばこ事業法第九條の規定は、前条の規定の施行後に販売しようとする製造たばこの販売価格の認可について適用し、同条の規定の施行前に販売しようとする製造たばこの販売価格の認可については、なお従前の例による。

理 由

今次の税制改革の一環として、個人住民税について税率における累進度の緩和、基礎控除額等の引上げ、有価証券譲渡益課税の見直し等を行うとともに、消費税の創設に伴い電気税の廃止等現行の間接税との調整を図る等の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、今次の税制改革の一環として、個人住民税について税率における累進度の緩和、基礎控除額等の引上げ、有価証券譲渡益課税の見直し等を行うとともに、消費税の創設に伴い電気税の廃止等現行の間接税との調整を図る等の改正を行おうとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 道府県民税及び市町村民税

(一) 昭和六十四年度以後の住民税所得割の税率構造について、道府県民税及び市町村民税を合わせた税率を百分の五、百分の十、百分の十五の三段階(現行七段階)に簡素化すること。

(二) 基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額を昭和六十五年度からそれぞれ三十万円(現行二十八万円)に引き上げること。

(三) 年齢十六歳以上二十三歳未満である特定扶養親族について、扶養割増控除額三十五万円を新設し、昭和六十五年度から実施すること。

(四) 配偶者特別控除について、昭和六十五年度から控除額を三十万円(現行十四万円)に引き上げるとともに、適用要件等を改めること。

(五) 資産所得の合算課税制度を昭和六十五年度において廃止すること。

(六) 障害者・未成年者等の非課税限度額を昭和六十四年度から合計所得金額百二十五万円(現行百万円)に引き上げること。

(七) 所得割の納税義務者が昭和六十四年四月一日以後に行う株式等の譲渡による所得について、所得税において源泉分離課税を選択した場合を除き、他の所得と分離して道府県民税百分の二、市町村民税百分の四の税率により申告を通じて課税すること。

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号 地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

三六八

(イ) その他、障害者控除額等の引上げ、配偶者控除等の適用対象となる者の所得要件の引上げ、白色申告者の事業専従者控除の控除限度額の引上げ、土地等の長期譲渡所得の課税の特例措置の見直し等を昭和六十四年度又は昭和六十五年度から実施すること。

2 事業税

白色申告者の事業専従者控除の控除限度額を昭和六十五年度から配偶者である事業専従者については八十万円(現行六十万円)に、配偶者以外の事業専従者については四十七万円(現行四十五万円)に引き上げること。

3 間接税等の改正

消費税の創設に伴い、次のとおり改正することとし、昭和六十四年四月一日から実施すること。

(一) 不動産取得税について、新築特例適用住宅の取得に係る課税標準の特例控除額を千万円(現行四百五十万円)に引き上げること。

(二) 地方たばこ消費税について、名称を道府県たばこ税及び「市町村たばこ税」に改めるとともに、課税方式を従量税方式にすることとし、税率を道府県たばこ税にあつては千本につき千二百二十九円(現行従価割百分の八・一、従量割千本につき三百六十円)、市町村たばこ税にあつては千本につき千九百九十七円(現行従価割百分の十四・三、従量割千本につき六百四十円)に改めるとこと。

(三) 娯楽施設利用税について、課税対象施設をゴルフ場に限定し、名称を「ゴルフ場利用税」に改めるとともに、標準税率を八百円(現行千五百円)に引き下げる等の措置を講ずること。

(四) 料理飲食等消費税について、名称を「特別地方消費税」に改めるとともに、標準税率を百分の三(現行百分の十)に引き下げるほか、基礎控除等の制度の廃止、免税点の引上げ等の措置を講ずること。

(四) 電気税、ガス税及び木材引取税を廃止すること。

なお、以上の地方税制の改正等による増収額は、改正後の平年度において、二兆千九百九十九億円の減収が見込まれる。

二 議案の修正議決理由

住民負担の現状等にかんがみ、今次の税制改革の一環として、住民負担の軽減及び合理化等を行おうとすることは、妥当と認めるが、株式譲渡益課税については、所得税に準じて、所要の修正を行うことが必要であると認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

昭和六十三年十一月十日

税制問題等に
関する調査特
別委員長代理
理事 海部 俊樹

衆議院議長 原 健三郎殿

(別紙)

(小字及び「は修正」)

附則第三十五条の四を附則第三十五条の五とし、附則第三十五条の三を附則第三十五条の四とし、附則第三十五条の二を附則第三十五条の三とし、附則第三十五条の次に次の一条を加える。

(株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の特例)

第三十五条の二 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等(同法第三十七条の十一第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項及び第三項において「株式等に係る譲渡所得等」という。)を有する場合においては、当該株式等に係る譲渡所得等については、第三十二条第一項及び第三十二条並びに第三十五条の規定にかかわらず、他

の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下本条において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に對し、株式等に係る譲渡所得等の金額(第五項第三号の規定により適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下本条において「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。)の百分の二に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に關する規定の適用については、当該損失の金額が生じたものとみなす。

○前段

2 前項○の場合において、○株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に關する規定の適用については、当該損失の金額が生じたものとみなす。

3 道府県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七条の十第四項各号に掲げる金額(所得税法第三十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

4 前二項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三条第一項第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号、第二十四条の五第一項第三号並びに第三十四条第一項第十号から第十一号まで及び第七項の規定の適用については、第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附

則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

二 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十七条の十第六項第四号の規定により適用されることによる。

三 第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

四 第三十七条の二及び附則第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税譲渡所得金額」とあるのは「課税譲渡所得金額及び附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

五 附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第二項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第二項第二号及び第四項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、第四十五条の二の規定による申告に關する特例その他第一

項の規定の適用がある場合における道府県民税に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第三十二條第一項及び第二項並びに第三十五條」とあるのは「第三百十三條第一項及び第二項並びに第三百十四條の三」と、「第三十四條」とあるのは「第三百十四條の二」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」と、前項中「第三十三條第一項第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号、第二百九十四條の五第一項第三号並びに第三十四條第一項第十号から第十一号まで及び第七項」とあるのは「第二百九十二條第一項第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号、第二百九十五條第一項第三号及び第三項並びに第三百十四條の二」と、「第二十三條第一項第十三号」とあるのは「第二百九十二條第一項第十三号」と、「第三十二條第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四條」とあるのは「第三百十三條第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四條の二」と、「第三十七條の二及び附則第五條第一項」とあるのは「第三百十四條の七及び附則第五條第二項」と、「同條第一項中」とあるのは「同條第三項中」と、「同條第二項中」とあるのは「同條第四項中」と、「同條第二項第二号及び第四項第三号」とあるのは「同條第二項第三号及び第四項第二号」と、「第四十五條の二」とあるのは「第三百十七條の二」と読み替へるものとする。

附 則

「政令への委任」

第十五條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第十六條 株式等の譲渡に對する地方税の課税の在り方については、所得税における課税の仕組みを踏まえつつ、地方税法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十四号）附則第十條の規定に基づき、利益所得に對する地方税の課税の在り方を見直しと併せて見直しを行うものとする。

（地方財政法の一部改正）

第十六條 地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第五号中「道府県たばこ消費税、市町村たばこ消費税を、道府県たばこ税、市町村たばこ税に改め、電気税、ガス税を削る。（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）」

第十七條 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項及び第四項を削る。

第十條第一項中「第四号」を「第三号」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とする。

第四十三條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十八條 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に違反する行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方交付税法の一部改正）

第十九條 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「ゴルフ場所在の市町村を包括する道府県」を削り、「娯樂施設利用税の」を「ゴルフ場利用税の」に、「地方税法第二百一十二條の二」を「地方税法第二百一十三條」に、「娯樂施設利用税に係る」を「ゴルフ場利用税に係る」に、「娯樂施設利用税交付金」を「ゴルフ場利用税交付金」に改め、同條第三項の「道府県」の項第四号及び第五号を次のように改める。

四 道府県たばこ税 前年度の道府県たばこ税の課税標準数量

五 ゴルフ場利用税 当該道府県に所在するゴルフ場の延利用人員

第十四條第三項の「道府県」の項第六号中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同表市町村の項第四号を次のように改める。

（四）市町村たばこ税 前年度の市町村たばこ税の課税標準数量

第十四條第三項の表市町村の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を削り、第九号を第六号とし、第十号を第七号とし、第十一号を第八号とし、同表市町村の項第十二号中「娯樂施設利用税交付金」を「ゴルフ場利用税交付金」に改め、同号を同表市町村の項第九号とし、同表市町村の項第十三号から第二十号までを三号ずつ繰り上げる。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條の規定は、昭和六十四年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 昭和六十四年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條第三項の「道府県」の項第四号中「前年度の道府県たばこ税の課税標準数量」とあり、及び同表市町村の項第四号中「前年度の市町村たばこ税の課税標準数量」とあるのは、「昭和六十四年三月一日から昭和六十四年二月二十八日までの間に売渡し等が行われた製造たばこの課税標準たる本数」とする。

第二十一條 昭和六十四年度分の地方交付税に限り、地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額は、附則第十九條の規定による改正後の地方交付税法第十四條第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては基準税率（同條第二項に規定する基準税率をいう。以下同じ。）をもつて算定した当該道府県の旧道府県たばこ消費税（旧法第七十四條の二に規定する道府県たばこ消費税）の課税標準数量

府県たばこ消費税をいう。以下同じ。）、娯樂施設利用税（旧法第七十五條第一項に規定する娯樂施設利用税をいう。以下同じ。）及び旧料理飲食等消費税（旧法第二百一十三條第一項に規定する料理飲食等消費税をいう。以下同じ。）の収入見込額（ゴルフ場所在の市町村を包括する道府県の旧娯樂施設利用税の収入見込額に對しては、基準税率をもつて算定した当該道府県の旧娯樂施設利用税の収入見込額から旧法第二百一十二條の二の規定によりゴルフ場所在の市町村に對し交付するものとされる旧娯樂施設利用税に係る交付金（以下「旧娯樂施設利用税交付金」という。）の交付見込額の百分の八十に相當する額を控除した額とする。）の合算額を、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の旧市町村たばこ消費税（旧法第四百六十五條に規定する市町村たばこ消費税をいう。以下同じ。）、旧電気税（旧法第四百八十六條第一項に規定する電気税をいう。以下同じ。）、旧ガス税（旧法第四百八十六條第二項に規定するガス税をいう。以下同じ。）及び旧木材引取税（旧法第五百一十一條第一項に規定する木材引取税をいう。以下同じ。）の収入見込額並びに当該市町村の旧娯樂施設利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額の合算額を加算した額とする。

2 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

昭和六十四年度分の地方交付税に限り、地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額は、附則第十九條の規定による改正後の地方交付税法第十四條第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては基準税率（同條第二項に規定する基準税率をいう。以下同じ。）をもつて算定した当該道府県の旧道府県たばこ消費税（旧法第七十四條の二に規定する道府県たばこ消費税）の課税標準数量

府県たばこ消費税をいう。以下同じ。）、娯樂施設利用税（旧法第七十五條第一項に規定する娯樂施設利用税をいう。以下同じ。）及び旧料理飲食等消費税（旧法第二百一十三條第一項に規定する料理飲食等消費税をいう。以下同じ。）の収入見込額（ゴルフ場所在の市町村を包括する道府県の旧娯樂施設利用税の収入見込額に對しては、基準税率をもつて算定した当該道府県の旧娯樂施設利用税の収入見込額から旧法第二百一十二條の二の規定によりゴルフ場所在の市町村に對し交付するものとされる旧娯樂施設利用税に係る交付金（以下「旧娯樂施設利用税交付金」という。）の交付見込額の百分の八十に相當する額を控除した額とする。）の合算額を、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の旧市町村たばこ消費税（旧法第四百六十五條に規定する市町村たばこ消費税をいう。以下同じ。）、旧電気税（旧法第四百八十六條第一項に規定する電気税をいう。以下同じ。）、旧ガス税（旧法第四百八十六條第二項に規定するガス税をいう。以下同じ。）及び旧木材引取税（旧法第五百一十一條第一項に規定する木材引取税をいう。以下同じ。）の収入見込額並びに当該市町村の旧娯樂施設利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額の合算額を加算した額とする。

地方団体の種類	収入の項目	収入見込額の算定の基礎
道府県	一 旧道府県たばこ消費税	前年度の旧道府県たばこ消費税の課税標準額
	二 旧娯楽施設利用税	当該道府県に所在する旧法第七十五条第一項の施設の敷又は当該施設における利用物件数
	三 旧料理飲食等消費税	料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額
市町村	一 旧市町村たばこ消費税	前年度の旧市町村たばこ消費税の課税標準額
	二 旧電気税	前年度中において納入され、又は納付された旧電気税額
	三 旧ガス税	前年度中において納入され、又は納付された旧ガス税額
	四 旧木材引取税	木材の生産量及び価格
	五 旧娯楽施設利用税交付金	当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員

(税理士法の一部改正)

第二十二條 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五十一條の二 娯楽施設利用税、料理飲食等消費税を「ゴルフ場利用税、特別地方消費税」に改める。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 附則第七條第二項及び第八條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる娯楽施設利用税及び料理飲食等消費税については、前条の規定による改正前の税理士法第五十一条の二の規定は、前条の規定の施行後も、な

おその効力を有する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十四條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

合衆国軍隊による電気及びガスの使用で合衆国軍隊がその料金を支払うべきもの	合衆国軍隊の構成員等による電気及びガスの使用	合衆国軍隊が日本国において所有する土地又はその取得
合衆国軍隊	合衆国軍隊の構成員等	軍人用販売機関等
合衆国軍隊	合衆国軍隊	特別土地保有税

合衆国軍隊が日本国において所有する土地又はその取得
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内において所有する土地又はその取得

合衆国軍隊
軍人用販売機関等
特別土地保有税

(会社更生法の一部改正)

第二十五條 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第百十九條中「道府県たばこ消費税(都たばこ消費税を含む。及び市町村たばこ消費税(特別区たばこ消費税を含む。))を「道府県たばこ消費税(都たばこ消費税を含む。及び市町村たばこ消費税(特別区たばこ消費税を含む。))に改める。

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 前条の規定の施行の際に納期限の到来していない道府県たばこ消費税(都たばこ消費税を含む。及び市町村たばこ消費税(特別区たばこ消費税を含む。))は、納期限の到来していない道府県たばこ消費税(都たばこ消費税を含む。及び市町村たばこ消費税(特別区たばこ消費税を含む。))とみなし、同条の規定による改正後の会社更生法第百十九條の規定を適用する。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二十七條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第百五十五條第八項中「市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」とし、「地方税法第百六十七條第一項に規定する売渡し等」を「地方税法第百六十五條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等」に改め、「合計額」とあるのは「合計額(日本たばこ産業株式会社が沖繩県の区域内において行つた第四百六十七條第一項

に規定する売渡し等に係る製造たばこにあつては、当該製造たばこに係る合計額のうち当該市町村に係る額として、自治省令で定めるところにより算定した額とする。」「と」を削り、「合計額(日本たばこ産業株式会社が沖繩県の区域内において行つた第四百六十七條第一項に規定する売渡し等」を「合計額(日本たばこ産業株式会社が沖繩県の区域内において行つた第四百六十五條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等)」に改め、同条中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

附則第四項の見出し中市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に改め、同項中昭和六十四年五月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に行われた」を削る。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十八條 前条の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第百五十五條第八項及び附則第四項の規定は、施行日以後に行われる新法第百六十五條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税について適用する。

2 日本たばこ産業株式会社が沖繩県の区域内において施行日以前に行つた旧法第百六十七條第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課する市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。

(たばこ事業法の一部改正)

第三十九條 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「道府県たばこ消費税」を「道府県たばこ税」と、「市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」と改める。

(たばこ事業法の一部改正に伴う経過措置)

第三十條 前条の規定による改正後のたばこ事業法第九條の規定は、前条の規定の施行後に販売しようとする製造たばこの販売価格の認可について適用し、同条の規定の施行前に販売しようとする製造たばこの販売価格の認可については、なお従前の例による。

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案
右の議案を提出する。

昭和六十三年十一月十五日

提出者

渡辺美智雄

野田 毅

賛成者

安部晋太郎外六十名

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案
修正

地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第九條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に一項を加える改正規定のうち同条第一項中「附則第六十八條」を「附則第六十九條」に改める。

消費課与税法案

右

昭和三十二年七月二十九日

内閣総理大臣 竹下 登

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号

消費課与税法

(目的)

第一條 この法律は、消費課与税の地方公共団体に対する課与について必要な事項を定め、地方公共団体の財源の安定的な確保に資することを目的とする。

(消費課与税)

第二條 消費課与税は、消費税法(昭和六十三年法律第 号)の規定による消費税の収入額の五分の一に相当する額とし、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して課与するものとする。

(課与の基準)

第三條 消費課与税は、その十一分の六に相当する額を都道府県に対し、その十一分の五に相当する額を市町村に対し、それぞれ官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県又は各市町村の人口及び統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二條に規定する指定統計である事業所統計の最近に公表された結果による各都

道府県又は各市町村の従業者数にあん分して課与するものとする。

2 前項の場合においては、都道府県に対して課与すべきものにあつては同項の額の四分の一の額を同項の人口で、他の四分の三の額を同項の従業者数であん分するものとし、市町村に対して課与すべきものにあつては同項の額の二分の一の額を同項の人口で、他の二分の一の額を同項の従業者数であん分するものとする。ただし、同項の人口又は従業者数については、消費の態様その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより補正することができる。

第四條 消費課与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、都道府県に対して課与すべきものにあつてはそれぞれ当該下欄に定める額の十分の六に相当する額を、市町村に対して課与すべきものにあつてはそれぞれ当該下欄に定める額の十分の五に相当する額を課与する。

課与時期	課与時期ごとに課与すべき額
七月 月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る消費税の収入額の五分の一に相当する額
十月 月	当該年度の初日の属する年の六月から八月までの間の収納に係る消費税の収入額の五分の一に相当する額
一月 月	当該年度の初日の属する年の九月から十一月までの間の収納に係る消費税の収入額の五分の一に相当する額
三月 月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る消費税の収入額の五分の一に相当する額

2 前項に規定する各課与時期ごとに課与することとができた金額があるとき、又は各課与時期において課与すべき金額を超えて課与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、その次の課与時期に課与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(課与時期ごとの課与額の計算)
第五條 各都道府県及び市町村に対して前条第一項に規定する各課与時期ごとに課与すべき消費課与税の額として前二條の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該各

課与時期ごとに課与すべき消費課与税の額とする。

(課与額の算定に用いる資料の提出義務)
第六條 都道府県知事及び市町村の長は、自治省令で定めるところにより、消費課与税の額の算定に用いる資料を自治大臣に(市町村の長にあつては、都道府県知事を經由して自治大臣に)提出しなければならない。

(課与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)
第七條 自治大臣は、消費課与税を都道府県及び市町村に課与した後において、その課与した額の算定に錯誤があつたため、課与した額を増加し、又は減少する必要があるときは、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する課与時期において課与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該課与時期において都道府県及び市町村に課与すべき額とするものとする。

(消費課与税の使途)
第八條 国は、消費課与税の課与に当たつては、その使途について条件を付け、又は制限してはならない。

(自治省令への委任)
第九條 この法律の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項は、自治省令で定める。

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二條 昭和六十四年度分の都道府県に対して課与すべき消費課与税については、第三條第二項本文の規定にかかわらず、その四分の一の額にあつては同項の定めるところによりあん分し、他の四分の三の額(以下この項において「減収割合に係る課与総額」という。)にあつては順次次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該

各号に定める数値によりあん分して譲与するものとする。

一 減収割合に係る譲与総額のうち旧娯楽施設利用税(地方税法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号。以下この項において「改正地方税法」という。)による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この条において「旧地方税法」という。)

七十五条第一項に規定する娯楽施設利用税をいう。以下この号において同じ。)の減収額(改正地方税法の施行に伴う減収額をいう。以下この項において同じ。)に相当する額として政令で定めるものに四分の三を乗じて得た額 各都道府県の旧娯楽施設利用税の収入額を基礎として自治省令で定める数値

二 減収割合に係る譲与総額のうち旧料理飲食等消費税(旧地方税法第百三十三条第一項に規定する料理飲食等消費税をいう。以下この号において同じ。)の減収額に相当する額として政令で定めるものに四分の三を乗じて得た額

(当該額が減収割合に係る譲与総額から前号に掲げる額を控除して得た額を超える場合には、当該減収割合に係る譲与総額から同号に掲げる額を控除して得た額) 各都道府県の旧料理飲食等消費税の収入額を基礎として自治省令で定める数値

三 減収割合に係る譲与総額から前二号に掲げる額の合計額を控除して得た額 各都道府県の不動産取得税の収入額その他の財政収入に

相当する額で政令で定めるものを基礎として自治省令で定める数値

2 前項の規定は、昭和六十五年度分及び昭和六十六年度分の都道府県に対して譲与すべき消費譲与税について準用する。この場合において、昭和六十五年度分の消費譲与税にあつては同項中「四分の一」とあるのは「四分の二」と、「四分の三」とあるのは「四分の二」と、昭和六十六年度分の消費譲与税にあつては同項中「四分の一」とあるのは「四分の二」と、「四分の三」とあるのは「四分の二」と、「四分の三」とあるのは「四分の三」と読み替えるものとする。

3 昭和六十四年度分の市町村に対して譲与すべき消費譲与税については、第三条第二項本文の規定にかかわらず、その四分の一の額にあつては同項の定めるところによりあん分し、他の四分の三の額(以下この項において「旧税割合に係る譲与総額」という。)にあつては順次次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数値によりあん分して譲与するものとする。

一 旧税割合に係る譲与総額のうち旧ガス税(旧地方税法第四百八十六条第二項に規定するガス税をいう。以下この号において同じ。)の収入額に相当する額として政令で定めるものに四分の三を乗じて得た額 各市町村の旧ガス税の収入額を基礎として自治省令で定める数値

二 旧税割合に係る譲与総額のうち旧木材引取税(旧地方税法第五百五十一条第一項に規定

する木材引取税をいう。以下この号において同じ。)の収入額に相当する額として政令で定めるものに四分の三を乗じて得た額 各市町村の旧木材引取税の収入額を基礎として自治省令で定める数値

三 旧税割合に係る譲与総額から前二号に掲げる額の合計額を控除して得た額 各市町村の旧電気税(旧地方税法第四百八十六条第一項に規定する電気税をいう。)の収入額その他の財政収入に相当する額で政令で定めるものを基礎として自治省令で定める数値

4 前項の規定は、昭和六十五年度分及び昭和六十六年度分の市町村に対して譲与すべき消費譲与税について準用する。この場合において、昭和六十五年度分の消費譲与税にあつては同項中「四分の一」とあるのは「四分の二」と、「四分の三」とあるのは「四分の二」と、「四分の三」とあるのは「四分の三」と読み替えるものとする。

5 昭和六十四年度に限り、第四条第一項の表は、次の表のとおり読み替えるものとする。

譲与時期		譲与時期ごとに譲与すべき額	
譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額	譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
十月	昭和六十四年四月から八月までの間の収入額の五分の一に相当する額	十月	昭和六十四年四月から八月までの間の収入額の五分の一に相当する額
一月	昭和六十四年九月から十一月までの間の収入額の五分の一に相当する額	一月	昭和六十四年九月から十一月までの間の収入額の五分の一に相当する額
三月	昭和六十四年十二月から昭和六十五年二月までの間の収入額の五分の一に相当する額と同年の三月から五月までの間の収入額の五分の一に相当する額との合算額	三月	昭和六十四年十二月から昭和六十五年二月までの間の収入額の五分の一に相当する額と同年の三月から五月までの間の収入額の五分の一に相当する額との合算額

6 昭和六十五年度分の消費譲与税については、第四条第一項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる譲与時期ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
七月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収入額の五分の一に相当する額と同年の三月から五月までの間の収入額の五分の一に相当する額との合算額
十月	当該年度の初日の属する年の六月から八月までの間の収入額の五分の一に相当する額
一月	当該年度の初日の属する年の九月から十一月までの間の収入額の五分の一に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収入額の五分の一に相当する額と同年の三月から五月までの間の収入額の五分の一に相当する額との合算額

7 前項の規定により七月に譲与する場合において、見込譲与額が三月から五月までの間の収納に係る消費税の収入額の五分の一に相当する額を超えるときは、その次の譲与時期に譲与すべき額から当該超える額を減額するものとする。

8 前二項の規定は、昭和六十六年度から昭和七十一年度までの各年度分の消費譲与税に係る第四條第一項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額について準用する。この場合において、昭和六十六年度分の消費譲与税にあつては第六項の表中「相当する額」とあるのは「相当する額の七分の六に相当する額」と、「七分の六」とあるのは「七分の五」と、昭和六十七年度分の消費譲与税にあつては同表中「相当する額」とあるのは「相当する額の七分の五に相当する額」と、「七分の六」とあるのは「七分の四」と、昭和六十八年度分の消費譲与税にあつては同表中「相当する額」とあるのは「相当する額の七分の四に相当する額」と、「七分の六」とあるのは「七分の三」と、昭和六十九年度分の消費譲与税にあつては同表中「相当する額」とあるのは「相当する額の七分の三に相当する額」と、「七分の六」とあるのは「七分の二」と、昭和七十年年度分の消費譲与税にあつては同表中「相当する額」とあるのは「相当する額の七分の二に相当する額」と、「七分の六」とあるのは「七分の一」と、昭和七十一年度分の消費譲与税にあつては同表中「相当する額」とあるのは「相当する額の七分

の一に相当する額」と、「相当する額」と同年の三月から五月までの間に収納すべき消費税の収入額の見込額の五分の一に相当する額の七分の六に相当する額との合算額」とあるのは「相当する額」と読み替えるものとする。

9 昭和六十四年度分及び昭和六十五年度分の消費譲与税については、昭和六十五年二月及び昭和六十六年二月の収納に係る消費税の収入額の見込額によつてこれらの年の三月に譲与すべき額を算定することができるものとする。この場合における昭和六十五年度分及び昭和六十六年度分の消費譲与税の算定に關し必要な事項は、自治省令で定める。

地方財政法の一部改正

第三條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)

の一部を次のように改正する。

第四條の三第一項中「普通税」の下に「消費譲

与税」を加える。

「十三 消費譲与税 前年度の消費譲与税の譲与額

第十四條第三項の表市町村の項中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次のように加える。

「十二 消費譲与税 前年度の消費譲与税の譲与額

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 前條の規定による改正後の地方交付税法

第十四條の規定は、昭和六十四年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用す

る。

与税」を加える。

(地方交付税法の一部改正)

第四條 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百

十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「当該道府県の地方道路譲

与税」を「当該道府県の消費譲与税の収入見込額

の百分の八十の額、当該道府県の地方道路譲与

税」に、「当該市町村の特別とん譲与税」を「当該

市町村の消費譲与税の収入見込額の百分の七十

五の額、当該市町村の特別とん譲与税」に、「当

該指定市の特別とん譲与税」を「当該指定市の消

費譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当

該指定市の特別とん譲与税」に改め、同條第三

項の表道府県の項中第十六号を第十七号とし、

第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下

げ、第十二号の次に次のように加える。

「

」

「十二 消費譲与税 前年度の消費譲与税の譲与額

第十四條第三項の表市町村の項中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次のように加える。

「

」

2 昭和六十四年度から昭和六十六年度までの各

年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算

定については、前條の規定による改正後の地方

交付税法第十四條第三項の表道府県の項第十三

号中「前年度の消費譲与税の譲与額」とあるのは

「消費譲与税法(昭和六十三年法律第 号)

附則第二條第一項及び第二項の規定によつて算

定した額」と、同表市町村の項第十二号中「前年

度の消費譲与税の譲与額」とあるのは「消費譲与

税法附則第二條第三項及び第四項の規定によつ

て算定した額」とする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改

正)

第六條 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭

和二十九年法律第三号)の一部を次のように改

正する。

第三條中「繰入金」の下に「消費譲与税に充て

られる消費税」を「地方譲与税譲与金」の下に

「消費譲与税法(昭和六十三年法律第 号)

による消費譲与税の譲与金」を加える。

(自治省設置法の一部改正)

第七條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百

六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十五号から第三十七号までの規定

中「地方道路譲与税」を「消費譲与税、地方道路

譲与税」に改める。

第五條第三十三号中「地方道路譲与税」を「消

費譲与税、地方道路譲与税」に改め、同條第三

十四号中「都道府県」を「都道府県及び市町村に

譲与すべき消費譲与税、都道府県」に改める。

第十條第四号の二中「都道府県」を「都道府県

及び市町村に譲与すべき消費譲与税、都道府県」

に改める。

昭和六十三年十一月十六日 衆議院会議録第十六号 消費譲与税法案 地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書

三七四

理由

今後の税制改革に伴い、消費税の収入額の五分の一に相当する額を消費譲与税として都道府県及び市町村に譲与することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消費譲与税法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、今次の税制改革に伴い、地方公共団体の財源の安定的な確保に資するため、消費税の収入額の一部を消費譲与税として都道府県及び市町村に譲与することとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 この法律は、消費譲与税の地方公共団体に對する譲与について必要な事項を定め、地方公共団体の財源の安定的な確保に資することを目的とすること。

② 消費譲与税は、消費税の収入額の五分の一に相当する額とし、都道府県及び市町村に譲与するものとする（譲与割合は、都道府県十一分の六、市町村十一分の五）。

3 都道府県に対して譲与すべき消費譲与税は、その四分の一の額を人口（国勢調査）により、他の四分の三の額を従業者数（事業所統計）により、市町村に対して譲与すべき消費譲与税は、その二分の一の額を人口（国勢調査）により、他の二分の一の額を従業者数（事

業所統計)により、それぞれあん分して譲与するものとする。

なお、諸与基準の数値については、消費の
 態様等を参酌して補正することができるもの
 とすること。

4 消費議与税の議与時期は、七月、十月、一月及び三月とし、七月にあつては三月から五月までの間に、十月にあつては六月から八月までの間に、一月にあつては九月から十一月までの間に、三月にあつては十二月から二月までの間に、それぞれ収納した消費税の収入額の五分の一に相当する額を議与するものとする。

5 国は、消費譲与税の譲与に当たっては、その使途について条件を付け、又は制限してはならないものとする。

6 譲与の基準及び譲与時期ごとに譲与すべき額について、所要の経過措置を講ずること。

7 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行すること。

二、議案の可決理由

地方公共団体の財源の安定的な確保に資するため、消費税の創設に伴い、消費税の収入額の一部を都道府県及び市町村に譲与しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費
 本案施行に要する経費は、一兆八百八十五億

円(平年度)の見込みである。
右報告する。

昭和六十三年十一月十日

税制問題等に
関する調査特
別委員長代理
理事 海部 俊樹

衆議院議長 原 健三郎殿

地方交付税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十三年七月二十九日

内閣総理大臣 竹下 登

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「及び酒税」を「酒税及び消費税（消費課与税に係るものを除く。以下同じ。）」に改める。

第六條第一項中「百分の三十二」の下に「並びに消費税の収入額の百分の二十四」を加え、同条第二項中「百分の三十二」の下に「並びに消費税の収入見込額の百分の二十四」を加え、「こえて」を「超えて」に改める。

附則

1 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

2 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二

十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の三十二」の下に「並びに消費
税（消費譲与税に係るものを除く。）の収入見込
額の百分の二十四」を加え、「こえて」を「超え
て」に改める。

理由

今次の税制改革に伴い、新たに消費税を地方交付税の対象税目に加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、今次の税制改革に伴い、創設される消費税を地方交付税の対象税目に加え、その総額の安定的確保を図るとともに、所得税、法人税及び酒税の減税に伴う地方交付税の減収を補てんする等地方財政の運営に支障が生じないようにするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 消費税（消費課与税に係るものを除く。以下同じ。）を地方交付税の対象税目に加え、所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二並びに消費税の収入額の百分の二十四をもつて地方交付税とすること。

2 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

地方財政の状況等にかんがみ、消費税を地方交付税の対象税目に加えようとする本案は、妥当と認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、一兆四百五十億円（平年度）の見込みである。

右報告する。

昭和六十三年十一月十日

税制問題等に
関する調査特
別委員長代理
理事 海部 俊樹

衆議院議長 原 健三郎殿

昭和六十三年十一月十六日 衆議院會議録第十六号

三七六

明治三十五年三月三十一日
第三號郵便物認可

発行所

〒105

東京都港区虎ノ門一丁目二番四号
大蔵省印刷局

官報課
電話 三〇六五
電報 三〇六五

定価
五五〇円部